

平成 31 年度

都 区 財 政 調 整

 東京都総務局行政部区政課

目	次
第1部 基準財政収入額	1
第1章 概 要	3
第2章 特別区税	5
第1節 特別区民税	5
第1項 算定概要	5
1 見込方法の見直し	5
2 算定項目	5
3 決算補正率	5
第2項 算定内容	6
1 総 括	6
2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分 及び特別徴収・総合課税分）	7
3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び 特別徴収・総合課税分（所得割）	7
4 普通徴収・総合課税分（均等割）	10
5 特別徴収・総合課税分（均等割）	10
6 税額控除等	11
7 譲渡所得等・分離課税分	11
8 退職所得・分離課税分	11
9 税制改正影響額	12
10 過年度分	12
第2節 軽自動車税	13
第3節 軽自動車税環境性能割	13
第4節 特別区たばこ税	14
第5節 釦 産 税	15
第3章 利子割交付金	16
第4章 配当割交付金	16
第5章 株式等譲渡所得割交付金	16
第6章 地方消費税交付金	17
第7章 ゴルフ場利用税交付金	17
第8章 自動車取得税交付金	18
第9章 環境性能割交付金	18
第10章 地方特例交付金	18
第11章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税	19
第12章 航空機燃料譲与税	20
第13章 交通安全対策特別交付金	20
第14章 特別区民税特例加減算額	21
第15章 地方消費税交付金特例加算額	21
第16章 主な税制改正の概要	22
第1節 特別区税に係る税制改正	22
第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正	28
第2部 基準財政需要額	33
第1章 概 要	35
第2章 経常的経費に係る単価等	37
第1節 主な統一単価	37
第2節 給与費に係る標準給の改定内容	37
第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧	38
第3章 投資的経費に係る単価等	39
第1節 各種単価の設定	39
第2節 所要経費の積算の考え方	43
第3節 特定財源の積算の考え方	43
第4節 建設工事単価に係る物騰率の 算出方法	44
第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧	46
第4章 標準行政規模等一覧表	47
第5章 単位費用積算基礎	48
第1節 経常的経費	48
第1項 議会総務費	48
I 議会総務費の概要	48
II 積算の内容	49
1 議会総務費	50
(1) 人 口	50
第2項 民 生 費	77
I 民生費の概要	77
II 積算の内容	79
1 社会福祉費	80
(1) 人 口	80
2 老人福祉費	93
(1) 65歳以上人口	93
3 生活保護費	99
(1) 被保護者数	99
4 児童福祉費	103
(1) 18歳未満人口	103
(2) 区立保育所入所児童数	118
(3) 私立保育所入所児童数	121
5 国民健康保険事業助成費	123

(1) 被保険者数	123	II 積算の内容	194
6 後期高齢者医療制度事業助成費	125	1 小学校費	195
(1) 被保険者数	125	(1) 児童数	195
第3項 衛生費	126	(2) 学級数	199
I 衛生費の概要	126	(3) 学校数	200
II 積算の内容	126	2 中学校費	203
1 衛生費	127	(1) 生徒数	203
(1) 人口	127	(2) 学級数	207
第4項 清掃費	162	(3) 学校数	208
I 清掃費の概要	162	3 その他の教育費	210
II 積算の内容	163	(1) 児童生徒数	210
1 清掃総務費	164	(2) 幼稚園数	216
(1) 人口	164	(3) 人口	218
2 収集作業費	166	第8項 その他諸費	230
(1) 人口	166	I その他諸費の概要	230
3 収集車両費	169	II 積算の内容	230
(1) 人口	169	1 公債費	231
4 処理処分費	170	(1) 元利償還金	231
(1) 人口	170	2 財産費	232
第5項 経済労働費	173	(1) 年度支払額	232
I 経済労働費の概要	173	3 その他行政費	233
II 積算の内容	173	(1) 人口	233
1 生活経済費	174	第2節 投資的経費	237
(1) 人口	174	第1項 議会総務費	237
2 産業経済費	176	I 議会総務費の概要	237
(1) 事業所数	176	II 積算の内容	237
第6項 土木費	178	1 議会総務費	238
I 土木費の概要	178	(1) 人口	238
II 積算の内容	179	第2項 民生費	239
1 建築公害費	180	I 民生費の概要	239
(1) 人口	180	II 積算の内容	240
2 都市整備費	185	1 社会福祉費	241
(1) 人口	185	(1) 人口	241
3 道路橋りょう費	187	2 老人福祉費	242
(1) 道路面積	187	(1) 65歳以上人口	242
4 公園費	191	3 児童福祉費	243
(1) 公園面積	191	(1) 15歳未満人口	243
第7項 教育費	192	第3項 衛生費	244
I 教育費の概要	192	I 衛生費の概要	244

II 積算の内容	244	第2章 補正係数の種類	272
1 衛生費	245	第1節 種別補正	272
(1) 人口	245	第2節 段階補正	272
第4項 清掃費	246	第3節 密度補正	274
I 清掃費の概要	246	第4節 態容補正	275
II 積算の内容	246	第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び	
1 収集作業費	247	連乗加算の方法	276
(1) 人口	247	1 経常的経費	276
2 処理処分費	248	2 投資的経費	277
(1) 人口	248	第4章 行政費目ごとの固定費一覧	278
第5項 経済労働費	249	1 経常的経費	278
I 経済労働費の概要	249	2 投資的経費	281
II 積算の内容	249	第5章 行政費目ごとの補正係数説明	282
1 生活経済費	250	第1節 経常的経費	282
(1) 人口	250	第1項 議会総務費	282
第6項 土木費	251	第2項 民生費	286
I 土木費の概要	251	第3項 衛生費	301
II 積算の内容	253	第4項 清掃費	303
1 建築公害費	254	第5項 経済労働費	306
(1) 人口	254	第6項 土木費	308
2 都市整備費	255	第7項 教育費	313
(1) 人口	255	第8項 その他諸費	322
3 道路橋りょう費	256	第2節 投資的経費	323
(1) 道路面積	256	第1項 議会総務費	325
4 公園費	257	第2項 民生費	326
(1) 人口	257	第3項 衛生費	330
第7項 教育費	258	第4項 清掃費	331
I 教育費の概要	258	第5項 経済労働費	332
II 積算の内容	260	第6項 土木費	333
1 小学校費	261	第7項 教育費	337
(1) 学校数	261	第4部 資料編	345
2 中学校費	263	(1) 平成31年度都区財政調整方針	347
(1) 学校数	263	(2) 平成31年度都区財政調整(縦表)	348
3 その他の教育費	265		
(1) 児童生徒数	265		
(2) 園児数	266		
(3) 人口	267		
第3部 補正係数	269		
第1章 概要	271		

第 1 部

基 準 財 政 收 入 額

第1章 概 要

平成31年度の基準財政収入額は、特別区民税、軽自動車税、軽自動車税環境性能割、特別区たばこ税及び鉱産税の5つの特別区税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び地方特例交付金については収入見込額に基準税率85%を乗じた額、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金については収入見込額の全額を合計し、これに、三位一体の改革に伴う特別区民税の税源移譲分を100%算入するための措置として、税源移譲影響見込額の15%相当額を特別区民税特例加減算額として加えたほか、地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を100%算入するための措置として、増収分（社会保障財源分）の15%相当額を地方消費税交付金特例加算額として加え、1,165,313,439千円と算定した（第1表参照）。

この基準財政収入額は、人口増に伴う納税義務者数の増、雇用・所得環境の改善を反映した基幹税目である特別区民税が増となるほか、車体課税の見直しに伴い、自動車取得税交付金が減となる一方、新たに軽自動車税環境性能割と環境性能割交付金を算定し、平成30年度当初見込額に対して33,787,335千円、3.0%の増となった。

算定額の内訳は、特別区税が特別区民税877,799,264千円、軽自動車税3,300,591千円、軽自動車税環境性能割44,795千円、特別区たばこ税64,370,249千円、鉱産税0千円で計945,514,899千円、利子割交付金が2,807,916千円、配当割交付金が14,286,327千円、株式等譲渡所得割交付金が9,142,381千円、地方消費税交付金が165,602,668千円、ゴルフ場利用税交付金が31,776千円、自動車取得税交付金が3,227,813千円、環境性能割交付金が1,140,127千円、地方特例交付金が5,130,128千円、地方揮発油譲与税が3,705,342千円、自動車重量譲与税が9,826,046千円、航空機燃料譲与税が956,340千円、交通安全対策特別交付金が970,796千円、特別区民税特例加減算額が△8,339,096千円、地方消費税交付金特例加算額が11,309,976千円である。

以下、税目ごとに第2表の基準税率を考慮しない収入見込額（100%ベース）について説明する。

なお、特別区の歳入に係る主な税制改正の概要については第16章において説明する。

第1表 平成31年度基準財政収入見込額

(単位：千円、%)

区 分	平成31年度	平成30年度	対前年度比	
	収入見込額	収入見込額	増減額	増減率
特別区民税	877,799,264	843,500,070	34,299,194	4.1
軽自動車税	3,300,591	3,299,105	1,486	0.0
軽自動車税環境性能割	44,795		44,795	皆増
特別区たばこ税	64,370,249	62,926,455	1,443,794	2.3
鉱産税	0	0	0	—
税 小 計 A	945,514,899	909,725,630	35,789,269	3.9
利子割交付金 B	2,807,916	2,526,855	281,061	11.1
配当割交付金 C	14,286,327	12,131,232	2,155,095	17.8
株式等譲渡所得割交付金 D	9,142,381	8,397,497	744,884	8.9
地方消費税交付金 E	165,602,668	167,532,988	△1,930,320	△1.2
ゴルフ場利用税交付金 F	31,776	32,954	△1,178	△3.6
自動車取得税交付金 G	3,227,813	6,759,906	△3,532,093	△52.3
環境性能割交付金 H	1,140,127		1,140,127	皆増
地方特例交付金 I	5,130,128	4,798,026	332,102	6.9
計(A+B+C+D+E+F+G+H+I) J	1,146,884,035	1,111,905,088	34,978,947	3.1
地方揮発油譲与税 K	3,705,342	3,794,037	△88,695	△2.3
自動車重量譲与税 L	9,826,046	9,033,472	792,574	8.8
航空機燃料譲与税 M	956,340	945,004	11,336	1.2
交通安全対策特別交付金 N	970,796	1,020,596	△49,800	△4.9
合計額(J+K+L+M+N) O	1,162,342,559	1,126,698,197	35,644,362	3.2
特別区民税特例加減算額 P	△8,339,096	△6,613,901	△1,725,195	—
地方消費税交付金特例加算額 Q	11,309,976	11,441,808	△131,832	△1.2
基準財政収入額(O+P+Q) R	1,165,313,439	1,131,526,104	33,787,335	3.0

第2表 平成31年度基準財政収入見込額（100%ベース）

（単位：千円、%）

区 分		平成 31 年度	平成 30 年度	対 前 年 度 比	
		収 入 見 込 額	収 入 見 込 額	増 減 額	増 減 率
特 別 区 税	特 別 区 民 税	1,032,705,016	992,353,024	40,351,992	4.1
	軽 自 動 車 税	3,883,048	3,881,300	1,748	0.0
	軽 自 動 車 税 環 境 性 能	52,700		52,700	皆増
	特 別 区 た ば こ 税	75,729,705	74,031,123	1,698,582	2.3
	鉱 産 税	0	0	0	—
小 計		1,112,370,469	1,070,265,447	42,105,022	3.9
利 子 割 交 付 金		3,303,430	2,972,770	330,660	11.1
配 当 割 交 付 金		16,807,443	14,272,038	2,535,405	17.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		10,755,742	9,879,408	876,334	8.9
地 方 消 費 税 交 付 金		194,826,668	197,097,633	△2,270,965	△1.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		37,384	38,769	△1,385	△3.6
自 動 車 取 得 税 交 付 金		3,797,427	7,952,830	△4,155,403	△52.3
環 境 性 能 割 交 付 金		1,341,326		1,341,326	皆増
地 方 特 例 交 付 金		6,035,445	5,644,737	390,708	6.9
計		A 1,349,275,334	1,308,123,632	41,151,702	3.1
A×85%		B 1,146,884,035	1,111,905,088	34,978,947	3.1
地 方 揮 発 油 譲 与 税		C 3,705,342	3,794,037	△88,695	△2.3
自 動 車 重 量 譲 与 税		D 9,826,046	9,033,472	792,574	8.8
航 空 機 燃 料 譲 与 税		E 956,340	945,004	11,336	1.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		F 970,796	1,020,596	△49,800	△4.9
合 計 額 (B+C+D+E+F)		G 1,162,342,559	1,126,698,197	35,644,362	3.2
特 別 区 民 税 特 例 加 減 算 額		H △8,339,096	△6,613,901	△1,725,195	—
地 方 消 費 税 交 付 金 特 例 加 算 額		I 11,309,976	11,441,808	△131,832	△1.2
基 準 財 政 収 入 額 (G+H+I)		J 1,165,313,439	1,131,526,104	33,787,335	3.0

第2章 特別区税

第1節 特別区民税

第1項 算定概要

1 見込方法の見直し

平成19年度算定から、特別区民税の推計には税率を乗じる直前の課税標準額及び納税義務者数（「市町村税課税状況等の調」（調査基準日7月1日））を主に使用することとし、この数値に税率を乗じ、税額を算出した上で、決算時までの伸び（決算補正率）を勘案して、推計を行うこととしている。

平成27年度算定からは、平成24年7月以降、外国人も住民基本台帳制度の適用対象となったことを受け、前年度における15歳以上人口（外国人含む）に対する納税義務者数の割合による見込方法に変更した。

平成28年度算定からは、所得割課税標準額の算定の際に総所得金額等と所得控除額に分割する見込方法に変更した。

2 算定項目

特別区民税の収入見込額は、現年度課税分を現年度分と過年度分とに分け、さらに現年度分については、普通徴収・総合課税分（所得割・均等割）、特別徴収・総合課税分（所得割・均等割）、譲渡所得等・分離課税分及び退職所得・分離課税分に区分して算定した。

3 決算補正率

算定に当たっては、「市町村税課税状況等の調」（調査基準日7月1日）の数値を用いて推計を行っているため、7月1日現在の調定額から決算時の調定額までの伸びを、第3表の決算補正率として算出し、これを勘案して、決算調定見込額を算出した。

第3表 決算補正率

区 分	決算補正率
普通徴収・総合課税分（所得割）	1.0506788
普通徴収・総合課税分（均等割）	1.0717481
特別徴収・総合課税分（所得割）	
現年度課税分	0.9879487
前年度課税分	0.9610329
特別徴収・総合課税分（均等割）	
現年度課税分	0.9819482
前年度課税分	0.9501647

第2項 算定内容

1 総括

第4表のとおり、特別区民税の現年度分見込額を1,049,388,336千円、税制改正影響額を△1,357,808千円、過年度分を5,750,101千円、合計で1,053,780,629千円と算定し、標準徴収率を98%とした。

その結果、平成31年度の特別区民税の収入見込額は1,032,705,016千円と算定した。

第4表 特別区民税 調定/収入 見込額

(単位：千円、%)

区 分	平成31年度 調定/収入 見込額	平成30年度 調定/収入 見込額	対前年度比	
			増減額	増減率
現 年 度 分	1,049,388,336	1,005,509,782	43,878,554	4.4
普通徴収・総合課税分	287,225,217	273,072,084	14,153,133	5.2
所得割	280,846,553	266,988,792	13,857,761	5.2
均等割	6,378,664	6,083,292	295,372	4.9
特別徴収・総合課税分	749,393,844	712,275,005	37,118,839	5.2
所得割	737,242,961	700,313,684	36,929,277	5.3
均等割	12,150,883	11,961,321	189,562	1.6
税額控除等	△55,154,353	△43,362,012	△11,792,341	—
譲渡所得等・分離課税分	57,862,582	53,293,685	4,568,897	8.6
退職所得・分離課税分	10,061,046	10,231,020	△169,974	△1.7
税制改正影響額	△1,357,808	1,668,803	△3,026,611	△181.4
過 年 度 分	5,750,101	5,426,542	323,559	6.0
合 計 A	1,053,780,629	1,012,605,127	41,175,502	4.1
A × 標準徴収率 (98%)	1,032,705,016	992,353,024	40,351,992	4.1

2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分及び特別徴収・総合課税分）

普通徴収・総合課税分（家屋敷課税分を含む）及び特別徴収・総合課税分については、均等割、所得割とも納税義務者数を推計し算定に使用する。

まず、均等割の納税義務者数を、前年度の区部15歳以上人口（外国人含む）に対する家屋敷課税分を除いた納税義務者数の割合により算出する。第5表から平成30年度における納税義務者割合0.6238を算出し、これを平成31年1月1日現在の15歳以上人口（外国人含む）推計に乗じて、5,253,020人と算出した。

この数値に、家屋敷課税分として20,637人を加え、平成31年度の均等割納税義務者数を5,273,657人とした。

第5表 均等割納税義務者数見込

年 度	区部15歳以上人口		前年度1月1日現在		納税義務者数（家屋敷課税分除く）			納税義務者割合 （Y/X）	家屋敷課税分(人)
	X（人）		増減	%	Y（人）	増減	%		
29年度	8,248,807		—	—	5,077,655	—	—	0.6156	20,193
30年度	8,331,453		82,646	1.0	5,197,156	119,501	2.4	0.6238	20,621
31年度	8,421,000		89,547	1.1	5,253,020	55,864	1.1	※前年度据置き 0.6238	20,637

さらに、家屋敷課税分を除く納税義務者数について、過年度のシェア等を勘案し、第6表のように、各区分の納税義務者数を推計した。

第6表 平成31年度 各区分納税義務者数見込

（単位：人）

区 分	納税義務者数 （家屋敷課税分を除く）	普通徴収・総合課税分	特別徴収・総合課税分
均等割を納める者（納税義務者数合計）	5,253,020	1,679,833	3,573,187
均等割のみ納める者	184,891	134,637	50,254
所得割を納める者	5,068,129	1,545,196	3,522,933

3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）

普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）については、総所得金額等を所得種類別に算定した後、別途算定した所得控除額を差引き、課税標準額を算出した上で、普通徴収と特別徴収に按分し、税率を乗じて税額を算出した。

(1) 総所得金額等

総所得金額等については、給与所得者分・営業等所得者分及び給与・営業等所得者以外分の所得に分類し算定した。

ア 給与所得者分

給与所得者分については、給与所得者に係る総所得金額等を、前年の都平均現金給与総額（東京都総務局「毎月勤労統計調査」より）及び都平均雇用者数（東京都総務局「東京都の労働力」より）から推計した。

まず、第7表の過去9カ年の都平均現金給与総額及び都平均雇用者数と給与所得者に係る総所得金額等との相関から、

回帰方程式 $Y = a X_1 + b X_2 + c$ 、 $a = \Delta 1,342.4163$ 、 $b = 4,442,236.2953$ 、 $c = \Delta 12,702,381,516.5306$ を得る。 X_1 に2018年の都平均現金給与総額の推計値として415,455円を、 X_2 に都平均雇用者数の推計値として7,224千人をそれぞれ代入し、平成31年度の給与所得者に係る総所得金額等18,830,619,909千円を算出した。

第7表 総所得金額等（給与所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)都平均現金給与総額		前年(N-1年) 都平均雇用者数		総所得金額等 (千円)
	(西暦)	(円)	(西暦)	(千人)	
22年度	2009年	411,211	2009年	6,318	14,834,587,801
23年度	2010年	414,539	2010年	6,275	14,783,457,052
24年度	2011年	411,804	2011年	6,355	14,932,577,481
25年度	2012年	405,792	2012年	6,383	15,128,698,861
26年度	2013年	410,458	2013年	6,457	15,279,712,254
27年度	2014年	412,977	2014年	6,620	16,000,277,243
28年度	2015年	406,806	2015年	6,727	16,615,019,753
29年度	2016年	408,611	2016年	6,843	17,285,870,254
30年度	2017年	411,953	2017年	6,997	17,840,162,580
31年度	2018年	415,455	2018年	7,224	18,830,619,909

イ 営業等所得者分

営業等所得者分については、営業等所得者に係る総所得金額等を、前年の暦年名目GDPから推計した。

まず、第8表の過去10ヵ年の暦年名目GDPと営業等所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = a X + b$ 、 $a = 2,677.5591$ 、 $b = \Delta 415,903,105.3418$ を得る。 X に2018年の暦年名目GDPの推計値として550,917.0を代入し、平成31年度の営業等所得者に係る総所得金額等1,059,209,735千円を算出した。

第8表 総所得金額等（営業等所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)暦年名目GDP		総所得金額等 (千円)
	(西暦)	(十億円)	
21年度	2008年	520,715.7	1,022,129,135
22年度	2009年	489,501.0	918,392,831
23年度	2010年	500,353.9	890,318,347
24年度	2011年	491,408.5	895,507,871
25年度	2012年	494,957.2	924,152,358
26年度	2013年	503,175.6	912,380,853
27年度	2014年	513,876.0	946,955,673
28年度	2015年	531,985.8	993,987,334
29年度	2016年	538,532.8	1,027,283,555
30年度	2017年	546,608.3	1,048,724,245
31年度	2018年	550,917.0	1,059,209,735

ウ 給与・営業等所得者以外分

給与・営業等所得者以外分については、前年の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等に、第5表の納税義務者前年比伸び率である1.1%を乗じ、平成31年度の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等3,106,894,842千円を算出した。

以上を合算し、平成 31 年度の総所得金額等を 22,996,724,486 千円と算定した。

(2) 課税標準額

平成 31 年度の総合課税分の所得控除については、第 9 表のとおり、合計△5,922,176,226 千円と算定した。

第 9 表 総合課税分の所得控除見込額

(単位：千円)

所得控除の種類	所得控除の額
雑 損 控 除	△376,079
医 療 費 控 除	△199,481,179
社 会 保 険 料 控 除	△3,188,867,123
小規模企業共済等掛金控除	△79,924,411
生 命 保 険 料 控 除	△153,745,803
地 震 保 険 料 控 除	△8,526,931
障 害 者 控 除	△42,168,660
寡婦・夫・勤労学生控除	△25,414,516
配偶者・配偶者特別控除	△295,363,759
扶 養 控 除	△255,825,272
基 礎 控 除	△1,672,482,493
合 計	△5,922,176,226

(1)で算定した総所得金額等と総合課税分の所得控除額を合算した後、分離課税分の課税標準額から控除された所得控除額を前年並の 8,790,912 千円と推計し更に合算し、平成 31 年度の課税標準額は、17,083,339,172 千円と算定した。

(3) 課税標準額の普通徴収・特別徴収への按分

(2)で算定した課税標準額について、特別徴収に係る割合を過去の傾向等から 0.7392195 と算定し、これに乗じて特別徴収に係る課税標準額 12,628,337,441 千円を算出し、差引き 4,455,001,731 千円を普通徴収に係る課税標準額と算出した。

(4) 普通徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額 4,455,001,731 千円に、税率（6%）、第 3 表の決算補正率 1.0506788 を乗じ、平成 31 年度の普通徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は 280,846,553 千円と算定した。

(5) 特別徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額 12,628,337,441 千円に、税率（6%）、第 3 表の決算補正率 0.9879487 を乗じ、平成 31 年度の特別徴収・総合課税分（所得割）現年度課税分の調定見込額は 748,568,973 千円と算定した。

この調定見込額は平成 31 年度の現年度課税分であるが、個人住民税の特別徴収においては、通常、年税額を 6 月から翌年 5 月までの 12 回に分けて徴収するため、平成 31 年度の収入となるのは、そのうちの 10 ヶ月である。そこで、当該年度の収入となるべき金額を次のように調整した。

$$748,568,973 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 113,435,483 \text{ 千円} = 737,242,961 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「平成 30 年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（所得割）の課税標準額 11,803,496,286 千円に、税率（6%）、第 3 表の決算補正率 0.9610329 を乗じて、平成 30 年度の調定見込額を算出した後、平成 31 年度中の収入となる 2 ヶ月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、平成 31 年度の特別徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は 737,242,961 千円と算定した。

4 普通徴収・総合課税分（均等割）

普通徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第 6 表の普通徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 1,679,833 人に、家屋敷課税分 20,637 人を加えた 1,700,470 人に、特例税率 3,500 円※、第 3 表の決算補正率 1.0717481 を乗じ、平成 31 年度の普通徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 6,378,664 千円と算定した。

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年 12 月 2 日法律第 118 号）により、平成 26 年度から個人の市町村民税均等割の税率が 500 円引き上げられている。

5 特別徴収・総合課税分（均等割）

特別徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第 6 表の特別徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 3,573,187 人に、特例税率 3,500 円、第 3 表の決算補正率 0.9819482 を乗じ、平成 31 年度の特別徴収・総合課税分（均等割）現年度課税分の調定見込額は 12,280,396 千円と算定した。

この現年度課税分調定見込額を、「3 (5) 特別徴収・総合課税分（所得割）」と同様、次のように調整した。

$$12,280,396 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 1,917,220 \text{ 千円} = 12,150,883 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「平成 30 年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（均等割）の納税義務者数 3,459,046 人に、税率 3,500 円、第 3 表の決算補正率 0.9501647 を乗じて、平成 30 年度の調定見込額を算出した後、平成 31 年度中の収入となる 2 ヶ月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、平成 31 年度の特別徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 12,150,883 千円と算定した。

6 税額控除等

平成 31 年度の税額控除等については、過去の実績等から、第 10 表のとおり、合計△55,154,353 千円と算定した。

第10表 税額控除等見込額

(単位：千円)

税額控除等の種類		税額控除等の額
税 額 控 除	調 整 控 除	△ 9,053,299
	配 当 控 除	△ 2,241,535
	住宅借入金等特別税額控除	△ 6,135,150
	寄 附 金 税 額 控 除	△ 32,391,600
	外 国 税 額 控 除	△ 342,068
	小 計	△ 50,163,652
	税 額 調 整 額	△ 36,795
	配 当 割 額 控 除	△ 2,199,808
	株式等譲渡所得割額控除	△ 2,736,057
	減 免 税 額	△ 18,041
合 計	△ 55,154,353	

7 譲渡所得等・分離課税分

土地建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般・上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の 5 種類の所得に係る特別区民税については、総合課税分と区別し、譲渡所得等・分離課税分と区分している。

平成 31 年度の譲渡所得等・分離課税分については、第 11 表のとおり、57,862,582 千円と算定した。

第11表 譲渡所得等・分離課税分

(単位：千円)

分離課税の種類	調定見込額
分離長期譲渡所得金額に係るもの	27,760,253
分離短期譲渡所得金額に係るもの	1,210,006
一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	27,280,730
上場株式等の配当所得等の金額に係るもの	1,171,156
先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	440,437
合 計	57,862,582

8 退職所得・分離課税分

退職所得に係る特別区民税については、その所得の性格から、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する、現年分離課税主義をとっているため、総合課税分と区別し、退職所得・分離課税分として区分している。

退職所得・分離課税分は、前年度の 4 月から 6 月までの調定額と、過去の決算調定額までの伸び率を用いて、決算調定見込額を推計し、同値を調定見込額とし、平成 31 年度の退職所得・分離課税分は、10,061,046 千円と算定した。

9 税制改正影響額

平成 31 年度の税制改正影響額は、平成 29 年度税制改正「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し」(第 16 章第 1 節 4 第 30 表) による影響額として△1,357,808 千円を計上した。

10 過年度分

過年度分の特別区民税調定見込額については、前年度の特別区民税現年度分調定額と過年度分調定額との比(出現率)を用いて算定した。

前年度調定額として平成 30 年度特別区民税現年度分調定見込額を 998,281,395 千円とし、これに第 12 表の出現率 0.00576 を乗じて、平成 31 年度の過年度分の調定見込額は 5,750,101 千円と算定した。

第12表 特別区民税過年度分 出現率算出表

(単位：千円)

現年度分調定額 (A)		過年度分調定額 (B)		出現率 (B/A)
25年度	851,320,454	26年度	4,508,545	0.0053
26年度	896,337,337	27年度	5,127,221	0.0057
27年度	914,130,949	28年度	5,424,239	0.0059
28年度	948,821,084	29年度	5,717,957	0.0060
29年度	966,574,566	30年度	5,750,914	0.0059
30年度	998,281,395	31年度	5,750,101	※5カ年平均 0.00576

第2節 軽自動車税

軽自動車税の収入見込額については、過去の課税台数から平成31年度の車種別課税台数を推計し税率を乗じた調定見込額に、下記税制改正影響額を加算することで算定した。なお、決算補正率は0.995048、標準徴収率を97%とした。

結果、平成31年度の軽自動車税の収入見込額を、3,883,048千円と算定した。

第13表 軽自動車税調定見込額

(単位：台、%、千円)

区 分	27年度		28年度		29年度		30年度		平均 伸率	31年度 台数見込	税率 円	調定額 見込		
	台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比						
原付 自転車	50cc以下	226,877	94.8	213,280	94.0	201,049	94.3	188,917	94.0	94.3	178,149	2,000	356,298	
	50超90cc以下	25,203	92.2	23,051	91.5	21,224	92.1	19,735	93.0	92.2	18,196	2,000	36,392	
	90cc超	108,481	101.0	109,150	100.6	109,431	100.3	109,025	99.6	100.4	109,461	2,400	262,706	
	ミニカー	6,436	106.1	6,865	106.7	7,549	110.0	8,062	106.8	107.4	8,659	3,700	32,038	
軽 自動車	二輪 (側車付含)	110,443	96.8	106,887	96.8	104,115	97.4	102,255	98.2	97.3	99,494	3,600	358,178	
	三輪	35	89.7	41	117.1	35	85.4	32	91.4	—	32	複数税率	143	
自 動 車	乗 用 車	営業用	31	91.2	26	83.9	38	146.2	37	97.4	—	37	複数税率	232
		自家用	169,363	106.2	175,803	103.8	177,781	101.1	180,539	101.6	103.2	186,316	複数税率	1,743,171
	貨 物 車	営業用	17,630	101.2	18,043	102.3	18,356	101.7	19,774	107.7	103.2	20,407	複数税率	70,001
		自家用	118,167	99.2	117,025	99.0	114,815	98.1	112,832	98.3	98.7	111,365	複数税率	524,488
	専ら雪上	5	100.0	5	100.0	5	100.0	4	80.0	—	4	3,600	14	
小型 特殊	農耕作業用	504	104.8	489	97.0	476	97.3	485	101.9	100.3	486	2,400	1,166	
	その他	15,626	99.0	15,397	98.5	15,144	98.4	15,002	99.1	98.8	14,822	5,900	87,450	
	二輪の小型自動車	94,841	98.9	94,393	99.5	92,991	98.5	92,632	99.6	99.1	91,798	6,000	550,788	
	計	893,642	99.0	880,455	98.5	863,009	98.0	849,331	98.4	98.5	839,226	—	4,023,065	

なお、軽自動車（三輪・四輪）については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されること、平成28年度分より最初の新規検査から13年を経過したものについて重課税率が適用されること、及び平成31年度分はグリーン化特例（軽課）が適用されることから、複数の税率が適用されている。（グリーン化特例（軽課）は、第16章第1節第25表及び4第31表を参照）。

第3節 軽自動車税環境性能割

平成31年10月1日の消費税率の引上げに伴い、軽自動車税環境性能割が導入される（第16章第1節3第29表を参照）。平成31年度の軽自動車税環境性能割の収入見込額は、軽自動車税環境性能割全国収入見込額3,100百万円に特別区シェア0.017乗じた結果、52,700千円と算定した。

なお、上記収入見込額には、平成31年度税制改正における軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減（第16章第1節6第37表を参照）による影響が加味されている。

第4節 特別区たばこ税

特別区たばこ税の収入見込額については、以下のとおり、たばこの区分ごとに売渡本数を推計し、売渡時期に対応する税率を適用し算定した（具体的な税率は、第16章第1節5第32表を参照）。

その結果、第14表のとおり、平成31年度の特別区たばこ税の収入見込額は、75,729,705千円と算定した。

第14表 特別区たばこ税の収入見込額

(単位：千円, %)

区 分	平成31年度	平成30年度	対前年度比	
	収入見込額	収入見込額	増減額	増減率
旧3級品	1,359,416	1,570,632	△211,216	△13.4
旧3級品以外	74,370,289	69,925,655	4,444,634	6.4
紙巻たばこ	59,577,737	-	-	-
加熱式たばこ	14,792,552	-	-	-
税制改正影響額(※)	0	2,534,836	△2,534,836	皆減
合 計	75,729,705	74,031,123	1,698,582	2.3

(※)平成30年度の収入見込額については、たばこ税率の引上げ、加熱式たばこの課税方式の見直しについて、税制改正影響額として算定したが、平成31年度の収入見込額については、各区分において織り込み済み。

1 たばこの売渡本数の推計

喫煙率とたばこ売渡本数との相関から、回帰方程式 $Y = aX + b$ 、 $a = 1,101,865.7748$ 、 $b = \Delta 5,680,655.9825$ を得る。

Xに2019年の喫煙率17.3※を代入し、平成31年度のたばこ売渡本数を13,381,622千本と推計する（第15表のとおり）。

※2018年の喫煙率に直近の対前年増減率の3カ年平均を乗じることで推計

第15表 平成31年度特別区におけるたばこ売渡本数推計

(単位：%、千本)

年度	(西暦)	喫煙率 X	たばこ売渡本数 Y
16年度	(2004年)	29.4	26,813,463
17年度	(2005年)	29.2	26,111,767
18年度	(2006年)	26.3	24,916,467
19年度	(2007年)	26.0	23,864,572
20年度	(2008年)	25.7	22,370,051
21年度	(2009年)	24.9	20,992,118
22年度	(2010年)	23.9	19,185,776
23年度	(2011年)	21.7	17,820,783
24年度	(2012年)	21.1	17,500,596
25年度	(2013年)	20.9	17,116,244
26年度	(2014年)	19.7	16,473,269
27年度	(2015年)	19.9	16,250,422
28年度	(2016年)	19.3	15,638,215
29年度	(2017年)	18.2	14,845,689
30年度	(2018年)	17.9	14,042,741
31年度	(2019年)	17.3	13,381,622

(喫煙率：JT「全国たばこ喫煙者率調査」より)

2 旧3級品と旧3級品以外（紙巻たばこ・加熱式たばこ）の売渡本数の推計

第16表のとおり、平成31年度の旧3級品と旧3級品以外の売渡本数のシェアが前年度並になると見込み、たばこ売渡本数13,381,622千本に乗じることで、旧3級品の売渡本数を293,058千本、旧3級品以外の売渡本数を13,088,564千本と推計した。

第16表 平成31年度特別区における旧3級品、旧3級品以外たばこのシェア推計

(単位：%, 千本)

年度	旧3級品 シェア	旧3級品 売渡本数	旧3級品以外 シェア	旧3級品以外 売渡本数
29年度	2.70	401,187	97.30	14,444,502
30年度	2.19	307,536	97.81	13,735,205
31年度	2.19	293,058	97.81	13,088,564

次に、旧3級品以外の売渡本数13,088,564千本から、平成31年度の紙巻たばこと加熱式たばこの売渡本数を推計する。直近の売渡本数の実績等を踏まえ、紙巻たばこの売渡本数を10,466,925千本、加熱式たばこの売渡本数を2,621,639千本と推計した。

3 旧3級品の収入見込額

2で推計した売渡本数をもとに、第17表のとおり、旧3級品の収入見込額については、1,359,416千円と算定した。

なお、売渡時期による売渡本数の按分については、直近の売渡本数の実績等を踏まえ、算定した。

第17表 旧3級品の収入見込額

(単位：千本, 千円)

売渡時期	売渡本数	適用税率	収入見込額
平成31年 3月～平成31年 9月	182,429	4.000	729,716
平成31年10月～平成32年 2月	110,629	5.692	629,700

4 旧3級品以外（紙巻たばこ・加熱式たばこ）の収入見込額

2で推計した売渡本数をもとに、第18表のとおり、紙巻たばこについては、59,577,737千円、加熱式たばこについては、14,792,552千円と算定した。

第18表 旧3級品以外の収入見込額

(単位：千本, 千円)

	売渡本数	適用税率	収入見込額
紙巻たばこ	10,466,925	5.692	59,577,737
加熱式たばこ(※)	2,621,639		14,792,552

(※) 加熱式たばこについては、紙巻たばこの本数に換算して課税するため、売渡本数に適用税率を掛けても、収入見込額と一致しない。

第5節 鉱産税

鉱産税の収入見込額は、0円と算定した。

第3章 利子割交付金

利子割交付金は、都民税利子割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

平成31年度の利子割交付金の収入見込額は、利子割区市町村交付見込額4,375,404千円に特別区交付割合0.755を乗じた結果、3,303,430千円と算定した。

都民税利子割					
区市町村交付見込額		特別区交付割合			
4,375,404千円	×	0.755	=		3,303,430千円

第4章 配当割交付金

配当割交付金は、都民税配当割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

平成31年度の配当割交付金の収入見込額は、配当割区市町村交付見込額22,291,038千円に特別区交付割合0.754を乗じた結果、16,807,443千円と算定した。

都民税配当割					
区市町村交付見込額		特別区交付割合			
22,291,038千円	×	0.754	=		16,807,443千円

第5章 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金は、都民税株式等譲渡所得割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

平成31年度の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額は、株式等譲渡所得割区市町村交付見込額14,264,910千円に特別区交付割合0.754を乗じた結果、10,755,742千円と算定した。

都民税株式等譲渡所得割					
区市町村交付見込額		特別区交付割合			
14,264,910千円	×	0.754	=		10,755,742千円

第6章 地方消費税交付金

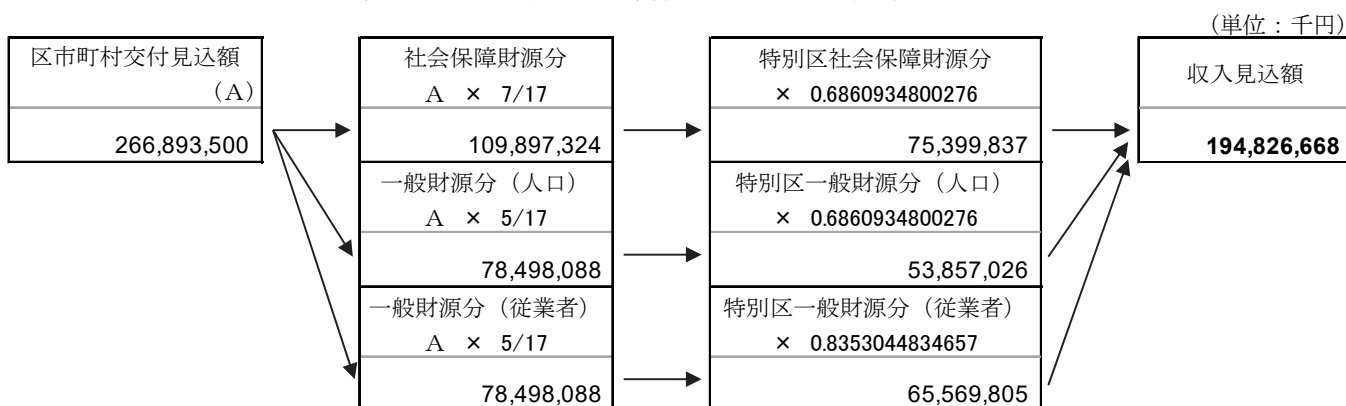
地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県清算額を加算し又は減額した後の額の2分の1に相当する額が区市町村へ交付される。

平成24年8月に成立した税制抜本改革法（平成24年8月22日法律第69号）により、消費税・地方消費税率が上げられたことに伴い、地方消費税交付金については、増収分（社会保障財源分）を人口のみにより按分し、従来分（一般財源分）として、2分の1を人口により、2分の1を従業者数により按分することとなった。

なお、平成28年11月に成立した税制抜本改革法の一部改正により、地方消費税率の引上げ時期が、平成29年4月から、平成31年10月に変更されることとなった（地方消費税交付金の按分基準等については、第16章第2節2を参照）。

平成31年度の地方消費税交付金の収入見込額は、第19表のとおり、区市町村交付見込額266,893,500千円を、社会保障財源分109,897,324千円、一般財源分（人口）78,498,088千円及び一般財源分（従業者）78,498,088千円に区分し、社会保障財源分と一般財源分（人口）に特別区人口シェア0.6860934800276を、一般財源分（従業者）に特別区従業者数シェア0.8353044834657をそれぞれ乗じた後に合算して、合計194,826,668千円と算定した。

第19表 平成31年度地方消費税交付金収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

人口は平成27年度国勢調査、従業者数は平成26年度経済センサス基礎調査による。

特別区人口 (b)	東京都人口 (B)	特別区人口シェア (b/B)
9,272,740	13,515,272	0.6860934800276
特別区従業者数 (c)	東京都従業者数 (C)	特別区従業者数シェア (c/C)
8,066,791	9,657,306	0.8353044834657

第7章 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在の区市町村に対して、当該区市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付される。

平成31年度のゴルフ場利用税交付金の収入見込額は、ゴルフ場利用税区市町村交付見込額434,700千円に特別区交付割合0.086を乗じた結果、37,384千円と算定した。

ゴルフ場利用税

区市町村交付見込額

434,700千円

×

特別区交付割合

0.086

=

37,384千円

第8章 自動車取得税交付金

自動車取得税交付金は、自動車取得税の収入額の0.665 (0.95×0.7) に相当する額が区市町村へ交付される。

平成31年度の自動車取得税交付金の収入見込額は、自動車取得税区市町村交付見込額5,713,669千円に特別区交付割合0.6646215を乗じた結果、3,797,427千円と算定した。なお、平成28年度税制改正により、交付金の原資となる自動車取得税は平成31年9月30日で廃止となる(第16章第1節3第29表を参照)。

自動車取得税

区市町村交付見込額

5,713,669千円

×

特別区交付割合

0.6646215

=

3,797,427千円

第9章 環境性能割交付金

環境性能割交付金は、平成31年10月1日より導入される自動車税環境性能割の収入額の0.4465 (0.95×0.47) に相当する額が区市町村へ交付される(第16章第2節2第43表、5第50表を参照)。

平成31年度の環境性能割交付金の収入見込額は、自動車税環境性能割区市町村交付見込額2,018,180千円に特別区交付割合0.6646215を乗じた結果、1,341,326千円と算定した。

自動車税環境性能割

区市町村交付見込額

2,018,180千円

×

特別区交付割合

0.6646215

=

1,341,326千円

第10章 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、平成20年度から地方特例交付金が交付されている。

平成31年度の地方特例交付金の収入見込額は、地方特例交付金全国交付見込額171,300百万円に区市町村交付率0.6及び特別区交付割合0.05872198を乗じた結果、6,035,445千円と算定した。

地方特例交付金

全国交付見込額

171,300百万円

×

区市町村交付率

0.6

×

特別区交付割合

0.05872198

=

6,035,445千円

第20表 特別区交付割合（1）

年 度	地方特例交付金
	特別区交付割合
26年度	0.06277326
27年度	0.06172137
28年度	0.06030230
29年度	0.05472938
30年度	0.05408361
31年度	0.05872198

第 11 章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

1 地方揮発油譲与税

平成 31 年度の地方揮発油譲与税の収入見込額は、地方揮発油譲与税全国譲与見込額 246,100 百万円に区市町村譲与率 0.42 及び特別区譲与割合 0.0358482 を乗じた結果、3,705,342 千円と算定した。

地方揮発油譲与税

$$\begin{array}{rcccl} \text{全 国 譲 与 見 込 額} & & \text{区 市 町 村 譲 与 率} & & \text{特 別 区 譲 与 割 合} \\ 246,100 \text{ 百万円} & \times & 0.42 & \times & 0.0358482 & = & 3,705,342 \text{ 千円} \end{array}$$

2 自動車重量譲与税

平成 31 年度の自動車重量譲与税の収入見込額は、自動車重量譲与税全国譲与見込額 269,200 百万円に特別区譲与割合 0.0358484 を乗じ、下記税制改正影響額を加算した結果、9,826,046 千円と算定した。

自動車重量譲与税

$$\begin{array}{rcccl} \text{全 国 譲 与 見 込 額} & & \text{特 別 区 譲 与 割 合} & & \\ 269,200 \text{ 百万円} & \times & 0.0358484 & = & 9,650,389 \text{ 千円} \end{array}$$

自動車重量税譲与税関連税制改正影響額

- ・エコカー減税（自動車重量税）の軽減割合等の見直し（平成 31 年度税制改正） … 175,657 千円
（第 16 章第 2 節 5 第 51 表参照）

第21表 特別区譲与割合（1）

年 度	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税
	特別区譲与割合	特別区譲与割合
26年度	0.0356138	0.0356134
27年度	0.0355887	0.0355887
28年度	0.0359983	0.0359994
29年度	0.0360218	0.0360223
30年度	(6月譲与分) 0.0360185	(6月譲与分) 0.0360181
31年度	0.0358482	0.0358484

第12章 航空機燃料譲与税

平成31年度の航空機燃料譲与税の収入見込額は、航空機燃料譲与税全国譲与見込額15,000百万円に区市町村譲与率0.8及び特別区譲与割合0.0796950を乗じた結果、956,340千円と算定した。

$$\begin{array}{rclclcl}
 \text{航空機燃料譲与税} & & & & & & \\
 \text{全国譲与見込額} & & \text{区市町村譲与率} & & \text{特別区譲与割合} & & \\
 15,000 \text{ 百万円} & \times & 0.8 & \times & 0.0796950 & = & 956,340 \text{ 千円}
 \end{array}$$

第22表 特別区譲与割合（2）

年 度	航空機燃料譲与税
	特別区譲与割合
26年度	0.0721191
27年度	0.0781936
28年度	0.0858329
29年度	0.0825540
30年度	(9月譲与分) 0.0797756
31年度	0.0796950

第13章 交通安全対策特別交付金

平成31年度の交通安全対策特別交付金の収入見込額は、交通安全対策特別交付金全国交付見込額57,610,227千円に特別区交付割合0.0168511を乗じた結果、970,796千円と算定した。

$$\begin{array}{rclclcl}
 \text{交通安全対策特別交付金} & & & & & & \\
 \text{全国譲与見込額} & & \text{特別区交付割合} & & & & \\
 57,610,227 \text{ 千円} & \times & 0.0168511 & = & & & 970,796 \text{ 千円}
 \end{array}$$

第23表 特別区交付割合（2）

年 度	交通安全対策特別交付金
	特別区交付割合
26年度	0.0170664
27年度	0.0167491
28年度	0.0167139
29年度	0.0167326
30年度	(9月交付分) 0.0169934
31年度	0.0168511

第 14 章 特別区民税特例加減算額

特別区民税特例加減算額は、三位一体の改革により平成 19 年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応するためとして、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 2 第 2 項において、当分の間、個人住民税のうち税源移譲に伴う増減収影響額を基準財政収入額に 100%算入することとされている。

これを受け、都区財政調整制度においても、特別区民税の算定項目から、総合課税分の所得割に係る税率改正による影響額、税額控除額等のうち調整控除額、退職所得・分離課税分に係る税率改正による影響額の合算を、税源移譲影響見込額として算定している。

平成 31 年度は、総合課税分所得割の税率改正分として△47,891,877 千円、調整控除分として△9,053,299 千円、退職所得・分離課税分の税率改正分として 216,633 千円を算定し、合計△56,728,543 千円に標準徴収率 98%を乗じ、税源移譲影響見込額は△55,593,972 千円となった。これに 15%を乗じ、平成 31 年度の特例加減算額を△8,339,096 千円と算定した。

【参考】平成19年度からの税源移譲に伴う個人住民税の税率変更について

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 200万円	5%	一 律	10%
200万円超 ～ 700万円	10%		
700万円超 ～	13%		

第 15 章 地方消費税交付金特例加算額

地方消費税交付金特例加算額は、平成 26 年 4 月の地方消費税率引上げに伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 3 において、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に 100%算入することと規定している。

これを受け、都区財政調整制度においても、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を基準財政収入額に 100%算入するため、地方消費税交付金特例加算額を算定する。

平成 31 年度は、地方消費税交付金増収分（社会保障財源分）を 75,399,837 千円と見込んだ（第 6 章参照）。これに 15%を乗じ、平成 31 年度の地方消費税交付金特例加算額を 11,309,976 千円と算定した。

第16章 主な税制改正の概要

第1節 特別区税に係る税制改正

1 平成27年度の地方税法等の一部改正(平成27年3月31日法律第2号)による税制改正の内容

第24表 平成28年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 ふるさと納税の控除限度額の拡充及び申告手続きの簡素化	<p>(1) 控除限度額の拡充 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充する。</p> <p>(2) 申告手続きの簡素化 確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。</p> <p>※ (2)は平成27年4月1日以降に行われる寄附について適用する。</p>	千円 (平年度) △ 957,000

第25表 平成27年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																			
軽自動車税 グリーン化特例(軽課)の導入及び二輪車等の標準税率の引上げ	<p>(1) 平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪以上及び三輪車の軽自動車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入する。</p> <p>※1 上記特例について自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例(軽課)とあわせて見直す。</p> <p>※2 グリーン化特例(軽課)は、平成28年度分のみ適用。 ただし、平成28年度税制改正により、適用期限を1年延長。</p> <table border="1" data-bbox="491 1227 1257 1668"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象車</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)</td> <td>概ね75%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td>・乗用車 平成32年度燃費基準+20%達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+35%達成</td> <td>概ね50%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 5,400円</td> </tr> <tr> <td>・乗用車 平成32年度燃費基準達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>概ね25%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 8,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 原動機付自転車及び二輪車に係る税率を平成28年4月1日から以下のとおり引上げる。</p> <table border="1" data-bbox="491 1780 1257 2072"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">標準税率</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原付</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽二輪(125cc超250cc以下)</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>小型二輪(250cc超)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象車		内容	電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)		概ね75%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 2,700円	ガソリン車・ハイブリッド車	・乗用車 平成32年度燃費基準+20%達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 5,400円	・乗用車 平成32年度燃費基準達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 8,100円	車種区分	標準税率		現行	改正後	原付	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円	千円 (1)(平成28年度) △ 56,000 (2) (平年度) 683,000
対象車		内容																																			
電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)		概ね75%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 2,700円																																			
ガソリン車・ハイブリッド車	・乗用車 平成32年度燃費基準+20%達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 5,400円																																			
	・乗用車 平成32年度燃費基準達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪: 8,100円																																			
車種区分	標準税率																																				
	現行	改正後																																			
原付	50cc以下	1,000円	2,000円																																		
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円																																		
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円																																		
	ミニカー	2,500円	3,700円																																		
軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円																																			
小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円																																			

第26表 平成28年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																														
特別区 たばこ税	<p>税率の見直し</p> <p>旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止する（平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で実施する。）。</p> <p style="text-align: right;">（税率は千本当たり）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>地方のたばこ税</th> <th>道府県たばこ税</th> <th>市町村たばこ税</th> <th>国のたばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>2,906円</td> <td>411円</td> <td>2,495円</td> <td>2,906円</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日</td> <td>3,406円</td> <td>481円</td> <td>2,925円</td> <td>3,406円</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日</td> <td>3,906円</td> <td>551円</td> <td>3,355円</td> <td>3,906円</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日</td> <td>4,656円</td> <td>656円</td> <td>4,000円</td> <td>4,656円</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日</td> <td>6,122円</td> <td>860円</td> <td>5,262円</td> <td>6,122円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度税制改正により、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率は、平成31年9月30日まで適用。</p>	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税	現行	2,906円	411円	2,495円	2,906円	平成28年4月1日	3,406円	481円	2,925円	3,406円	平成29年4月1日	3,906円	551円	3,355円	3,906円	平成30年4月1日	4,656円	656円	4,000円	4,656円	平成31年4月1日	6,122円	860円	5,262円	6,122円	<p>千円 （平年度） 117,000</p>
	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税																											
	現行	2,906円	411円	2,495円	2,906円																											
	平成28年4月1日	3,406円	481円	2,925円	3,406円																											
	平成29年4月1日	3,906円	551円	3,355円	3,906円																											
	平成30年4月1日	4,656円	656円	4,000円	4,656円																											
	平成31年4月1日	6,122円	860円	5,262円	6,122円																											

2 平成28年度の地方税法等の一部改正(平成28年3月31日法律第13号)による税制改正の内容

第27表 平成29年度適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税	<p>グリーン化特例（軽課）の延長</p> <p>現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長し、平成28年度に新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る。）について適用する。</p>	千円

3 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正(平成28年11月28日法律第86号)による税制改正の内容

第28表 平成31年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区 住民税	<p>住宅借入金等特別税額控除（消費税率の引上げ時期変更に伴う改正）</p> <p>消費税率の引上げ時期の変更に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限（平成31年6月30日）を平成33年12月31日まで2年6月延長する。</p> <p>なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月～平成33年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高13.65万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	平成26年4月～平成33年12月	所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高13.65万円)	千円
	居住年	控除限度額				
平成26年4月～平成33年12月	所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高13.65万円)					

第29表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税 環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	平成31年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として区市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うものとする。 これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、所要の措置を設ける。 ※平成28年度税制改正により平成29年4月1日施行予定とされていたが、消費税率引上げ時期の変更に伴い、実施時期が改正された。	千円

4 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第2号）による税制改正の内容

第30表 平成31年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																																																										
配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	<p>(1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。 なお、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得割の納税義務者の 合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とし、控除額を次のとおりとする。 なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできない。</p> <p>① 合計所得金額900万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額900万円超950万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>22万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>21万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>18万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>14万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超95万円以下</td> <td>11万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>9万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>7万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>6万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。</p>	所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円	90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円	95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円	100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円	90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円	95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円	100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円	95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円	100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円	105万円超110万円以下	6万円			<p>千円 (平成31年度) △ 1,357,808 (平年度) △ 1,548,600</p>
所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額																																																																											
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																										
900万円以下	33万円	38万円																																																																										
900万円超950万円以下	22万円	26万円																																																																										
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																																																										
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円																																																																									
90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円																																																																									
95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円																																																																									
100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円																																																																									
90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円																																																																									
95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円																																																																									
100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円																																																																									
95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円																																																																									
100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円																																																																									
105万円超110万円以下	6万円																																																																											

第31表 平成30年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税 グリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例（軽課）について、対象を重点化し、適用期限を2年延長し、平成29、30年度に新規取得した軽自動車（新車に限る。）について適用する。	千円 (平成30年度) 29,900

5 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年3月31日法律第3号)による税制改正の内容

第32表 平成30年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																									
特別区たばこ税	税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直し	千円 (1)(平成30年度) 1,921,446 (2)(平成30年度) 613,390																									
	(1) 税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。 (税率は千本当たり)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>地方のたばこ税</th> <th>道府県たばこ税</th> <th>市町村たばこ税</th> <th>国のたばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>6,122円</td> <td>860円</td> <td>5,262円</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>6,622円</td> <td>930円</td> <td>5,692円</td> <td>6,622円</td> </tr> <tr> <td>平成32年10月1日</td> <td>7,122円</td> <td>1,000円</td> <td>6,122円</td> <td>7,122円</td> </tr> <tr> <td>平成33年10月1日</td> <td>7,622円</td> <td>1,070円</td> <td>6,552円</td> <td>7,622円</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円	平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	
	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税																						
	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円																						
	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円																						
	平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円																						
	平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円																						
	(2) 「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数へ換算する方式とする（平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する。）。																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行の換算方法</th> <th>改正後の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>現行の換算本数×1.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.8</td> <td>新換算本数×0.2</td> </tr> <tr> <td>平成31年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.6</td> <td>新換算本数×0.4</td> </tr> <tr> <td>平成32年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.4</td> <td>新換算本数×0.6</td> </tr> <tr> <td>平成33年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.2</td> <td>新換算本数×0.8</td> </tr> <tr> <td>平成34年10月1日</td> <td>—</td> <td>新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table>		現行の換算方法	改正後の換算方法	現行	現行の換算本数×1.0	—	平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2	平成31年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4	平成32年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6	平成33年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8	平成34年10月1日	—	新換算本数×1.0					
	現行の換算方法	改正後の換算方法																									
現行	現行の換算本数×1.0	—																									
平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2																									
平成31年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4																									
平成32年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6																									
平成33年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8																									
平成34年10月1日	—	新換算本数×1.0																									

第33表 平成33年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額 千円																															
特別区民税	<p>個人所得課税の見直し</p> <p>(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替</p> <p>給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引き上げる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>給与所得控除・公的年金等控除</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>+10万円（控除額：33万円→43万円）</td> </tr> </table> <p>※ただし、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には、10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）</p> <p>(2) 給与所得控除の見直し</p> <p>給与所得控除の上限額が適用される給与収入を、現行の1,000万円（控除額220万円）から、次のとおり引き下げる。（上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30～32年度分</th> <th>平成33年度分以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限が適用される給与収入</td> <td>1,000万円</td> <td>850万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除の上限額</td> <td>220万円</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する場合、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）</p> <p>(3) 公的年金等控除の見直し</p> <p>① 公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額に上限を設定する。（上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>上限が適用される公的年金等収入</td> <td>1,000万円超</td> </tr> <tr> <td>公的年金等控除の上限額</td> <td>195.5万円</td> </tr> </table> <p>② 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額を引き下げる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>公的年金等収入以外の所得金額</th> <th>公的年金等控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超</td> <td>△20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 基礎控除の見直し</p> <p>合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超の所得割の納税義務者に係る基礎控除について、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所得割の納税義務者の合計所得金額</th> <th>基礎控除の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下 （給与収入2,595万円超2,645万円以下）</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下 （給与収入2,645万円超2,695万円以下）</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超 （給与収入2,695万円超）</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	給与所得控除・公的年金等控除	△10万円	基礎控除	+10万円（控除額：33万円→43万円）		平成30～32年度分	平成33年度分以後	上限が適用される給与収入	1,000万円	850万円	給与所得控除の上限額	220万円	195万円	上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超	公的年金等控除の上限額	195.5万円	公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額	1,000万円超	△10万円	2,000万円超	△20万円	所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額	2,400万円超2,450万円以下 （給与収入2,595万円超2,645万円以下）	29万円	2,450万円超2,500万円以下 （給与収入2,645万円超2,695万円以下）	15万円	2,500万円超 （給与収入2,695万円超）	適用なし	
	給与所得控除・公的年金等控除	△10万円																															
	基礎控除	+10万円（控除額：33万円→43万円）																															
		平成30～32年度分	平成33年度分以後																														
	上限が適用される給与収入	1,000万円	850万円																														
	給与所得控除の上限額	220万円	195万円																														
	上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超																															
	公的年金等控除の上限額	195.5万円																															
	公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額																															
	1,000万円超	△10万円																															
	2,000万円超	△20万円																															
	所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額																															
	2,400万円超2,450万円以下 （給与収入2,595万円超2,645万円以下）	29万円																															
	2,450万円超2,500万円以下 （給与収入2,645万円超2,695万円以下）	15万円																															
	2,500万円超 （給与収入2,695万円超）	適用なし																															

6 平成31年度地方税法等の一部改正(平成31年3月改正予定分)による税制改正の内容

第34表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の拡充	平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合で消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長(現行10年→13年)し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等×7%(最高13.65万円))の範囲内において、個人住民税額から控除する。	千円

第35表 平成32年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 ふるさと納税制度の見直し	過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外とすることができるよう、制度の見直しを行う。 ※平成31年6月1日以降に支出された寄附金について適用。	千円

第36表 平成33年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 子どもの貧困に対応するための非課税措置	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。	千円

第37表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。 (2) 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。	千円

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

第38表 平成34年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																				
軽自動車税種別割 グリーン化特例(軽課)の大幅見直し	平成33年度及び平成34年度に新規取得した自家用乗用車に係るグリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等に限定する。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)</td> <td>75% 軽減</td> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)</td> <td>75% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+30%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td>2020年度基準+30%達成</td> <td>軽減なし</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準+10%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td>2020年度基準+10%達成</td> <td>軽減なし</td> </tr> </tbody> </table> ※現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長する。(平成32年度新規取得分まで)	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)	75% 軽減	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)	75% 軽減	2020年度基準+30%達成	50% 軽減	2020年度基準+30%達成	軽減なし	2020年度基準+10%達成	25% 軽減	2020年度基準+10%達成	軽減なし	千円
【改正前】		【改正後】																				
区分	軽減率	区分	軽減率																			
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)	75% 軽減	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からN0x10%低減達成)	75% 軽減																			
2020年度基準+30%達成	50% 軽減	2020年度基準+30%達成	軽減なし																			
2020年度基準+10%達成	25% 軽減	2020年度基準+10%達成	軽減なし																			

第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正

1 平成28年度の所得税法等の一部改正(平成28年3月31日法律第15号)による税制改正の内容

第39表 平成28年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																
特別区財政調整交付金 法人実効税率の引下げ及び課税ベースの拡大等	<p>(1) 法人税及び法人事業税について、下記のとおり税率を引き下げる。</p> <p>【法人税】 税率 23.9% → 23.4% (△0.5%) … 平成28・29年度 税率 23.9% → 23.2% (△0.7%) … 平成30年度 ※ 法人税は、それぞれ、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成30年4月1日以降に開始する事業年度について適用する。</p> <p>【法人事業税所得割】 税率 6.0% → 3.6% (△2.4%) ※ 平成28年4月1日以降開始の事業年度について適用する。 ※ 所得割の税率には、地方法人特別税の税率を含む。</p> <p>法人実効税率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>～H28. 3. 31</th> <th>H28. 4. 1～ (実効税率引下げ)</th> <th>H30. 4. 1～ (実効税率引下げ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人実効税率(標準)</td> <td>32.11</td> <td>29.97</td> <td>29.74</td> </tr> <tr> <td>〃(東京都超過)</td> <td>33.06</td> <td>30.86</td> <td>30.62</td> </tr> <tr> <td>うち法人住民税法人税割</td> <td>3.66</td> <td>3.68</td> <td>3.64</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人住民税法人税割は、都超過税率による実効税率</p> <p>(2) 租税特別措置の見直し、減価償却の見直し、欠損金繰越控除の更なる見直し、法人事業税の外形標準課税の更なる拡大により課税ベースを拡大する。</p>		～H28. 3. 31	H28. 4. 1～ (実効税率引下げ)	H30. 4. 1～ (実効税率引下げ)	法人実効税率(標準)	32.11	29.97	29.74	〃(東京都超過)	33.06	30.86	30.62	うち法人住民税法人税割	3.66	3.68	3.64	千円
	～H28. 3. 31	H28. 4. 1～ (実効税率引下げ)	H30. 4. 1～ (実効税率引下げ)															
法人実効税率(標準)	32.11	29.97	29.74															
〃(東京都超過)	33.06	30.86	30.62															
うち法人住民税法人税割	3.66	3.68	3.64															

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年8月22日法律第69号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。)等の一部改正(平成28年11月28日法律第86号)による税制改正の内容

※ 地方消費税率の引上げ時期等は、「税制抜本改革法(地方)」の一部改正(平成27年3月31日法律第2号)により平成29年4月1日施行とされていたが、平成31年10月1日に変更された。

第40表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金 地方消費税率の引上げ(時期の変更)	<p>(1) 消費税率10%への引上げ時期を変更し、第41表のとおりとする。</p> <p>(2) 引上げ分の地方消費税収入(市町村交付金分を含む)については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てる。</p> <p>(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する(各年度の交付基準は第41表のとおり)。</p>	<p>千円</p> <p>(平成32年度)</p> <p>55,700,000 (平年度)</p> <p>69,800,000</p> <p>※ 増減収見込額は、平成27年度決算見込額に対する増減である。</p>

第41表 消費税、地方消費税率と区市町村交付基準の推移

	平成9年4月～	平成26年4月～	平成27年4月～	平成31年		平成32年4月～	平成33年4月～
				～9月	10月～		
国・地方消費税率	5%	8%		10%			
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕		2.2% 〔消費税額の 78分の22〕			
うち 区市町村交付分	地方消費税納付額の2分の1						
地方消費税交付金 按分基準	2分の1を人口 2分の1を従業者数	(社会保障財源分) 12分の2を人口 (一般財源分) 12分の5を人口 12分の5を従業者数	(社会保障財源分) 17分の7を人口 (一般財源分) 17分の5を人口 17分の5を従業者数	(社会保障財源分) 21分の11を人口 (一般財源分) 21分の5を人口 21分の5を従業者数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者数		

第42表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金 消費税の軽減税率の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 平成31年10月から軽減税率制度を導入。 (2) 対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料 (3) 軽減税率は8% (国分：6.24%、地方分：1.76%) (4) 平成35年10月から適格請求書等保存方式を導入。それまでは簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。	千円

第43表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税交付金 自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	平成31年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 都道府県は、自動車税環境性能割について、その税収から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の100分の65を区市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。	千円

第44表 平成31年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区財政調整交付金	<p>(1) 消費税率10%段階において、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化。</p> <p>【法人住民税法人税割】 道府県民税 : 税率 3.2% → 1.0% (△2.2%) 市町村民税 : 税率 9.7% → 6.0% (△3.7%) ※ 平成31年10月1日以降開始の事業年度について適用する。</p> <p>【地方法人税】 税率 4.4% → 10.3% (+5.9%) ※ 平成31年10月1日以降開始の事業年度について適用する。</p> <p>(2) 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元するとともに、法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設。 (特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる)</p> <p>【法人事業税交付金の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額 : 法人事業税額の5.4% (平成31、32年度は経過措置あり) ・交付基準 : 従業者数 (平成32～34年度は経過措置あり) 	億円

3 地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第2号）による税制改正の内容

第45表 平成29年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税交付金	<p>エコカー減税の対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、平成29、30年度の2年間延長する。 なお、乗用車については、税率の軽減率が平成29年度から30年度にかけて段階的に引上げとする。</p>	千円

第46表 平成29年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	<p>(1) 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外する。</p> <p>(2) 清算基準に用いる人口と従業者数の割合を17.5%（現行15%）、7.5%（現行10%）に変更する。</p>	千円

4 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年3月31日政令第125号)による税制改正の内容

第47表 平成30年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	<p>(1) 小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上値と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外する。</p> <p>(2) 上記に伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外(50%)の代替指標を人口とする。</p>	千円 (平成30年度) △37,965,483

5 平成31年度の地方税法等の一部改正(平成31年3月予定分)による税制改正の内容

第48表 平成31年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	<p>清算に利用するサービス業対個人事業収入額について、平成24年経済センサス活動調査に基づき定める額から、平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新する。</p> <p>なお、更新に際して、当該調査の「総合リース業」等の欄の額を除外する。</p>	千円

第49表 平成31年度適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税交付金	<p>エコカー減税において、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を6月延長する。</p> <p>※平成31年4月1日～9月30日の間の措置</p>	千円

第50表 平成31年度以降適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
環境性能割交付金	<p>(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。</p> <p>(2) 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%軽減する特例措置を講ずる。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。</p> <p>平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>平成31～33年度</th> <th>平成34年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村への交付率</td> <td>65%</td> <td>47%</td> <td>43%</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	平成31～33年度	平成34年度～	市町村への交付率	65%	47%	43%	千円
	改正前	平成31～33年度	平成34年度～							
市町村への交付率	65%	47%	43%							

第51表 平成31年度以降適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車重量税	<p>エコカー減税において、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。</p>	175,657千円

第52表 平成31年度以降適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額												
森林環境税・譲与税の創設	<p>森林環境税（国税、平成36年度から課税）の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に対して平成31年度から譲与する。 ※平成35年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。</p> <p>譲与基準：（市町村）総額の9割に相当する額を私有林人口林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分 ※市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正 （都道府県）総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分</p> <p>平成31年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年度から平成36年度まで</td> <td>100分の80</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>平成37年度から平成40年度まで</td> <td>100分の85</td> <td>100分の15</td> </tr> <tr> <td>平成41年度から平成44年度まで</td> <td>100分の88</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	市町村	都道府県	平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20	平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15	平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12	千円 （平成31年度） 362,701
期 間	市町村	都道府県												
平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20												
平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15												
平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12												

第53表 平成31年10月1日以降適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																		
地方法人課税における新たな偏在是正措置	<p>(1) 消費税率10%段階において復元される法人事業税（所得割・収入割の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（国税）を創設する。 ・課税標準：法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）</p> <p>・主な税率区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な税率区分</th> <th colspan="2">法人事業税 （所得割・収入割）</th> <th rowspan="2">特別法人事業税 （創設）</th> </tr> <tr> <th>（復元後）</th> <th>（改正後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超の普通法人</td> <td>3.6%</td> <td>⇒ 1%</td> <td>税額の260%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の普通法人等</td> <td>9.6%</td> <td>⇒ 7%</td> <td>税額の37%</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税対象法人</td> <td>1.3%</td> <td>⇒ 1%</td> <td>税額の30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・賦課徴収：都道府県（法人事業税と併せて実施）</p> <p>・国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み</p> <p>・適用期日：平成31年10月1日以降に開始する事業年度から適用</p> <p>(2) 特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県に譲与する特別法人事業譲与税を創設する。</p> <p>譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組みを設ける ※当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない（財源超過額を上限）</p> <p>譲与開始時期：平成32年度</p> <p>(3) 特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないように、交付率を100分の7.7（現行100分の5.4）に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。</p> <p>※上記の「現行」とは、平成31年10月以降に適用することとされている交付率に関する規定</p>	主な税率区分	法人事業税 （所得割・収入割）		特別法人事業税 （創設）	（復元後）	（改正後）	資本金1億円超の普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%	資本金1億円以下の普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%	収入金額課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%	千円
主な税率区分	法人事業税 （所得割・収入割）		特別法人事業税 （創設）																	
	（復元後）	（改正後）																		
資本金1億円超の普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%																	
資本金1億円以下の普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%																	
収入金額課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%																	

第 2 部

基 準 財 政 需 要 額

第1章 概 要

平成31年度都区財政調整については、平成31年1月30日開催の都区協議会において、「平成31年度都区財政調整方針及び同見込」（第4部資料編参照）が決定された。

基準財政需要額については、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行うものとされた。

本年度の主な改正点は、次のとおりである。

1 経常的経費

(1) 次の経費等について、新たに算定した。

ア 議会総務費

行政評価事務費、水害対策経費、職員昇任選考費、財産管理費（施設保全・営繕積算システム）、区立施設定期点検調査費（外壁点検）、区立施設定期点検調査費（フロア排出点検）

イ 民生費

地域福祉計画策定経費、待機児童解消緊急対策対応経費（認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費）、学校等情報配信システム運用経費

ウ 衛生費

新生児聴覚検査費、公害保健対策費（ダイオキシン類測定委託）

エ 土木費

空き家対策等事業費、【態容補正】中心地区まちづくり調整業務費

オ 教育費

学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査）、部活動大会参加費等助成経費、スポーツ推進計画策定経費、学校等情報配信システム運用経費

(2) 次の経費等について、算定の充実を図った。

ア 議会総務費

防災市民組織育成費（防災用資器材）、住民基本台帳整備費・賦課徴収費、安全安心メールシステム関連経費

イ 民生費

障害者就労支援事業費、老人福祉施設入所措置費、区立保育所管理運営費（管理運営委託（委託施設））

ウ 衛生費

健康相談事業費、予防接種費（B型肝炎）、母子歯科健康診査費

エ 経済労働費

公衆浴場助成事業費、労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）

オ 土木費

都市景観づくり事業費、街路灯維持補修費

カ 教育費

教育相談事業費（スクールソーシャルワーカー報酬）

(3) 次の経費等について、算定内容を見直した。

ア 経済労働費

【態容補正】勤労福祉会館管理運営費

イ 土木費

住宅対策費（特定優良賃貸住宅家賃対策補助）、土木自動車整備費

(4) 次の経費等について、算定の改善等を行った。

ア 議会総務費

【態容補正】議会運営費、災害用食料の備蓄（避難所用）

イ 民生費

認証保育所運営費等事業費、国民健康保険事業助成費

ウ 土木費

工事単価（土木工事）（平成31年度臨時的算定）、放置自転車等対策事業費、私道整備助成金（排水設備工事）

エ 教育費

要保護準要保護児童・生徒就学援助費、【中学校費】特別支援学級等運営費

オ 人件費

行政系人事制度改正に伴う対応

(5) その他、物騰等による所要の単価改定を行った。

2 投資的経費

(1) 次の経費等について、新たに算定、算定内容の見直し等を行った。

ア 土木費

【態容補正】空き家対策等事業費を新たに算定

【態容補正】まちづくり事業費（鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業費）を新たに算定

【態容補正】まちづくり事業費（沿道環境整備事業費）の算定内容の見直し

公園費の見直し

工事単価（土木工事）（平成31年度臨時的算定）

工事単価（建築工事）（平成31年度臨時的算定）

イ 教育費

【密度補正（中学校費）】特別支援教室に係る算定を改善

(2) その他

ア 平成31年度に限り、公共施設の臨時的改築工事費を算定

イ その他、物騰等による所要の単価改定

3 地方消費税率の引上げによる増収分について

(1) 引上げ分の地方消費税収入（社会保障財源分）については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。

(2) 平成31年度都区財政調整においては、子ども・子育て支援新制度に係る経費、国民健康保険事業助成費の保険者支援制度の拡充に伴う低所得者対策経費等を算定した。

なお、保育所待機児童解消に向けた私立保育所入所児童数を増やす取組などについても、適切に測定単位の増を見込んでいる。

第2章 経常的経費に係る単価等

第1節 主な統一単価

1 給与費に係る標準給	7,696,504円						
2 時間外勤務手当	2,870円						
3 一般賃金	8,340円						
4 普通旅費	<table> <tr> <td>近接地内</td> <td>505円</td> </tr> <tr> <td>近接地外</td> <td>39,600円</td> </tr> <tr> <td>研修旅費</td> <td>497円</td> </tr> </table>	近接地内	505円	近接地外	39,600円	研修旅費	497円
近接地内	505円						
近接地外	39,600円						
研修旅費	497円						

第2節 給与費に係る標準給の改定内容

第1項 本年度主要改定内容

給与費に係る標準給 (7,696,504円)

- (1) 昇給昇格モデルについて、行政系人事制度改正に応じた見直しを行い、職層別区分の主任他を主任及び係員に分化した。
- (2) 職員共済組合事業主負担金等の負担率を変更した。
- (3) 平成31年度給与改定経費は見込んでいない。

第2項 積算等

職層別区分	標準給料		職層別標準給	職員構成比	統合標準給
	級号給	月額			
部長級	行(一) 6-056	497,000円	15,243,443円	0.0084628521	7,696,504円
課長級	行(一) 5-068	433,100円	12,940,147円	0.0265960566	
職員A	行(一) 3-089	388,200円	9,801,970円	0.1879905470	
職員B	行(一) 2-057	304,600円	7,713,742円	0.3185385796	
職員C	行(一) 1-063	242,500円	6,134,704円	0.3132083283	
技能系	行(二) 2-053	289,100円	7,310,833円	0.1214158804	
フルタイム再任用	行(一) 2	233,200円	4,811,303円	0.0237877559	

注1) 職層別区分

部長級、課長級、職員A(係長級)、職員B(主任)、職員C(係員)、技能系及びフルタイム再任用とした。

注2) 標準給料

行政職給料表(一)及び(二)による。

注3) 統合標準給の積算

「職層別標準給×職層別職員構成比」の累計

第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧

経費の種類	測定単位	標準職員数			経費の種類	測定単位	標準職員数				
		計	比例人員	固定人員			計	比例人員	固定人員		
議会総務費	人口	456.23	258.71	197.52	生活経済費	人口	5.10	0.50	4.60		
民生費	社会福祉費	人口	117.25	109.45	7.80	経済労働費	産業経済費	事業所数	17.90	8.90	9.00
	老人福祉費	65歳以上人口	64.92	47.03	17.89		土木費	建築公害費	人口	93.00	56.56
	生活保護費	被保護者数	39.05	27.24	11.81	都市整備費		人口	41.00	35.32	5.68
生費	児童福祉費	18歳未満人口	132.95	98.60	34.35	木	道橋りょう費	道路面積	49.00	42.93	6.07
		区立保育所入所児童数	457.00	457.00	—		費	公園費	公園面積	18.35	3.79
費	国民健康保険事業助成費	被保険者数	54.00	33.69	20.31	教		小学校費	学校数	87.00	87.00
	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	8.00	2.05	5.95		中学校費	学校数	33.00	33.00	—
衛生費	人口	129.37	82.12	47.25	育	その他の教育費	児童生徒数	86.50	50.05	36.45	
清掃費	清掃総務費	人口	18.19	11.52			6.67	幼稚園数	57.75	57.75	—
	収集作業費	人口	122.79	100.87	21.92	費	人口	53.20	32.63	20.57	
費	収集車両費	人口	9.00	6.00	3.00		標準区職員数	2,195.35	1,687.51	507.84	
	処理処分費	人口	44.80	44.80	—						

第3章 投資的経費に係る単価等

第1節 各種単価の設定

単価の設定（用地単価を除く。）については、消費税が平成31年10月に8%から10%へ増税されることから、通年1%増（8%→9%）とするとともに、建築工事△2.8%、土木工事△1.8%の物騰率を見込んで設定した。

1 建築単価

区分	単価	内容説明
工事単価	331,400円/㎡	・主体、主体設備、特殊付帯工事費等 281,200円/㎡
		・通常の基礎工事 17,000円/㎡
		・設計、工事監理委託料 33,200円/㎡
改築	348,100円/㎡ (公衆便所 777,100円/㎡)	新設工事費+解体工事費
大規模改修	7,300円/㎡ (公衆便所 9,100円/㎡)	

注1) 特殊付帯工事には、冷暖房設備、変電設備、昇降機、外構工事等を含む。

注2) 通常の基礎工事とは普通の支持力で支持層15mまで（全区に算入される）。

注3) 初度調弁費は、主体、主体設備、特殊付帯、通常の基礎工事費の50/1,000。

注4) 平成31年度に限り平成26、27年度の2か年における単価上昇分について、当該単価上昇率を乗じた単価とした。

2 用地単価

428,000円/㎡ → 東京都基準地価格調査（平成30年7月1日）による区部住宅地の対前年変動率を乗じて設定

3 その他単価

(1) 道路改良・ガードパイプ取替及び橋りょう架替単価

ア 道路改良単価の決定

(7) 幅員の設定基準

① 4.5m未満は、表層AC4cm、上層路盤AS5cm、下層路盤M10cm、C15cm

② 4.5m以上は、アスファルト・コンクリート舗装

・4.5m以上～6.5m未満 表層AC5cm、基層AC5cm、上層路盤M10cm、下層路盤C20cm

・6.5m以上～8.5m未満 表層AC5cm、基層AC10cm、上層路盤M10cm、下層路盤C30cm

・8.5m以上 表層AC5cm、基層AC20cm、上層路盤M15cm、下層路盤C20cm

〔 AC アスファルト混合物層 M 粒度調整碎石層
AS アスファルト処理混合物層 C クラッシャーラン碎石層 〕

③ CBR（舗装厚決定基準） 3%

(イ) 車道改良単価及び歩道込修正単価

幅員	4.5m未満	4.5m以上6.5m未満 (平均5.5m)	6.5m以上8.5m未満 (平均7.5m)	8.5m以上 (平均14.0m)
単価	12,500円/㎡	13,700円/㎡	18,700円/㎡	23,600円/㎡
歩道込修正単価	歩道の有無	無	無	片側 (1.5m)
	修正単価	12,500円/㎡	13,700円/㎡	15,900円/㎡
				両側 (1.5m × 2)
				19,600円/㎡

注) 歩道込修正単価の算出方法

$$\text{歩道込修正単価} = \frac{\text{車道単価} \times \text{車道幅員} + \text{歩道単価} \times \text{歩道幅員}}{\text{道路平均幅員}}$$

6.5m以上～8.5m未満の場合

$$\frac{18,700\text{円}/\text{m}^2 \times 6.0\text{m} + 4,900\text{円}/\text{m}^2 \times 1.5\text{m}}{7.5\text{m}} \approx 15,900\text{円}/\text{m}^2$$

8.5m以上の場合

$$\frac{23,600\text{円}/\text{m}^2 \times 11.0\text{m} + 4,900\text{円}/\text{m}^2 \times 3.0\text{m}}{14.0\text{m}} \approx 19,600\text{円}/\text{m}^2$$

イ ガードパイプ取替・橋りょう架替

区分	単価	備考	
ガードパイプ	21,600円/m		
橋りょう	鋼橋	535,000円/㎡	設計委託料4%含む
	木橋・コンクリート橋	293,900円/㎡	〃

(2) 公園造成単価

<一般公園>

区分	単価
造成工事	32,480円/㎡
設計委託料	520円/㎡
計	33,000円/㎡

注) 造成工事には、整地、芝張、植栽、外柵等を含む。

(3) 義務教育施設建設単価等

項 目	符号	単 価	内 容 説 明	備考	
校舎建設単価 基準面積 小：5,540㎡ 養：1,800㎡ 中：6,086㎡	小 B	242,800円/㎡	主体付帯工事費	188,900円/㎡	
	C		基礎工事費	13,200円/㎡	
	養 B		変電施設	4,400円/㎡	
			C	設計、工事監理委託料	
	中 B		校具費	5,200円/㎡	
			C	その他工事費	
新設校校具費	小 D	44,383,000円/校			
	養 D				
	中 D	56,754,000円/校			
給食室設置経費	小 E	153,746,000円/校		ドライシステム	
	養 E	143,434,000円/校			
	中 E				
新設校活性汚泥槽経費	小 -	42,363,000円/校		下水道未普及地域	
	養 F				
	中 -				
鉄筋校舎取壊し経費	小 F	16,900円/㎡			
	中 F				
工事用仮設校舎経費	小 G	28,000円/㎡			
	中 G				
防火戸設置経費	小 H	1,001,000円/戸			
	養 G				
	中 H				
屋内運動場建設単価 基準面積 小：1,215㎡ 養：629㎡ 中：1,138㎡	小 J	276,500円/㎡	主体付帯工事費	215,700円/㎡	
	養 I		基礎工事費	13,600円/㎡	
			変電施設	1,400円/㎡	
			設計、工事監理委託料	40,200円/㎡	
中 J	校具費	5,600円/㎡			
屋内運動場取壊し経費	小 -	15,100円/㎡			
	養 -				
	中 -				
寄宿舎建設単価	養 K	267,000円/㎡			

項 目	符号	単 価	内 容 説 明		備考	
学校プール建設単価 基準面積 小： 250㎡ 養： 200㎡ 中： 300㎡	小	L	289,800円/㎡	主体付帯工事費	218,100円/㎡	
	養	M		基礎工事費	9,900円/㎡	
	中	L		設計、工事監理委託料	61,800円/㎡	
学校プール内蔵経費	小	M	36,300円/㎡			
	養	N				
	中	M				
学校プール取壊し経費	小	—	21,900円/㎡			
	養	—				
	中	—				
武道場建設経費	中	—	276,500円/㎡	建設単価	基準面積 柔剣道場：450㎡ 剣道場：300㎡ 柔道場：250㎡	
	中	—	15,100円/㎡	取壊し経費		
	中	—	800,000円/校	大規模改修経費		
大規模改修経費	小	—	22,482,000円/校	校舎	15,690,000円/校	
				給食室	1,433,000円/校	
				屋内運動場	2,571,000円/校	
				プール	593,000円/校	
				校庭	1,602,000円/校	
				フェンス	593,000円/校	
	養	—	12,628,000円/校	校舎	7,047,000円/校	
				給食室	1,434,000円/校	
				屋内運動場	1,453,000円/校	
中	—	24,315,000円/校	プール	499,000円/校		
			校庭	1,602,000円/校		
			フェンス	593,000円/校		
中	—	24,315,000円/校	校舎	16,935,000円/校		
			給食室	1,434,000円/校		
			屋内運動場	2,428,000円/校		
			プール	645,000円/校		
			校庭	2,205,000円/校		
			フェンス	668,000円/校		

注) 項目欄中「小」とは小学校費を、「養」とは小学校費(特別支援学校及び養護学園・態容補正)を、「中」とは中学校費をいう。

また、符号欄について、「小」は小学校費の態容補正(Ⅱ)、「養」は小学校費の態容補正(Ⅳ)、「中」は中学校費の態容補正(Ⅱ)の、それぞれの算式における符号と一致する。

第2節 所要経費の積算の考え方

区 分		積 算 式	
新 設 経 費	工 事 費	単 価 × 標準事業規模 × 標準区事業量 331,400円/㎡ a ㎡ b か所	
	用 地 費	単 価 × 標準事業規模 × 標準区事業量 428,000円/㎡ a ㎡ b か所	
改 築 経 費	工 事 費	単 価 × 耐用年数 × 標準事業規模 348,100円/㎡ 1/50 ㎡	
大規模改修経費	工 事 費	単 価 × 標準事業規模 7,300円/㎡ ㎡	

注) 改築経費の考え方(参考)

改築経費については、減価償却方式(定額法)に準じ算定する。

$$(A \text{円}/\text{㎡} \times \text{㎡}) \times 1/50 \div \text{年間償却額} ※$$

↓ ↓
調 達 価 額 耐用年数

※ [・耐用年数を50年とする。
地方公営企業法施行規則別表の定め、事務用RC造り。]

- ・経費ごとに算定される改築経費(例えば50か所分)を全額投入すれば、当該年度に1か所の改築が可能となる。
- ・現況数の少ない経費は積み立てて投入され、一定の期間ごとに改築可能とする。

第3節 特定財源の積算の考え方

区 分		積 算 式		備 考
国 庫 支 出 金	補 助 単 価 × 標準規模 × 補助率 × 国庫採択見込率 × 標準区事業量 x 円 y ㎡ 1/α Z/100 p 所	※ 国庫採択見込率 国庫採択実績見込量 標準区事業量		
		同 上		
都 支 出 金	同 上		同 上	
特 別 区 債	建 物 工事単価 × 標準規模 × 充当率 × 許可見込率 × 標準区事業量	※ 許可見込率 許可見込事業量 標準区事業量		
		同 上		
公 園 用 地	用地単価 × 標準区数量 × 充当率 × 許可見込率		同 上	

第4節 建設工事単価に係る物騰率の算出方法

1 建築工事関係

(1) 物価構成比の上昇率

区 分	29年4月	29年5月		29年6月		29年7月		29年8月	
		4→5月上昇率	構成比	5→6月上昇率	構成比	6→7月上昇率	構成比	7→8月上昇率	構成比
資材費	28.65	1.000	28.64	1.002	28.71	1.001	28.73	1.004	28.85
労務費	63.62	0.936	59.55	1.029	61.28	0.998	61.15	0.993	60.73
共通経費	7.73	1.001	7.74	1.000	7.74	1.001	7.75	1.002	7.76
計	100.00	0.959	95.93	1.019	97.72	0.999	97.63	0.997	97.34
29年9月		29年10月		29年11月		29年12月		30年1月	
8→9月上昇率	構成比	9→10月上昇率	構成比	10→11月上昇率	構成比	11→12月上昇率	構成比	12→1月上昇率	構成比
1.006	29.02	1.005	29.15	1.006	29.32	1.005	29.46	1.011	29.77
1.013	61.52	1.036	63.73	0.960	61.18	0.988	60.45	0.906	54.77
1.000	7.76	1.001	7.77	1.001	7.78	1.000	7.78	1.002	7.79
1.010	98.29	1.024	100.66	0.976	98.28	0.994	97.68	0.945	92.33
30年2月		30年3月		30年4月		30年5月		30年6月	
1→2月上昇率	構成比	2→3月上昇率	構成比	3→4月上昇率	構成比	4→5月上昇率	構成比	5→6月上昇率	構成比
1.004	29.88	1.004	30.01	1.006	30.19	1.006	30.38	1.003	30.48
1.029	56.35	0.978	55.11	1.075	59.25	1.015	60.14	0.972	58.45
1.001	7.80	0.998	7.79	0.999	7.78	1.000	7.78	1.002	7.79
1.019	94.04	0.988	92.91	1.046	97.21	1.011	98.29	0.984	96.73

注1) 資材費の上昇率は、日銀企業物価指数及び総務省消費者物価指数による。

注2) 労務費の上昇率は、厚生労働省毎月勤労統計の建設業の給与による。

注3) 共通経費の上昇率は、総務省消費者物価指数による。

(2) 平成30年4月 → 平成31年4月上昇率推計

< $Y = m t + b$ の一次直線により、回帰式を求める。 >

平成29年4月の構成比を100として各時点を指数化し、次式に代入して解く。

$$\begin{cases} \sum Y = n b + m \sum t \cdots \cdots \textcircled{1} \\ \sum t Y = b \sum t + m \sum t^2 \cdots \cdots \textcircled{2} \end{cases}$$

$$\textcircled{1} \text{より、} 15b = 1,455.04 \quad \therefore b = 97.00 \quad \cdots \cdots \textcircled{3}$$

$$\textcircled{2} \text{より、} 280m = \Delta 54.96 \quad \therefore m = \Delta 0.20 \quad \cdots \cdots \textcircled{4}$$

$$\textcircled{3} \text{及び} \textcircled{4} \text{を} Y = m t + b \text{に代入} \quad Y = \Delta 0.20 t + 97.00 \quad \cdots \cdots \textcircled{5}$$

$$29 \text{年} 4 \text{月を} t = -7 \text{としたので} 31 \text{年} 4 \text{月は} t = 17 \quad Y = \Delta 0.20 \times 17 + 97.00 = 93.60$$

よって、30年4月 → 31年4月の上昇率は、 $\left(\frac{93.60}{97.21} - 1\right) \times 100 \div \Delta 3.7\%$

また、消費増税（8% → 10%）を反映し、 $\left(100 - 3.7\right) \times \frac{109}{108} - 100 \div \Delta 2.8\%$

2 土木工事関係

(1) 物価構成比の上昇率

区 分	29年4月	29年5月		29年6月		29年7月		29年8月	
		4→5月上昇率	構成比	5→6月上昇率	構成比	6→7月上昇率	構成比	7→8月上昇率	構成比
資材費	40.90	1.000	40.91	1.002	41.02	1.002	41.10	1.002	41.17
労務費	43.98	0.936	41.16	1.029	42.36	0.998	42.27	0.993	41.98
共通経費	15.12	1.001	15.14	1.000	15.14	1.001	15.15	1.002	15.18
計	100.00	0.972	97.21	1.013	98.51	1.000	98.53	0.998	98.33
29年9月		29年10月		29年11月		29年12月		30年1月	
8→9月上昇率	構成比	9→10月上昇率	構成比	10→11月上昇率	構成比	11→12月上昇率	構成比	12→1月上昇率	構成比
1.001	41.19	1.001	41.24	1.001	41.30	1.005	41.49	1.001	41.55
1.013	42.52	1.036	44.05	0.960	42.29	0.988	41.78	0.906	37.86
1.000	15.18	1.001	15.20	1.001	15.21	1.000	15.21	1.002	15.25
1.006	98.89	1.016	100.49	0.983	98.80	0.997	98.49	0.961	94.65
30年2月		30年3月		30年4月		30年5月		30年6月	
1→2月上昇率	構成比	2→3月上昇率	構成比	3→4月上昇率	構成比	4→5月上昇率	構成比	5→6月上昇率	構成比
1.001	41.60	1.002	41.67	1.004	41.83	1.004	42.02	0.999	41.98
1.029	38.95	0.978	38.10	1.075	40.95	1.015	41.57	0.972	40.40
1.001	15.26	0.998	15.23	0.999	15.21	1.000	15.21	1.002	15.25
1.012	95.81	0.991	94.99	1.032	98.00	1.008	98.80	0.988	97.63

注1)～注3) 前頁建築工事関係と同様。

(2) 平成30年4月 → 平成31年4月上昇率推計

前頁建築工事関係の上昇率推計と同様の方法による。

31年4月（t=17）は、 $Y = \Delta 0.15 \times 17 + 97.94 = 95.39$

よって、30年4月 → 31年4月の上昇率は、 $\left(\frac{95.39}{98.00} - 1\right) \times 100 \div \Delta 2.7\%$

また、消費増税（8% → 10%）を反映し、 $\left(100 - 2.7\right) \times \frac{109}{108} - 100 \div \Delta 1.8\%$

第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧

経費の種類		測定単位	施設	標準事業規模	
議会総務費		人口	地域交流施設	m ² 23,670	
民生費	社会福祉費	人口	心身障害者福祉施設	10,620	
	老人福祉費	65歳以上人口	高齢者福祉施設	18,250	
	児童福祉費	15歳未満人口	児童福祉施設	35,473	
衛生費		人口	保健衛生施設	7,100	
清掃費	収集作業費	人口	清掃事務所・事業所	4,000	
		人口	車庫	1,800	
経労働済費	生活経済費	人口	消費者及び商工振興施設	3,200	
土木費	建築公害費	人口	区営住宅	28,280	
	道路橋りょう費	道路面積	公衆便所（道路）	270	
	公園費	人口	公園（新設工事費）	1,500	
			公園（新設用地費）	400	
			公園（改修工事費）	300,000	
公衆便所（公園）			2,160		
教育費	小学校費	学校数	小学校 (1校あたり)	校舎	5,540
				給食室	319
				屋内運動場	1,215
				プール	630
				校庭	4,000
				フェンス	670
	中学校費	学校数	中学校 (1校あたり)	校舎	6,086
				給食室	266
				屋内運動場	1,138
				プール	700
				校庭	5,600
				フェンス	756
	その他の教育費	児童生徒数	校外施設	6,000	
		園児数	幼稚園	10,875	
		人口	生涯学習関連施設	35,300	
各種運動施設			136,220		

第4章 標準行政規模等一覧表

経費の種類		測定単位		測定単位の標準区数値			
		経常的経費	投資的経費				
議会総務費		人	口	人	口	350,000人	
民 生 費	社会福祉費	人	口	人	口	350,000人	
	老人福祉費	65歳以上人口	65歳以上人口	65歳以上人口	65歳以上人口	63,000人	
	生活保護費	被保護者数	—	被保護者数	被保護者数	7,600人	
	児童福祉費	18歳未満人口	—	—	18歳未満人口	18歳未満人口	47,000人
		区立保育所入所児童数	—	—	区立保育所入所児童数	区立保育所入所児童数	3,400人
		私立保育所入所児童数	—	—	私立保育所入所児童数	私立保育所入所児童数	1,100人
	—	—	15歳未満人口	15歳未満人口	15歳未満人口	38,000人	
国民健康保険事業助成費	被保険者数	—	—	被保険者数	被保険者数	113,780人	
後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	—	—	被保険者数	被保険者数	34,000人	
衛生費		人	口	人	口	350,000人	
清 掃 費	清掃総務費	人	口	—	—	350,000人	
	収集作業費	人	口	人	口	350,000人	
	収集車両費	人	口	—	—	350,000人	
	処理処分費	人	口	人	口	350,000人	
経 済 費	生活経済費	人	口	人	口	350,000人	
	産業経済費	事業所数	—	事業所数	事業所数	12,000箇所	
土 木 費	建築公害費	人	口	人	口	350,000人	
	都市整備費	人	口	人	口	350,000人	
	道路橋りょう費	道路面積	道路面積	道路面積	道路面積	2,322,000㎡	
	公園費	公園面積	—	公園面積	公園面積	300,000㎡	
教 育 費	小学校費	児童数	—	児童数	児童数	24,480人	
		学級数	—	学級数	学級数	612学級	
		学校数	学校数	学校数	学校数	34校	
	中学校費	生徒数	—	—	生徒数	生徒数	10,800人
		学級数	—	—	学級数	学級数	270学級
	—	学校数	学校数	学校数	学校数	18校	
	その他の教育費	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	35,280人	
—	幼稚園数	—	—	幼稚園数	幼稚園数	15箇所	
—	—	園児数	園児数	園児数	1,800人		
そ の 他 諸 費	公債費	元	償還金	—	—	元	償還金
	財産費	年度	支払額	—	—	年度	支払額
	その他行政費	人	口	—	—	人	口

第5章 単位費用積算基礎

第1節 経常的経費

第1項 議会総務費

I 議会総務費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
 - ア 区議会議員の報酬、費用弁償等の区議会運営費及び区議会事務局運営に要する経費
 - イ 一般管理事務費、企画調査費、財産管理費、電子計算事務費、総合行政ネットワーク運営経費及び都区市町村電子自治体共同運営システム経費等
 - ウ 人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国市長会負担金及び全国市議会議長会負担金
 - エ 広報広聴費、災害対策費、国民保護法関連事業経費及び安全安心まちづくり推進事業費等
 - オ 区長・副区長・教育長に係る給料・職員手当・共済費、職員研修費及び庁舎維持管理費等
 - カ 住民基本台帳整備費、住居表示管理費、出張所管理運営費、文化振興事業費及び男女共同参画事業費等
 - キ 都民税及び特別区税の賦課徴収に要する経費
 - ク 選挙管理委員会費、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙の執行費並びに区長及び区議会議員選挙の公営費
 - ケ 監査委員の給料、報酬その他監査事務局の事務に要する経費等
 - コ 特別区職員の退職手当に要する経費
 - サ 再任用（短時間）職員給与に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を10,094,371,011円、特定財源を1,072,437,500円と見込み、差引一般財源所要額を9,021,933,511円と算定した。

この結果、単位費用を25,777円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 新たに行政評価に係る経費について、算定した。
- (2) 新たに水害対策に係る経費について、算定した。
- (3) 新たに職員の昇任選考試験に係る経費について、算定した。
- (4) 新たに施設保全・営繕積算システムに係る経費について、算定した。
- (5) 新たに建築基準法に基づく区立施設の外壁点検に係る経費について、算定した。
- (6) 新たにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく区立施設の第一種特定製品のフロン排出点検に係る経費について、算定した。
- (7) 安全安心メールシステムに係る経費について、算定の充実を図った。
- (8) 防災市民組織に対する防災用資器材の配備等に係る経費について、標準区における資器材の配置モデルを設定し、算定の充実を図った。

- (9) 各種証明書（印鑑証明、住民登録証明及び納課税証明）のコンビニ交付に係る経費を追加算定するとともに、特定財源を見直し、算定の充実を図った。
- (10) 議会運営費について、各人口区分の議員定数を見直し、算定を改善した。
- (11) 避難所用の食料の備蓄に係る経費について、東京都地域防災計画の修正を踏まえた備蓄品となるよう見直し、算定を改善した。
- (12) その他所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 会 費	議会運営費	報酬	438,460,038	円 議長 $919,100円 \times 12月 + 919,100円$ $\times 145 / 100 \times 3.60月 = 15,826,902円$ 副議長 $788,600円 \times 12月 + 788,600円$ $\times 145 / 100 \times 3.60月 = 13,579,692円$ 委員長 $(658,300円 \times 12月 + 658,300円$ $\times 145 / 100 \times 3.60月) \times 8人 = 90,687,408円$ 委員長（予算特別委員会・決算特別委員会） $\{ (658,300円 \times 2月 + 658,300円 \times 145 / 100$ $\times 3.60月 \times 0.15) +$ $(609,700円 \times 10月 + 609,700円 \times 145 / 100$ $\times 3.60月 \times 0.85) \} \times 2人 = 21,268,576円$ 副委員長 $(631,500円 \times 12月 + 631,500円$ $\times 145 / 100 \times 3.60月) \times 8人 = 86,995,440円$ 副委員長（予算特別委員会・決算特別委員会） $\{ (631,500円 \times 2月 + 631,500円 \times 145 / 100$ $\times 3.60月 \times 0.15) +$ $(609,700円 \times 10月 + 609,700円 \times 145 / 100$ $\times 3.60月 \times 0.85) \} \times 2人 = 21,119,408円$ 議員 $(609,700円 \times 12月 + 609,700円$ $\times 145 / 100 \times 3.60月) \times 18人 = 188,982,612円$		
		共済費	112,369,600	地方議会議員共済会給付費負担金 $610,000円 \times \frac{38.2}{100} \times 12月 \times 40人 = 111,849,600円$ 地方議会議員共済会事務負担金 $13,000円 \times 40人 = 520,000円$		
		災害補償費	657,690	$438,460,038円 \times \frac{1.5}{1,000} = 657,690円$		
		旅費	6,958,100	費用弁償		
				議長、副議長 695,700円 議員 @164,800円 $\times 38人 = 6,262,400円$		
		交際費	967,000	議長交際費 967,000円		
		需用費	1,378,600	議員人頭割		
				消耗品費 482,600円 印刷製本費 413,400円 会議費 482,600円		
		負担金補助及び交付金	980,000	議長会・委員長会等分担金 980,000円		
			計	561,771,028		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 会 準 費	議 事 務 局 運 営 費	給与費	107,751,056	円 @7,696,504円 × 14.0人 = 107,751,056円		
		職員手当等	1,719,130	時間外勤務手当	@2,870円 × 599時間 = 1,719,130円	
		旅費	267,480	普通旅費		
		需用費	678,600	近接地内	@505円 × 18回 × 12月 = 109,080円	
				近接地外	@39,600円 × 4回 = 158,400円	
		役務費	10,989,200	消耗品費	678,600円	
		委託料	10,225,100	通信運搬費	338,100円	
				新聞折込・配布委託	3,735,600円	
				会議録作成委託	6,915,500円	
		使用料及び賃借料	1,641,100	議会公開システム保守	2,231,700円	
				区議会だより作成委託	7,993,400円	
		備品購入費	349,900	自動車借上料	225,200円	
				システム機器リース料	1,415,900円	
計	133,621,566	図書購入及び一般事務用	349,900円			
小計	695,392,594					
的 総 務 管 理 費	一 般 管 理 事 務 費	給与費	2,695,546,596	@7,696,504円 × 350.23人 = 2,695,546,596円		
		職員手当等	28,890,690	宿日直手当		
		災害補償費	1,001,435	土・日・休日	@6,000円 × 238日	
				平日	@6,000円 × 241日	
				年末年始	@6,000円 × 12日	
		賃金	14,595,000	職員公務災害見舞金	1,001,435円	
		報償費	1,566,100	一般賃金	@8,340円 × 1,750人 = 14,595,000円	
		旅費	5,082,840	普通旅費		
		交際費	2,450,000	近接地内	@505円 × 414回 × 12月 = 2,508,840円	
				近接地外	@39,600円 × 65回 = 2,574,000円	
		需用費	31,541,600	消耗品費	20,426,700円	
				印刷製本費	8,095,900円	
				会議費	998,900円	
修繕料	2,020,100円					
役務費	14,824,000	郵便料	2,794,000円			
		電話料	12,030,000円			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 礎	〔一般管理事務費〕	使用料及び賃借料	33,792,700	円			
		備品購入費	15,455,000	円			
		負担金補助及び交付金	1,538,000	円			
		計	2,846,283,961	円			
		総合教育議会	役員費	140,300	円		
	準 務	企画調査費	職員手当等	2,775,290	時間外勤務手当 @2,870円 × 967時間 = 2,775,290円		
			報償費	126,800	126,800円		
		旅 費	旅 費	373,740	普通旅費		
			近接地内		@505円 × 29回 × 12月 = 175,740円		
				近接地外	@39,600円 × 5回 = 198,000円		
需用費		需用費	1,570,800	消耗品費 368,000円			
		印刷製本費		1,202,800円			
的 管		委託料	委託料	5,939,700	調査、計画委託料 5,939,700円		
			使用料及び賃借料	34,200	34,200円		
		備品購入費	備品購入費	61,600	一般事務用 61,600円		
	負担金補助及び交付金		16,000	負担金 16,000円			
	計	10,898,130					
経 理	行政評価事務費	報償費	580,000	行政評価委員謝礼 580,000円			
		需用費	205,000	消耗品費 22,000円 印刷製本費 183,000円			
	役員費	役員費	106,000	会議録作成経費 106,000円			
		計	891,000				
費 費	財政管理費	職員手当等	高所危険手当（検査）	@300円 × 104回 = 31,200円			
			時間外勤務手当	@2,870円 × 624時間 = 1,790,880円			
	旅 費	旅 費	364,440	普通旅費			
		近接地内	@505円 × 34回 × 12月 = 206,040円				
	近接地外	@39,600円 × 4回 = 158,400円					
	需用費	需用費	2,380,000	消耗品費 756,600円			
		印刷製本費		1,623,400円			
役員費	役員費	31,900	31,900円				
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	48,500	48,500円				
	備品購入費	備品購入費	436,200	一般事務用 436,200円			
		計	5,083,120				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 管 理 費	電子計算 事務費	需用費	9,351,000	電子計算機用消耗品	9,351,000円
		役務費	45,038,000	オンライン等回線使用料	45,038,000円
		委託料	199,092,000	情報システム保守委託	199,092,000円
		使用料及び 賃借料	199,521,000	電子計算機レンタルリース料	199,521,000円
		計	453,002,000		
	施設予約 システム 経費	役務費	2,728,000	回線使用料	2,728,000円
		委託料	13,369,000	システム保守委託	13,369,000円
		使用料及び 賃借料	8,787,600	機器リース料	8,787,600円
	計	24,884,600			
	総合行政 ネットワーク (LGWAN) 運営経費	役務費	348,800	回線使用料	348,800円
		委託料	1,046,700	提供設備保守委託	1,046,700円
		使用料及び 賃借料	1,471,900	提供設備等リース料	1,471,900円
計	2,867,400				
情報セキュリ ティクラウド 運用経費	負担金補助 及び交付金	10,136,246	共同利用負担金	10,136,246円	
自治体中間 サーバー・ プラットフォーム 運用経費	負担金補助 及び交付金	4,150,000	運用経費負担金	4,150,000円	
都区市町村 電子自治体 共同運営 システム 経費	委託料	12,656,000	電子申請・調達サービス提供委託料	12,656,000円	
	負担金補助 及び交付金	545,000	共同事務処理分担金	545,000円	
計	計	13,201,000			
人 事 委 員 会 費	負担金補助 及び交付金	11,370,478	共同事務処理分担金	11,370,478円	
	特別区 協分会 負担金	5,117,902	共同事務処理分担金	5,117,902円	
	特別区 事務分 担金	10,889,850	共同事務処理分担金	10,889,850円	
	特別区 議事分 担金	2,722,516	共同事務処理分担金	2,722,516円	
	全国市長 会 負担金	1,326,000	共同事務処理分担金	1,326,000円	
	全国市 議長 会 負担金	1,295,000	共同事務処理分担金	1,295,000円	
	法務管理費	報酬	2,776,800	顧問弁護士 @159,400円 × 12月 = 1,912,800円 行政不服審査会委員 @24,000円 × 9回 × 4人 = 864,000円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 礎	〔法 務 管 理 費〕	円					
		職員手当等	149,240	時間外勤務手当	@2,870円 × 52時間 = 149,240円		
		報 償 費	24,300	法務事務研修会講師謝礼等	24,300円		
		旅 費	77,500	普通旅費			
				近接地内	@505円 × 40回 = 20,200円		
				近接地外	39,600円		
				費用弁償	17,700円		
		需 用 費	211,000	消耗品費	47,100円		
				印刷製本費	119,100円		
				会議費	44,800円		
準 務		役 務 費	184,480	通信運搬費	6,620円		
				行政不服審査会反訳経費	177,860円		
		委 託 料	4,549,100	例規データシステム保守委託	4,549,100円		
		使用料及び 賃借料	15,100	複写機借上料	15,100円		
		備品購入費	18,500		18,500円		
		計	8,006,020				
		的 管	指定管理者 選定等経費	報 償 費	374,300	選定委員会委員謝礼	@64,500円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ = 245,100円
						評価委員会委員謝礼	@34,000円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ = 129,200円
				委 託 料	991,400	財務分析及び労働環境分析委託	991,400円
			計	1,365,700			
経 理	広報広聴費	職員手当等	2,020,480	時間外勤務手当	@2,870円 × 704時間 = 2,020,480円		
		報 償 費	929,500		929,500円		
		旅 費	449,280	普通旅費			
				近接地内	@505円 × 48回 × 12月 = 290,880円		
				近接地外	@39,600円 × 4回 = 158,400円		
		需 用 費	50,085,300	消耗品費	1,578,900円		
				印刷製本費	48,227,300円		
				会議費	166,700円		
				修繕料	112,400円		
		役 務 費	42,647,600	回線使用料	233,500円		
		郵便料	254,800円				
		区民便利帳配布経費	1,854,100円				
		新聞折込料等	40,305,200円				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 管 理 費 策 費	〔 広 報 費 〕 〔 広 聴 費 〕	委託料	94,938,800	円	
		使用料及び賃借料	157,200		16,410,300円
		工事請負費	1,912,000		6,290,100円
		備品購入費	522,600		57,434,100円
		負担金補助及び交付金	32,000		5,392,100円
		計	193,694,760		9,412,200円
		情報公開・個人情報保護事業費	報酬	603,360	
		報償費	474,750		情報公開・個人情報保護審査会 @18,990円 × 5回 × 5人 = 474,750円
		需用費	154,000		消耗品費 154,000円
		役務費	138,600		審議会・審査会テープ翻訳等 138,600円
	計	1,370,710			
	災害	防災対策報酬	19,279,320		防災会議委員 @9,250円 × 30人 × 2回 = 555,000円 防災指導員 @3,120,720円 × 6人 = 18,724,320円
		職員手当等	634,270		時間外勤務手当（地域防災計画作成等） @2,870円 × 221時間 = 634,270円
		旅費	114,635		普通旅費 @505円 × 227回 = 114,635円
		需用費	1,033,400		印刷製本費 949,900円 会議費 83,500円
		負担金補助及び交付金	900,000		防火防災協会助成 @300,000円 × 3団体 = 900,000円
		計	21,961,625		
	対 策	災害応急職員手当等	2,221,380		時間外勤務手当（災害時） @2,870円 × 774時間 = 2,221,380円
		需用費	195,640		消耗品費 195,640円
		備品購入費	720,000		被服及び一般事務用 557,200円 災害対策本部用 162,800円
		計	3,137,020		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基	総	災	円				
			災害職員手当等	2,221,380	時間外勤務手当	@2,870円 × 774時間 = 2,221,380円	
			救助費賃金	583,800	アルバイト賃金	@8,340円 × 70人 = 583,800円	
			〔災害救助法適用外〕	旅費	326,230	普通旅費	@505円 × 646回 = 326,230円
				需用費	786,500	救援物資等	741,900円
			使用料及び賃借料	186,800	印刷製本費	44,600円	
			負担金補助及び交付金計	600,000	会場使用料	18,900円	
				4,704,710	自動車借上料	167,900円	
			被災世帯見舞金	600,000		600,000円	
			準	務	害	消防団員等公務災害共済掛金	共済費
負担金補助及び交付金計	1,668,000	消防団員福祉共済掛金助成				@3,000円 × 556人 = 1,668,000円	
2,298,000							
的	管	対	総合防災訓練	職員手当等	5,283,670	時間外勤務手当 @2,870円 × 1,841時間 = 5,283,670円	
			報償費	418,900	医師等費用弁償	418,900円	
			需用費	7,631,500	消耗品費	3,351,700円	
				印刷製本費	2,286,200円		
					軽可搬ポンプ維持管理費 @11,200円 × 178台 = 1,993,600円		
			委託料	4,403,400	会場設営等	4,403,400円	
			使用料及び賃借料	620,400	自動車借上料等	620,400円	
			工事請負費	558,800	訓練会場整地費	558,800円	
			備品購入費	81,100		81,100円	
			計	18,997,770			
経	理	策	水害対策経費	需用費	1,008,000	消耗品費 215,000円	
			委託料計	1,320,000	ハザードマップ印刷製本費 793,000円		
				2,328,000	水防訓練会場設営等 1,320,000円		
費	費	費	震災予防対策	職員手当等	588,350	時間外勤務手当 @2,870円 × 205時間 = 588,350円	
			報償費	78,700	防災教育講師謝礼	78,700円	
			〔防災普及広報等経費〕	旅費	114,635	普通旅費 @505円 × 227回 = 114,635円	
				需用費	4,439,400	印刷製本費 3,342,500円	
			役務費	298,100	消耗品費 1,096,900円		
				印刷物配布経費 298,100円			
			委託料	3,357,100	防災教育講演会等委託 3,357,100円		
			使用料及び賃借料	7,350,200	緊急地震通報システム運用経費 7,350,200円		
計	16,226,485						

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 管 理 費	震災 対策 〔起震車 運行等 経費〕	需用費	266,900	燃料費	71,200円
				修繕費	195,700円
		役務費	25,200	保険料	25,200円
		委託料	717,500	保守点検委託料	717,500円
		備品購入費	4,385,300	起震車購入費	@26,311,700円 × $\frac{1}{6}$ = 4,385,300円
		公課費	25,000	自動車重量税	25,000円
		計	5,419,900		
	防 災 市 民 組 織 育 成 費	需用費	3,054,400	消耗品費	2,662,000円
				印刷製本費	392,400円
		工事請負費	361,000	防災倉庫補修等	361,000円
		備品購入費	17,835,000	防災用資器材	17,835,000円
		負担金補助及び交付金	10,964,000	組織運営経費助成	@58,000円 × 183組織 = 10,614,000円
		計	32,214,400	防火防災訓練災害補償等掛金	350,000円
	災 害 食 料 備 蓄 〔避難所用〕	需用費	64,133,767	クラッカー等	@138円 × 164,858食 = 22,750,404円
				アルファ化米	@194円 × 149,264食 = 28,957,216円
				調製粉乳	@2.16円 × 536,354g = 1,158,525円
				即席めん	@138円 × 743食 = 102,534円
				その他	@194円 × 57,552食 = 11,165,088円
	生活必需品の備蓄	需用費	12,862,400	毛布、敷布等の備蓄	12,862,400円
	帰 宅 困 難 者 対 策 食 料 等 の 備 蓄	需用費	34,032,808	職員及び児童福祉施設等利用者用（3日分）	31,597,672円
			職員・教職員、児童館・学童保育利用児童、保育所入所園児（2歳以上） 区立小・中学校児童生徒、幼稚園児用 食料（普通食）、水、簡易トイレ、毛布	@1,142円 × 26,036人 = 29,733,112円	
			保育所入所園児（2歳未満） 食料（ミルク、携帯おかん器）、水、簡易トイレ、毛布	@2,285円 × 816人 = 1,864,560円	
			一時滞在施設用（3日分） 食料（普通食）、水、簡易トイレ、毛布	@1,153円 × 2,112人 = 2,435,136円	
	計	34,032,808			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 管 理 策 費	災害用品 医薬品 及び医療 資器材等 の備蓄	需用費	8,425,350	円	備蓄（3日分） { 医薬品 $3,400人 \times \frac{627,941円}{1,000人} = 2,135,000円$ 医療資器材等 $3,400人 \times \frac{1,850,104円}{1,000人} = 6,290,350円$
		避難標識 維持管理費	職員手当等 旅費 役務費	427,630 15,655 444,880	時間外勤務手当 @2,870円 × 149時間 = 427,630円 普通旅費 @505円 × 31回 = 15,655円 { 清掃費 @5,680円 × 65基 = 369,200円 塗装費等 @3,440円 × 22基 = 75,680円
	災害	工事請負費	2,039,830	{ 移設費 @79,600円 × 65基 × $\frac{3}{100} = 155,220円$ 撤去費 @144,970円 × 13基 = 1,884,610円	
			備品購入費	1,384,690	{ 避難場所標識 @171,500円 × 37基 × $\frac{1}{10} = 634,550円$ 避難道路標識 { @294,200円 × 22基 × $\frac{1}{10} = 647,240円$ @171,500円 × 6基 × $\frac{1}{10} = 102,900円$
		計	4,312,685		
	対	消防器 設置管理費	需用費	18,020,590	消火器更新 10,906,090円 { 本体 @23,700円 × 2,511本 × $\frac{1}{8} = 7,438,840円$ 収納箱 3,467,250円 { 避難道路沿い分 @30,000円 × 528個 × $\frac{1}{8} = 1,980,000円$ 地域配備分 @6,000円 × 1,983個 × $\frac{1}{8} = 1,487,250円$ 薬剤補填 @8,500円 × 2,511本 × $\frac{1}{3} = 7,114,500円$
			行政線 システム 維持管理費	需用費 役務費	6,641,800 3,223,000
	策	委託料	18,042,600	無線機器保守点検 18,042,600円	
			計	27,907,400	
	費	水位雨量 観測シス テム維持 管理費	需用費	63,500	光熱水費（電気料） 63,500円
役務費			1,088,000	回線使用料 1,088,000円	
委託料			4,496,500	システム保守点検 4,496,500円	
使用料及び 借料			3,169,200	システムリース料 3,169,200円	
	計	8,817,200			
	被災者 生活再 建支援 システム 運用経費	委託料	3,514,000	システム運用委託料 3,514,000円	
	小計	289,314,110			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基	国民保護法 関連事業 経費	報酬	208,110	国民保護協議会委員	@9,910円 × 21人 × 1回 =	208,110円	
		需用費	354,800	{ 消耗品費		177,400円	
総		役員費	30,100	{ 印刷製本費		177,400円	
		計	593,010	{ 通信運搬費		15,000円	
準	安全安心 まちづくり 推進事業費	報酬	318,400	安全安心まちづくり推進協議会委員	@9,950円 × 8人 × 4回 =	318,400円	
		需用費	3,731,000	{ 啓発・PR費		305,900円	
務		委託料	37,978,960	{ 防犯グッズ購入費		1,019,900円	
				{ 消耗品費		203,900円	
的		備品購入費 負担金補助 及び交付金	203,900	{ 印刷製本費		305,900円	
				25,063,000	{ 自動通話録音機購入費	@5,850円 × 324台 =	1,895,400円
管		計	67,295,260		防犯パトロール委託経費	@1,644円 × 14時間 × 260日 × 6人 =	35,904,960円
				安全安心メールシステム保守費用		2,074,000円	
経		特別職 職員費	34,566,000	一般事務用		203,900円	
				25,063,000	{ 防犯協会助成	@554,000円 × 3団体 =	1,662,000円
理		計	67,295,260		{ 防犯設備助成		23,401,000円
				{ 特定財源		11,917,000円	
費	特別職 職員費	給料	34,566,000	都支出金	1,895,400円 × $\frac{1}{2}$ =	947,000円	
		職員手当等	29,586,212	19,018,000円 × $\frac{1}{2}$ =	9,509,000円		
費					4,383,000円 × $\frac{1}{3}$ =	1,461,000円	
					地域手当 { (1,142,500円 + 920,000円 + 818,000円) × 0.12 } × 12月 =	4,147,920円	
費					期末手当	15,220,792円	
					{ 区長	1,142,500円 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.58月 =	6,037,061円
費					{ 副区長	920,000円 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.58月 =	4,861,354円
					{ 教育長	818,000円 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.58月 =	4,322,377円

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 礎 的 管 理 費	〔特別職員費〕	円		退職手当		10,217,500円
		共 済 費	7,603,244	区長 $1,142,500円 \times \frac{452}{100} = 5,164,100円$ 副区長 $920,000円 \times \frac{327}{100} = 3,008,400円$ 教育長 $818,000円 \times \frac{250}{100} = 2,045,000円$		
				職員共済組合事業主負担金		7,539,601円
				区長		2,696,467円
				(1) $620,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{159.6035}{1,000} =$		1,187,450円
				(2) (1,500,000円 × 2回 + 421,000円)		
				$\times 1人 \times \frac{138.1035}{1,000} =$		472,452円
				(3) $1,330,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{47.790}{1,000} =$		762,728円
				(4) $5,730,000円 \times 1人 \times \frac{47.790}{1,000} =$		273,837円
				副区長		2,471,521円
				(1) $620,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{159.6035}{1,000} =$		1,187,450円
				(2) (1,500,000円 × 2回 + 339,000円)		
				$\times 1人 \times \frac{138.1035}{1,000} =$		461,128円
				(3) $1,030,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{47.790}{1,000} =$		590,684円
				(4) $4,860,000円 \times 1人 \times \frac{47.790}{1,000} =$		232,259円
				教育長		2,371,613円
				(1) $620,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{159.6035}{1,000} =$		1,187,450円
				(2) (1,500,000円 × 2回 + 217,000円)		
				$\times 1人 \times \frac{138.1035}{1,000} =$		444,279円
				(3) $930,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{47.790}{1,000} =$		533,336円
				(4) $4,322,000円 \times 1人 \times \frac{47.790}{1,000} =$		206,548円
				公務災害補償基金掛金	$53,934,712円 \times \frac{1.18}{1,000} =$	63,643円
		災害補償費	16,180	公務災害補償費附加給付		
				$53,934,712円 \times \frac{20}{100} \times \frac{1.5}{1,000} =$		16,180円
		計	71,771,636			
	非常勤職員 公務災害 補償費	災害補償費	950,000	全非常勤 [各款 (議会費を除く) の報酬 × $\frac{1.5}{1,000}$]		950,000円
	職員共済 組合給与 負担金	負担金補助 及び交付金	31,858,040	共済組合事務従事職員給与費負担金		31,858,040円

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 管 理 費	職員共済組合業務 経理負担金	負担金補助 及び交付金	21,208,688	円	共済組合運営費及び給付事業事務費負担金	21,208,688円
	職員選考 試験費	需用費 委託料	143,100		消耗品費	143,100円
			329,100		問題作成委託、健康診断料	329,100円
		計	472,200			
	職員昇任 選考費	委託料	426,000		問題作成・採点委託	426,000円
	職員健康 管理費	報酬 需用費 委託料	5,764,000		産業医非常勤報酬	3,279,800円
			389,000		臨床心理士非常勤報酬	2,484,200円
			47,557,883		職員健康管理委託料	389,000円
					標準職員分 @14,150円 × 2,195.35人 = 31,064,203円	
					再任用短時間職員分 @14,150円 × 200人 = 2,830,000円	
				非常勤職員分 @14,150円 × 656.07人 = 9,283,391円		
				ストレスチェック委託料		
				標準職員分 @1,210円 × 2,195.35人 = 2,656,374円		
				再任用短時間職員分 @1,210円 × 200人 = 242,000円		
				非常勤職員分 @1,210円 × 656.07人 = 793,845円		
				雇入時健診 @8,290円 × 83人 = 688,070円		
				備品購入費 208,900	一般事務用 208,900円	
		計	53,919,783			
	職員被服 貸与費	需用費	10,938,000		貸与被服購入費	10,938,000円
	職員互助 組合交付金	負担金補助 及び交付金	14,350,000		事業運営助成金 12,530,000円	
					結婚貸付金交付金 1,820,000円	
	職員研修費	報償費	858,600		講師謝礼 (外部講師) @10,600円 × 81時間 = 858,600円	
	職層研修 基礎研修 実務研修 専門研修 共同研修	旅費	627,305		受講旅費 { @497円 × 310人 = 154,070円	
					@39,600円 × 3人 = 118,800円	
					普通旅費 { 近接地内 @505円 × 7人 = 3,535円	
					近接地外 @39,600円 × 1人 = 39,600円	
					費用弁償 311,300円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 総	職員研修費 職層研修 基礎研修 実務研修 専門研修 共同研修	需用費	496,300	燃料費 13,000円 光熱水費 119,900円 消耗品費 195,300円 印刷製本費 141,400円 会議費 20,800円 修繕料 5,900円			
		役務費	49,700	会場清掃費	49,700円		
		委託料	9,027,000	研修委託料	9,027,000円		
		使用料及び賃借料	289,400	会場、バス借上料	289,400円		
		備品購入費	33,400	教材等	33,400円		
		負担金補助及び交付金	10,343,000	共同研修分担金 8,926,000円 その他負担金 1,417,000円			
		計	21,724,705				
		的 管	財産管理費 職員手当等 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 原材料費 備品購入費	報酬	299,600	財産評価委員 @7,490円 × 40回 =	299,600円
				職員手当等	1,790,880	時間外勤務手当 @2,870円 × 624時間 =	1,790,880円
				旅費	512,780	普通旅費 近接地内 @505円 × 43回 × 12月 = 260,580円 近接地外 @39,600円 × 3回 = 118,800円 費用弁償 133,400円	
需用費	245,700			消耗品費 113,100円 印刷製本費 132,600円			
役務費	744,600			郵券等 10,600円 火災保険料 734,000円			
委託料	1,380,700			土地建物測量委託等	1,380,700円		
使用料及び賃借料	4,064,000			施設保全・営繕積算システム使用料	4,064,000円		
原材料費	47,800				47,800円		
備品購入費	61,900				61,900円		
計	9,147,960			特定財源（財産収入） 94,348,600円 土地建物等貸付 92,613,800円 物品他売払収入等 1,734,800円			
費 費	車両維持 管理費	職員手当等	218,120	時間外勤務手当 @2,870円 × 76時間 =	218,120円		
		旅費	4,040	普通旅費 @505円 × 8回 =	4,040円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	総	〔車両維持管理費〕	円		
			需用費	2,155,100	燃料費 1,460,300円 消耗品費 375,400円 修繕料 319,400円
準	務	役務費	662,000	自動車損害保険料 662,000円	
		委託料	33,207,390	車両管理委託 @3,689,710円 × 9人 = 33,207,390円	
的	管	使用料及び賃借料	319,500	有料道路、駐車場使用料 210,300円 自動車借上料 109,200円	
		備品購入費	3,652,300	自動車 @1,460,900円 × 15台 × $\frac{1}{6}$ = 3,652,300円	
経	理	公課費	283,500	自動車重量税 @37,800円 × 15台 × $\frac{1}{2}$ = 283,500円	
		計	40,501,950		
費	費	〔庁舎維持管理費〕	需用費	122,125,000	光熱水費 109,737,000円 消耗品費 6,144,000円 修繕費 6,244,000円
		役務費	24,331,000	通信運搬費 21,882,000円 廃棄物処理手数料 2,449,000円	
費	費	委託料	248,026,550	管理委託 62,880,000円 清掃委託 58,190,000円 保守委託 74,002,000円 庁中取締 @3,689,710円 × 5人 = 18,448,550円 交換便 10,787,000円 電話交換 23,719,000円	
		使用料及び賃借料	23,668,000	23,668,000円	
費	費	工事請負費	27,795,000	庁舎維持修繕 (建築) 12,478,000円 " (土木) 15,317,000円	
		備品購入費	3,155,000	3,155,000円	
				特定財源 18,139,000円 使用料及び手数料 土地及び建物使用料 17,146,000円 財産収入 物品他売払収入等 993,000円	
		計	449,100,550		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 總	区立施設 定期点検 調査費	委託料	40,855,543	円			
				建築物点検調査費	27,495,300円 × $\frac{1}{3}$ =	9,165,000円	
				建築設備及び昇降機点検調査費		14,419,200円	
				外壁点検調査費	134,333,430円 × $\frac{1}{10}$ =	13,433,343円	
				フロン排出点検調査費		3,838,000円	
	自治体総合 賠償責任 保険費	役務費	8,391,000	自治体総合賠償責任保険料			8,391,000円
	準 務	区民関係等 事務費	報酬	9,034,080	区民相談（法律・税務・交通事故相談）相談員報酬 @17,110円 × 528回 = 9,034,080円		
			職員手当等	419,020	時間外勤務手当		
			報償費	538,560	人権擁護員 @7,480円 × 6人 × 12月 = 538,560円		
			旅費	187,860	普通旅費		
		需用費	414,900	相談業務関係 @505円 × 248回 = 125,240円			
地域活動関係 @505円 × 124回 = 62,620円							
		役務費	165,700	通信運搬費			165,700円
		委託料	424,600	調査委託料			424,600円
		使用料及び 賃借料	77,200	相談会場等			77,200円
		備品購入費	44,600				44,600円
	負担金補助 及び交付金	178,000	人権擁護協会等負担金			178,000円	
	計	11,484,520					
的 管	地域 コミュニ ティ 活動支援費	報償費	405,400	講師等謝礼			405,400円
		委託料	10,331,600	NPO活動等支援事業			10,331,600円
		負担金補助 及び交付金	52,698,000	町会・NPO等助成金			52,698,000円
		計	63,435,000				
	費 費	住民基本 台帳整備費	職員手当等	9,100,770	時間外勤務手当	@2,870円 × 3,171時間 =	9,100,770円
			貸金	21,684,000	一般貸金	@8,340円 × 2,600人 =	21,684,000円
		需 用 費	7,073,500	消耗品費			2,778,800円
				印刷製本費			4,203,500円
		修繕料		91,200円			
		住民登録 事務費	916,100	通信運搬費			916,100円
	戸籍 事務費						
	住民実態 調査費						
	印鑑登録 事務費						

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 務	住民基本 台帳整備費 (住民登録 事務費 戸籍事務費 住民実態 調査費 印鑑登録 事務費)	委託料	144,845,947	円 戸籍業務補助委託 @3,689,710円 × 13.63人 = 50,290,747円 戸籍等システム保守委託料 85,597,200円 コンビニ交付証明書等発行委託料 2,106,000円 コンビニ交付システム保守運用委託料 6,852,000円			
		使用料及び賃借料	65,164,600	複写機等借上料 606,900円 戸籍等システムリース料 56,994,700円 コンビニ交付機器等借上料 7,563,000円			
		備品購入費	776,900	印鑑登録事務用等 776,900円			
		負担金補助及び交付金	4,296,000	分担金(戸籍事務協力会、外国人登録事務研究会) 32,000円 コンビニ交付証明書交付センター負担金 4,264,000円			
				特定財源(使用料及び手数料) 150,057,000円 戸籍関係手数料 55,655,000円 印鑑証明手数料 30,388,000円 住民登録証明手数料 61,979,000円 その他手数料 2,035,000円			
		計	253,857,817				
		住民基本 台帳一 ネットワ ークシス テム 運 営 費	需用費	1,445,800	消耗品費 1,445,800円		
			委託料	6,307,600	システム保守委託料 6,307,600円		
			使用料及び賃借料	5,838,800	システム機器借上料 5,838,800円		
			計	13,592,200			
的 管 理 費	住居表示 管理費	職員手当等	370,230	時間外勤務手当 @2,870円 × 129時間 = 370,230円			
		旅費	169,890	普通旅費			
				近接地内 @505円 × 258回 = 130,290円 近接地外 @39,600円 × 1回 = 39,600円			
		需用費	4,599,800	消耗品費 2,574,500円 印刷製本費 1,940,100円 修繕料 85,200円			
		役務費	170,500	通信運搬費 170,500円			
		委託料	638,800	ちらし折込料 638,800円			
		使用料及び賃借料	187,220	会場使用料 @3,280円 × 18回 = 59,040円 自動車借上料 @4,420円 × 29回 = 128,180円			
		備品購入費	425,100	原動機付自転車購入費 @132,800円 × 3台 × $\frac{1}{2}$ = 199,200円 自転車購入費 @31,800円 × 3台 × $\frac{1}{2}$ = 47,700円 庁用器具等 178,200円			
		計	6,561,540				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 務	出張所 管理運営費 (出張所 管理 運営費)	需用費	21,148,700	円		
		燃料費			2,040,300円	
		光熱水費			13,522,200円	
		消耗品費			2,081,400円	
		印刷製本費			2,129,300円	
		会議費			173,400円	
		修繕料			1,202,100円	
		役務費	13,153,400		通信運搬費	3,862,800円
					清掃委託等	9,290,600円
		委託料	98,728,400		保守委託	24,976,900円
					出張所業務委託	73,751,500円
		使用料及び 賃借料	4,373,500			4,373,500円
		工事請負費	14,960,200			14,960,200円
備品購入費	3,119,800			3,119,800円		
	計	155,484,000				
的 管 理 費	地域総合 防災セン ター及び 災害対策 要員住宅 維持管理費	需用費	1,700,800	地域総合防災センター	6,864,410円	
		役務費	1,218,460	光熱水費	1,700,800円	
				通信運搬費	865,740円	
				その他	352,720円	
		委託料	3,541,150	庁舎管理委託		
				清掃	359,030円	
				設備等	3,182,120円	
		工事請負費	404,000	建物維持補修	404,000円	
				災害対策要員住宅	5,436,940円	
		需用費	829,400	光熱水費	459,300円	
				消耗品費	37,700円	
				修繕費	332,400円	
		役務費	80,200	通信運搬費	51,900円	
		その他	28,300円			
委託料	2,710,040	住宅管理委託	1,055,110円			
		清掃委託	678,270円			
		機械設備保守委託	976,660円			
工事請負費	1,789,000	建物維持補修	1,789,000円			
備品購入費	28,300		28,300円			
	計	12,301,350	特定財源 (使用料及び手数料)			
			職員住宅収入	13,356,000円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 礎	地域総合防災センター管理運営費	職員手当等	846,650	時間外勤務手当	@2,870円 × 295時間 =	846,650円
		旅費	424,200	普通旅費 (近接地内)	@505円 × 70回 × 12月 =	424,200円
		需用費	1,598,400	消耗品費		265,600円
				印刷製本費		366,500円
				会議費		436,500円
				修繕料		529,800円
		委託料	16,642,400	設備機器保守		2,061,300円
				防災情報システム保守		14,581,100円
		使用料及び賃借料	505,800	FAX等の賃借		505,800円
		原材料費	743,100			743,100円
備品購入費	212,200			212,200円		
	計	20,972,750				
準 務	区民センター管理運営費	委託料	117,862,500	指定管理者運営委託		117,862,500円
	的 管	地域センター管理運営費	需用費	直営施設 (3館分)		
光熱水費				8,729,300円 × 3館 =	26,187,900円	
消耗品費				904,800円 × 3館 =	2,714,400円	
修繕料				666,900円 × 3館 =	2,000,700円	
役務費				通信運搬費	230,400円 × 3館 =	691,200円
				その他手数料	1,126,200円 × 3館 =	3,378,600円
委託料				管理運営委託	31,080,800円 × 3館 =	93,242,400円
				清掃委託	3,652,100円 × 3館 =	10,956,300円
				機械設備保守委託	4,222,600円 × 3館 =	12,667,800円
警備等委託				485,800円 × 3館 =	1,457,400円	
使用料及び賃借料	2,331,000	機器借上げ	777,000円 × 3館 =	2,331,000円		
工事請負費	7,548,000	建物維持補修	2,516,000円 × 3館 =	7,548,000円		
備品購入費	405,600		135,200円 × 3館 =	405,600円		
経 理	費 費	指定管理者導入施設 (1館分)				
		指定管理者運営委託	24,916,600円 × 1館 =	24,916,600円		
		{ 特定財源 (直営施設3館分) 使用料及び手数料 14,627,000円 × 3館 = 43,881,000円 }				
	計	188,497,900				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 務	男女共同 センター 管理運営費	需用費	3,338,100	円	
		役員費	833,700	光熱水費	2,071,600円
				消耗品費	498,000円
				修繕料	768,500円
		委託料	18,335,500	通信運搬費	189,900円
				その他手数料	643,800円
				管理運営委託	16,288,200円
				清掃委託	681,400円
		使用料及び 賃借料	610,200	機器借上げ	610,200円
				工事請負費	176,000円
備品購入費	117,400円				
計	23,410,900				
的 管 理	外国人生活 支援等 事業費	旅費	8,924,000	特別旅費 (青少年等招致・派遣)	
		委託料	24,071,600	$@915,000円 \times 15人 \times \frac{1}{2} = 6,862,500円$	
				$@589,000円 \times 7人 \times \frac{1}{2} = 2,061,500円$	
				交流活動等	5,521,100円
		工事請負費	4,114,000	外国人向け冊子等作成	8,312,500円
				日本語教室等	6,070,300円
				外国人生活相談・支援・調査等	4,167,700円
				案内板、標識等の設置	4,114,000円
		計	37,109,600		
		費 費	文化振興 事業費	委託料	56,877,100
平和普及 活動事業費	委託料		3,284,200	イベント関係 (平和展等) 3,284,200円	
男女共同 参画 事業費	報酬		521,000	男女共同参画推進会議委員報酬	
	報償費		2,581,300	講師等謝礼 2,581,300円	
	需用費	1,824,700	消耗品費 683,600円 印刷製本費 1,141,100円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 管 理 費	〔男女共同 参画 事業費〕	委託料	5,596,260	相談業務委託	4,879,300円
		負担金補助 及び交付金	148,000	行動計画策定経費 @3,584,800円 × $\frac{1}{5}$ =	716,960円
		計	10,671,260	団体活動助成金等	148,000円
	人権啓発 事業費	報償費	130,200	講師等謝礼	130,200円
		需用費	652,300	消耗品費	435,200円
				印刷製本費	217,100円
		役務費	19,200	郵送料等	19,200円
		委託料 使用料及び 賃借料	188,900 68,300	講演会等委託料 講演会等会場使用料	188,900円 68,300円
		計	1,058,900		
	会 計 管 理 費	職員手当等 旅費	1,460,830	時間外勤務手当	@2,870円 × 509時間 =
209,700			普通旅費		
需用費		2,853,400	近接地内	@505円 × 15回 × 12月 =	90,900円
			近接地外	@39,600円 × 3回 =	118,800円
役務費		31,900	消耗品費		161,900円
			印刷製本費		2,691,500円
委託料 使用料及び 賃借料		12,101,400	出納事務委託		12,101,400円
		137,800			137,800円
備品購入費	302,300	一般事務用		302,300円	
	計	17,097,330	特定財源(諸収入) 預金利子	1,230,000円	
新 地 方 公 会 計 制 度 運 用 経 費	委託料	1,385,000	財務書類作成委託	1,385,000円	
小	計	5,736,458,995			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 徴 準 的 税 経 費 費	公金取扱 手数料	役員費 26,646,100	円	指定金融機関業務経費	17,453,300円
				受託業務経費	9,007,600円
	委託料	10,332,321	郵便局窓口収納手数料	185,200円	
			特別区民税コンビニエンスストア収納委託料 @63円 × 157,567件 = 9,926,721円 月額基本料 @33,800円 × 12月 = 405,600円		
	計	36,978,421			
小	計	1,059,449,325			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 挙 行 費	選挙管理委員会費	報酬	12,027,600	委員報酬		
		給与費	69,268,536		@7,696,504円 × 9.0人 = 69,268,536円	
		職員手当等	625,660	時間外勤務手当	@2,870円 × 218時間 = 625,660円	
		旅費	768,340	普通旅費		
				近接地内	@505円 × 448回 = 226,240円	
				近接地外	@39,600円 × 1回 = 39,600円	
				費用弁償		502,500円
		交際費	90,000			90,000円
		需用費	95,300	消耗品費		23,700円
				印刷製本費		24,300円
				会議費		23,600円
				後援会表示物		23,700円
			委託料	5,409,600	選挙システム保守点検委託	
	使用料及び賃借料	1,951,000	選挙システム機器賃借料		1,951,000円	
	備品購入費	82,300	一般事務用		82,300円	
	負担金補助及び交付金	103,000			103,000円	
	計	90,421,336				
経 費	選挙常時啓発普及費	報償費	798,900	推進委員講師謝礼		798,900円
		需用費	1,032,400	消耗品費		448,500円
				印刷製本費		493,900円
				会議費		90,000円
		役務費	176,000	通信運搬費		176,000円
	使用料及び賃借料	151,100	会場借上料等		151,100円	
	計	2,158,400				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	区長及び 区議会議員 選挙執行費	報酬	1,124,450	投票管理者等	$4,497,800円 \times \frac{1}{4} = 1,124,450円$	
		職員手当等	3,065,160	時間外勤務手当	$@2,870円 \times 4,272時間 \times \frac{1}{4} = 3,065,160円$	
		賃金	206,420	一般賃金	$@8,340円 \times 99人 \times \frac{1}{4} = 206,420円$	
		報償費	4,892,350	投開票事務従事報償、点字判読	$19,569,400円 \times \frac{1}{4} = 4,892,350円$	
		旅費	30,300	普通旅費	$@505円 \times 240回 \times \frac{1}{4} = 30,300円$	
		需用費	1,746,180	消耗品費	$4,256,900円 \times \frac{1}{4} = 1,064,230円$	
				印刷製本費	$2,466,800円 \times \frac{1}{4} = 616,700円$	
				修繕費	$261,000円 \times \frac{1}{4} = 65,250円$	
		役務費	4,644,000	投票所入場券郵送料	$10,230,000円 \times \frac{1}{4} = 2,557,500円$	
				電信料	$250,000円 \times \frac{1}{4} = 62,500円$	
				啓発宣伝費等	$8,096,000円 \times \frac{1}{4} = 2,024,000円$	
		委託料	5,864,350	投開票所設営撤去等委託	$23,457,400円 \times \frac{1}{4} = 5,864,350円$	
		使用料及び 賃借料	828,750	自動車等借上料	$3,315,000円 \times \frac{1}{4} = 828,750円$	
計	22,401,960					
的 経 費	区長及び 区議会議員 選挙公営費	職員手当等	368,800	時間外勤務手当	$@2,870円 \times 514時間 \times \frac{1}{4} = 368,800円$	
		需用費	5,803,030	選挙公報	$2,331,200円 \times \frac{1}{4} = 582,800円$	
				ビラ作成(区長)	$331,900円 \times \frac{1}{4} = 82,980円$	
				ポスター印刷	5,137,250円	
		役務費	1,597,680	区長	$1,228,200円 \times \frac{1}{4} = 307,050円$	
				区議	$19,320,800円 \times \frac{1}{4} = 4,830,200円$	
		委託料	6,603,960	選挙用はがき		
				区長	$1,450,700円 \times \frac{1}{4} = 362,680円$	
				区議	$4,940,000円 \times \frac{1}{4} = 1,235,000円$	
		使用料及び 賃借料	1,519,410	選挙公報配布	$3,467,100円 \times \frac{1}{4} = 866,780円$	
				ポスター掲示場設置	5,737,180円	
				区長	$6,556,800円 \times \frac{1}{4} = 1,639,200円$	
		区議	$16,391,900円 \times \frac{1}{4} = 4,097,980円$			
区長	$466,100円 \times \frac{1}{4} = 116,530円$					
区議	$5,611,500円 \times \frac{1}{4} = 1,402,880円$					
計	15,892,880					
小計	130,874,576					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	監査委員費	円				
		給料	7,946,400	常勤委員給料	@662,200円 × 1人 × 12月 = 7,946,400円	
		報酬	7,357,200	委員報酬		
				識見を有する者	@302,500円 × 1人 × 12月 = 3,630,000円	
				議員選出者	@155,300円 × 2人 × 12月 = 3,727,200円	
		給与費	46,179,024		@7,696,504円 × 6.0人 = 46,179,024円	
		職員手当等	6,732,124	時間外勤務手当	@2,870円 × 312時間 = 895,440円	
				常勤委員手当	5,836,684円	
				地域手当	@662,200円 × $\frac{12}{100}$ × 12月 = 953,568円	
				期末手当	@662,200円 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.58月 = 3,499,118円	
				退職手当	@662,200円 × $\frac{209}{100}$ = 1,383,998円	
		共済費	2,247,368	職員共済組合事業主負担金	2,232,737円	
				(1)	620,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{159.6035}{1,000}$ = 1,187,450円	
				(2)	(1,500,000円 × 2回 + 244,000円) × 1人 × $\frac{138.1035}{1,000}$ = 448,008円	
				(3)	750,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{47.790}{1,000}$ = 430,110円	
				(4)	3,498,000円 × 1人 × $\frac{47.790}{1,000}$ = 167,169円	
				公務災害補償基金掛金	12,399,086円 × $\frac{1.18}{1,000}$ = 14,631円	
災害補償費	3,720	公務災害補償費附加給付	12,399,086円 × $\frac{20}{100}$ × $\frac{1.5}{1,000}$ = 3,720円			
旅費	674,305	普通旅費				
		近接地内	@505円 × 521回 = 263,105円			
		近接地外	@39,600円 × 2回 = 79,200円			
		費用弁償	332,000円			
交際費	84,000		84,000円			
需用費	208,800	消耗品費	36,400円			
		印刷製本費	147,500円			
		会議費	24,900円			
使用料及び賃借料	18,100		18,100円			
備品購入費	29,100	一般事務用	29,100円			
負担金補助及び交付金	100,000	分担金	100,000円			
	計	71,580,141				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	退職手当費	職員手当等	円 1,692,425,780	退職手当 @19,016,020円 × 89人 = 1,692,425,780円	
	再任用(短時間)職員経費	給与費	708,189,600	再任用(短時間)職員給与 @3,540,948円 × 200人 = 708,189,600円	
合 計			10,094,371,011		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
特 定 財 源	使用料及び手数料	248,392,000	1	安全安心まちづくり推進事業費	
				都支出金	11,917,000円
	都支出金	593,998,000	2	財産管理費	
				財産収入	94,348,600円
	財産収入		3	庁舎維持管理費	18,139,000円
				{ 使用料及び手数料	17,146,000円
	諸収入	134,705,900		{ 財産収入	993,000円
			4	住民基本台帳整備費	
				使用料及び手数料	150,057,000円
			5	地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費	
			使用料及び手数料	13,356,000円	
		6	地域センター管理運営費		
			使用料及び手数料	43,881,000円	
		7	男女共同センター管理運営費		
			使用料及び手数料	2,205,000円	
		8	会計管理費		
			諸収入	1,230,000円	
		9	賦課徴収費	737,303,900円	
			{ 使用料及び手数料	21,747,000円	
			{ 都支出金	582,081,000円	
			{ 諸収入	133,475,900円	
合計		1,072,437,500			
差引一般財源		9,021,933,511円			
数値		350,000人			
単位費用		25,777円			

第2項 民生費

I 民生費の概要

第1 社会福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、各社会福祉事業の一般管理事務費、婦人のための経費、心身障害者福祉施設管理運営費、各種援護事業費、障害者のための経費及び国民年金事務費等について算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を9,607,241,609円、特定財源を4,691,767,680円と見込み、差引一般財源所要額を4,915,473,929円と算定した。この結果、単位費用を14,044円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 新たに地域福祉計画策定に係る経費について算定した。
- (2) 障害者就労支援事業に係る経費について、算定の充実を図った。
- (3) その他所要の単価改定等を行った。

第2 老人福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、老人福祉に要する事業経費について算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、65歳以上人口63,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を4,695,483,626円、特定財源を302,252,000円と見込み、差引一般財源所要額を4,393,231,626円と算定した。この結果、単位費用を69,734円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 老人福祉施設入所措置費について、算定の充実を図った。
- (2) その他所要の単価改定等を行った。

第3 生活保護費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活保護費は測定単位「被保護者数」により、生活保護の一般管理事務に要する経費、生活扶助費等について算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保護者数7,600人とした。
- (3) 標準区の所要経費を4,482,264,216円、特定財源を3,080,937,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,401,327,216円と算定した。この結果、単位費用を184,385円とした。

2 本年度主要改定内容

所要の単価改定等を行った。

第4 児童福祉費

1 単位費用算定の概要

(1) 児童福祉費は測定単位「18歳未満人口」、「区立保育所入所児童数」及び「私立保育所入所児童数」により、次の経費を算定した。

ア 「18歳未満人口」を測定単位とするもの

各種児童福祉事業の一般管理事務に要する経費、児童手当、児童扶養手当、児童館管理運営費、地域子ども・子育て支援事業費及び区立母子生活支援施設管理運営費等

イ 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

区立保育所の運営に要する経費

ウ 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

私立保育所施設型給付費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりである。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
	人	円	円	円	円
18歳未満人口	47,000	13,137,186,280	6,170,038,000	6,967,148,280	148,237
区立保育所入所児童数	3,400	5,806,794,678	1,458,009,392	4,348,785,286	1,279,054
私立保育所入所児童数	1,100	1,692,225,920	974,277,568	717,948,352	652,680

2 本年度主要改定内容

(1) 「18歳未満人口」を測定単位とするもの

- ・新たに学校等情報配信システム運用経費を算定した。
- ・認証保育所運営費等事業費について、「技能・経験に着目した加算」に係る経費について追加算定するとともに、標準施設数及び定員数の見直しを行い、算定を改善した。
- ・待機児童解消緊急対策対応経費として、認可外保育施設等保護者負担軽減事業を平成31年度に限り、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業に係る経費を平成32年度までに限り、臨時的に算定した（待機児童解消緊急対策対応経費）。
- ・その他所要の単価改定等を行った。

(2) 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

- ・公設民営施設に係る管理運営委託経費について、算定の充実を図った（区立保育所管理運営費）。
- ・その他所要の単価改定等を行った。

(3) 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定等を行った。

第5 国民健康保険事業助成費

1 単位費用算定の概要

- (1) 国民健康保険事業助成費は測定単位「被保険者数」により、国民健康保険事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数113,780人とした。
- (3) 標準区の所要経費を2,846,801,426円、特定財源を1,453,577,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,393,224,426円と算定した。この結果、単位費用を12,245円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 国民健康保険総務費において、レセプト電算処理手数料及び共同電算処理手数料を算定し、算定を改善した。
- (2) その他所要の単価改定等を行った。

第6 後期高齢者医療制度事業助成費

1 単位費用算定の概要

- (1) 後期高齢者医療制度事業助成費は測定単位「被保険者数」により、後期高齢者医療制度事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数34,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,050,096,062円、特定財源を464,527,000円と見込み、差引一般財源所要額を2,585,569,062円と算定した。この結果、単位費用を76,046円とした。

2 本年度主要改定内容

所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	社会福祉 総務費	給与費 職員手当等 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び 賃借料 備品購入費 計	円 646,506,336 @7,696,504円 × 84人 = 646,506,336円 4,063,920 時間外勤務手当 @2,870円 × 118時間 × 12月 = 4,063,920円 546,240 普通旅費 近接地内 @505円 × 64回 × 12月 = 387,840円 近接地外 @39,600円 × 4人 = 158,400円 1,751,230 会議費 49,960円 消耗品費 1,003,700円 印刷製本費 697,570円 562,270 通信運搬費 517,480円 広告料その他 44,790円 10,183,210 障害福祉システム保守委託 10,183,210円 7,614,760 会場使用料 51,670円 自動車借上料 84,080円 障害福祉システム機器リース料 7,479,010円 175,690 事務用備品 175,690円 671,403,656	
	地 域 福 祉 計 画 作 成	報酬	185,440	委員報酬 委員長 @20,600円 × 1人 × 4回 × 1/5 = 16,480円 委員 @13,200円 × 16人 × 4回 × 1/5 = 168,960円
		需用費	8,400	消耗品費等 @42,000円 × 1/5 = 8,400円
		委託料	1,285,200	計画作成業務委託等 @6,426,000円 × 1/5 = 1,285,200円
		計	1,479,040	
	女 性 福 祉 資 金 貸 付 金	職員手当等	123,410	時間外勤務手当 @2,870円 × 43時間 = 123,410円
		旅費	9,595	普通旅費（近接地内） @505円 × 19回 = 9,595円
		需用費	20,530	消耗品費等 20,530円
		役務費	69,260	通信運搬費 69,260円
		貸付金	1,232,000	福祉資金貸付金 事業開始 607,000円 事業継続 305,000円 住宅 320,000円
計		1,454,795	{ 特定財源（諸収入） 5,108,000円 }	

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内	容		
			説	明		
基 準	婦人相談員 設置費	職員手当等	826,560	時間外勤務手当 @2,870円 × 12時間 × 12月 × 2人 = 826,560円		
		旅費	134,835	普通旅費（近接地内） @505円 × 267回 = 134,835円		
		需用費	119,200	消耗品費 @59,600円 × 2人 = 119,200円		
		役務費	51,620	通信費 @13,780円 × 2人 = 27,560円 移送費 @12,030円 × 2人 = 24,060円		
		備品購入費	17,000	事務用備品 @8,500円 × 2人 = 17,000円		
		負担金補助 及び交付金	12,000	12,000円		
					特定財源（国庫支出金） $3,290,800円 \times \frac{1}{2} = 1,645,000円$	
		計	1,161,215			
		的 経	母子自立 支援員設置費	報酬	3,339,360	報酬 @139,140円 × 12月 × 2人 = 3,339,360円
				職員手当等	413,280	時間外勤務手当 @2,870円 × 6時間 × 12月 × 2人 = 413,280円
旅費	217,535			普通旅費（近接地内） @505円 × 267回 = 134,835円 特別旅費 @41,349円 × 2人 = 82,700円		
需用費	537,050			消耗品費等 537,050円		
役務費	82,920			通信費 82,920円		
備品購入費	17,000			事務用備品 @8,500円 × 2人 = 17,000円		
負担金補助 及び交付金	8,000			分担金 @4,000円 × 2人 = 8,000円		
計	4,615,145					
費	地域社会福祉 協議会育成費	負担金補助 及び交付金	165,539,000	活動費補助 一般運営費補助 6,800,000円 福祉活動専門員設置補助 7,139,000円 人件費補助 @7,580,000円 × 20人 = 151,600,000円		
		心身障害者福祉 施設管理運営費	報酬 727,920 給与費 178,943,718 職員手当等 9,346,155	嘱託医 @40,440円 × 12月 × 1.5所 = 727,920円 @7,696,504円 × 15.5人 × 1.5所 = 178,943,718円 時間外勤務手当 @2,870円 × 2,171時間 × 1.5所 = 9,346,155円		

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	〔心身障害者福祉施設管理運営費〕	賃金	3,704,580	円		
		報償費	239,180		@159,450円 × 1.5所 = 239,180円	
		旅費	252,563	普通旅費		
		需用費	6,942,060	近接地内	@505円 × 255回 × 1.5所 = 193,163円	
					近接地外	@39,600円 × 1回 × 1.5所 = 59,400円
				光熱水費	4,427,520円	
				電気料	@1,074,380円 × 1.5所 = 1,611,570円	
				ガス料	@710,240円 × 1.5所 = 1,065,360円	
				水道料	@1,133,090円 × 1.5所 = 1,699,635円	
				燃料費	@33,970円 × 1.5所 = 50,955円	
				一般需用費	1,529,145円	
				消耗品費	@989,740円 × 1.5所 = 1,484,610円	
				印刷製本費	@29,690円 × 1.5所 = 44,535円	
		修繕料	@656,930円 × 1.5所 = 985,395円			
		役務費	1,141,290	電話代、調律代	@760,860円 × 1.5所 = 1,141,290円	
		委託料	689,235,690	管理運営委託	@12,017,430円 × 1.5所 = 18,026,145円	
				清掃委託	@2,572,610円 × 1.5所 = 3,858,915円	
				警備委託	@956,570円 × 1.5所 = 1,434,855円	
機械設備保守委託	@2,353,200円 × 1.5所 = 3,529,800円					
指定管理委託料	@88,318,130円 × 7.5所 = 662,385,975円					
使用料及び賃借料	1,679,475	@1,119,650円 × 1.5所 = 1,679,475円				
工事請負費	1,179,630	@786,420円 × 1.5所 = 1,179,630円				
原材料費	26,685	@17,790円 × 1.5所 = 26,685円				
備品購入費	901,920	@601,280円 × 1.5所 = 901,920円				
負担金補助及び交付金	1,716,900	@1,144,600円 × 1.5所 = 1,716,900円				
公課費	18,450	@12,300円 × 1.5所 = 18,450円				
扶助費	70,500	@47,000円 × 1.5所 = 70,500円				
計	896,126,716		{ 特定財源（諸収入） 受託事業収入 2,979,000円 }			

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	宿泊所等 管理運営費 { 路上生活者 自立支援 事業分含む }	負担金補助 及び交付金 66,141,520 円	特別区人事・厚生事務組合分担金			
			宿泊所運営費等分担金 41,457,520円 路上生活者自立支援事業等分担金 24,684,000円			
	生活困窮者 自立支援事業費	委託料 93,199,930	自立相談支援事業 32,831,490円 就労準備支援事業 6,195,190円 家計相談支援事業 2,955,560円 子どもの学習支援事業 19,663,650円 被保護者就労支援事業 18,792,670円 被保護者就労準備支援事業 12,761,370円			
		扶助費 5,023,000	住居確保給付金 5,023,000円			
			特定財源（国庫支出金） 66,429,000円 自立相談支援事業 32,831,490円 × 3/4 = 24,623,000円 就労準備支援事業 6,195,190円 × 2/3 = 4,130,000円 家計相談支援事業 2,955,560円 × 1/2 = 1,477,000円 子どもの学習支援事業 19,663,650円 × 1/2 = 9,831,000円 被保護者就労支援事業 18,792,670円 × 3/4 = 14,094,000円 被保護者就労準備支援事業 12,761,370円 × 2/3 = 8,507,000円 住居確保給付金 5,023,000円 × 3/4 = 3,767,000円			
		計 98,222,930				
	費	各種援護事業費	職員手当等 634,270	1 肢体不自由児慰安会 383,520円		
				時間外勤務手当 @2,870円 × 41時間 = 117,670円		
			賃金 1,517,880	医師、看護師謝礼 29,240円		
				調査引率等旅費 40,940円		
		報償費 29,240	参加者弁当等 @1,150円 × 60人 = 69,000円			
			消耗品費 11,730円			
		旅費 174,260	通信費 11,740円 バス借上料 @1,110円 × 60人 = 66,600円			

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	〔各種援護事業費〕	需用費	1,208,390	円		
		役員費	240,200		入場料 @610円 × 60人 = 36,600円	
		使用料及び 賃借料	294,300		2 身体障害者協会、保護士会等福祉団体に対する助成事業	
		備品購入費	39,460		時間外勤務手当 @2,870円 × 15時間 × 12月 = 516,600円	
		負担金補助 及び交付金	1,200,000		一般賃金 @8,340円 × 182人 = 1,517,880円	
					普通旅費（近接地内） @505円 × 22回 × 12月 = 133,320円	
					消耗品費 855,520円	
					印刷製本費 251,160円	
					修繕料 20,980円	
					通信運搬費 183,880円	
					広告料 44,580円	
					会場使用料 99,830円	
					自動車借上料 91,270円	
			事務用備品 39,460円			
	計	5,338,000		助成金 1,200,000円		
経 費	知的障害者 福祉事業管理費	職員手当等	578,160		特殊勤務手当 @200円 × 20日 × 12月 × 2人 = 96,000円	
					時間外勤務手当 @2,870円 × 7時間 × 12月 × 2人 = 482,160円	
		賃金	116,760		一般賃金 @8,340円 × 14人 = 116,760円	
		旅費	134,835		普通旅費（近接地内） @505円 × 267日 = 134,835円	
		需用費	63,780		消耗品費 57,300円	
		役員費	47,900		通信費 47,900円	
		報償費	304,320		知的障害者相談員活動費 報償費 @3,170円 × 8人 × 12月 = 304,320円	
					資料印刷費等 @540円 × (8人 + 2地区 × 2回) = 6,480円	
			計	1,245,755		
		障 害 者 自 立 支 援 協 議 会 運 営 費	報酬	823,140	委員報酬	
<ul style="list-style-type: none"> 会長等 @18,020円 × 1人 × 6回 = 108,120円 委員 @7,010円 × 17人 × 6回 = 715,020円 						
旅費	53,676				費用弁償 @497円 × 18人 × 6回 = 53,676円	

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口									
事業区分	節名	経費	内容説明										
基	〔障害者自立支援協議会運営費〕	需用費	47,910	消耗品費	47,910円								
		役務費	134,230	郵送料等	134,230円								
	計	1,058,956											
準	障害者自立支援給付等	委託料	3,575,520	支払代行業務委託費 2,483人 × 12月 × @120円 = 3,575,520円									
		扶助費	3,684,004,707	<table border="1"> <tr> <td>所要経費</td> <td>3,684,004,707円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td>2,782,582,680円</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>901,422,027円</td> </tr> </table>		所要経費	3,684,004,707円	特定財源	2,782,582,680円	差引一般財源	901,422,027円		
所要経費	3,684,004,707円												
特定財源	2,782,582,680円												
差引一般財源	901,422,027円												
	計	3,687,580,227	(積算説明(1)参照)										
的	共同生活援助等事業費	負担金補助及び交付金	423,420,000	共同生活援助事業費 310,940,000円									
				運営費加算 107,065,000円									
				重度身体障害者グループホーム運営費 @5,415,000円 × 1所 = 5,415,000円									
				<table border="0"> <tr> <td rowspan="3"> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>233,205,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>$310,940,000円 \times \frac{1}{2} = 155,470,000円$</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>$310,940,000円 \times \frac{1}{4} = 77,735,000円$</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>		<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>233,205,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>$310,940,000円 \times \frac{1}{2} = 155,470,000円$</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>$310,940,000円 \times \frac{1}{4} = 77,735,000円$</td> </tr> </table>	特定財源	233,205,000円	国庫支出金	$310,940,000円 \times \frac{1}{2} = 155,470,000円$	都支出金	$310,940,000円 \times \frac{1}{4} = 77,735,000円$	
<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>233,205,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>$310,940,000円 \times \frac{1}{2} = 155,470,000円$</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>$310,940,000円 \times \frac{1}{4} = 77,735,000円$</td> </tr> </table>	特定財源	233,205,000円	国庫支出金	$310,940,000円 \times \frac{1}{2} = 155,470,000円$	都支出金		$310,940,000円 \times \frac{1}{4} = 77,735,000円$						
	特定財源	233,205,000円											
	国庫支出金	$310,940,000円 \times \frac{1}{2} = 155,470,000円$											
都支出金	$310,940,000円 \times \frac{1}{4} = 77,735,000円$												
経	身体障害者福祉事業管理費	職員手当等	509,280	<table border="0"> <tr> <td>特殊勤務手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@200円 × 20日 × 12月 × 2人 =</td> <td>96,000円</td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@2,870円 × 6時間 × 12月 × 2人 =</td> <td>413,280円</td> </tr> </table>		特殊勤務手当		@200円 × 20日 × 12月 × 2人 =	96,000円	時間外勤務手当		@2,870円 × 6時間 × 12月 × 2人 =	413,280円
		特殊勤務手当											
@200円 × 20日 × 12月 × 2人 =	96,000円												
時間外勤務手当													
@2,870円 × 6時間 × 12月 × 2人 =	413,280円												
		旅費	445,410	普通旅費(近接地内) @505円 × 882回 = 445,410円									
費		需用費	132,930	<table border="0"> <tr> <td>法施行諸用紙等</td> <td>117,380円</td> </tr> <tr> <td>事務打合会</td> <td>6,370円</td> </tr> </table>		法施行諸用紙等	117,380円	事務打合会	6,370円				
		法施行諸用紙等	117,380円										
事務打合会	6,370円												
		役務費	64,040	通信費 64,040円									
		委託料	23,440	自立支援医療費(更生医療)支払委託料									
				<table border="0"> <tr> <td>支払基金</td> <td>@40.00円 × 299件 =</td> <td>11,960円</td> </tr> <tr> <td>国保連合会</td> <td>@36.10円 × 318件 =</td> <td>11,480円</td> </tr> </table>		支払基金	@40.00円 × 299件 =	11,960円	国保連合会	@36.10円 × 318件 =	11,480円		
支払基金	@40.00円 × 299件 =	11,960円											
国保連合会	@36.10円 × 318件 =	11,480円											
		使用料及び賃借料	30,480	30,480円									
		備品購入費	12,460	12,460円									

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	身体障害者福祉事業管理費	報償費	494,520	身体障害者相談員活動費 報償費 @3,170円 × 13人 × 12月 = 494,520円 資料印刷費等 @540円 × (13人 + 2地区 × 2回) = 9,180円	
		計	1,712,560		
準	身体障害者福祉措置費	扶助費	592,974,470	自立支援医療費（更生医療）の給付 @161,550円 × 3,278件 = 529,560,900円 自立支援医療費（育成医療）の給付 @34,480円 × 48件 = 1,655,040円 補装具の給付 { 成人分 @85,130円 × 501件 = 42,650,130円 児童分 @123,280円 × 155件 = 19,108,400円 } { 特定財源 444,730,000円 国庫支出金 592,974,470円 × $\frac{1}{2}$ = 296,487,000円 都支出金 592,974,470円 × $\frac{1}{4}$ = 148,243,000円 }	
的	障害者（児）ホームヘルプサービス等事業費	職員手当等	3,117,840	1 ホームヘルプサービス事業 831,034,624円	
経	障害者（児）ホームヘルプサービス等事業費	報償費	112,110	ホームヘルパー養成研修講師謝礼 112,110円	
		旅費	777,284	普通旅費 { 近接地内 @505円 × 11人 × 134回 = 744,370円 訪問調査 32,914円 }	
		需用費	934,120	消耗品費 934,120円	
		役務費	504,080	通信運搬費 504,080円	
		扶助費	827,065,190	ホームヘルパー 825,589,190円	
					2 手話通訳者派遣事業 扶助費 @4,920円 × 300回 = 1,476,000円

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口												
事業区分	節名	経費	内容説明														
基	〔障害者（児）ホームヘルプサービス等事業費〕		円														
		計	832,510,624	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>607,167,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫基準</td> <td>601,156,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>801,543,320円 × 1/2 = 400,771,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>801,543,320円 × 1/4 = 200,385,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫基準外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>24,045,870円 × 1/4 = 6,011,000円</td> </tr> </table>		特定財源	607,167,000円	国庫基準	601,156,000円	国庫支出金	801,543,320円 × 1/2 = 400,771,000円	都支出金	801,543,320円 × 1/4 = 200,385,000円	国庫基準外		都支出金	24,045,870円 × 1/4 = 6,011,000円
特定財源	607,167,000円																
国庫基準	601,156,000円																
国庫支出金	801,543,320円 × 1/2 = 400,771,000円																
都支出金	801,543,320円 × 1/4 = 200,385,000円																
国庫基準外																	
都支出金	24,045,870円 × 1/4 = 6,011,000円																
準	心身障害者緊急一時保護事業費	扶助費	63,046,490	<table border="0"> <tr> <td>国庫基準分</td> <td>@16,575円 × 3,619人 = 59,984,930円</td> </tr> <tr> <td>都型ショートステイ</td> <td>@8,680円 × 7人 = 60,760円</td> </tr> <tr> <td>家庭保護</td> <td>@6,050円 × 496人 = 3,000,800円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td>44,988,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>@16,575円 × 3,619人 × 1/2 = 29,992,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>@16,575円 × 3,619人 × 1/4 = 14,996,000円</td> </tr> </table>		国庫基準分	@16,575円 × 3,619人 = 59,984,930円	都型ショートステイ	@8,680円 × 7人 = 60,760円	家庭保護	@6,050円 × 496人 = 3,000,800円	特定財源	44,988,000円	国庫支出金	@16,575円 × 3,619人 × 1/2 = 29,992,000円	都支出金	@16,575円 × 3,619人 × 1/4 = 14,996,000円
				国庫基準分	@16,575円 × 3,619人 = 59,984,930円												
都型ショートステイ	@8,680円 × 7人 = 60,760円																
家庭保護	@6,050円 × 496人 = 3,000,800円																
特定財源	44,988,000円																
国庫支出金	@16,575円 × 3,619人 × 1/2 = 29,992,000円																
都支出金	@16,575円 × 3,619人 × 1/4 = 14,996,000円																
的	身体障害者福祉電話通話料補助事業費	役務費	1,909,320	@2,273円 × 12月 × 70台 = 1,909,320円													
				心身障害者福祉手当支給費	職員手当等	1,239,840	時間外勤務手当	@2,870円 × 36時間 × 12月 = 1,239,840円									
費	心身障害者福祉手当支給費	賃金	2,001,600	一般賃金	@8,340円 × 20人 × 12月 = 2,001,600円												
		旅費	27,270	普通旅費（近接地内）	@505円 × 54人 = 27,270円												
		需用費	292,630	消耗品費	@16,250円 × 12月 = 195,000円												
				印刷製本費（PR用等）	97,630円												
		役務費	150,840	通信運搬費	@12,570円 × 12月 = 150,840円												
		扶助費	903,216,000	心身障害者福祉手当	@15,500円 × 12月 × 3,059人 = 568,974,000円												
				難病手当	@15,500円 × 12月 × 1,797人 = 334,242,000円												
		計	906,928,180														

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	特別障害者手当	報酬	162,360	嘱託医報酬	@13,530円 × 12回 =	162,360円
	等支給事業費	職員手当等	94,710	時間外勤務手当	@2,870円 × 33時間 =	94,710円
		賃金	750,600	一般賃金	@8,340円 × 90日 =	750,600円
		旅費	20,200	普通旅費（近接地内）	@505円 × 40回 =	20,200円
		需用費	132,040	消耗品費等		132,040円
		役務費	153,040	通信運搬費		153,040円
		備品購入費	10,960	事務用備品		10,960円
		扶助費	109,567,320	特別障害者手当	@26,940円 × 12月 × 284人 =	91,811,520円
				障害児福祉手当	@14,650円 × 12月 × 95人 =	16,701,000円
			福祉手当（経過措置）	@14,650円 × 12月 × 6人 =	1,054,800円	
準			{ 特定財源（国庫支出金） $109,567,320円 \times \frac{3}{4} = 82,175,000円$ }			
	計	110,891,230				
経	行旅死亡人	委託費	2,560,000	葬祭料	@160,000円 × 16件 =	2,560,000円
	取扱費	役務費	33,000	公告料		33,000円
		需用費	104,000	需用費		104,000円
	計	2,697,000	{ 特定財源 2,697,000円 都支出金 1,329,000円 諸収入 1,368,000円 }			
費	障害者モビリティ	扶助費	181,770,000	福祉タクシー・自家用車燃料費助成事業費		181,770,000円
	支援事業費					
	重度障害者	扶助費	28,851,000	入浴サービス		1,522,000円
福祉増進事業費			理髪サービス		1,349,000円	
			寝具乾燥消毒		308,000円	
			紙おむつ		14,625,000円	
			住宅設備改善費		11,047,000円	

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容	説明
基	障害者就労委託料	24,180,000	事業委託費	24,180,000円
	地域生活支援事業費	410,202,060	地域生活支援事業費	410,202,060円
準	障害認定審査会報酬	3,208,800	委員報酬	
			<ul style="list-style-type: none"> 会長 @19,920円 × 1人 × 35回 = 697,200円 委員 @17,940円 × 4人 × 35回 = 2,511,600円 	
	旅費	565,710	費用弁償	565,710円
	需用費	568,440	消耗品費等	568,440円
	役務費	2,683,640	通信運搬費	197,240円
	使用料及び借賃	291,580	医師意見書作成 @5,180円 × 480件 =	2,486,400円
	機器借上		291,580円	
	計	7,318,170		
的	障害福祉計画作成報酬	533,590	委員報酬	
			<ul style="list-style-type: none"> 委員長 @19,880円 × 1人 × 7回 × 1/3 = 46,390円 委員 @13,920円 × 15人 × 7回 × 1/3 = 487,200円 	
	旅費	18,550	費用弁償 @497円 × 16人 × 7回 × 1/3 =	18,550円
	需用費	77,900	消耗品費等 @233,700円 × 1/3 =	77,900円
	役務費	84,080	通信運搬費 @252,250円 × 1/3 =	84,080円
	委託料	1,723,650	計画作成業務委託等 @5,170,950円 × 1/3 =	1,723,650円
	計	2,437,770		
費	地域活動支援センター運営費	24,000,000	地域活動支援センター運営費補助	
			@6,000,000円 × 4所 =	24,000,000円
費	地域福祉推進包括補助事業費	106,045,780	地域福祉推進包括補助事業費	106,045,780円
			<ul style="list-style-type: none"> 特定財源 (都支出金) $106,045,780円 \times \frac{1}{2} = 53,022,000円$ 	

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	障害者施策推進 包括補助事業費	扶助費 178,386,390	障害者施策推進包括補助事業費 178,386,390円	
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源 (都支出金)} \\ 178,386,390円 \times \frac{1}{2} = 89,193,000円 \end{array} \right\}$	
	国民年金事務費	給与費 76,965,040	給与費 @7,696,504円 × 10人 = 76,965,040円	
		職員手当等 1,722,000	時間外勤務手当 1,722,000円	
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{内勤} \quad @2,870円 \times 30時間 \times 12月 = 1,033,200円 \\ \text{外勤} \quad @2,870円 \times 10時間 \times 12月 = 344,400円 \\ \text{出張所} \quad @2,870円 \times 10時間 \times 12月 = 344,400円 \end{array} \right.$	
		賃金 5,019,010	一般賃金 @8,340円 × 50.15人 × 12月 = 5,019,010円	
		需用費 1,605,590	消耗品費 1,605,590円	
		役務費 936,590	通信運搬費 936,590円	
		委託料 14,955,620	国民年金システム保守委託料等 14,955,620円	
		使用料及び 賃借料補助 金 5,386,760	国民年金システム機器リース料等 5,386,760円	
	及び 負担金補助 金 3,000	国民年金協議会等負担金 3,000円		
	計	106,593,610	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源 (国庫支出金)} \\ 91,463,000円 \end{array} \right\}$	
合計		9,607,241,609		
特 定 財 源	分担金及び負担金	78,321,680	1 女性福祉資金貸付金 諸収入 5,108,000円	
	国庫支出金	3,050,196,000	2 婦人相談員設置費 国庫支出金 1,645,000円	
	都支出金	1,553,795,000	3 心身障害者福祉施設管理運営費 諸収入 2,979,000円	
	諸収入	9,455,000	4 生活困窮者自立支援事業費 国庫支出金 66,429,000円	
			5 障害者自立支援給付等 2,782,582,680円	
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{分担金及び負担金} \\ 78,321,680円 \\ \text{国庫支出金} \\ 1,802,841,000円 \\ \text{都支出金} \\ 901,420,000円 \end{array} \right.$	

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源		円	
		6	共同生活援助等事業費 233,205,000円
			{ 国庫支出金 155,470,000円
			{ 都支出金 77,735,000円
		7	身体障害者福祉措置費 444,730,000円
			{ 国庫支出金 296,487,000円
			{ 都支出金 148,243,000円
		8	障害者(児)ホームヘルプサービス等事業費 607,167,000円
			{ 国庫支出金 400,771,000円
			{ 都支出金 206,396,000円
		9	心身障害者緊急一時保護事業費 44,988,000円
			{ 国庫支出金 29,992,000円
			{ 都支出金 14,996,000円
		10	特別障害者手当等支給事業費
			国庫支出金 82,175,000円
	11	行旅死亡人取扱費 2,697,000円	
		{ 都支出金 1,329,000円	
		{ 諸収入 1,368,000円	
	12	地域生活支援事業費 184,384,000円	
		{ 国庫支出金 122,923,000円	
		{ 都支出金 61,461,000円	
	13	地域福祉推進包括補助事業費	
		都支出金 53,022,000円	
	14	障害者施策推進包括補助事業費	
		都支出金 89,193,000円	
	15	国民年金事務費	
		国庫支出金 91,463,000円	
	合 計	4,691,767,680	
	差引一般財源		4,915,473,929円
	数 値		350,000人
	単 位 費 用		14,044円

説明(1) 障害者自立支援給付等積算説明

(単位:人、円)

事業種別	事業費					利用者負担額 (E)	所要額(F) (D)-(E)	国庫負担額(G) (F)/2	都負担額(H) (F)/4	差引一般財源(I) (F)-(G)-(H)
	規模	給付費 (A)	加算分 (B)	補足給付 (C)	計(D) (A)+(B)+(C)					
施設入所支援	207	253,822,383	45,720,137	24,735,979	324,278,499	599,085	323,679,414	161,840,000	80,920,000	80,919,414
生活介護	452	1,112,597,272	556,863,105	-	1,669,460,377	41,736,509	1,627,723,868	813,862,000	406,931,000	406,930,868
自立訓練	68	139,356,340		-	139,356,340	3,483,908	135,872,432	67,936,000	33,968,000	33,968,432
就労移行支援	174	388,354,787		-	388,354,787	9,708,870	378,645,917	189,323,000	94,661,000	94,661,917
就労継続支援 (A型)	61	101,699,463		-	101,699,463	2,542,487	99,156,976	49,578,000	24,789,000	24,789,976
就労継続支援 (B型)	537	810,032,855		-	810,032,855	20,250,821	789,782,034	394,891,000	197,446,000	197,445,034
計	1,499	2,805,863,100	602,583,242	24,735,979	3,433,182,321	78,321,680	3,354,860,641	1,677,430,000	838,715,000	838,715,641
療養介護	-	-	-	-	133,410,003	-	133,410,003	66,705,000	33,352,000	33,353,003
地域相談支援(地域 移行支援・地域定着 支援)	-	-	-	-	52,705,328	-	52,705,328	26,353,000	13,176,000	13,176,328
サービス利用計画 作成	-	-	-	-	64,707,055	-	64,707,055	32,353,000	16,177,000	16,177,055
計	-	-	-	-	250,822,386	-	250,822,386	125,411,000	62,705,000	62,706,386
合計	1,499	2,805,863,100	602,583,242	24,735,979	3,684,004,707	78,321,680	3,605,683,027	1,802,841,000	901,420,000	901,422,027

経費の種類	老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	老人福祉事業	給与費	499,657,040	@7,696,504円 × 64.92人 = 499,657,040円
	総務費	職員手当等	1,590,480	{ 特殊勤務手当 @200円 × 20日 × 12月 × 3人 = 144,000円 時間外勤務手当 @2,870円 × 14時間 × 12月 × 3人 = 1,446,480円
		賃金	1,000,800	一般賃金 @8,340円 × 120人 = 1,000,800円
		報償費	283,560	入所判定委員会 @23,630円 × 12月 = 283,560円
		旅費	528,860	普通旅費 { 事務打合会 @505円 × 812回 = 410,060円 近接地外 @39,600円 × 3人 = 118,800円
		需用費	263,400	{ 消耗品費 228,360円 会議費 35,040円
		役務費	133,840	通信費 133,840円
		使用料及び賃借料	111,760	会議室借上げ 111,760円
		計	503,569,740	
	的	老人福祉施設	委託料	795,240
入所措置費		扶助費	295,995,117	295,995,117円
		計	296,790,357	{ 特定財源（分担金及び負担金） 51,444,000円 }
経 費	老人クラブ	職員手当等	803,600	時間外勤務手当 @2,870円 × 280時間 = 803,600円
	助成事業費	旅費	155,035	普通旅費（近接地内） @505円 × 307回 = 155,035円
		需用費	319,440	消耗品費等 319,440円
	〔老人社会奉仕団活動育成事業費を含む〕	役務費	348,310	通信費 348,310円
		負担金補助及び交付金	21,109,843	{ @22,800円 × 888クラブ = 20,246,400円 (74クラブ × 12月 = 888クラブ) @180,420円 × 2回 + @67円 × 6,009人 = 763,443円 @100,000円 × 1奉仕団 = 100,000円
		計	22,736,228	{ 特定財源（都支出金） 2,639,000円 @3,600円 × 888クラブ × $\frac{2}{3}$ = 2,131,000円 @763,443円 × $\frac{2}{3}$ = 508,000円 }

経費の種類	老人福祉費		測定単位	65歳以上人口				
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準 的	老人福祉施設 管理運営費	職員手当等	1,291,500	時間外勤務手当	@2,870円 × 50時間 × 9所 = 1,291,500円			
		報償費	1,691,730	講演会等講師謝礼	@187,970円 × 9所 = 1,691,730円			
		旅費	63,630	普通旅費（近接地内）	@505円 × 14回 × 9所 = 63,630円			
		需用費	14,881,590	光熱水費	12,246,030円			
				電気料	@489,820円 × 9所 = 4,408,380円			
				ガス料	@308,840円 × 9所 = 2,779,560円			
				水道料	@562,010円 × 9所 = 5,058,090円			
				一般需用費	2,635,560円			
				消耗品費等	@283,590円 × 9所 = 2,552,310円			
				印刷製本費	@9,250円 × 9所 = 83,250円			
			役務費	1,757,970	通信運搬費等	@195,330円 × 9所 = 1,757,970円		
			委託料	108,552,470	管理運営委託	@4,409,460円 × 9所 = 39,685,140円		
					清掃委託	@595,380円 × 9所 = 5,358,420円		
			警備委託	@258,420円 × 9所 = 2,325,780円				
			機械設備保守委託	@615,570円 × 9所 = 5,540,130円				
			指定管理委託料	@13,910,750円 × 4所 = 55,643,000円				
	使用料及び 賃借料	1,414,800	自動車等借上料	@157,200円 × 9所 = 1,414,800円				
	工事請負費	5,263,830	工事費	@584,870円 × 9所 = 5,263,830円				
	備品購入費	749,070	備品充実費	@83,230円 × 9所 = 749,070円				
	計	135,666,590						
	老人福祉センター 管理運営費	委託料	33,374,970	指定管理委託料	33,374,970円			
経 費	介護保険事業 助成費	繰出金	3,266,007,921	介護給付費負担金	2,614,244,800円			
				地域支援事業交付金	199,485,490円			
				介護認定審査会	137,299,525円			
				一般管理費	140,963,550円			
				運営協議会	1,192,380円			
				介護保険事業計画・老人福祉計画作成	4,612,510円			
				地域包括支援センター管理運営費	15,937,110円			
				その他一般管理費	119,221,550円			
				（積算説明（2）参照）				
				介護保険料軽減制度対応経費（第1号保険料軽減分）				174,014,556円
	特定財源	130,510,000円						
	国庫支出金	$174,014,556円 \times \frac{1}{2} = 87,007,278円$						
	都支出金	$174,014,556円 \times \frac{1}{4} = 43,503,639円$						

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口																
事業区分	節名	経費	内容説明																		
基 準	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費	負担金補助及び交付金 1,871,870	円 負担金補助及び交付金 〔社会福祉法人等〕																		
			国基準 401,200円 都基準 1,387,210円 〔一般事業者〕 都基準 83,460円																		
的	老人福祉増進事業費	扶助費 163,864,980	寝たきり老人等福祉事業 理髪サービス 4,384,000円 紙おむつ 83,074,000円 ひとりぐらし老人等福祉事業 入浴券 64,910,000円 生きがい活動支援通所事業等 11,496,980円																		
			基本額 @109,000円 × 94戸 × 12月 = 122,952,000円																		
経 費	高齢者民間アハート借上げ事業費	負担金補助及び交付金 122,952,000	基本額 @109,000円 × 94戸 × 12月 = 122,952,000円																		
			<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> <td>42,300,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>@22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{2}$ =</td> <td>12,408,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>@22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{4}$ =</td> <td>6,204,000円</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td></td> <td>23,688,000円</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>@18,000円 × 94戸 × 12月 =</td> <td>20,304,000円</td> </tr> <tr> <td>共益費</td> <td>@3,000円 × 94戸 × 12月 =</td> <td>3,384,000円</td> </tr> </table>				特定財源		42,300,000円	国庫支出金	@22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{2}$ =	12,408,000円	都支出金	@22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{4}$ =	6,204,000円	諸収入		23,688,000円	使用料	@18,000円 × 94戸 × 12月 =	20,304,000円
特定財源		42,300,000円																			
国庫支出金	@22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{2}$ =	12,408,000円																			
都支出金	@22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{4}$ =	6,204,000円																			
諸収入		23,688,000円																			
使用料	@18,000円 × 94戸 × 12月 =	20,304,000円																			
共益費	@3,000円 × 94戸 × 12月 =	3,384,000円																			
	計	1,871,870																			

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基準的経費	高齢社会対策 包括補助事業費	扶助費	円 148,648,970	高齢社会対策包括補助事業費 148,648,970円		
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 148,648,970円 \times \frac{1}{2} = 74,324,000円 \end{array} \right\}$			
合計			4,695,483,626			
特定財源	分担金及び負担金 国庫支出金 都支出金 諸収入	51,444,000 99,615,000 127,505,000 23,688,000	1	老人福祉施設入所措置費 分担金及び負担金	51,444,000円	
			2	老人クラブ助成事業費 都支出金	2,639,000円	
			3	介護保険事業助成費 国庫支出金	87,007,000円	
				都支出金	43,503,000円	
			4	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費 国庫支出金	200,000円	
				都支出金	835,000円	
			5	高齢者民間アパート借上げ事業費 国庫支出金	12,408,000円	
	都支出金	6,204,000円				
	諸収入	23,688,000円				
6	高齢社会対策包括補助事業費 都支出金	74,324,000円				
合計			302,252,000			
差引一般財源			4,393,231,626円			
数値			63,000人			
単位費用			69,734円			

説明(2) 介護保険事業助成費積算説明

① 介護給付費負担金

区 分	標準給付費額 A	介護給付費負担金 A×12.5%
31年度分	20,913,958,400円	2,614,244,800円

② 地域支援事業交付金

区 分	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業 12.5%、包括的支援事業・任意事業 19.5%)
31年度分	199,485,490円

③ 介護認定審査会及び一般管理費

事業区分	節 名	経 費	内 容	説 明
基	介護認定審査会	報 酬	28,908,000	{ 委員長 @21,920円 × 1人 × 360回 = 7,891,200円 委員 @19,460円 × 3人 × 360回 = 21,016,800円
		旅 費	466,115	訪問調査 @505円 × 923回 = 466,115円
		需 用 費	1,455,690	消耗品費等 1,455,690円
		役 務 費	1,392,650	{ 通信運搬費 1,346,870円 回線使用料 @3,815円 × 12月 = 45,780円
		委 託 料	105,077,070	{ 訪問調査 @4,410円 × 10,224回 = 45,087,840円 医師意見書 @4,410円 × 13,603件 = 59,989,230円
	計	137,299,525		
準	運 営 協 議 会	報 酬	988,800	【介護保険運営協議会】
		旅 費	59,640	{ 委員長 @17,900円 × 1人 × 8回 × 1/3 = 47,730円 委員 @7,550円 × 14人 × 8回 × 1/3 = 281,870円
		需 用 費	29,700	費用弁償 @497円 × 15人 × 8回 × 1/3 = 19,880円
		役 務 費	114,240	消耗品費等 10,870円 通信運搬費 34,370円
				【地域包括支援センター運営協議会】
的				{ 委員長 @17,900円 × 1人 × 8回 × 1/3 = 47,730円 委員 @7,550円 × 14人 × 8回 × 1/3 = 281,870円
				費用弁償 @497円 × 15人 × 8回 × 1/3 = 19,880円
				消耗品費等 9,960円
				通信運搬費 50,370円
				【地域密着型サービス運営協議会】
経				{ 委員長 @17,900円 × 1人 × 8回 × 1/3 = 47,730円 委員 @7,550円 × 14人 × 8回 × 1/3 = 281,870円
				費用弁償 @497円 × 15人 × 8回 × 1/3 = 19,880円
				消耗品費等 8,870円
				通信運搬費 29,500円
				計
費	介護保険事業 計画・老人福祉 計画作成	報 酬	767,630	{ 委員長 @21,490円 × 1人 × 10回 × 1/3 = 71,630円 委員 @10,440円 × 20人 × 10回 × 1/3 = 696,000円
		委 託 料	3,844,880	作成委託 @6,826,380円 × 1/3 = 2,275,460円 実態調査委託 @4,708,270円 × 1/3 = 1,569,420円
				計

事業区分	節名	経費	内 容	説 明		
基 準 的 経 費	地域包括支援 センター 管理運営費	需用費	5,771,900	円		
		光熱水費 電気料 水道料 ガス料 一般需用費 消耗品費 印刷製本費	光熱水費			1,948,700円
			電気料	@98,020円 × 10所	=	980,200円
			水道料	@39,900円 × 10所	=	399,000円
			ガス料	@56,950円 × 10所	=	569,500円
			一般需用費			3,823,200円
			消耗品費	@157,200円 × 10所	=	1,572,000円
			印刷製本費	@225,120円 × 10所	=	2,251,200円
			通信運搬費	@166,090円 × 10所	=	1,660,900円
			機器保守点検等	@104,470円 × 10所	=	1,044,700円
			機器借上等			151,910円
		備品購入費	@730,770円 × 10所	=	7,307,700円	
		役員費	1,660,900			
		委託料	1,044,700			
		使用料及び 賃借料	151,910			
備品購入費	7,307,700					
計	15,937,110					
その他 一般管理費	報酬	10,988,820	徴収嘱託員等 @3,567,800円 × 3.08人	= 10,988,820円		
	職員手当等	9,780,960	時間外勤務手当 @2,870円 × 284時間 × 12月	= 9,780,960円		
	需用費	7,339,220	消耗品費等	7,339,220円		
	役員費	22,340,960	通信運搬費	22,340,960円		
	委託料	48,013,420	納入通知書等発送業務委託等	13,197,620円		
			介護保険システム保守委託	34,815,800円		
	使用料及び 賃借料	20,237,610	介護保険システム機器リース料	20,237,610円		
	備品購入費	110,560	事務用備品	110,560円		
	負担金補助 及び交付金	410,000	連合会分担金等	410,000円		
	計	119,221,550				
計	278,263,075					

経費の種類	生活保護費		測定単位	被保護者数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	生活保護総務費		円		
		報酬	4,633,200	1 給与費 @7,696,504円 × 39.05人 = 300,548,481円	
		給与費	300,548,481	2 生活保護事業管理事務費	37,613,185円
		職員手当等	7,511,040	嘱託医報酬 @21,450円 × 2人 × 108日 = 4,633,200円	
		賃金	6,505,200	特殊勤務手当	1,449,600円
		報償費	82,560	{ 指導員・担当員 @200円 × 20日 × 12月 × 27人 = 1,296,000円 面接員 @320円 × 20日 × 12月 × 2人 = 153,600円	
		旅費	2,498,605		
		需用費	3,317,140	時間外勤務手当	
		役務費	2,193,860	@2,870円 × 176時間 × 12月 = 6,061,440円	
		委託料	6,540,620	一般賃金 @8,340円 × 65時間 × 12月 = 6,505,200円	
		使用料及び賃借料	4,132,470	報償費 @6,880円 × 12月 = 82,560円	
		備品購入費	496,130	旅費	2,498,605円
				{ 近接地内 @505円 × 2,965回 = 1,497,325円 管外医療機関調査 @1,490円 × 14人 × 4回 × 12月 = 1,001,280円	
					需用費
				通信運搬費 @370円 × 2,150件 = 795,500円	
				口座振込手数料	
				@41.05円 × 25,800人 × 1.09 = 1,154,410円	
				医療費支払事務委託 @38.45円 × 36,653件 = 1,409,310円	
				生活保護システム保守委託	5,131,310円
				使用料及び賃借料 @27,140円 × 12月 = 325,680円	
		生活保護システム機器リース料	3,806,790円		
		備品購入費	496,130円		
		3 入浴券支給事務費	297,640円		
		需用費	53,690円		
		役務費	243,950円		
	計	338,459,306			

経費の種類	生活保護費	測定単位	被保護者数																																																																									
事業区分	節名	経費	内容説明																																																																									
基 準 的 経 費	生活扶助費	円 11,280 1,611,652,100	1 国庫基準 1,508,918,100円																																																																									
	委託料 扶助費																																																																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">単 価 B</th> <th rowspan="2">所 要 経 費 (A×B)</th> </tr> <tr> <th>人 員</th> <th>対 象 人 員 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生 活 扶 助 基 準 等</td> <td>人 2,150</td> <td>25,800</td> <td>56,891</td> <td>1,467,787,800</td> </tr> <tr> <td>出 産 扶 助</td> <td></td> <td>1</td> <td>465,620</td> <td>465,620</td> </tr> <tr> <td>生 業 扶 助 (高校就学費を除く)</td> <td></td> <td>26</td> <td>80,000</td> <td>2,080,000</td> </tr> <tr> <td>生 業 扶 助 (高校就学費分)</td> <td></td> <td>204</td> <td>100,327</td> <td>20,466,708</td> </tr> <tr> <td>葬 祭 扶 助</td> <td></td> <td>63</td> <td>206,000</td> <td>12,978,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">救 護 施 設</td> <td>生 活 費</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>63,206</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>185,921</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>2,989,524</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">更 生 施 設</td> <td>生 活 費</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>56,951</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>94,176</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>1,813,524</td> </tr> <tr> <td>宿 所 提 供 施 設</td> <td></td> <td>1</td> <td>12</td> <td>28,077</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>336,924</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合 計</td> <td>1,508,918,100</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	規 模		単 価 B	所 要 経 費 (A×B)	人 員	対 象 人 員 A	生 活 扶 助 基 準 等	人 2,150	25,800	56,891	1,467,787,800	出 産 扶 助		1	465,620	465,620	生 業 扶 助 (高校就学費を除く)		26	80,000	2,080,000	生 業 扶 助 (高校就学費分)		204	100,327	20,466,708	葬 祭 扶 助		63	206,000	12,978,000	救 護 施 設	生 活 費	1	12	63,206	事 務 費	1	12	185,921	計			2,989,524	更 生 施 設	生 活 費	1	12	56,951	事 務 費	1	12	94,176	計			1,813,524	宿 所 提 供 施 設		1	12	28,077	事 務 費				336,924				合 計	1,508,918,100
	区 分	規 模			単 価 B	所 要 経 費 (A×B)																																																																						
		人 員	対 象 人 員 A																																																																									
	生 活 扶 助 基 準 等	人 2,150	25,800	56,891	1,467,787,800																																																																							
	出 産 扶 助		1	465,620	465,620																																																																							
	生 業 扶 助 (高校就学費を除く)		26	80,000	2,080,000																																																																							
	生 業 扶 助 (高校就学費分)		204	100,327	20,466,708																																																																							
	葬 祭 扶 助		63	206,000	12,978,000																																																																							
	救 護 施 設	生 活 費	1	12	63,206																																																																							
		事 務 費	1	12	185,921																																																																							
		計			2,989,524																																																																							
	更 生 施 設	生 活 費	1	12	56,951																																																																							
		事 務 費	1	12	94,176																																																																							
		計			1,813,524																																																																							
	宿 所 提 供 施 設		1	12	28,077																																																																							
	事 務 費				336,924																																																																							
				合 計	1,508,918,100																																																																							
				支払代行業務委託費																																																																								
			2人 × 12月 × @470円 = 11,280円																																																																									
			2 法外援護費 35,874,000円																																																																									
			(1) 夏季健全育成等 @21,000円 × 80人 = 1,680,000円																																																																									
			(2) 入浴券の支給 34,194,000円																																																																									
			<table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>大人 @460円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 34,141,200円</td> </tr> <tr> <td>中人 @180円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 43,200円</td> </tr> <tr> <td>小人 @80円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 9,600円</td> </tr> </table>	{	大人 @460円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 34,141,200円	中人 @180円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 43,200円	小人 @80円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 9,600円																																																																					
{	大人 @460円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 34,141,200円																																																																											
	中人 @180円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 43,200円																																																																											
	小人 @80円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 9,600円																																																																											

経費の種類	生活保護費		測定単位	被保護者数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔生活扶助費〕		円		
				3 中国残留邦人等生活支援給付金 64,460,000円	
				4 就労自立給付金 1,600,000円	
				単身世帯 @69,000円 × 15人 = 1,035,000円	
				多人数世帯 @113,000円 × 5人 = 565,000円	
準	住宅扶助費	扶助費	876,402,000	@48,689円 × 1,500人 × 12月 = 876,402,000円	
					〔特定財源（国庫支出金）〕
					$876,402,000円 \times \frac{3}{4} = 657,301,000円$
的	教育扶助費	扶助費	14,801,400	@8,223円 × 150人 × 12月 = 14,801,400円	
				〔特定財源（国庫支出金）〕	
経	医療扶助費	扶助費	1,004,180,930	国庫基準 1,004,180,930円	
	（入院）			（1）入院 @552,032円 × 150人 × 12月 = 993,657,600円 （2）施術、看護料等 @4,766円 × 184人 × 12月 = 10,523,330円	
費	医療扶助費	扶助費	553,269,600	@17,733円 × 2,600人 × 12月 = 553,269,600円	
	（入院外）			〔特定財源（国庫支出金）〕	
				$553,269,600円 \times \frac{3}{4} = 414,952,000円$	

経費の種類		生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	介護扶助費	扶助費	円		
			83,487,600	@23,191円 × 300人 × 12月 = 83,487,600円	
			{ 特定財源（国庫支出金） $83,487,600円 \times \frac{3}{4} = 62,615,000円$ }		
合 計		4,482,264,216			
特定財源	国庫支出金	3,080,937,000	1	生活扶助費	
				国庫支出金	1,181,833,000円
			2	住宅扶助費	
				国庫支出金	657,301,000円
			3	教育扶助費	
				国庫支出金	11,101,000円
			4	医療扶助費（入院）	
	国庫支出金	753,135,000円			
	5	医療扶助費（入院外）			
	国庫支出金	414,952,000円			
	6	介護扶助費			
	国庫支出金	62,615,000円			
合 計		3,080,937,000			
差引一般財源			1,401,327,216円		
数 値			7,600人		
単 位 費 用			184,385円		

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口				
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準	児童福祉総務費	給与費	1,023,250,207	円 @7,696,504円 × 132.95人 = 1,023,250,207円				
	〔保育事業振興費を含む〕	職員手当等	3,960,600	時間外勤務手当	@2,870円 × 115時間 × 12月 = 3,960,600円			
		賃金	6,605,280	一般賃金	@8,340円 × 66人 × 12月 = 6,605,280円			
		旅費	345,420	普通旅費(近接地内)	@505円 × 57回 × 12月 = 345,420円			
		需用費	1,380,680	消耗品費	902,580円			
				会議費	83,280円			
				印刷製本費	385,610円			
				修繕料	9,210円			
		役務費	339,360	通信運搬費	339,360円			
		委託料	11,081,900	芸能委託	324,120円			
		使用料及び賃借料	7,401,610	児童福祉システム保守委託	10,757,780円			
				賃借料	99,950円			
				児童福祉システム機器リース料	7,301,660円			
		備品購入費	75,370	事務用備品	75,370円			
		負担金補助及び交付金	8,000	負担金	8,000円			
		計	1,054,448,427					
		的 経 費	児童手当	報酬	1,897,920	嘱託医報酬 @19,770円 × 2日 × 4週 × 1人 × 12月 = 1,897,920円		
			給付事業費	職員手当等	6,371,400	時間外勤務手当	@2,870円 × 185時間 × 12月 = 6,371,400円	
				賃金	6,238,320	一般賃金	@8,340円 × 748人 = 6,238,320円	
旅費	251,995			普通旅費	251,995円			
需用費	1,303,100			ケース訪問調査旅費	@505円 × 13,290件 × $\frac{1}{30}$ = 223,715円			
				会議出席旅費	@505円 × 56回 = 28,280円			
				消耗器材	297,070円			
印刷製本費	656,160円			印刷製本費	656,160円			
				PR用経費	349,870円			
役務費	1,258,020			郵便料	@90円 × 6,989件 × 2回 = 1,258,020円			
扶助費	5,238,600,000			児童手当等給付費(積算説明(3)参照)				
計	5,255,920,755			国制度分	4,711,800,000円			
				区制度分	526,800,000円			
		<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>4,006,440,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>3,301,080,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>705,360,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>4,006,440,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>3,301,080,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>705,360,000円</td> </tr> </table>	特定財源	4,006,440,000円	国庫支出金	3,301,080,000円	都支出金
<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>4,006,440,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>3,301,080,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>705,360,000円</td> </tr> </table>	特定財源	4,006,440,000円	国庫支出金	3,301,080,000円	都支出金	705,360,000円		
特定財源	4,006,440,000円							
国庫支出金	3,301,080,000円							
都支出金	705,360,000円							

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経	児童扶養手当 給付事業費	報酬	1,067,580	嘱託医報酬 @19,770円 × 1人 × 54日 = 1,067,580円	
		職員手当等	8,618,610	時間外勤務手当 @2,870円 × 13人 × 3時間 × 77日 = 8,618,610円	
		賃金	5,404,320	一般賃金 @8,340円 × 8人 × 81日 = 5,404,320円	
		旅費	133,705	{ ケース訪問調査費 @505円 × 5,093件 × $\frac{1}{30}$ = 85,730円 会議出席旅費 @505円 × 95回 = 47,975円	
		需用費	900,000	{ 消耗器材 303,810円 印刷製本費 235,420円 PR用経費 360,770円	
		役務費	755,104	{ 電話回線使用料 45,780円 × 12月 = 549,360円 郵券 @82円 × 2,027件 = 166,214円 その他通信費 39,530円	
		委託料	5,969,660	電算処理委託 5,969,660円	
		扶助費	1,184,296,780	{ 全部支給 @42,500円 × 15,131人 = 643,067,500円 一部支給 @28,490円 × 14,616人 = 416,409,840円 第2子分 @10,040円 × 10,649人 = 106,915,960円 第3子以降分 @6,020円 × 2,974人 = 17,903,480円	
			計	1,207,145,759	{ 特定財源 (国庫支出金) 1,184,296,780円 × $\frac{1}{3}$ = 394,765,000円 }
		費	区立母子生活 支援施設管理 運営費	委託料	46,371,820

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口																																																																						
事業区分	節名	経費	内 容 説 明																																																																						
基 準 的	民営母子生活 支援施設保護 委託費	扶助費 43,922,730 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">単 価 B</th> <th rowspan="2">所要経費 (A×B)</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>対 人 員 A</th> <th>世帯</th> <th>世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 庫 費</td> <td rowspan="2">一 般 事 務 費</td> <td>9</td> <td>108</td> <td>円 334,962</td> <td>円 36,175,900</td> </tr> <tr> <td>1所</td> <td>1所</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計</td> <td>37,175,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基 準 分</td> <td colspan="2">日 常 生 活 諸 費</td> <td>31人</td> <td>372人</td> <td>3,780</td> <td>1,406,160</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保 育 給 食 費</td> <td>3歳以上児</td> <td>4</td> <td>48</td> <td>5,990</td> <td>287,520</td> </tr> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>2</td> <td>24</td> <td>9,470</td> <td>227,280</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計</td> <td>514,800</td> </tr> <tr> <td colspan="2">採 暖 費</td> <td>27</td> <td>162</td> <td>200</td> <td>32,400</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> <td>39,129,260</td> </tr> <tr> <td colspan="2">区 加 算 分</td> <td>9</td> <td>108</td> <td>44,384</td> <td>4,793,470</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td>43,922,730</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		規 模		単 価 B	所要経費 (A×B)	定員	対 人 員 A	世帯	世帯	国 庫 費	一 般 事 務 費	9	108	円 334,962	円 36,175,900	1所	1所	1,000,000	1,000,000	小 計				37,175,900	基 準 分	日 常 生 活 諸 費		31人	372人	3,780	1,406,160	保 育 給 食 費	3歳以上児	4	48	5,990	287,520	3歳未満児	2	24	9,470	227,280	小 計				514,800	採 暖 費		27	162	200	32,400	計				39,129,260	区 加 算 分		9	108	44,384	4,793,470	合 計				43,922,730
			区 分		規 模		単 価 B			所要経費 (A×B)																																																															
			定員	対 人 員 A	世帯	世帯																																																																			
			国 庫 費	一 般 事 務 費	9	108	円 334,962	円 36,175,900																																																																	
					1所	1所	1,000,000	1,000,000																																																																	
				小 計				37,175,900																																																																	
			基 準 分	日 常 生 活 諸 費		31人	372人	3,780	1,406,160																																																																
				保 育 給 食 費	3歳以上児	4	48	5,990	287,520																																																																
					3歳未満児	2	24	9,470	227,280																																																																
			小 計				514,800																																																																		
			採 暖 費		27	162	200	32,400																																																																	
			計				39,129,260																																																																		
			区 加 算 分		9	108	44,384	4,793,470																																																																	
合 計				43,922,730																																																																					
<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>29,391,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>179,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>$38,950,260円 \times \frac{5}{10} = 19,475,000円$</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>$38,950,260円 \times \frac{2.5}{10} = 9,737,000円$</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="0"> <tr> <td>}</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>			<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>29,391,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>179,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>$38,950,260円 \times \frac{5}{10} = 19,475,000円$</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>$38,950,260円 \times \frac{2.5}{10} = 9,737,000円$</td> </tr> </table>	特定財源	29,391,000円	分担金及び負担金	179,000円	国庫支出金	$38,950,260円 \times \frac{5}{10} = 19,475,000円$	都支出金	$38,950,260円 \times \frac{2.5}{10} = 9,737,000円$	<table border="0"> <tr> <td>}</td> <td></td> </tr> </table>	}																																																												
<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>29,391,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>179,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>$38,950,260円 \times \frac{5}{10} = 19,475,000円$</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>$38,950,260円 \times \frac{2.5}{10} = 9,737,000円$</td> </tr> </table>	特定財源	29,391,000円	分担金及び負担金	179,000円	国庫支出金	$38,950,260円 \times \frac{5}{10} = 19,475,000円$	都支出金	$38,950,260円 \times \frac{2.5}{10} = 9,737,000円$	<table border="0"> <tr> <td>}</td> <td></td> </tr> </table>	}																																																															
特定財源	29,391,000円																																																																								
分担金及び負担金	179,000円																																																																								
国庫支出金	$38,950,260円 \times \frac{5}{10} = 19,475,000円$																																																																								
都支出金	$38,950,260円 \times \frac{2.5}{10} = 9,737,000円$																																																																								
}																																																																									
経 費	母子福祉応急貸付金	貸付金 150,000	貸付金 150,000円 { 特定財源 (諸収入) 150,000円 }																																																																						
	母子家庭等自立支援給付金事業費	扶助費 11,834,999	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 11,834,999円 { 特定財源 (国庫支出金) $11,834,999円 \times \frac{3}{4} = 8,876,000円$ }																																																																						
	ひとり親家庭休養ホーム事業費	扶助費 327,000	施設利用料 (日帰り) @1,500円 × 218人 = 327,000円																																																																						
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費	職員手当等 585,480 需用費 252,460 役務費 85,680	時間外勤務手当 @2,870円 × 17時間 × 12月 = 585,480円 消耗品費 252,460円 通信運搬費 85,680円																																																																						

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口																					
事業区分	節名	経費	内容説明																					
基 準	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業費	扶助費	円 5,648,340	ヘルパー @1,530円 × 3,160時間 = 4,834,800円 手当加算 @380円 × 1,480時間 = 562,400円 業務報告等 251,140円																				
		計	6,571,960	<table border="0"> <tr> <td>特定財源 (諸収入)</td> <td>175,000円</td> </tr> <tr> <td>II階層 @250円 × 63時間 = 15,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@60円 × 30時間 = 1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>III階層 @510円 × 95時間 = 48,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@120円 × 44時間 = 5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IV階層 @770円 × 32時間 = 24,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@180円 × 15時間 = 2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>V階層 @1,030円 × 32時間 = 32,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@240円 × 15時間 = 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VI階層 @1,290円 × 32時間 = 41,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@300円 × 15時間 = 4,000円</td> <td></td> </tr> </table>	特定財源 (諸収入)	175,000円	II階層 @250円 × 63時間 = 15,000円		@60円 × 30時間 = 1,000円		III階層 @510円 × 95時間 = 48,000円		@120円 × 44時間 = 5,000円		IV階層 @770円 × 32時間 = 24,000円		@180円 × 15時間 = 2,000円		V階層 @1,030円 × 32時間 = 32,000円		@240円 × 15時間 = 3,000円		VI階層 @1,290円 × 32時間 = 41,000円	
特定財源 (諸収入)	175,000円																							
II階層 @250円 × 63時間 = 15,000円																								
@60円 × 30時間 = 1,000円																								
III階層 @510円 × 95時間 = 48,000円																								
@120円 × 44時間 = 5,000円																								
IV階層 @770円 × 32時間 = 24,000円																								
@180円 × 15時間 = 2,000円																								
V階層 @1,030円 × 32時間 = 32,000円																								
@240円 × 15時間 = 3,000円																								
VI階層 @1,290円 × 32時間 = 41,000円																								
@300円 × 15時間 = 4,000円																								
的 経 費	ひとり親家庭医 療費助成事業費	職員手当等	1,199,660	時間外勤務手当 @2,870円 × 418時間 = 1,199,660円																				
		賃金	383,640	一般賃金 @8,340円 × 46人 = 383,640円																				
		旅費	48,985	普通旅費 (近接地内) @505円 × 97回 = 48,985円																				
		需用費	211,640	消耗品費等 211,640円																				
		役務費	207,730	通信運搬費 207,730円																				
		委託料	2,633,296	審査支払委託料 2,633,296円																				
		備品購入費	40,860	医療費 2,550,785円 事務用備品 40,860円																				
		扶助費	89,996,318	国保 @72.20円 × 19,144件 = 1,382,197円 社保 @64.30円 × 18,174件 = 1,168,588円 高額調整費 @4.31円 × 19,144件 = 82,511円																				
		計	94,722,129	国保 @2,528円 × 19,144件 = 48,396,032円 社保 @2,289円 × 18,174件 = 41,600,286円																				
的 経 費	乳幼児医療費 助成事業費	職員手当等	48,790	時間外勤務手当 @2,870円 × 17時間 = 48,790円																				
		賃金	166,800	一般賃金 @8,340円 × 20人 = 166,800円																				
		旅費	2,020	普通旅費 (近接地内) @505円 × 2人 × 2回 = 2,020円																				
		需用費	122,160	印刷製本費 122,160円																				

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	乳幼児医療費 助成事業費	役務費	537,490	通信運搬費	537,490円	
		委託料	20,827,234	審査支払委託料	20,827,234円	
				医療費	20,638,706円	
				国保	@72.20円 × 43,742件 = 3,158,172円	
				社保	@64.30円 × 271,859件 = 17,480,534円	
				高額調整費	@4.31円 × 43,742件 = 188,528円	
		備品購入費	28,140	事務用備品	28,140円	
		扶助費	528,778,422	国保	@1,697円 × 43,742件 = 74,230,174円	
				社保	@1,672円 × 271,859件 = 454,548,248円	
		計	550,511,056			
準	義務教育就学児	職員手当等	48,790	時間外勤務手当	@2,870円 × 17時間 = 48,790円	
	医療費助成	賃金	166,800	一般賃金	@8,340円 × 20人 = 166,800円	
	事業費	旅費	2,020	普通旅費(近接地内)	@505円 × 2人 × 2回 = 2,020円	
		需用費	122,160	印刷製本費	122,160円	
		役務費	537,490	通信運搬費	537,490円	
		委託料	14,779,297	審査支払委託料	14,779,297円	
				医療費	14,633,692円	
				国保	@72.20円 × 33,783件 = 2,439,133円	
				社保	@64.30円 × 189,651件 = 12,194,559円	
				高額調整費	@4.31円 × 33,783件 = 145,605円	
的		備品購入費	27,720	事務用備品	27,720円	
		扶助費	475,540,476	国保	@2,147円 × 33,783件 = 72,532,101円	
				社保	@2,125円 × 189,651件 = 403,008,375円	
		計	491,224,753			
	費	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	扶助費	133,830	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	133,830円
					特定財源(都支出金)	$133,830円 \times \frac{1}{2} = 66,000円$
	費	障害児通所支援事業費	委託料	1,232,640	支払代行業務委託費	856人 × 12月 × @120円 = 1,232,640円
			扶助費	919,878,892	障害児通所支援事業費(積算説明(4)参照)	919,878,892円
			計	921,111,532	特定財源	689,908,000円
				国庫支出金	$919,878,892円 \times \frac{1}{2} = 459,939,000円$	
			都支出金	$919,878,892円 \times \frac{1}{4} = 229,969,000円$		

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	児童館管理 運営費	円	1施設当たり所要経費 A			
			施設数 B	所要経費 (A×B)		
	職員手当等	13,018,320	時間外勤務手当 @2,870円 × 252時間 = 723,240円	18	13,018,320円	
	賃金	10,465,200	一般賃金 @9,690円 × 5人 × 12月 = 581,400円	18	10,465,200円	
	報償費	8,218,800	報償費 @7,610円 × 5人 × 12月 = 456,600円	18	8,218,800円	
	旅費	2,899,710	普通旅費(近接地内) @505円 × 319回 = 161,095円	18	2,899,710円	
	需用費	42,230,160	光熱水費 @123,470円 × 12月 = 1,481,640円	18	26,669,520円	
			一般需用費 @72,040円 × 12月 = 864,480円	18	15,560,640円	
	役務費	2,129,760	役務費 @9,860円 × 12月 = 118,320円	18	2,129,760円	
	委託料	143,953,020	管理運営委託 3,863,020円	18	69,534,360円	
			清掃委託 890,730円	18	16,033,140円	
			警備委託 268,520円	18	4,833,360円	
			機械設備保守委託 492,470円	18	8,864,460円	
	使用料及び 賃借料	5,717,160	賃借料 317,620円	18	5,717,160円	
	工事請負費	7,950,240	工事費 441,680円	18	7,950,240円	
	備品購入費	14,765,040	備品 820,280円	18	14,765,040円	
			ガスFF暖房器 @219,950円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 183,290円			
			冷房器 @616,280円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 513,570円			
			その他備品 123,420円			
	負担金補助 及び交付金	2,354,400	負担金 130,800円	18	2,354,400円	
		計(直営分) 11,611,895円	18	209,014,110円		
		指定管理委託料 @22,343,850円 × 2所 =		44,687,700円		
	計	253,701,810				

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	子ども家庭支援センター運営費(先駆型)	報酬	11,784,240	相談員等 @163,670円 × 6人 × 12月 = 11,784,240円	
		賃金	1,000,800	一般賃金 @8,340円 × 10日 × 12月 = 1,000,800円	
		報償費	1,500,000	児童虐待防止協議会関連経費、講習会講師謝礼等 1,500,000円	
		需用費	2,047,630	光熱水費 1,380,810円	
				電気料 791,270円	
				ガス料 196,630円	
				水道料 392,910円	
				一般需用費 666,820円	
				消耗品費 403,140円	
				印刷製本費 143,630円	
				修繕費 120,050円	
			役務費	415,240	通信運搬費 415,240円
			委託料	7,988,960	管理運営委託 5,075,940円
				清掃委託 1,249,930円	
				警備委託 544,270円	
		機械設備保守委託 1,118,820円			
	使用料及び賃借料	304,060	機器賃借等 304,060円		
	工事請負費	193,490	193,490円		
	備品購入費	109,570	109,570円		
	計	25,343,990			
経 費	子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費(次世代育成行動計画策定費を含む)	報償費	943,940	1 計画策定	
		需用費	189,470	報償費 @12,040円 × 13人 × 14回 × 1/5 = 438,260円	
		役務費	133,310	需用費	
		委託料	1,483,310	印刷製本等 640,010円 × 1/5 = 128,000円	
				役務費	
				郵便 84,170円 × 1/5 = 16,830円	
				テープ反訳 111,940円 × 1/5 = 22,390円	
				委託料	
			計画策定支援委託等 7,416,570円 × 1/5 = 1,483,310円		
			2 計画推進		
	報償費 @12,040円 × 14人 × 15回 × 1/5 = 505,680円				
	需用費				
	印刷製本等 307,330円 × 1/5 = 61,470円				

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	子ども・子育て 支援事業計画 策定・推進経費 (次世代育成 行動計画策 定費を含む)	計	円	2,750,030
				役務費 郵便 $58,130円 \times 1/5 = 11,630円$ テープ反訳 $412,320円 \times 1/5 = 82,460円$
準	地域型保育 給付費	扶助費	557,597,167	地域型保育給付費 557,597,167円 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育) 特定財源 426,212,000円 国庫支出金 $@557,597,167円 \times 52.875 / 100 = 294,829,000円$ 都支出金 $@557,597,167円 \times 23.5625 / 100 = 131,383,000円$
的	利用者 支援事業	扶助費	40,995,213	利用者支援事業 40,995,213円 特定財源 27,330,000円 国庫支出金 $@40,995,213円 \times 1/3 = 13,665,000円$ 都支出金 $@40,995,213円 \times 1/3 = 13,665,000円$
経	地域子 ども 子育て 支 援	扶助費	118,248,483	地域子育て支援拠点事業 118,248,483円 特定財源 53,198,000円 国庫支出金 $@79,798,956円 \times 1/3 = 26,599,000円$ 都支出金 $@79,798,956円 \times 1/3 = 26,599,000円$
費	乳児家庭全戸 訪問事業	扶助費	13,322,402	乳児家庭全戸訪問事業 13,322,402円 特定財源 8,880,000円 国庫支出金 $@13,322,402円 \times 1/3 = 4,440,000円$ 都支出金 $@13,322,402円 \times 1/3 = 4,440,000円$

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口																											
事業区分		節名	経費	内容説明																												
基 地 域 子 ど も 的 育 て 支 援 事 業 費	養育支援 訪問事業	扶 助 費	6,911,694 円	養育支援訪問事業 6,911,694円																												
				<table border="0"> <tr> <td> {</td> <td>特定財源</td> <td></td> <td></td> <td>4,606,000円</td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 国庫支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> @6,911,694円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td>2,303,000円</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 都支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> @6,911,694円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td>2,303,000円</td> </tr> </table>		{	特定財源			4,606,000円	}	{	国庫支出金				}	{	@6,911,694円	×	1/3	=	2,303,000円	{	都支出金				}	{	@6,911,694円	×
	{	特定財源			4,606,000円	}																										
	{	国庫支出金				}																										
	{	@6,911,694円	×	1/3	=	2,303,000円																										
	{	都支出金				}																										
{	@6,911,694円	×	1/3	=	2,303,000円																											
子どもを守る 地域ネット ワーク機能 強化事業	扶 助 費	3,617,321	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 3,617,321円																													
			<table border="0"> <tr> <td> {</td> <td>特定財源</td> <td></td> <td></td> <td>2,410,000円</td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 国庫支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> @3,617,321円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td>1,205,000円</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 都支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> @3,617,321円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td>1,205,000円</td> </tr> </table>		{	特定財源			2,410,000円	}	{	国庫支出金				}	{	@3,617,321円	×	1/3	=	1,205,000円	{	都支出金				}	{	@3,617,321円	×	1/3
{	特定財源			2,410,000円	}																											
{	国庫支出金				}																											
{	@3,617,321円	×	1/3	=	1,205,000円																											
{	都支出金				}																											
{	@3,617,321円	×	1/3	=	1,205,000円																											
子育て短期 支援事業	扶 助 費	18,203,174	子育て短期支援事業 18,203,174円																													
			<table border="0"> <tr> <td> {</td> <td>特定財源</td> <td></td> <td></td> <td>2,222,000円</td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 国庫支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> @3,333,036円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td>1,111,000円</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 都支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> @3,333,036円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td>1,111,000円</td> </tr> </table>		{	特定財源			2,222,000円	}	{	国庫支出金				}	{	@3,333,036円	×	1/3	=	1,111,000円	{	都支出金				}	{	@3,333,036円	×	1/3
{	特定財源			2,222,000円	}																											
{	国庫支出金				}																											
{	@3,333,036円	×	1/3	=	1,111,000円																											
{	都支出金				}																											
{	@3,333,036円	×	1/3	=	1,111,000円																											
ファミリー・ サポート・ センター 事業	扶 助 費	16,763,157	ファミリー・サポート・センター事業 16,763,157円																													
			<table border="0"> <tr> <td> {</td> <td>特定財源</td> <td></td> <td></td> <td>9,096,000円</td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 国庫支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> @13,646,577円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td>4,548,000円</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 都支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> @13,646,577円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td>4,548,000円</td> </tr> </table>		{	特定財源			9,096,000円	}	{	国庫支出金				}	{	@13,646,577円	×	1/3	=	4,548,000円	{	都支出金				}	{	@13,646,577円	×	1/3
{	特定財源			9,096,000円	}																											
{	国庫支出金				}																											
{	@13,646,577円	×	1/3	=	4,548,000円																											
{	都支出金				}																											
{	@13,646,577円	×	1/3	=	4,548,000円																											
一時預かり 事業	扶 助 費	193,684,801	一時預かり事業 193,684,801円																													
			<table border="0"> <tr> <td> {</td> <td>特定財源</td> <td></td> <td></td> <td>43,690,000円</td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 国庫支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> @65,537,181円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td>21,845,000円</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 都支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>}</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> @65,537,181円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td>21,845,000円</td> </tr> </table>		{	特定財源			43,690,000円	}	{	国庫支出金				}	{	@65,537,181円	×	1/3	=	21,845,000円	{	都支出金				}	{	@65,537,181円	×	1/3
{	特定財源			43,690,000円	}																											
{	国庫支出金				}																											
{	@65,537,181円	×	1/3	=	21,845,000円																											
{	都支出金				}																											
{	@65,537,181円	×	1/3	=	21,845,000円																											

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口																													
事業区分		節名	経費	内容説明																														
基 地 域 子 ど も 的 育 て 支 援 事 業 費	延長保育事業	扶 助 費	261,030,770	延長保育事業 261,030,770円																														
				<table border="0"> <tr> <td colspan="2">特定財源</td> <td colspan="2">34,558,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">国庫支出金</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>@51,839,958円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td colspan="2">17,279,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">都支出金</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>@51,839,958円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td colspan="2">17,279,000円</td> </tr> </table>				特定財源		34,558,000円				国庫支出金						@51,839,958円	×	1/3	=	17,279,000円		都支出金						@51,839,958円	×	1/3
	特定財源		34,558,000円																															
	国庫支出金																																	
	@51,839,958円	×	1/3	=	17,279,000円																													
	都支出金																																	
@51,839,958円	×	1/3	=	17,279,000円																														
病児保育事業	扶 助 費	63,391,996	病児保育事業 63,391,996円																															
			<table border="0"> <tr> <td colspan="2">特定財源</td> <td colspan="2">30,102,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">国庫支出金</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>@45,153,906円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td colspan="2">15,051,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">都支出金</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>@45,153,906円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td colspan="2">15,051,000円</td> </tr> </table>				特定財源		30,102,000円				国庫支出金						@45,153,906円	×	1/3	=	15,051,000円		都支出金						@45,153,906円	×	1/3	=
特定財源		30,102,000円																																
国庫支出金																																		
@45,153,906円	×	1/3	=	15,051,000円																														
都支出金																																		
@45,153,906円	×	1/3	=	15,051,000円																														
実費徴収に係る補足給付を行う事業	扶 助 費	50,358	実費徴収に係る補足給付を行う事業 50,358円																															
			<table border="0"> <tr> <td colspan="2">特定財源</td> <td colspan="2">32,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">国庫支出金</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>@50,358円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td colspan="2">16,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">都支出金</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>@50,358円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td colspan="2">16,000円</td> </tr> </table>				特定財源		32,000円				国庫支出金						@50,358円	×	1/3	=	16,000円		都支出金						@50,358円	×	1/3	=
特定財源		32,000円																																
国庫支出金																																		
@50,358円	×	1/3	=	16,000円																														
都支出金																																		
@50,358円	×	1/3	=	16,000円																														
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	扶 助 費	188,126	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 188,126円																															
			<table border="0"> <tr> <td colspan="2">特定財源</td> <td colspan="2">124,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">国庫支出金</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>@188,126円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td colspan="2">62,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">都支出金</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>@188,126円</td> <td>×</td> <td>1/3</td> <td>=</td> <td colspan="2">62,000円</td> </tr> </table>				特定財源		124,000円				国庫支出金						@188,126円	×	1/3	=	62,000円		都支出金						@188,126円	×	1/3	=
特定財源		124,000円																																
国庫支出金																																		
@188,126円	×	1/3	=	62,000円																														
都支出金																																		
@188,126円	×	1/3	=	62,000円																														
放課後児童クラブ事業費	職員手当等賃金	7,232,400	1クラブ当たり所要経費 A		クラブ数 B	所要経費 (A×B)																												
			時間外勤務手当				所																											
			@2,870円 × 126時間 = 361,620円	20	7,232,400円																													
			一般賃金	20	75,715,200円																													
			@9,560円 × 33人 × 12月 = 3,785,760円																															

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口																																							
事業区分		節名	経費	内容説明																																								
基 子 ど も ・ 子 育 て の 支 援 事 業 費	地 域 子 ど も ・ 子 育 て の 支 援 事 業 費	放課後児童 クラブ事業費	円	1クラブ当たり所要経費 A																																								
			旅 費	1,141,300	普通旅費（近接地内） @505円 × 113回 = 57,065円	クラブ数 B 20	所要経費 (A × B) 1,141,300円																																					
			需 用 費	22,989,600	光熱水費 @37,280円 × 12月 = 447,360円	20	8,947,200円																																					
					一般需用費 @58,510円 × 12月 = 702,120円	20	14,042,400円																																					
			役 務 費	2,954,400	役務費 @12,310円 × 12月 = 147,720円	20	2,954,400円																																					
			委 託 料	332,796,920	管理運営委託（直営施設） 98,800円	20	1,976,000円																																					
			工 事 請 負 費	2,099,200	工事費 104,960円	20	2,099,200円																																					
			備 品 購 入 費	1,054,800	備品 52,740円	20	1,054,800円																																					
			負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	76,834,200	負担金 33,650円	20	673,000円																																					
					計（直営分） 5,791,795円	20	115,835,900円																																					
					管理運営委託（委託施設） @18,378,940円 × 18所 = 330,820,920円																																							
					負担金補助及び交付金 （民設学童運営費補助）@19,040,300円 × 4所 = 76,161,200円																																							
					<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>249,024,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（公設分）</td> <td>973,600円 × 18所 = 17,524,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（民設分）</td> <td>509,500円 × 4所 = 2,038,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>522,818,020</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小 計</td> <td>1,259,225,515</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費</td> <td>待機児童保育 事業費</td> <td>負担金補助 及び交付金</td> <td>20,251,200</td> <td>家庭福祉員事業補助 @84,380円 × 10所 × 12月 × 2人 = 20,251,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保 育 室 運営費等事業費</td> <td>負担金補助 及び交付金</td> <td>17,300,000</td> <td>運営費 @17,300,000円 × 1所 = 17,300,000円</td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>249,024,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（公設分）</td> <td>973,600円 × 18所 = 17,524,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（民設分）</td> <td>509,500円 × 4所 = 2,038,000円</td> </tr> </table>	特定財源	249,024,000円	分担金及び負担金	2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円	国庫支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円	都支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円	都支出金（公設分）	973,600円 × 18所 = 17,524,000円	都支出金（民設分）	509,500円 × 4所 = 2,038,000円					計	522,818,020					小 計	1,259,225,515			費	待機児童保育 事業費	負担金補助 及び交付金	20,251,200	家庭福祉員事業補助 @84,380円 × 10所 × 12月 × 2人 = 20,251,200円			保 育 室 運営費等事業費	負担金補助 及び交付金	17,300,000	運営費 @17,300,000円 × 1所 = 17,300,000円	
			<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>249,024,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（公設分）</td> <td>973,600円 × 18所 = 17,524,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（民設分）</td> <td>509,500円 × 4所 = 2,038,000円</td> </tr> </table>	特定財源	249,024,000円	分担金及び負担金	2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円	国庫支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円	都支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円	都支出金（公設分）	973,600円 × 18所 = 17,524,000円	都支出金（民設分）	509,500円 × 4所 = 2,038,000円																													
特定財源	249,024,000円																																											
分担金及び負担金	2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円																																											
国庫支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円																																											
都支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円																																											
都支出金（公設分）	973,600円 × 18所 = 17,524,000円																																											
都支出金（民設分）	509,500円 × 4所 = 2,038,000円																																											
		計	522,818,020																																									
		小 計	1,259,225,515																																									
費	待機児童保育 事業費	負担金補助 及び交付金	20,251,200	家庭福祉員事業補助 @84,380円 × 10所 × 12月 × 2人 = 20,251,200円																																								
	保 育 室 運営費等事業費	負担金補助 及び交付金	17,300,000	運営費 @17,300,000円 × 1所 = 17,300,000円																																								

説明(3) 児童手当等給付費積算説明

区分	対象		1人当たり手当額	所要額 (A×B)	財源内訳				
	A	B			国庫支出金	都支出金	差引一般財源		
国 制 度 分	3歳未満	被用者	人 5,710	(15,000円 × 12月)	1,027,800,000	(37 / 45) 845,080,000	(4 / 45) 91,360,000	(4 / 45) 91,360,000	
		非被用者	1,232	(15,000円 × 12月)	221,760,000	(2 / 3) 147,840,000	(1 / 6) 36,960,000	(1 / 6) 36,960,000	
	3歳以上 小学校 修了前	被用者	第1子 第2子	12,864	(10,000円 × 12月)	1,543,680,000	(2 / 3) 1,029,120,000	(1 / 6) 257,280,000	(1 / 6) 257,280,000
			第3子 以降	1,245	(15,000円 × 12月)	224,100,000	(2 / 3) 149,400,000	(1 / 6) 37,350,000	(1 / 6) 37,350,000
		小計			1,767,780,000	1,178,520,000	294,630,000	294,630,000	
		非被用者	第1子 第2子	3,500	(10,000円 × 12月)	420,000,000	(2 / 3) 280,000,000	(1 / 6) 70,000,000	(1 / 6) 70,000,000
	第3子 以降		458	(15,000円 × 12月)	82,440,000	(2 / 3) 54,960,000	(1 / 6) 13,740,000	(1 / 6) 13,740,000	
	小計			502,440,000	334,960,000	83,740,000	83,740,000		
	中学校 修了前	4,889	(10,000円 × 12月)	586,680,000	(2 / 3) 391,120,000	(1 / 6) 97,780,000	(1 / 6) 97,780,000		
	所得制限 超過	10,089	(5,000円 × 12月)	605,340,000	(2 / 3) 403,560,000	(1 / 6) 100,890,000	(1 / 6) 100,890,000		
	計			4,711,800,000	3,301,080,000	705,360,000	705,360,000		
	区 制度 分	育成手当	2,850	(13,500円 × 12月)	461,700,000				
障害手当		350	(15,500円 × 12月)	65,100,000					
計			526,800,000			526,800,000			
合 計				5,238,600,000	3,301,080,000	705,360,000	1,232,160,000		

説明(4) 障害児通所支援事業費積算説明

(単位:円)

事業種別	事業費	国庫負担額 (B) (A) / 2	都負担額 (C) (A) / 4	差引一般財源 (D) (A) - (B) - (C)
	給付費 (A)			
児童発達支援事業	194,360,029	97,179,000	48,590,000	48,591,029
福祉型児童発達支援センター	46,578,449	23,289,000	11,645,000	11,644,449
医療型児童発達支援センター	2,377,359	1,189,000	594,000	594,359
放課後等デイサービス	639,009,417	319,505,000	159,752,000	159,752,417
保育所等訪問支援	1,253,815	627,000	313,000	313,815
障害児相談支援	36,299,823	18,150,000	9,075,000	9,074,823
計	919,878,892	459,939,000	229,969,000	229,970,892

経費の種類	児童福祉費	測定単位	区立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内 容 説 明
基 準 的 経 費	区立保育所 管理運営費	円	
	報酬	15,688,400	嘱託医報酬 @43,100円 × 1人 × 13月 × 28所 = 15,688,400円
	給与費	3,517,302,328	@7,696,504円 × 457人 = 3,517,302,328円
	職員手当等	178,597,230	時間外勤務手当 @2,870円 × 62,229時間 = 178,597,230円
	賃金	268,301,380	代替職員 @5,920円 × 100日 × 28所 = 16,576,000円 特例パート @104,460円 × 14月 × 28所 = 40,948,320円 障害児保育 @105,440円 × 12月 × 28所 = 35,427,840円 一般賃金 @8,340円 × 25日 × 12月 × 28所 = 70,056,000円
			延長保育 1時間延長 @8,410円 × $\frac{9}{8}$ 時間 × 313日 × 20所 = 59,227,430円 @8,410円 × $\frac{1}{8}$ 時間 × $\frac{14}{6}$ 人 × 313日 × 20所 = 15,355,260円 2時間延長 @8,410円 × $\frac{11}{8}$ 時間 × 313日 × 4所 = 14,477,820円 @8,410円 × $\frac{3}{8}$ 時間 × $\frac{14}{6}$ 人 × 313日 × 4所 = 9,213,160円 3時間以上延長 @8,410円 × $\frac{12}{8}$ 時間 × 313日 × 1所 = 3,948,500円 @8,410円 × $\frac{4}{8}$ 時間 × $\frac{14}{6}$ 人 × 313日 × 1所 = 3,071,050円
	報償費	3,086,720	講習会・講演会等講師謝礼 @110,240円 × 28所 = 3,086,720円
	旅費	3,153,870	普通旅費 近接地内 @505円 × 1,854回 = 936,270円 近接地外 @39,600円 × 2人 × 28所 = 2,217,600円
	需用費	379,639,040	光熱水費 94,496,360円 電気料 @1,207,700円 × 28所 = 33,815,600円 ガス料 @639,110円 × 28所 = 17,895,080円 水道料 @1,482,890円 × 28所 = 41,520,920円 燃料費 @45,170円 × 28所 = 1,264,760円

経費の種類	児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	〔区立保育所 管理運営費〕		円			
				賄費 200,854,080円		
				3歳未満児	@7,080円 × 12月 × 34人 × 28所 = 80,881,920円	
				3歳以上児	@4,190円 × 12月 × 66人 × 28所 = 92,917,440円	
				3歳以上児給食費加算	@1,220円 × 12月 × 66人 × 28所 = 27,054,720円	
				一般需用費	61,174,400円	
				消耗器材	@1,604,310円 × 28所 = 44,920,680円	
				印刷製本費	@24,690円 × 28所 = 691,320円	
				修繕料	@555,800円 × 28所 = 15,562,400円	
				延長保育	23,114,200円	
				暖房費	1,118,200円	
				1時間延長	@7,710円 × 5月 × 20所 = 771,000円	
				2時間延長	@12,860円 × 5月 × 4所 = 257,200円	
				3時間以上延長	@18,000円 × 5月 × 1所 = 90,000円	
				その他	21,996,000円	
				1時間延長	@2,570円 × 20人 × 12月 × 20所 = 12,336,000円	
				2時間延長	@8,050円 × 20人 × 12月 × 4所 = 7,728,000円	
				3時間以上延長	@8,050円 × 20人 × 12月 × 1所 = 1,932,000円	
			役務費	17,535,000	郵便料等	@626,250円 × 28所 = 17,535,000円
			委託料	1,333,927,570	管理運営委託（直営施設）	@308,940円 × 28所 = 8,650,320円
			清掃委託	@568,660円 × 28所 = 15,922,480円		
			警備委託	@137,960円 × 28所 = 3,862,880円		
			機械設備保守委託	@338,090円 × 28所 = 9,466,520円		
			給食調理委託	@4,874,110円 × 2人 × 15所 = 146,223,300円		
			用務委託	@3,689,710円 × 1人 × 17所 = 62,725,070円		
			管理運営委託（委託施設）	@181,179,500円 × 6所 = 1,087,077,000円		
	使用料及び 賃借料	18,856,320	自動車借上料、その他	@673,440円 × 28所 = 18,856,320円		
	工事請負費	24,327,520		@868,840円 × 28所 = 24,327,520円		

経費の種類	児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基準的経費	〔区立保育所管理運営費〕 備品購入費	円 43,159,300	備品 43,159,300円	
		3,220,000	ガスFF暖房器 $\textcircled{219,950\text{円}} \times 8\text{台} \times 28\text{所} \times \frac{1}{6} = 8,211,470\text{円}$ 冷房器 $\textcircled{616,280\text{円}} \times 8\text{台} \times 28\text{所} \times \frac{1}{6} = 23,007,790\text{円}$ その他備品 $\textcircled{426,430\text{円}} \times 28\text{所} = 11,940,040\text{円}$ 保育士保育講習会等 $\textcircled{80,000\text{円}} \times 28\text{所} = 2,240,000\text{円}$ 日本スポーツ振興センター共済掛金 $\textcircled{350\text{円}} \times 100\text{人} \times 28\text{所} = 980,000\text{円}$	
合計		5,806,794,678		
特定財源	分担金及び負担金	1,440,943,392	1 分担金及び負担金	
	都支出金	16,576,000	保育料積算基準による 1,440,943,392円 一般 $\textcircled{28,940\text{円}} \times 100\text{人} \times 12\text{月} \times 34\text{所} = 1,180,752,000\text{円}$ 3歳児 $\textcircled{4,370\text{円}} \times 20\text{人} \times 12\text{月} \times 34\text{所} = 35,659,200\text{円}$ 3歳未満児 $\textcircled{16,186\text{円}} \times 34\text{人} \times 12\text{月} \times 34\text{所} = 224,532,192\text{円}$	
	諸収入	490,000	2 都支出金 代替賃金都支出金 $\textcircled{16,576,000\text{円}} \times \frac{10}{10} = 16,576,000\text{円}$ 3 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分 $\textcircled{175\text{円}} \times 100\text{人} \times 28\text{所} = 490,000\text{円}$	
合計		1,458,009,392		
差引一般財源			4,348,785,286円	
数値			3,400人	
単位費用			1,279,054円	

経費の種類		児童福祉費				測定単位		私立保育所入所児童数				
事業区分		節名		経費								
私立保育所施設型給付費等		扶助費		1,692,225,920		円						
区 分		対象者数		公定価格/区加算額		利用者負担額		国庫支出金 (3歳以上1/2、 3歳未満 52.875/100) H (E-G) × 1/2 または52.875/100 円	都支出金 (3歳以上1/4、 3歳未満 23.5625/100) I (E-G) × 1/4 または23.5625/100 円	差引一般財源 J E-G-H-I 円		
		定員 A 人	延人員 B 人 A×12	単価 C 円	加算率 加算額 D %・円	金額 E B×C×D B×(C+D) 円	単価 F 円				金額 G B×F 円	
基 国 の 制 度 的 分 算 費 区 分	基 本 分	4歳以上児	44	528	38,130		20,132,640	28,940	15,280,320			
		標準時間										
		3歳児	19	228	45,780		10,437,840	33,310	7,594,680			
		1・2歳児	28	336	102,640		34,487,040	45,126	15,162,336			
		零歳児	5	60	179,180		10,750,800	45,126	2,707,560			
		短時間										
	短 時 間	4歳以上児	2	24	32,980		791,520	28,940	694,560			
		3歳児	1	12	40,630		487,560	33,310	399,720			
		1・2歳児	1	12	97,490		1,169,880	45,126	541,512			
	処 遇 改 善 等	標 準 時 間	4歳以上児	44	528	310	13	2,127,840				
			3歳児	19	228	380	13	1,126,320				
			1・2歳児	28	336	920	13	4,018,560				
			零歳児	5	60	1,680	13	1,310,400				
	加 算 I	短 時 間	4歳以上児	2	24	260	13	81,120				
			3歳児	1	12	330	13	51,480				
			1・2歳児	1	12	870	13	135,720				
	加 算 1	所長設置加算	100	1,200	5,360	650	7,212,000					
		三歳児配置改善加算	20	240	7,650	910	2,054,400					
	加 算 2	主任保育士専任加算	100	1,200	2,550	330	3,456,000					
		事務職員雇上費加算	100	1,200	460	60	624,000					
		処 遇 改 善 等 加 算 II	①(4人)	100	1,200	1,940		2,328,000				
			②(3人)	100	1,200	180		216,000				
	2	冷暖房費加算	100	1,200	110		132,000					
		施設機能強化推進費加算			76,000		76,000					
栄養管理加算				120,000		120,000						
小 計						103,327,120		42,380,688	31,435,000	14,755,000	14,756,432	
費 区 分	職員処遇等加算	100	1,200	12,043		14,451,600					14,451,600	
	施設維持管理・健康管理等加算	100	1,200	2,298		2,757,600					2,757,600	
	児童処遇等加算	100	1,200	2,930		3,516,000					3,516,000	
	特例保育加算 (零歳児、障害児、11時間保育)	100	1,200	24,822		29,786,400					29,786,400	
	小 計					50,511,600					50,511,600	
合 計 (1 施 設)						153,838,720		42,380,688	31,435,000	14,755,000	65,268,032	
11 施 設						1,692,225,920		466,187,568	345,785,000	162,305,000	717,948,352	

経費の種類	児童福祉費	測定単位	私立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源		円	
		分担金及び負担金	466,187,568
		国庫支出金	345,785,000
		都支出金	162,305,000
	合計	974,277,568	
	差引一般財源		717,948,352円
	数値		1,100人
	単位費用		652,680円

経費の種類		国民健康保険事業助成費		測定単位	被保険者数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	国民健康保険 事業助成費	繰出金	2,846,801,426	円	
				国民健康保険総務費	764,188,046円
				職員費	415,611,216円
				一般管理費	310,279,330円
				報酬(徴収嘱託員等) 3,567,800円 × 5.81人 =	20,728,900円
				職員手当等	15,188,040円
				賃金	3,796,000円
				旅費	120,000円
				需用費(消耗品費等)	14,987,780円
				役務費(通信運搬費等)	70,391,800円
				委託料	143,465,370円
				レセプト点検等委託	66,173,290円
				国民健康保険システム保守委託	77,292,080円
				使用料及び賃借料 (国民健康保険システム機器リース料)	41,045,250円
				備品購入費	369,190円
				負担金補助及び交付金	187,000円
				国民健康保険運営協議会費	266,060円
				報酬	233,670円
				需用費	17,250円
				役務費	15,140円
				連合会分担金	6,432,840円
				保険普及費	5,296,000円
				レセプト電算処理手数料	1,015,370円
共同電算処理手数料	25,287,230円				
出産育児給付	144,507,740円				
基盤安定繰出金	1,938,105,640円				
7割軽減	1,235,849,970円				
5割軽減	439,724,850円				
2割軽減	262,530,820円				
合	計	2,846,801,426			

経費の種類	国民健康保険事業助成費		測定単位	被保険者数
事業区分	節名	経費	内容説明	
特 定 財 源	国庫負担金	457,330,000	基盤安定繰出金	457,330,000円
	都支出金	996,247,000	基盤安定繰出金	996,247,000円
合 計		1,453,577,000		
差引一般財源		1,393,224,426円		
数 値		113,780人		
単 位 費 用		12,245円		

（経） 民生費 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

経費の種類		後期高齢者医療制度事業助成費		測定単位	被保険者数		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	後期高齢者医療 制度事業助成費	繰出金	3,050,096,062	円			
				後期高齢者医療制度事業総務費	114,528,502円		
				職員費	61,572,032円		
				一般管理費	52,956,470円		
				職員手当等	9,172,850円		
				報酬	2,647,960円		
				賃金	820,110円		
				旅費	31,870円		
				需用費	2,671,190円		
				役務費	14,113,900円		
				委託料	18,346,020円		
				窓口業務委託	7,640,470円		
				後期高齢者医療システム保守委託	10,705,550円		
				使用料及び賃借料 (後期高齢者医療システム機器リース料)	5,152,570円		
基盤安定繰出金	585,453,560円						
低所得者に係る保険料軽減分	582,611,440円						
旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分	2,842,120円						
事務費拠出金	101,490,000円						
後期高齢者医療給付費負担金	2,248,624,000円						
合 計		3,050,096,062					
特 定 財 源	国庫支出金	101,753,000	基盤安定繰出金（特別対策分）		101,753,000円		
			低所得者に係る保険料軽減分		101,753,000円		
			都 支 出 金	362,774,000	基盤安定繰出金		362,774,000円
低所得者に係る保険料軽減分 (582,611,440円 - 101,753,000円) × 3/4 = 360,643,000円							
旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分 2,842,120円 × 3/4 = 2,131,000円							
合 計		464,527,000					
差引一般財源		2,585,569,062円					
数 値		34,000人					
単 位 費 用		76,046円					

第3項 衛生費

I 衛生費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
 - ア 衛生総務費、保健所管理運営費等の保健所等管理運営に要する経費
 - イ 感染症予防・医療費、結核予防費、成人保健対策費、母子保健費等の公衆衛生に要する経費
 - ウ 食品衛生費、環境衛生費等の環境衛生に要する経費
 - エ 医薬費、精神保健対策費等の医務及び薬務に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人、保健所1か所、保健センター3か所、リサイクルセンター1か所とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,489,096,871円、特定財源を149,476,310円と見込み、差引一般財源所要額を3,339,620,561円と算定した。

この結果、単位費用を9,542円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 新たに新生児聴覚検査費について算定した。
- (2) 予防接種費について、B型肝炎予防接種に係る接種率等を見直し、算定の充実を図った。
- (3) 健康相談事業費について、算定対象を「39歳以下の健康診断」に整理し、算定の充実を図った。
- (4) 母子歯科健康診査費について、歯科医師・歯科衛生士配置人数等を見直し、算定の充実を図った。
- (5) 新たに公害保健対策費について、ダイオキシン類測定委託に係る経費を算定した。
- (6) その他所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	衛生総務費	円		
	給与費	995,696,722	@7,696,504円 × 129.37人 = 995,696,722円	
	職員手当等	4,371,010	時間外勤務手当 @2,870円 × 1,523時間 = 4,371,010円	
	報償費	653,210	講師謝礼 7,610円 保健福祉サービス推進会議委員謝礼 @13,450円 × 6人 × 8回 = 645,600円	
	旅費	862,200	普通旅費 近接地内 @505円 × 1,080回 = 545,400円 近接地外 @39,600円 × 8回 = 316,800円	
	需用費	1,398,670	消耗品費 611,690円 会議費 115,050円 印刷製本費 671,930円	
	役務費	924,770	通信運搬費 924,770円 郵券等 540,720円 健康管理システム用 384,050円	
	委託料	5,515,150	夜間休日案内所運営費 1,183,000円 健康管理システム保守委託 4,332,150円	
	使用料及び賃借料	10,946,190	会場使用料及び自動車借上料 151,030円 自動体外式除細動器（AED） @49,030円 × 131個 = 6,422,930円 健康管理システム機器リース料 4,372,230円	
	備品購入費	403,090	事務用備品 403,090円	
計	1,020,771,012			
経 費	保健所 管理運営費	報酬	2,650,200	
				保健所運営協議会 459,000円 会長 @22,200円 × 1人 × 1回 = 22,200円 委員 @18,200円 × 24人 × 1回 = 436,800円 感染症診査協議会 2,191,200円 会長 @24,700円 × 1人 × 24回 = 592,800円 委員 @22,200円 × 3人 × 24回 = 1,598,400円
		職員手当等	1,656,150	特殊勤務手当 901,340円 防疫業務手当(1) @720円 × 241日 × 1人 = 173,520円 防疫業務手当(2) @340円 × 241日 × 6人 = 491,640円 有害毒物取扱手当(1) @390円 × 241日 × 2人 = 187,980円 有害毒物取扱手当(2) @200円 × 241日 × 1人 = 48,200円 時間外勤務手当 @2,870円 × 263時間 = 754,810円
		賃金	990,000	産休代替保健師 @11,000円 × 90日 = 990,000円

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	〔保健所管理 運営費〕	報償費	100,600	母子保健対策協議会委員謝礼 @10,060円 × 10人 = 100,600円
		旅費	2,024,126	普通旅費 1,963,991円 近接地内 @505円 × 2,610回 = 1,318,050円 調査旅費 @21,390円 × 2人 = 42,780円 研修旅費 @497円 × 3回 = 1,491円 派遣研修旅費 @4,480円 × 3人 = 13,440円 研究旅費 508,830円 医師 @37,470円 × 5人 = 187,350円 医療技術員等 @26,790円 × 12人 = 321,480円 医師大学派遣旅費 @6,420円 × 1人 = 6,420円 保健師等共同研究旅費 @1,040円 × 16人 = 16,640円 保健技術者研修旅費 56,340円 医師 @30,150円 × 1人 = 30,150円 保健師 @26,190円 × 1人 = 26,190円 特別旅費 60,135円 費用弁償 保健所運営協議会 @497円 × 25人 × 1回 = 12,425円 感染症診査協議会 @497円 × 4人 × 24回 = 47,710円
		需用費	12,374,220	燃料費 113,540円 光熱水費 9,620,650円 電気料 6,627,780円 ガス料 1,452,340円 水道料 1,540,530円 消耗品費 1,753,030円 印刷製本費 197,110円 修繕料 689,890円
		役務費	2,048,110	洗濯代等 408,900円 電話料 1,209,390円 通信運搬費 429,820円
		委託料	76,423,740	検査業務委託 58,085,250円 清掃、保守警備委託等 18,338,490円
		使用料及び賃借料	649,000	自動車借上 649,000円
		工事請負費	2,071,690	庁舎維持補修費等 2,071,690円
		備品購入費	19,575,820	検査用機器 13,388,010円 X線装置等 6,187,810円

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	〔保健所管理運営費〕 公 課 費	円 17,600	自動車重量税 $\left\{ \begin{array}{l} 13,200円 \times 1台 = 13,200円 \\ 8,800円 \times 1台 \times 1/2 = 4,400円 \end{array} \right.$	
		計	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad \quad \quad 4,518,000円 \\ \text{使用料及び手数料} \quad \quad \quad 56,000円 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{証明} \quad \quad @400円 \times 134件 = 53,600円 \\ \text{閲覧} \quad \quad @300円 \times 8件 = 2,400円 \end{array} \right. \\ \text{国庫支出金} \\ 13,388,010円 \times 1/3 = 4,462,000円 \end{array} \right.$	
的 経 費	保健センター 管理運営費	職員手当等 1,452,090	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特殊勤務手当} \\ \text{防疫業務手当} \\ @340円 \times 241日 \times 3人 \times 3所 = 737,460円 \\ \text{時間外勤務手当} @2,870円 \times 83時間 \times 3所 = 714,630円 \end{array} \right.$	
		旅 費 781,740		普通旅費 近接地内 @505円 \times 516回 \times 3所 = 781,740円
		需 用 費 11,165,880		$\left\{ \begin{array}{l} \text{光熱水費} \quad \quad \quad 8,331,840円 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{電気料} \quad \quad \quad 1,771,980円 \times 3所 = 5,315,940円 \\ \text{ガス料} \quad \quad \quad 537,110円 \times 3所 = 1,611,330円 \\ \text{水道料} \quad \quad \quad 468,190円 \times 3所 = 1,404,570円 \end{array} \right. \\ \text{消耗品費} \quad \quad \quad 555,690円 \times 3所 = 1,667,070円 \\ \text{印刷製本費} \quad \quad \quad 87,030円 \times 3所 = 261,090円 \\ \text{修繕料} \quad \quad \quad 301,960円 \times 3所 = 905,880円 \end{array} \right.$
		役 務 費 4,025,970	$\left\{ \begin{array}{l} \text{洗濯代等} \quad \quad \quad 594,550円 \times 3所 = 1,783,650円 \\ \text{電話料} \quad \quad \quad 555,390円 \times 3所 = 1,666,170円 \\ \text{通信運搬費} \quad \quad \quad 192,050円 \times 3所 = 576,150円 \end{array} \right.$	
		委 託 料 15,899,730	清掃、保守警備委託等 5,299,910円 \times 3所 = 15,899,730円	
		使用料及び 賃借料 324,000	自動車借上 108,000円 \times 3所 = 324,000円	
		工事請負費 3,327,660	庁舎維持補修等 1,109,220円 \times 3所 = 3,327,660円	
		備品購入費 8,377,530	事業用機器等 2,792,510円 \times 3所 = 8,377,530円	
		公 課 費 13,200	自動車重量税 $8,800円 \times 1台 \times 1/2 \times 3所 = 13,200円$	
		計	45,367,800	

経費の種類	衛生費	測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	リサイクルセンター管理運営費	需用費	1,720,370	円	
		需用費	1,720,370	光熱水費	1,410,020円
				電気料	974,110円
				ガス料	279,160円
				水道料	156,750円
				消耗品費	230,660円
				印刷製本費	79,690円
		役務費	885,650	庁舎清掃	683,220円
		委託料	7,264,050	建物維持管理委託費	7,264,050円
				工事請負費	867,870
備品購入費	156,220		156,220円		
計	10,894,160				
的	健康増進計画・食育推進計画策定費	報償費	151,600	健康増進計画等策定委員会	151,600円
		需用費	4,070	消耗品費	@20,370円 × 1/5 = 4,070円
				委託料	1,560,310
		計	1,715,980		
		経 費	健康相談事業費	職員手当等	439,110
旅費	139,885			普通旅費	
				近接地内	@505円 × 277回 = 139,885円
需用費	401,000			消耗品費	401,000円
役務費	374,000			通信運搬費	374,000円
委託料	22,201,000			健康診査委託	@8,460円 × 2,600人 = 21,996,000円
				データ入力委託	205,000円
計	23,554,995				
<div style="text-align: center;"> { 特定財源（負担金及び分担金） 自己負担金 @500円 × 2,600人 = 1,300,000円 } </div>					

経費の種類	衛生費	測定単位	人口			
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	歯科衛生 相談事業費	賃金	9,235,200	円 { 歯科医師 @27,900円 × 4人 × 52週 = 5,803,200円 歯科衛生士 @11,000円 × 6人 × 52週 = 3,432,000円		
		旅費	7,070	普通旅費 近接地内 @505円 × 14回 = 7,070円		
		需用費	861,410	{ 消耗品費 703,650円 印刷製本費 157,760円		
		役務費	41,530	通信運搬費 41,530円		
		備品購入費	488,110	診療用備品 488,110円		
					{ 特定財源（使用料及び手数料） 2,070,960円 弗素塗布 @480円 × 1,804件 = 865,920円 鍍銀法(3本まで) @480円 × 1,458件 = 699,840円 鍍銀法(4本以上) @600円 × 782件 = 469,200円 歯口清掃 @360円 × 100件 = 36,000円	
		計	10,633,320			
		的	休日・準夜等	職員手当等	140,630	時間外勤務手当 @2,870円 × 49時間 = 140,630円
			診療事業費	賃金	166,800	一般賃金 事務員 @8,340円 × 20時間 = 166,800円
				報償費	220,560	運営協議会委員謝礼 { 一般 @9,190円 × 3人 × 4回 = 110,280円 歯科 @9,190円 × 3人 × 4回 = 110,280円
	旅費		26,765	普通旅費 近接地内 @505円 × 53回 = 26,765円		
	需用費		650,610	{ 消耗品費 436,990円 会議費 16,280円 印刷製本費 197,340円		
	役務費		88,740	通信運搬費 88,740円		
費						

経費の種類	衛生費	測定単位	人口			
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	休日・準夜 診療費 委託料	円				
		131,209,920	①管理事務費 44,662,410円 (積算内訳)			
			区 分	単 価	日 数	経 費
			医 師 会 委 託 経 費			32,306,310円
			休 日 診 療			8,331,900円
		人 件 費	通 年	95,550円	65日	6,210,750円
			年 末 年 始	191,100円	6日	1,146,600円
			ゴールデンウィーク	143,325円	4日	573,300円
			事 務 費	5,350円	75日	401,250円
			準 夜 診 療			4,975,020円
		人 件 費	通 年	59,940円	65日	3,896,100円
			年 末 年 始	119,880円	6日	719,280円
			ゴールデンウィーク	89,910円	4日	359,640円
			土 曜 準 夜 診 療			3,264,500円
		人 件 費	通 年	59,940円	50日	2,997,000円
			事 務 費	5,350円	50日	267,500円
			平日準夜小児初期救急			15,734,890円
		人 件 費	通 年	59,940円	241日	14,445,540円
			事 務 費	5,350円	241日	1,289,350円
			歯科医師会委託経費			8,331,900円
		人 件 費	通 年	95,550円	65日	6,210,750円
			年 末 年 始	191,100円	6日	1,146,600円
			ゴールデンウィーク	143,325円	4日	573,300円
			事 務 費	5,350円	75日	401,250円
	薬 剤 師 会 委 託 経 費			4,024,200円		
人 件 費	通 年	43,650円	65日	2,837,250円		
	年 末 年 始	87,300円	6日	523,800円		
	ゴールデンウィーク	65,475円	4日	261,900円		
	事 務 費	5,350円	75日	401,250円		

経費の種類	衛生費	測定単位	人口																												
事業区分	節名	経費	内容説明																												
基 準 的 経 費	〔休日・準夜 等診療 事業費〕	円	②事業費 86,547,510円																												
			休日診療事業委託費 @7,951,200円 × 8単位 = 63,609,600円 (積算内訳)																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>95,550円</td> <td>65日</td> <td>6,210,750円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>191,100円</td> <td>6日</td> <td>1,146,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>143,325円</td> <td>4日</td> <td>573,300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事 務 費</td> <td>274円</td> <td>75日</td> <td>20,550円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td></td> <td></td> <td>7,951,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	95,550円	65日	6,210,750円	年 末 年 始	191,100円	6日	1,146,600円	ゴールデンウィーク	143,325円	4日	573,300円	事 務 費		274円	75日	20,550円	計				7,951,200円
		区 分		単 価	日 数	経 費																									
		人 件 費	通 年	95,550円	65日	6,210,750円																									
			年 末 年 始	191,100円	6日	1,146,600円																									
			ゴールデンウィーク	143,325円	4日	573,300円																									
		事 務 費		274円	75日	20,550円																									
		計				7,951,200円																									
			準夜診療事業委託費 @4,995,570円 × 3単位 = 14,986,710円 (積算内訳)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>59,940円</td> <td>65日</td> <td>3,896,100円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>119,880円</td> <td>6日</td> <td>719,280円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>89,910円</td> <td>4日</td> <td>359,640円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事 務 費</td> <td>274円</td> <td>75日</td> <td>20,550円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td></td> <td></td> <td>4,995,570円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	59,940円	65日	3,896,100円	年 末 年 始	119,880円	6日	719,280円	ゴールデンウィーク	89,910円	4日	359,640円	事 務 費		274円	75日	20,550円	計				4,995,570円		
区 分		単 価	日 数	経 費																											
人 件 費	通 年	59,940円	65日	3,896,100円																											
	年 末 年 始	119,880円	6日	719,280円																											
	ゴールデンウィーク	89,910円	4日	359,640円																											
事 務 費		274円	75日	20,550円																											
計				4,995,570円																											
	休日歯科診療事業委託費 @7,951,200円 × 1単位 = 7,951,200円 (積算内訳)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>95,550円</td> <td>65日</td> <td>6,210,750円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>191,100円</td> <td>6日</td> <td>1,146,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>143,325円</td> <td>4日</td> <td>573,300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事 務 費</td> <td>274円</td> <td>75日</td> <td>20,550円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td></td> <td></td> <td>7,951,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	95,550円	65日	6,210,750円	年 末 年 始	191,100円	6日	1,146,600円	ゴールデンウィーク	143,325円	4日	573,300円	事 務 費		274円	75日	20,550円	計				7,951,200円		
区 分		単 価	日 数	経 費																											
人 件 費	通 年	95,550円	65日	6,210,750円																											
	年 末 年 始	191,100円	6日	1,146,600円																											
	ゴールデンウィーク	143,325円	4日	573,300円																											
事 務 費		274円	75日	20,550円																											
計				7,951,200円																											
	<p>特定財源（都支出金）</p> <p>平日準夜小児初期救急</p> <p>14,445,540円 × 1/2 = 7,222,000円</p>																														
	計	132,504,025																													
	自殺防止 対策事業費	報償費 183,740 需用費 676,340 役務費 114,660 委託料 533,700	講師等謝礼 183,740円 消耗品費等 676,340円 通信運搬費 114,660円 事務委託費 533,700円																												

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口										
事業区分	節名	経費	内容説明											
基	〔自殺防止対策事業費〕 使用料及び賃借料	円 31,170	機器賃借等 31,170円											
		計 1,539,610	<table border="0"> <tr> <td colspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（都支出金）</td> <td>892,000円</td> </tr> <tr> <td>801,100円 × 1/2 =</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>738,510円 × 2/3 =</td> <td>492,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		<table border="0"> <tr> <td>特定財源（都支出金）</td> <td>892,000円</td> </tr> <tr> <td>801,100円 × 1/2 =</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>738,510円 × 2/3 =</td> <td>492,000円</td> </tr> </table>		特定財源（都支出金）	892,000円	801,100円 × 1/2 =	400,000円	738,510円 × 2/3 =	492,000円		
<table border="0"> <tr> <td>特定財源（都支出金）</td> <td>892,000円</td> </tr> <tr> <td>801,100円 × 1/2 =</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>738,510円 × 2/3 =</td> <td>492,000円</td> </tr> </table>		特定財源（都支出金）	892,000円	801,100円 × 1/2 =	400,000円	738,510円 × 2/3 =	492,000円							
特定財源（都支出金）	892,000円													
801,100円 × 1/2 =	400,000円													
738,510円 × 2/3 =	492,000円													
標準的予防・医療費	防疫事業費 職員手当等 賃金 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費	700,720	<table border="0"> <tr> <td>特殊勤務手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防疫業務手当</td> <td>@720円 × 150日 × 5人 = 540,000円</td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当</td> <td>@2,870円 × 56時間 = 160,720円</td> </tr> </table>		特殊勤務手当		防疫業務手当	@720円 × 150日 × 5人 = 540,000円	時間外勤務手当	@2,870円 × 56時間 = 160,720円				
		特殊勤務手当												
		防疫業務手当	@720円 × 150日 × 5人 = 540,000円											
		時間外勤務手当	@2,870円 × 56時間 = 160,720円											
		1,476,180	<table border="0"> <tr> <td>一般賃金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>@8,340円 × 177時間 = 1,476,180円</td> </tr> </table>		一般賃金		事務員	@8,340円 × 177時間 = 1,476,180円						
		一般賃金												
		事務員	@8,340円 × 177時間 = 1,476,180円											
		35,815	<table border="0"> <tr> <td>普通旅費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近接地内</td> <td>@505円 × 66回 = 33,330円</td> </tr> <tr> <td>研修旅費</td> <td>@497円 × 5回 = 2,485円</td> </tr> </table>		普通旅費		近接地内	@505円 × 66回 = 33,330円	研修旅費	@497円 × 5回 = 2,485円				
		普通旅費												
		近接地内	@505円 × 66回 = 33,330円											
		研修旅費	@497円 × 5回 = 2,485円											
		1,905,560	<table border="0"> <tr> <td>消耗品費</td> <td>1,809,120円</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>4,140円</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>68,000円</td> </tr> <tr> <td>修繕料</td> <td>24,300円</td> </tr> </table>		消耗品費	1,809,120円	会議費	4,140円	印刷製本費	68,000円	修繕料	24,300円		
消耗品費	1,809,120円													
会議費	4,140円													
印刷製本費	68,000円													
修繕料	24,300円													
468,260	<table border="0"> <tr> <td>通信運搬費</td> <td>468,260円</td> </tr> </table>		通信運搬費	468,260円										
通信運搬費	468,260円													
1,218,070	<table border="0"> <tr> <td>検査委託</td> <td>961,450円</td> </tr> <tr> <td>腸内病原細菌</td> <td></td> </tr> <tr> <td>患者関係者検便</td> <td>@856円 × 1,048人 = 897,090円</td> </tr> <tr> <td>薬剤耐性試験</td> <td>@1,283円 × 14人 = 17,960円</td> </tr> <tr> <td>菌型検査</td> <td>@3,314円 × 14人 = 46,400円</td> </tr> <tr> <td>海外旅行者健康診断</td> <td>@4,277円 × 60人 = 256,620円</td> </tr> </table>		検査委託	961,450円	腸内病原細菌		患者関係者検便	@856円 × 1,048人 = 897,090円	薬剤耐性試験	@1,283円 × 14人 = 17,960円	菌型検査	@3,314円 × 14人 = 46,400円	海外旅行者健康診断	@4,277円 × 60人 = 256,620円
検査委託	961,450円													
腸内病原細菌														
患者関係者検便	@856円 × 1,048人 = 897,090円													
薬剤耐性試験	@1,283円 × 14人 = 17,960円													
菌型検査	@3,314円 × 14人 = 46,400円													
海外旅行者健康診断	@4,277円 × 60人 = 256,620円													
414,000	<table border="0"> <tr> <td>自動車雇上</td> <td>414,000円</td> </tr> </table>		自動車雇上	414,000円										
自動車雇上	414,000円													
66,810	<table border="0"> <tr> <td>検査用備品等</td> <td>66,810円</td> </tr> </table>		検査用備品等	66,810円										
検査用備品等	66,810円													
	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>283,000円</td> </tr> <tr> <td>防疫措置</td> <td>117,700円</td> </tr> <tr> <td>特殊勤務手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@290円 × 5人 × 150日 × 1/2</td> <td>= 108,700円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>18,000円 × 1/2 = 9,000円</td> </tr> </table>		特定財源（国庫支出金）	283,000円	防疫措置	117,700円	特殊勤務手当		@290円 × 5人 × 150日 × 1/2	= 108,700円	事務費	18,000円 × 1/2 = 9,000円		
特定財源（国庫支出金）	283,000円													
防疫措置	117,700円													
特殊勤務手当														
@290円 × 5人 × 150日 × 1/2	= 108,700円													
事務費	18,000円 × 1/2 = 9,000円													

経費の種類		衛生費		測定単位	人口				
事業区分	節名	経費	内容説明						
基	感	計	円	患者関係者検便 @72円 × 1,048人 × 1/2 = 37,700円 海外旅行者健康診断 256,620円 × 1/2 = 128,300円					
			6,285,415						
準	染	計	1,093,470	時間外勤務手当 @2,870円 × 381時間 = 1,093,470円					
			7,070	普通旅費 近接地内 @505円 × 14回 = 7,070円					
			611,010	消耗品費 611,010円					
			8,681,650	予防接種通知送付用 8,681,650円					
			838,385,850	①予防接種 828,125,720円					
的	防	区 分	一 般 分			予防接種不適合者分			
			単 価	対 象 者 数	経 費	単 価	対 象 者 数	経 費	
		ジフテリア・破傷風	II 期	4,585円	1,623人	7,441,460円	3,127円	1人	3,130円
		四種混合(ジフテリア・百日ぜき・破傷風・急性灰白ずい炎)	I 期 初 回	12,739円	9,735人	124,014,170円	3,937円	12人	47,240円
			I 期 追 加	12,739円	3,266人	41,605,570円	3,937円	4人	15,750円
		風 し ん ・ 麻 し ん	I 期	13,387円	3,220人	43,106,140円	3,937円	8人	31,500円
			II 期	11,983円	2,793人	33,468,520円	3,937円	3人	11,810円
		日 本 脳 炎	I 期	9,229円	9,205人	84,952,950円	3,937円	9人	35,430円
			II 期	7,015円	1,110人	7,786,650円	3,127円	1人	3,130円
		子 宮 頸 が ん		17,242円	396人	6,827,830円	3,127円	3人	9,380円
		ヒ ブ	I 期	10,190円	9,642人	98,251,980円	3,937円	9人	35,430円
			II 期	10,190円	3,230人	32,913,700円	3,937円	6人	23,620円
		小 児 用 菌 球 炎 肺	I 期	13,495円	9,675人	130,564,130円	3,937円	9人	35,430円
			II 期	13,495円	3,206人	43,264,970円	3,937円	5人	19,690円
		水 痘		10,579円	6,518人	68,953,920円	3,937円	26人	102,360円
B C G		9,088円	3,010人	27,354,880円	3,937円	33人	129,920円		
B 型 肝 炎		8,100円	9,516人	77,079,600円	3,937円	9人	35,430円		
計				827,586,470円			539,250円		
費	扶 助 費	580,500	②封入封緘委託 10,260,130円						
			予防接種被害者医療手当等 580,500円						

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	〔予防接種費〕	計	円	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $580,500円 \times 3/4 = 435,000円$		
		計	849,359,550			
	感染症	予防接種費（インフルエンザ）委託料	98,782,500	予防接種	一般 @2,775円 × 32,860人 = 91,186,500円 減免 @5,275円 × 1,440人 = 7,596,000円	
		扶助費	54,000	予防接種被害者医療手当等	54,000円	
	症	計	98,836,500	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $54,000円 \times 3/4 = 40,000円$		
		計	98,836,500			
	的	予防接種費（高齢者肺炎球菌）委託料	19,363,400	予防接種	一般 @4,277円 × 3,850人 = 16,466,450円 減免 @8,277円 × 350人 = 2,896,950円	
		扶助費	54,000	予防接種被害者医療手当等	54,000円	
	経	計	19,417,400	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $54,000円 \times 3/4 = 40,000円$		
		計	19,417,400			
療	後天性免疫不全症候群対策費	賃金	933,600	一般賃金		
	療	旅費	7,070	普通旅費		
			近接地内 @505円 × 14回 = 7,070円			
	需用費	597,620	採血・検査用消耗品（通常・即日）	597,620円		
	委託料	353,590	検査委託（通常） @1,010円 × 213件 = 215,130円 検査委託（精密） @2,240円 × 2件 = 4,480円 キャンペーン委託 133,980円			

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 防 疫 費	〔後天性免疫不全症候群対策費〕	計	円 1,891,880	{ 特定財源（国庫支出金） 1,891,880円 × 1/2 = 945,000円 }	
		感染症医療費	139,450	{ 入院患者移送 @41,500円 × 2人 = 83,000円 医療費支払事務委託 @122.7円 × 2件 = 250円 建物等消毒委託 @28,100円 × 2件 = 56,200円 }	
	扶助費	147,480	感染症医療費 { 入院費公費負担 @63,600円 × 2件 = 127,200円 食事療養費 @780円 × 13日 × 2件 = 20,280円 }		
	計	286,930	{ 特定財源（国庫支出金） 180,000円 { 入院患者移送 83,000円 × 1/2 = 41,500円 建物等消毒 56,200円 × 1/2 = 28,100円 } 感染症医療費 147,480円 × 3/4 = 110,610円 }		
	性感染症対策費	賃金	233,400	一般賃金 { 医師 @27,900円 × 1人 × 6回 = 167,400円 保健師 @11,000円 × 1人 × 6回 = 66,000円 }	
		需用費	113,210	消耗品費 { 採血材料・採尿材料 103,030円 印刷製本費 10,180円 }	
		委託料	468,860	検査委託 { 梅毒（TPHA検査） @220円 × 111人 = 24,420円 梅毒（STS検査） @110円 × 235人 = 25,850円 クラミジア @1,280円 × 248人 = 317,440円 淋菌 @1,190円 × 85人 = 101,150円 }	
		計	815,470	{ 特定財源（国庫支出金） 374,000円 { 梅毒（TPHA検査） @320円 × 111人 × 1/2 = 17,700円 梅毒（STS検査） @150円 × 235人 × 1/2 = 17,600円 } }	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 的 的 的 的 的 的 的 的	感 染 症 予 防 ・ 医 療 費	〔性感染症〕 対策費	円			
			計	815,470	クラミジア @2,040円 × 248人 × 1/2 = 252,900円 淋菌 @2,040円 × 85人 × 1/2 = 86,700円	
	感 染 症 予 防 ・ 医 療 費	感染症発生 動向調査 事業費	需用費	68,650	消耗品費 60,700円 印刷製本費 7,950円	
		委 託 料	役務費	45,140	情報収集用郵券 36,660円 通信運搬費 8,480円	
	委 託 料		48,420	48,420	検査委託 48,420円 { 特定財源（国庫支出金） 162,210円 × 1/2 = 81,000円 }	
	風 し ん 抗 体 検 査 事 業 費	委 託 料	4,913,460	4,913,460	検査委託 @6,740円 × 729人 = 4,913,460円 { 特定財源（国庫支出金） 4,913,460円 × 1/2 = 2,456,000円 }	
		小 計	981,968,815			
	結 核 予 防 費	結 核 健 康 診 断 等 事 業 費	職員手当等	330,050	時間外勤務手当 @2,870円 × 115時間 = 330,050円	
			賃 金	266,880	結核健康診断 @8,340円 × 32人 = 266,880円	
		旅 費	84,840	普通旅費 近接地内 @505円 × 168回 = 84,840円		
需 用 費		753,420	消耗品費（結核健康診断） 648,920円 消耗品費（管理検診） 69,870円 消耗品費（その他） 34,630円			
役 務 費		113,180	通信運搬費（結核健康診断） 93,640円 通信運搬費（管理検診） 19,540円			
委 託 料		59,960,313	結核健康診断 2,767,853円 定期健康診断 @2,000円 × 28,534人 = 57,068,000円 管理検診 @1,270円 × 98人 = 124,460円			
計		61,508,683	{ 特定財源（国庫支出金） 1,994,000円 } { 結核健康診断 3,777,293円 × 1/2 = 1,888,000円 } { 管理検診 213,870円 × 1/2 = 106,000円 }			

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 結	一般患者	職員手当等	31,570	時間外勤務手当	@2,870円 × 11時間 =	31,570円
	医療費	需用費	31,010	消耗品費		13,110円
				印刷製本費		17,900円
		役務費	190,430	通信運搬費		190,430円
		委託料	60,910	医療費支払事務委託		
		扶助費	3,844,800	国保	@36.43円 × 822件 =	29,950円
	基金			@40.37円 × 767件 =	30,960円	
				医療費	@2,400円 × 1,589件 =	3,813,600円
				特例医療費	@10,400円 × 3件 =	31,200円
				{ 特定財源（国庫支出金） 医療費 3,813,600円 × 1/2 = 1,906,000円 }		
	計	4,158,720				
的 予	入院患者	職員手当等	11,480	時間外勤務手当	@2,870円 × 4時間 =	11,480円
	医療費	賃金	58,380	一般賃金		
				事務員	@8,340円 × 7人 =	58,380円
		旅費	7,070	普通旅費		
				近接地内	@505円 × 14回 =	7,070円
		需用費	190,080	消耗品費		175,010円
	法外援護見舞品			@4,940円 × 35人 =	172,900円	
				事務用消耗品		2,110円
				印刷製本費		15,070円
		役務費	41,150	通信運搬費		41,150円
	委託料	10,490	医療費支払事務委託			
	扶助費	26,183,560	国保	@36.43円 × 147件 =	5,360円	
			基金	@40.37円 × 127件 =	5,130円	
			医療費	@94,286円 × 274件 =	25,834,360円	
			特例医療費	@38,800円 × 9件 =	349,200円	
			{ 特定財源（国庫支出金） 医療費 25,834,360円 × 3/4 = 19,375,000円 }			
	計	26,502,210				
小	計	92,169,613				

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 人 準 保 的 健 對 策 費	健康教育報償費	990,000	講師謝礼		
		円	集團健康教育		
	需用費	403,590	医師等	@16,500円 × 60回 =	990,000円
			印刷製本費		403,590円
	計	1,393,590	{ 特定財源（都支出金） 1,393,590円 × 2/3 = 929,000円 }		
	健康相談報償費	1,908,000	講師謝礼		
			総合健康相談		
	需用費	186,010	医師等	@15,000円 × 88回 =	1,320,000円
			重点健康相談		
	計	2,094,010	医師等	@16,800円 × 35回 =	588,000円
		印刷製本費		186,010円	
			{ 特定財源（都支出金） 2,094,010円 × 2/3 = 1,396,000円 }		
特定健康診査	職員手当等賃金	180,810	時間外勤務手当	@2,870円 × 63時間 =	180,810円
		149,980	一般賃金		
			医師	@27,900円 × 1人 =	27,900円
			看護師、検査技師	@11,000円 × 1人 × 2 =	22,000円
			事務員	@8,340円 × 6人 × 2 =	100,080円
	旅費	73,225	普通旅費		
			近接地内	@505円 × 145回 =	73,225円
	需用費	846,050	消耗品費		618,070円
			印刷製本費		171,410円
			修繕料		56,570円
	役務費	10,727,200	通信運搬費		10,727,200円
	委託料	29,557,990	検診委託		
			特定健診		9,557,320円
			特定保健指導		40,940円
			訪問診査	@13,057円 × 22人 =	287,250円
			介護家族訪問健康診査	@13,057円 × 0.22人 =	2,870円

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 成 人 準 保 的 健 対 経 策 費	〔特定健康診査〕	円				
		163,200	使用料及び賃借料	骨粗鬆症検診 @4,997円 × 749人 = 3,742,750円	歯周疾患検診 @4,931円 × 1,330人 = 6,558,230円	肝炎ウイルス検診（節目検診） @4,579円 × 2,046人 = 9,368,630円
		計	41,698,455	特定財源（都支出金） （ 28,578,900円 + 51,000円 ） × 2/3 = 19,086,000円 検診費 28,578,900円 特定健診 9,557,300円 特定保健指導 40,700円 訪問診査 287,200円 介護家族訪問健康診査 2,800円 骨粗鬆症検診 3,742,750円 - 978,600円 = 2,764,100円 歯周疾患検診 6,558,200円 肝炎ウイルス検診（節目検診） 9,368,600円 事務費 51,000円 実施通知 @52円 × 689人 = 35,800円 結果連絡費 @158円 × 27人 = 4,200円 記録簿作成費 @48円 × 231人 = 11,000円		
	健康診査〔胃がん検診〕	職員手当等賃金	91,840	時間外勤務手当 @2,870円 × 32時間 = 91,840円		
			10,657,920	一般賃金		
		需用費	1,114,730	医師 @27,900円 × 183人 = 5,105,700円		
		役務費	5,473,760	看護師等 @11,000円 × 366人 = 4,026,000円		
		委託料	46,879,110	事務員 @8,340円 × 183人 = 1,526,220円		
		計	64,217,360	印刷製本費 1,114,730円		
				通信運搬費 5,473,760円		
				検診委託 @12,805円 × 3,661人 = 46,879,110円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 成 人 準 保 健 的 健 策 費	健康診査 〔子宮頸がん検診〕	賃金	1,826,460	一般賃金	
		需用費	643,580	事務員	@8,340円 × 219人 = 1,826,460円
		役務費	3,327,600	印刷製本費	643,580円
		委託料	87,182,720	通信運搬費	3,327,600円
		計	92,980,360	検診委託	@7,951円 × 10,965人 = 87,182,720円
	健康診査 〔子宮体がん検診〕	委託料	14,347,720	検診委託	@8,180円 × 1,754人 = 14,347,720円
	健康診査 〔乳がん検診〕	賃金	1,368,460	一般賃金	
		需用費	1,593,160	医師	@27,900円 × 14人 = 390,600円
				看護師等	@11,000円 × 29人 = 319,000円
				事務員	@8,340円 × 79人 = 658,860円
消耗品費				437,120円	
印刷製本費	1,156,040円				
役務費	1,539,050	通信運搬費	1,539,050円		
委託料	61,913,350	検診委託	@9,493円 × 6,522人 = 61,913,350円		
計	66,414,020				
健康診査 〔肺がん検診〕	賃金	4,843,920	一般賃金		
	需用費	1,342,750	医師	@27,900円 × 81人 = 2,259,900円	
			看護師等	@11,000円 × 81人 = 891,000円	
			事務員	@8,340円 × 203人 = 1,693,020円	
			委員会謝礼	@16,800円 × 18人 × 1/2 = 151,200円	
			印刷製本費	1,342,750円	
			通信運搬費	5,964,230円	
委託料	54,486,300	検診委託	54,486,300円		
計	66,788,400	読影	@4,897円 × 7,266人 = 35,581,600円		
		読影・喀痰細胞診	@8,531円 × 2,216人 = 18,904,700円		
健康診査 〔大腸がん検診〕	賃金	3,144,960	一般賃金		
	需用費	12,360	医師	@27,900円 × 54人 = 1,506,600円	
			看護師等	@11,000円 × 108人 = 1,188,000円	
			事務員	@8,340円 × 54人 = 450,360円	
役務費	36,110	印刷製本費	12,360円		
		通信運搬費	36,110円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基	成人保	健康診査 〔大腸がん 検診〕	委託料 56,033,630	検診委託	@2,312円 × 24,236人 = 56,033,630円	
		計	59,227,060			
	健	訪問指導	委託料 318,720	保健師派遣委託	@9,960円 × 32日 = 318,720円	
策	費			特定財源（都支出金） { (@6,600円 × 32日) × 2/3 = 140,000円 }		
小計			409,479,695			
準	健康	保健栄養費	報酬 617,800	国民栄養調査		
				身体状況調査	124,600円	
				医師	@21,200円 × 1人 × 2地区 = 42,400円	
				看護師	@13,700円 × 2人 × 2地区 = 54,800円	
				臨床検査技師	@13,700円 × 1人 × 2地区 = 27,400円	
				栄養摂取状況調査		
				現場調査員	@13,700円 × 2人 × 9日 × 2地区 = 493,200円	
			職員手当等	114,800	時間外勤務手当	@2,870円 × 40時間 = 114,800円
			賃金	1,264,490	一般賃金	
					栄養相談・栄養指導	230,330円
					国民栄養調査 集計員等	@8,340円 × 62人 × 2地区 = 1,034,160円
		的		報償費	244,690	講師等謝礼
づ		旅費	119,133	給食施設指導	84,240円	
く				保健栄養講習会	160,450円	
経				普通旅費	98,933円	
り				近接地内	@505円 × 128回 = 64,640円	
推				研修旅費	@497円 × 69回 = 34,293円	
進				特別旅費	@505円 × 40回 = 20,200円	
費		需用費	767,800	消耗品費		
				栄養相談・栄養指導	147,070円	
				給食施設指導	67,960円	
				保健栄養講習会	162,280円	
				その他普及啓発等	390,490円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基	健	〔保健〕 〔栄養費〕 役務費	円			
			64,590	通信運搬費 給食施設指導		64,590円
基	康	計	3,193,303	特定財源（国庫支出金） 1,651,000円 国民栄養調査 617,800円 報酬 賃金 1,034,160円		
			計	3,193,303		
費	進	健康づくり	職員手当等	40,180	時間外勤務手当	@2,870円 × 14時間 = 40,180円
		フォロー	賃金	2,298,000	一般賃金	
		アップ指導			医師	@27,900円 × 36人 = 1,004,400円
		事業費			看護師	@11,000円 × 14人 = 154,000円
					保健師	@11,000円 × 16人 = 176,000円
					栄養士	@11,000円 × 38人 = 418,000円
					検査技師	@11,000円 × 17人 = 187,000円
					運動指導員	@16,300円 × 22人 = 358,600円
			報償費	156,940	講師謝礼	
			旅費	8,080	集団指導	@11,210円 × 14回 = 156,940円
			需用費	616,050	普通旅費	
					近接地内	@505円 × 16回 = 8,080円
					消耗品費	394,880円
			印刷製本費	157,880円		
			修繕料	63,290円		
	役務費	50,960	通信運搬費	50,960円		
	委託料	788,900	検査器具保守管理	330,350円		
			リーフレット原画委託	@91,710円 × 1種 = 91,710円		
			ポスター原画委託	@91,710円 × 4種 = 366,840円		
	使用料及び賃借料	1,693,460	運動指導会場借上	17,910円		
			備品リース	1,675,550円		
	備品購入費	227,240	検査器具	227,240円		
			特定財源（使用料及び手数料）			
			@1,200~5,530円 × 308件	= 1,126,000円		
	計	5,879,810				
	小計	9,073,113				

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口				
事業区分		節名	経費	内容説明						
基 母	母 子 保 健 指 導 費	職員手当等	215,250	時間外勤務手当	@2,870円 × 75時間 =	215,250円				
		賃金	1,283,700	一般賃金						
		報 償 費	3,112,740	身体障害児療育指導						
				<ul style="list-style-type: none"> 医師 @27,900円 × 33人 = 920,700円 看護師 @11,000円 × 33人 = 363,000円 						
		準 子	母 子 保 健 指 導 費	報 償 費	3,112,740	母親学級講師謝礼 2,503,150円				
						<ul style="list-style-type: none"> 産科医師 @11,210円 × 49時間 = 549,290円 歯科医師 @11,210円 × 43時間 = 482,030円 助産師 @7,990円 × 43時間 = 343,570円 栄養士 @7,990円 × 43時間 = 343,570円 手話講師 @9,190円 × 48時間 = 441,120円 母親 @7,990円 × 43時間 = 343,570円 				
						育児学級講師謝礼 609,590円				
						<ul style="list-style-type: none"> 小児科医師 @11,210円 × 13時間 = 145,730円 保育士 @7,990円 × 27時間 = 215,730円 心理 @9,190円 × 27時間 = 248,130円 				
						旅費	4,513	普通旅費		
						<ul style="list-style-type: none"> 近接地内 @505円 × 5回 = 2,525円 研修旅費 @497円 × 4回 = 1,988円 				
						需用費	1,077,410	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 627,980円 印刷製本費(母子健康手帳他) 449,430円 		
						役務費	375,270	通信運搬費 375,270円		
委託料	7,320,970					<ul style="list-style-type: none"> 新生児・妊産婦訪問指導 @3,649円 × 976件 = 3,561,420円 家族計画特別普及訪問指導 @3,633円 × 976件 = 3,545,810円 身体障害児療育指導検診 @2,144円 × 2人 = 4,290円 妊産婦・乳幼児保健指導検診 71,600円 <ul style="list-style-type: none"> 一般 @2,106円 × 32人 = 67,390円 歯科 @2,106円 × 2人 = 4,210円 保育器保守(未熟児養育指導) 46,140円 ポスター原画委託 91,710円 				
費 費	母 子 保 健 指 導 費					備品購入費	43,480	教材用備品等		43,480円
		負担金補助及び交付金	208,240	思春期セミナー受講料等		208,240円				
		計	13,641,573							

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 母	妊 婦 職 員 手 当 等	123,410	円	時間外勤務手当	@2,870円 × 43時間 =	123,410円		
	健 康 診 査 費	31,310		普通旅費				
				近接地内	@505円 × 62回 =	31,310円		
		需 用 費	665,200	}	消耗品費	124,390円		
					印刷製本費	540,810円		
		役 務 費	528,010		通信運搬費	528,010円		
		委 託 料	210,703,480		妊婦健康診査			
					診査委託	204,938,350円		
					第1回 @10,850円 × 3,038人 =	32,962,300円		
					第2回～第14回 @5,070円 × 2,305人 × 13回 =	151,922,550円		
				超音波 @5,300円 × 2,305人 =	12,216,500円			
準 子				子宮頸がん @3,400円 × 2,305人 =	7,837,000円			
				事務手数料 @82円 × 37,613人 × 78/100 =	2,405,730円			
				支払委託料(国保連合会) @82.00円 × 37,613人 =	3,084,270円			
				リーフレット原画委託 @91,710円 × 3種 =	275,130円			
		扶 助 費	17,952,350		里帰り出産等妊婦健康診査費助成	17,952,350円		
					第1回 @10,850円 × 73人 =	792,050円		
					第2回～第14回 @5,070円 × 230人 × 13回 =	15,159,300円		
					超音波 @5,300円 × 230人 =	1,219,000円		
					子宮頸がん @3,400円 × 230人 =	782,000円		
	的 保		計	230,003,760				
経 健		新 生 児 聴 覚 委 託 料	7,349,980		新生児聴覚検査			
		検 査 費			}	検査委託 @3,000円 × 2,323人 =	6,969,000円	
						事務手数料 @82円 × 2,323人 =	190,490円	
						支払委託料(国保連合会) @82.00円 × 2,323人 =	190,490円	
			扶 助 費	771,000		里帰り出産等新生児聴覚検査費助成		
						@3,000円 × 257人 =	771,000円	
			計	8,120,980				
		費 費						

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 母	乳幼児健康 診 査 費	職員手当等	284,130	時間外勤務手当	@2,870円 × 99時間 =	284,130円
		賃 金	13,182,340	一般賃金		
				3~4か月児、3歳児健康診査、乳幼児発達健康診査、 3歳児視・聴覚検診		13,182,340円
				医師	@27,900円 × 207人 =	5,775,300円
				心理判定員	@16,300円 × 103人 =	1,678,900円
				看護師	@11,000円 × 202人 =	2,222,000円
				保健師	@11,000円 × 196人 =	2,156,000円
				検査技師	@11,000円 × 31人 =	341,000円
				事務員	@8,340円 × 121人 =	1,009,140円
		準 子		旅 費	39,895	普通旅費
				近接地内	@505円 × 79回 =	39,895円
需 用 費	1,653,100			消耗品費		158,730円
				印刷製本費		1,494,370円
的 保		役 務 費	806,970	通信運搬費		806,970円
		委 託 料	53,385,570	6・9か月児健康診査		36,369,510円
				一般	@6,540円 × 5,391人 =	35,257,140円
				精密	@3,255円 × 100人 =	325,500円
				事務手数料 @82円 × 5,391人 × 78/100 =		344,810円
				支払委託料(国保連合会) @82.00円 × 5,391人 =		442,060円
				1歳6か月児健康診査		16,741,170円
				一般	@6,110円 × 2,709人 =	16,551,990円
				精密	@1,768円 × 9人 =	15,910円
				事務手数料 @82円 × 2,709人 × 78/100 =		173,270円
経 健				3歳児健康診査		274,890円
				精密	@1,870円 × 67人 =	125,290円
				精密(視力)	@1,870円 × 55人 =	102,850円
				精密(聴力)	@1,870円 × 25人 =	46,750円
				診査用器材		76,560円
費 費		備品購入費	76,560			
	計		69,428,565			

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 子 保 健 費 的	母 子 歯 科 健 康 診 査 費	職員手当等	28,700	時間外勤務手当	@2,870円 × 10時間 = 28,700円	
		賃金	16,106,400	一般賃金（1歳6か月児、3歳児、乳幼児）		
				歯科医師	9,374,400円	
				乳幼児 @27,900円 × 9人 × 12月 =	3,013,200円	
				1歳6か月児 @27,900円 × 9人 × 12月 =	3,013,200円	
				3歳児 @27,900円 × 10人 × 12月 =	3,348,000円	
				歯科衛生士	6,732,000円	
				乳幼児 @11,000円 × 18人 × 12月 =	2,376,000円	
				1歳6か月児 @11,000円 × 19人 × 12月 =	2,508,000円	
				3歳児 @11,000円 × 14人 × 12月 =	1,848,000円	
			旅費	1,010	普通旅費 近接地内 @505円 × 2回 =	1,010円
			需用費	1,277,000	消耗品費・印刷製本費	1,277,000円
			役務費	403,000	通信運搬費	403,000円
	委託料	5,972,538	妊婦歯科健診	5,972,538円		
	備品購入費	28,210	診査用備品	28,210円		
	計	23,816,858				
	小計	345,011,736				
経 費	児 童 福 祉 措 置 費	職員手当等	60,270	時間外勤務手当	@2,870円 × 21時間 = 60,270円	
		旅費	8,080	普通旅費 近接地内 @505円 × 16回 =	8,080円	
		需用費	73,780	印刷製本費	73,780円	
		役務費	53,770	通信運搬費	53,770円	
		委託料	192,650	未熟児等養育医療費支払事務委託	9,230円	
				国保 @36.43円 × 95人 =	3,460円	
				基金 @40.37円 × 143人 =	5,770円	
				ポスター原画委託 @91,710円 × 2種 =	183,420円	
			扶助費	37,379,720	未熟児等養育医療費等 (積算説明参照)	
				特定財源	25,999,400円	
		分担金及び負担金	3,041,400円			
		未熟児等養育医療	3,030,000円			
		入院助産措置	11,400円			

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	〔児童福祉措置費〕	円	国庫支出金 15,306,000円 未熟児等養育医療措置費（24,944,190円－3,627,120円） $\times 1/2 = 10,658,500円$ 入院助産措置 医療費・分娩介助料 （9,893,240円－598,067円） $\times 1/2 = 4,647,500円$ 都支出金 7,652,000円 未熟児等養育医療措置費（24,944,190円－3,627,120円） $\times 1/4 = 5,329,200円$ 入院助産措置 医療費・分娩介助料 （9,893,240円－598,067円） $\times 1/4 = 2,323,700円$	
		計	37,768,270	
経 費	公害保健対策費	職員手当等	476,420	時間外勤務手当 @2,870円 × 166時間 = 476,420円
		賃金	1,365,520	公害検診等 医師 @27,900円 × 16人 = 446,400円 看護師 @11,000円 × 16人 = 176,000円 検査技師 @11,000円 × 16人 = 176,000円 事務員 @8,340円 × 48人 = 400,320円 広報配付員 @8,340円 × 20人 = 166,800円
		旅費	88,696	普通旅費 近接地内 @505円 × 153回 = 77,265円 研修旅費 @497円 × 23回 = 11,431円
		需用費	893,610	消耗品費 259,640円 会議費 43,130円 印刷製本費 276,970円 修繕料 313,870円
		役務費	190,630	通信運搬費 190,630円
		委託料	4,615,610	公害検診精密検査 776,940円 二次検診 @15,770円 × 42件 = 662,340円 肺がん検診 @38,200円 × 3件 = 114,600円

経費の種類	衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔公害保健対策費〕		円		
		使用料及び賃借料	85,810	簡易採集装置等	85,810円
		備品購入費	1,440,450	大気汚染測定器、公害検診用備品等	1,440,450円
		計	9,156,746		
準	在宅難病患者訪問相談・指導事業	職員手当等	20,090	時間外勤務手当 @2,870円 × 7時間 =	20,090円
		賃金	792,000	一般賃金	
				保健師等 @11,000円 × 6人 × 12月 =	792,000円
		旅費	14,645	普通旅費	
				近接地内 @505円 × 29回 =	14,645円
		需用費	36,700	患者相談用消耗品	36,700円
	役務費	5,190	通信運搬費	5,190円	
	計	868,625			
的	食品衛生費〔衛生監視、営業許可、収去品検査、食中毒対策〕	職員手当等	3,019,240	時間外勤務手当 @2,870円 × 1,052時間 =	3,019,240円
		報償費	201,100	業者教育指導講師謝礼	201,100円
		旅費	352,034	普通旅費	
				近接地内 @505円 × 641回 =	323,705円
				研修旅費 @497円 × 57回 =	28,329円
		需用費	4,510,550	消耗品費	3,926,970円
				印刷製本費	583,580円
		役務費	174,480	通信運搬費	163,670円
				白衣洗濯費	10,810円
		委託料	6,270,900	収去品検査	2,758,300円
				化学検査 @10,100円 × 211件 =	2,131,100円
		細菌検査 @4,900円 × 128件 =	627,200円		
		食中毒検査 @9,100円 × 386調査 =	3,512,600円		
費		使用料及び賃借料	21,490	自動車借上	21,490円
		備品購入費	196,440		196,440円
		負担金補助及び交付金	238,500	食品衛生講習会受講料等	238,500円
		計			

経費の種類	衛生費	測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	環境衛生費 衛生監視、 営業許可、 井水等水質検 査、簡易専用 水道監視等	計	円 4,306,416	特定財源（使用料及び手数料） 環境衛生営業許可等 @11,000円～22,000円 × 95件 = 1,317,000円	
		狂犬病予防費 畜犬登録、 予防注射、 違反犬摘発、 動物保護 管理事務等	職員手当等	2,364,880	時間外勤務手当 @2,870円 × 824時間 = 2,364,880円
		賃金	250,200	一般賃金 事務員 @8,340円 × 30人 = 250,200円	
		旅費	106,531	普通旅費 近接地内 @505円 × 208回 = 105,040円 研修旅費 @497円 × 3回 = 1,491円	
		需用費	967,790	消耗品費 51,120円 印刷製本費 570,000円 犬鑑札費 @363円 × 955頭 = 346,670円	
		役務費	1,105,760	通信運搬費 1,105,760円	
		委託料	91,710	ポスター原画委託 @91,710円 × 1種 = 91,710円	
		計	4,886,871	特定財源（使用料及び手数料） 6,218,950円 注射済票交付 @550円 × 6,620頭 × 1回 × 95/100 = 3,458,950円 登録 @3,000円 × 880頭 = 2,640,000円 鑑札再交付 @1,600円 × 75頭 = 120,000円	
		そ族昆虫駆除費 アメリカシ ロヒトリ防 除費を含む	需用費	1,130,710	燃料費 5,460円 消耗品費 1,072,560円 印刷製本費 32,100円 修繕料 20,590円
			役務費	454,200	作業衣洗濯代等 454,200円
		委託料	3,480,370	3,480,370円	
		使用料及び賃借料	11,290	自動車借上等 11,290円	
	計	5,076,570			

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	医薬費	職員手当等	574,000	時間外勤務手当 @2,870円 × 200時間 = 574,000円	
	〔医療監視、 献血対策等〕	報償費	922,880	献血推進協議会委員謝礼 @16,480円 × 56人 = 922,880円	
		旅費	319,754	普通旅費	
		需用費	836,040	近接地内 @505円 × 582回 = 293,910円	
				研修旅費 @497円 × 52回 = 25,844円	
		役務費	559,260	通信運搬費	
				委託料	
		備品購入費	51,630	検査用機器等	
		計	3,355,274	特定財源（使用料及び手数料） 277,000円 医療監視事務 開設許可 @19,000円 × 5件 = 95,000円 使用許可 @26,000円 × 7件 = 182,000円	
	経 費	医薬費	職員手当等	68,880	時間外勤務手当 @2,870円 × 24時間 = 68,880円
		〔薬事監視等〕	旅費	33,795	普通旅費
			需用費	392,460	近接地内 @505円 × 62回 = 31,310円
		研修旅費 @497円 × 5回 = 2,485円			
		役務費	56,520	通信運搬費	
				委託料	
		負担金補助 及交付金	17,000	収去品検査	
				医薬品等 491,390円 薬局開設者等 @3,510円 × 144件 = 505,440円 合同薬事講習会負担金 17,000円	
				特定財源（使用料及び手数料） 2,671,300円 医薬品販売業許可 421,200円 新規 @34,100円 × 9件 = 306,900円 更新 @12,700円 × 9件 = 114,300円	

経費の種類	衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準		円		
			許可証書換 @2,500円 × 4件 = 10,000円 薬局開設許可 727,400円 { 新規 @34,100円 × 15件 = 511,500円 更新 @12,700円 × 17件 = 215,900円 } 製造販売業許可 11,600円 { 新規 @7,200円 × 1件 = 7,200円 更新 @4,400円 × 1件 = 4,400円 } 製造業許可 21,400円 { 新規 @13,800円 × 1件 = 13,800円 更新 @7,600円 × 1件 = 7,600円 } 高度管理機器許可 1,472,500円 { 新規 @34,100円 × 37件 = 1,261,700円 更新 @12,400円 × 17件 = 210,800円 } 許可証書換 @2,400円 × 3件 = 7,200円	
	計	1,565,485		
的 経	医薬費 〔衛生試験所 登録等〕	旅費 45,450	普通旅費	
		需用費 20,720	近接地内 @505円 × 90回 = 45,450円	
	役務費 2,080	通信運搬費 2,080円		
	計	68,250	{ 特定財源（使用料及び手数料） 開設許可 @80,000円 × 1件 = 80,000円 }	
費	医薬費 〔家庭用品〕	職員手当等 31,570	時間外勤務手当 @2,870円 × 11時間 = 31,570円	
		旅費 6,525	普通旅費	
		需用費 674,780	{ 近接地内 @505円 × 8回 = 4,040円 研修旅費 @497円 × 5回 = 2,485円 } { 光熱水費 32,760円 消耗品費 612,150円 印刷製本費 29,870円 }	
	備品購入費 514,100	検査用備品 514,100円		
	計	1,226,975		

経費の種類	衛生費	測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	医薬費 〔毒物・劇物 監視〕	職員手当等	175,070 時間外勤務手当 @2,870円 × 61時間 = 175,070円		
		旅費	30,300 普通旅費 近接地内 @505円 × 60回 = 30,300円		
		需用費	104,510 { 消耗品費 29,850円 印刷製本費 74,660円		
		役務費	16,600 通信運搬費 16,600円		
		委託料	142,200 収去品検査等 @23,700円 × 6件 = 142,200円		
		計	468,680	特定財源（使用料及び手数料） 698,700円 毒物及び劇物販売業者登録等 { 登録 @16,900円 × 23件 = 388,700円 更新 @7,400円 × 40件 = 296,000円 書換 @2,800円 × 5件 = 14,000円 }	
		的	精神保健対策費	賃金	3,180,600 一般賃金 精神保健相談医 @27,900円 × 114回 = 3,180,600円
				報償費	339,040 患者家族講演会講師謝礼 @13,040円 × 26人 = 339,040円
				需用費	154,790 消耗品費 154,790円
				計	3,674,430
経	精神保健 ダイケア事業費	職員手当等	149,240 時間外勤務手当 @2,870円 × 52時間 = 149,240円		
		報酬	2,876,200 { グループワーカー（グループワーク） @14,600円 × 16人 × 12月 = 2,803,200円 グループワーカー（事例検討会） @14,600円 × 1人 × 5回 = 73,000円		
		賃金	474,300 一般賃金 { 医師（グループワーク） @27,900円 × 1人 × 12月 = 334,800円 医師（事例検討会） @27,900円 × 1人 × 5回 = 139,500円		
		報償費	48,230 講演会講師謝礼等 48,230円		
		旅費	73,565 { 普通旅費 31,645円 近接地内 @505円 × 53回 = 26,765円 戸外グループワーク @1,220円 × 2人 × 2回 = 4,880円 特別旅費 @5,240円 × 4人 × 2回 = 41,920円		
		計			
		計			
		計			

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	〔精神保健〕 〔デイケア〕 〔事業費〕	需用費	200,250	円	消耗品費	52,560円
					会議費	12,900円
					印刷製本費	134,790円
		役務費	109,560	通信運搬費	42,560円	
			使用料及び借料	22,020	デイケア保険料	67,000円
					施設入園料等	22,020円
	計	3,953,365				
準	心身障害者(児) 歯科診療 事業費	旅費	7,070	普通旅費		
				近接地内	@505円 × 14回 =	7,070円
		需用費	210,090	会議費	@580円 × 78回 =	45,240円
				印刷製本費		164,850円
		役務費	13,080	通信運搬費		13,080円
		委託料	14,217,200	歯科診療委託		14,125,490円
			歯科医師・歯科衛生士・事務員	@111,230円 × 1/2 × 99日 =	5,505,890円	
			診療室・診療機器等開設維持	@207,730円 × 12月 +	3,348,120円 =	5,840,880円
			事務費等	@231,560円 × 12月 =	2,778,720円	
				ポスター原画委託	91,710円	
	計	14,447,440				
経	環境計画 推進費	報酬	2,100,000	環境保全審議会		2,100,000円
				会長	@25,000円 × 1人 × 4回 =	100,000円
				委員	@20,000円 × 25人 × 4回 =	2,000,000円
		職員手当等	298,480	時間外勤務手当	@2,870円 × 104時間 =	298,480円
		報償費	1,189,200	行動計画等運営委員会		
				委員	@9,910円 × 20人 × 6回 =	1,189,200円
		旅費	9,595	普通旅費		
				近接地内	@505円 × 19回 =	9,595円
			消耗品費	316,420円		
			印刷製本費	4,283,260円		
			役務費	111,750	通信運搬費	111,750円
	計	8,308,705				

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 策	環 境 施 策	環境啓発費	円			
		職員手当等	416,150	時間外勤務手当	@2,870円 × 145時間 = 416,150円	
		報償費	1,488,000	講座講師謝礼	@29,760円 × 10講座 × 5回 = 1,488,000円	
		旅費	57,570	普通旅費		
		需用費	近接地内	@505円 × 114回 = 57,570円		
			講座運営費	109,000円		
			報告書作成	2,725,000円		
			環境PRチラシ	1,635,000円		
			環境PRパンフレット	6,540,000円		
			環境PRポスター	163,500円		
			環境学習センター等維持経費	5,450,000円		
			消耗品費	321,250円		
			役務費	83,050	通信運搬費	83,050円
			委託料	環境情報システム運営委託	3,244,160円	
		各種調査委託		6,488,320円		
環境学習センター等運営委託	8,651,070円					
使用料及び賃借料	642,490	会場使用料	642,490円			
備品購入費	329,410	備品購入費	329,410円			
計	38,343,970					
経 費	環 境 事 業 推 進 費	職員手当等	832,300	時間外勤務手当	@2,870円 × 290時間 = 832,300円	
		報償費	1,488,000	キャンペーン謝礼	@49,600円 × 3人 × 8回 = 1,190,400円	
		旅費	コンクール審査謝礼	@49,600円 × 3人 × 2回 = 297,600円		
			普通旅費			
		近接地内	@505円 × 77回 = 38,885円			
		需用費	キャンペーン配布記念品	2,180,000円		
			チラシ	1,090,000円		
			キャンペーン事業経費	21,800,000円		
			絵画コンクール等の開催	1,090,000円		
			その他消耗品	1,070,810円		
		役務費	415,240	通信運搬費	415,240円	
		委託料	催物事業一部委託	3,244,160円		
			環境マネジメント委託	3,244,160円		
			路上喫煙等巡回指導委託	13,832,000円		
		使用料及び賃借料	1,606,220	会場使用料	1,606,220円	
負担金補助金及び交付金	630,000	キャンペーン協力団体活動費	630,000円			

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 礎 的 経 費	環境施策推進費 〔環境事業推進費〕	備品購入費	円 444,660	備品購入費 444,660円		
		計	53,006,435			
	低炭素型社会推進費	負担金補助及び交付金	36,519,000	太陽光発電システム導入補助 @203,000円 × 151件 = 30,653,000円		
				太陽熱利用機器導入補助 @71,000円 × 2件 = 142,000円		
	小計		136,178,110	省エネ設備導入補助 @106,000円 × 54件 = 5,724,000円		
準 的 経 費	鳥獣被害対策事業費	需用費	71,280	消耗品費（アライグマ・ハクビシン対策） 71,280円		
		委託料	1,732,240	カラス対策 866,840円		
				巣の撤去 @24,420円 × 28件 = 683,760円 捕獲・処分 @7,690円 × 9件 = 69,210円 高所作業車 @28,830円 × 2件 = 57,660円 現場調査等 @8,030円 × 7件 = 56,210円		
				アライグマ・ハクビシン対策 865,400円		
				現場調査等 @8,980円 × 8件 = 71,840円		
				罠設置・回収（捕獲なし） @4,240円 × 119件 = 504,560円		
				罠設置・回収・処分（捕獲あり） @18,970円 × 13件 = 246,610円		
				処分のみ @14,130円 × 3件 = 42,390円		
				{ 特定財源（都支出金） 936,680円 × 1/2 = 468,000円 }		
	計		1,803,520			
費	医療保健政策	扶助費	40,041,980	地域保健医療推進事業費 40,041,980円		
	包括補助事業費			{ 特定財源（都支出金） 40,041,980円 × 1/2 = 20,020,000円 }		
合計		3,489,096,871				
特 定 財 源	分担金及び負担金		4,341,400	1 保健所管理運営費 4,518,000円		
	使用料及び手数料			{ 使用料及び手数料 56,000円 国庫支出金 4,462,000円		
				37,801,910	2 健康相談事業費	
	国庫支出金	49,013,000		分担金及び負担金 1,300,000円		
	都支出金	58,320,000		3 歯科衛生相談事業費 使用料及び手数料 2,070,960円		

説明 未熟児等養育医療費等扶助費積算説明

区 分		単 価	月(日)数	人 数	経 費	
未熟児等養育医療	国 基 準 分	医 療 費	104,981円	2.2月	108人	24,943,490円
		移 送 費	700円		1人	700円
	計					24,944,190円
妊娠高血圧症候群医療	単 独 分	医療費(D ₂ ～D ₁₅ 階層)	47,716円	2月	9人	858,890円
		診 断 書 料	1,400円		9人	12,600円
		証 明 書 料	800円		1人	800円
	計					872,290円
入 院 助 産 措 置	国 基 準 分	医 療 費	28,718円	9日	20人	5,169,240円
		分 娩 介 助 料	236,200円		20人	4,724,000円
		新 生 児 介 補 料	3,810円	9日	20人	685,800円
		産科医療補償制度加算料	16,000円		20人	320,000円
		小 計				10,899,040円
	単 独 分	新 生 児 介 補 料	3,190円	9日	20人	574,200円
		新 生 児 用 品 貸 与 料	500円	9日	20人	90,000円
		小 計				664,200円
	計					11,563,240円
	合 計					37,379,720円

第4項 清掃費

I 清掃費の概要

第1 清掃総務費

1 単位費用算定の概要

- (1) 総務管理費は、測定単位「人口」により総務管理費、普及啓発費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を158,138,861円、特定財源はなく、差引一般財源所要額を158,138,861円と算定した。

この結果、単位費用を452円とした。

2 本年度主要改定内容

所要の単価改定等を行った。

第2 収集作業費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により管理運営費、作業運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を2,318,326,254円、特定財源を453,377,700円と見込み、差引一般財源所要額を

1,864,948,554円と算定した。

この結果、単位費用を5,328円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 密度補正（人口一人当たり事業所数）の見直しを行った。
- (2) その他所要の単価改定等を行った。

第3 収集車両費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集車両費は、測定単位「人口」により車両維持運営費、車両雇上費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を514,154,699円、特定財源はなく、差引一般財源所要額を514,154,699円と算定した。

この結果、単位費用を1,469円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 密度補正（人口一人当たり事業所数）の見直しを行った。
- (2) その他所要の単価改定等を行った。

第4 処理処分費

1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により可燃ごみ処理作業費、建物・車両維持管理費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,836,834,033円、特定財源を958,077,200円と見込み、差引一般財源所要額を878,756,833円と算定した。

この結果、単位費用を2,511円とした。

2 本年度主要改定内容

所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		清掃総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	総務管理費	報酬	1,363,200	円	産業医報酬 @429,600円 × 2所 = 859,200円	
					廃棄物減量等審議会委員報酬 @168,000円 × 3回 = 504,000円	
		給与費	139,999,408		@7,696,504円 × 18.19人 = 139,999,408円	
		職員手当等	1,087,730		時間外勤務手当 @2,870円 × 379時間 = 1,087,730円	
		賃金	108,420		一般賃金 @8,340円 × 13人 = 108,420円	
		旅費	164,125		普通旅費 @505円 × 325人 = 164,125円	
		需用費	1,842,200		消耗品費	1,842,200円
		役務費	527,800		通信運搬費	319,900円
					電信料	207,900円
		委託料	1,852,100		一般廃棄物処理基本計画策定委託	1,643,100円
					廃棄物情報管理システム保守	92,900円
					その他委託	116,100円
		使用料及び賃借料	1,101,800		廃棄物情報管理システム機器	600,800円
				その他使用料	501,000円	
	負担金補助及び交付金	764,000		東京二十三区清掃協議会負担金	400,000円	
				(社) 全国都市清掃会議等分担金	364,000円	
	補償補填及び賠償金	82,000			82,000円	
	計	148,892,783				
経 費	普及啓発費	報償費	112,000		講演会講師謝礼	112,000円
		需用費	5,469,500		消耗品費	1,070,300円
					印刷製本費	4,399,200円
		役務費	209,900		通信運搬費	209,900円
		委託料	1,178,900		印刷物配布委託	910,400円
					イベント会場運営委託	268,500円
		使用料及び賃借料	215,900		見学用バス借上料	215,900円
	負担金補助及び交付金	865,000		生ごみ処理機購入助成等	865,000円	
	計	8,051,200				

経費の種類		清掃総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	不法投棄 対策事業費	役務費 1,194,878	円 不法投棄物処理経費			
			エアコン	@981円 ×	3件 =	2,943円
			テレビ	@2,943円 ×	197件 =	579,771円
			冷蔵庫・冷凍庫	@4,687円 ×	39件 =	182,793円
			洗濯機・衣類乾燥機	@2,507円 ×	23件 =	57,661円
			パソコン	@3,270円 ×	33件 =	107,910円
	その他				263,800円	
	計	1,194,878				
合 計		158,138,861				
特 定 財 源						
合 計		0				
差引一般財源		158,138,861円				
数 値		350,000人				
単 位 費 用		452円				

経費の種類		収 集 作 業 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的	管理運営費	給 与 費	945,053,726	@7,696,504円 × 122.79人 = 945,053,726円		
		職 員 手 当 等	41,159,610	特殊勤務手当	18,874,800円	
				時間外勤務手当	@2,870円 × 463時間 =	1,328,810円
				休日給	@3,100円 × 6,760時間 =	20,956,000円
		旅 費	132,310	普通旅費	@505円 × 175人 =	88,375円
				特別旅費	@505円 × 87人 =	43,935円
		需 用 費	39,391,021	電気料	9,273,200円	
				ガス料	5,101,400円	
				水道料	14,402,500円	
				被服・保護具購入費	6,180,021円	
				消耗品費等	2,901,100円	
				建物修繕料	1,532,800円	
		役 務 費	3,383,972	被服クリーニング	1,173,872円	
				電話料等	2,210,100円	
委 託 料	19,505,900	建物維持管理委託	19,505,900円			
使用料及び賃借料	1,624,200		1,624,200円			
工事請負費	3,785,700	庁舎維持補修費等	3,785,700円			
備品購入費	626,000	一般作業用	626,000円			
	計	1,054,662,439				
経 費	作業運営費	賃 金	5,908,000	一般賃金	@10,550円 × 560人 =	5,908,000円
		旅 費	9,090	普通旅費（大規模事業者指導）	@505円 × 18人 =	9,090円
		需 用 費	13,789,500	消耗品費		
				一般作業用	4,834,100円	
				有料ごみ処理券事務	25,500円	
				有料ごみ処理券管理システム	15,300円	
				粗大ごみ受付業務システム	103,900円	
				大規模事業者指導	56,000円	
		印刷製本費				
		一般作業用	1,271,900円			
有料ごみ処理券事務	7,093,800円					
大規模事業者指導	389,000円					
役 務 費	799,200	通信運搬費				
		有料ごみ処理券事務	167,500円			
		大規模事業者指導	109,000円			

経費の種類		収集作業費		測定単位	人	口																
事業区分	節名	経費	内容説明																			
基 準 的	〔作業運営費〕	委託料	253,368,300	電信料																		
				一般作業用		320,900円																
				有料ごみ処理券管理システム		78,700円																
				粗大ごみ受付業務システム		123,100円																
				廃棄物処理手数料徴収事務		11,690,300円																
				有料ごみ処理券保管配送		631,800円																
				粗大ごみ収集運搬委託		239,756,300円																
				有料ごみ処理券事務（データ作成）		8,100円																
				有料ごみ処理券管理システム保守		456,200円																
				粗大ごみ受付業務システム保守		825,600円																
基 準 的	使用料及び賃借料	674,100	高速道路・駐車場利用料			289,200円																
			有料ごみ処理券管理システム機器			90,600円																
			粗大ごみ受付業務システム機器			294,300円																
			有料ごみ処理券事務過年度還付金			118,000円																
			<table border="0"> <tr> <td> {</td> <td>特定財源</td> <td>326,725,000円</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 廃棄物処理手数料</td> <td>211,799,000円</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 粗大ごみ処理手数料</td> <td>114,926,000円</td> </tr> </table>			{	特定財源	326,725,000円	{	廃棄物処理手数料	211,799,000円	{	粗大ごみ処理手数料	114,926,000円								
			{	特定財源	326,725,000円																	
			{	廃棄物処理手数料	211,799,000円																	
			{	粗大ごみ処理手数料	114,926,000円																	
			経 費	償還金等	118,000	計			274,666,190													
						動物死体処理費	需用費	77,000	消耗品費 @100円 × 770頭 = 77,000円													
役務費	2,822,050	火葬処分料 @3,665円 × 770頭 = 2,822,050円																				
		備品購入費							21,400	保管用 21,400円												
										<table border="0"> <tr> <td> {</td> <td>特定財源</td> <td>1,295,700円</td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 動物死体処理手数料 @2,600円 × 357頭 = 928,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> {</td> <td> 受託事業収入 @4,900円 × 75頭 = 367,500円</td> <td></td> </tr> </table>			{	特定財源	1,295,700円	{	動物死体処理手数料 @2,600円 × 357頭 = 928,200円		{	受託事業収入 @4,900円 × 75頭 = 367,500円		
										{	特定財源	1,295,700円										
										{	動物死体処理手数料 @2,600円 × 357頭 = 928,200円											
										{	受託事業収入 @4,900円 × 75頭 = 367,500円											
										計			2,920,450									
										費	資源回収事業費	職員手当等	427,630	時間外勤務手当 @2,870円 × 149時間 = 427,630円								
			賃金	83,400	一般賃金 @8,340円 × 10人 = 83,400円																	
					旅費	34,845	普通旅費 @505円 × 69人 = 34,845円															
需用費	6,506,200						コンテナ等購入費 6,300,500円															
		資源持去対策用品購入 205,700円																				
		委託料					932,697,700	資源持去対策 5,357,100円														
								収集運搬委託 643,030,400円														
								資源化委託 276,335,200円														
								コンテナ洗浄等委託料 4,315,600円														
								処理困難物処理委託 3,659,400円														
								備品購入費	127,300	拠点回収用備品 127,300円												

経費の種類		収 集 作 業 費		測 定 単 位	人	口								
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明										
基	〔資源回収〕 事業費		円	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>125,357,000円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>106,571,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札拠出金</td> <td>17,431,000円</td> </tr> <tr> <td>再商品合理化拠出金</td> <td>1,355,000円</td> </tr> </table>			特定財源	125,357,000円	資源売払収入	106,571,000円	有償入札拠出金	17,431,000円	再商品合理化拠出金	1,355,000円
		特定財源	125,357,000円											
資源売払収入	106,571,000円													
有償入札拠出金	17,431,000円													
再商品合理化拠出金	1,355,000円													
	計	939,877,075												
準 集 的 経 費	集 団 回 収 事 業 費	賃 金	208,500	一般賃金	@8,340円 × 25人 =	208,500円								
		報 償 費	44,670,000	集団回収報償費	@6円/kg × 7,445t =	44,670,000円								
		需 用 費	943,000	消耗品費										
				<table border="0"> <tr> <td>集団回収支援システム</td> <td>4,100円</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品</td> <td>803,500円</td> </tr> </table>	集団回収支援システム	4,100円	その他消耗品	803,500円						
		集団回収支援システム	4,100円											
		その他消耗品	803,500円											
				印刷製本費		99,800円								
				修繕費		35,600円								
			役 務 費	59,500	通信運搬費		59,500円							
			委 託 料	193,800	集団回収支援システム保守		193,800円							
	使用料及び 賃 借 料	115,100	集団回収支援システム機器		115,100円									
	備 品 購 入 費	10,200			10,200円									
	計	46,200,100												
合 計		2,318,326,254												
特 定 財 源	使 用 料 及 び 手 数 料 諸 収 入	327,653,200	<table border="0"> <tr> <td>廃棄物処理手数料</td> <td>211,799,000円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ処理手数料</td> <td>114,926,000円</td> </tr> <tr> <td>動物死体処理手数料</td> <td>928,200円</td> </tr> </table>	廃棄物処理手数料	211,799,000円	粗大ごみ処理手数料	114,926,000円	動物死体処理手数料	928,200円					
		廃棄物処理手数料	211,799,000円											
		粗大ごみ処理手数料	114,926,000円											
		動物死体処理手数料	928,200円											
		125,724,500	<table border="0"> <tr> <td>受託事業収入</td> <td>367,500円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>106,571,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札拠出金</td> <td>17,431,000円</td> </tr> <tr> <td>再商品合理化拠出金</td> <td>1,355,000円</td> </tr> </table>	受託事業収入	367,500円	資源売払収入	106,571,000円	有償入札拠出金	17,431,000円	再商品合理化拠出金	1,355,000円			
受託事業収入	367,500円													
資源売払収入	106,571,000円													
有償入札拠出金	17,431,000円													
再商品合理化拠出金	1,355,000円													
合 計		453,377,700												
差 引 一 般 財 源		1,864,948,554円												
数 値		350,000人												
単 位 費 用		5,328円												

経費の種類		収集車両費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	車両維持運営費	給与費	69,268,536	@7,696,504円 × 9人 = 69,268,536円	
		職員手当等	2,387,960	特殊勤務手当	1,587,600円
				時間外勤務手当	@2,870円 × 38時間 = 109,060円
				休日給	@3,100円 × 223時間 = 691,300円
		需用費	5,873,639	燃料費	4,006,200円
				小型車	@491,100円 × 6台 = 2,946,600円
				軽小型車	@264,900円 × 4台 = 1,059,600円
				自動車修繕料	1,606,429円
				消耗品費	261,010円
		役務費	432,975	自賠責保険料	155,875円
任意保険料	277,100円				
原材料費	872,582	収集車両用タイヤ	349,200円		
整備用部品			523,382円		
備品購入費	500,248	自動車整備用備品	500,248円		
公課費	295,700	自動車重量税	295,700円		
	計	79,631,640			
経	車両雇上費	役務費	426,609,159	平日作業	372,303,216円
				休日割増	378,951円
				祝日特別作業	21,772,800円
				清掃工場等対策	32,154,192円
	計	426,609,159			
費	車両購入費	備品購入費	7,913,900	小型車	@6,246,000円 × 7台 × 1/6 = 7,287,000円
				軽小型車	@1,097,100円 × 4台 × 1/7 = 626,900円
	計	7,913,900			
合計		514,154,699			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			514,154,699円		
数値			350,000人		
単位費用			1,469円		

経費の種類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人	口	
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明				
基 準 的 経 費	可燃ごみ 処理作業費	給与費 職員手当等	344,803,379 31,439,060	$@7,696,504円 \times 44.8人 = 344,803,379円$ 特殊勤務手当 7,263,800円 時間外勤務手当 $@2,870円 \times 2,258時間 = 6,480,460円$ 休日給 $@3,100円 \times 5,708時間 = 17,694,800円$			
		賃 金	100,080	一般賃金 $@8,340円 \times 12人 = 100,080円$			
		報 償 費	12,400	研修講師謝礼 12,400円			
		旅 費	530,250	普通旅費 $@505円 \times 1,006人 = 508,030円$ 特別旅費 $@505円 \times 44人 = 22,220円$			
		需 用 費	234,287,400	燃料費 508,500円 電気料 47,865,700円 ガス料 24,839,700円 上下水道料 53,261,800円 消耗品費 101,765,600円 印刷製本費 319,700円 修繕料 5,726,400円			
		役 務 費	70,484,800	通信運搬費 1,465,500円 運搬車両雇上費等 69,019,300円			
		委 託 料	343,592,900	清掃工場運転管理等業務委託 141,753,900円 灰溶融炉運転管理委託 48,944,800円 焼却設備保守委託等 152,894,200円			
		使用料及び 賃借料	24,670,700	O A機器賃借料等 24,670,700円			
		工事請負費	365,479,500	焼却設備定期補修工事等 365,479,500円			
		原 材 料 費	30,520,800	焼却設備用等 30,520,800円			
		備品購入費	872,100	作業用備品等 872,100円			
		負担金補助 及び交付金	12,311,400	汚染負荷量賦課金等 12,311,400円			
				特定財源 958,077,200円 廃棄物処理手数料 568,838,300円 エネルギー売払収入 374,328,800円 有価物売払収入 14,910,100円			
		計	1,459,104,769				

経費の種類		処理処分費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	不燃ごみ 処理作業費	需用費	17,235,500	燃料費		1,598,400円
				電気料		11,292,300円
				ガス料		962,700円
				上下水道料		1,646,900円
				消耗品費		220,400円
				修繕料		1,514,800円
		役務費	9,641,000	運搬車両雇上費等		9,625,800円
				プラント運転設備検査手数料		15,200円
		委託料	61,891,700	環境対策測定委託等		61,891,700円
		使用料及び 賃借料	54,500	プラント関連賃借料		54,500円
工事請負費	28,821,000	設備補修工事等		28,821,000円		
原材料費	12,616,600	処理作業用等		12,616,600円		
備品購入費	2,945,100	コンテナ購入費等		2,945,100円		
	計	133,205,400				
的 経	粗大ごみ 処理作業費	需用費	4,284,700	燃料費		30,500円
				電気料		2,707,700円
				上下水道料		1,380,100円
				消耗品費		14,600円
				修繕料		151,800円
		役務費	23,691,200	運搬車両雇上費等		23,691,200円
		委託料	59,550,400	プラント運転設備管理委託		38,232,800円
				環境対策測定委託等		21,317,600円
		使用料及び 賃借料	54,500	プラント関連賃借料		54,500円
		工事請負費	9,355,800	設備補修工事等		9,355,800円
原材料費	5,516,600	処理作業用等		5,516,600円		
備品購入費	6,700	作業用備品		6,700円		
	計	102,459,900				
費	し尿処理 作業費	需用費	1,070,500	上下水道料		1,070,500円
		委託料	7,171,300	作業所運転管理委託		7,171,300円
		工事請負費	433,800	作業所設備補修工事		433,800円
		計	8,675,600			

経費の種類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	建 物 ・ 車 両 維 持 管 理 費	需 用 費	2,856,100	円	燃料費	58,000円
					消耗品費	61,900円
					修繕料	2,736,200円
		役 務 費	27,900		自賠責保険料等	27,900円
		委 託 料	17,058,200		建物設備保守点検委託等	17,058,200円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	891,400		車両賃借料等	891,400円
		工 事 請 負 費	10,548,900		建物補修工事等	10,548,900円
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,276,400		分担金	2,276,400円
	公 課 費	2,900		自動車重量税	2,900円	
		計	33,661,800			
最 終 処 分 委 託 料	委 託 料	99,726,564		最終処分委託料	99,726,564円	
	計	99,726,564				
合 計		1,836,834,033				
特 定 財 源	使 用 料 及 び 手 数 料	568,838,300		廃棄物処理手数料	568,838,300円	
	諸 収 入	389,238,900		エネルギー売払収入	374,328,800円	
				有価物売払収入	14,910,100円	
合 計		958,077,200				
差 引 一 般 財 源		878,756,833円				
数 値		350,000人				
単 位 費 用		2,511円				

第5項 経済労働費

I 経済労働費の概要

第1 生活経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者対策事業諸費、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費及び労働総務費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を157,701,931円、特定財源はなく、差引一般財源所要額を157,701,931円と算定した。
この結果、単位費用を451円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 公衆浴場に対する助成に係る経費について、公衆浴場数及び助成単価を見直し、算定の充実を図った。
- (2) シルバー人材センターの運営助成に係る経費について、算定の充実を図った。
- (3) 勤労福祉会館管理運営費について、算定内容を見直した。

第2 産業経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 産業経済費は、測定単位「事業所数」により、商工振興費、商工振興センター管理運営費及び観光振興費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、事業所数12,000箇所とした。
- (3) 標準区の所要経費を699,622,112円、特定財源はなく、差引一般財源所要額を699,622,112円と算定した。
この結果、単位費用を58,302円とした。

2 本年度主要改定内容

所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		生活経済費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	消費者対策	給与費	22,319,862	@7,696,504円 × 2.9人 = 22,319,862円		
	事業諸費	職員手当等	551,040	時間外勤務手当	@2,870円 × 192時間 =	551,040円
		賃金	508,740	一般賃金	@8,340円 × 61人 =	508,740円
	〔消費者相談、 消費者教育、 情報提供、 消費生活展、 組織育成等〕	報償費	14,073,660	講師・相談員等謝礼		
		旅費	50,500	教育講座	@30,800円 × 20回 =	616,000円
				講師派遣	@27,640円 × 8回 =	221,120円
				消費者相談	@13,660円 × 969日 =	13,236,540円
	需用費	1,173,000	普通旅費	@505円 × 100人 =	50,500円	
			消耗品費		144,910円	
	役務費	346,430	印刷製本費		1,028,090円	
			消費者情報システム回線使用料		160,460円	
	委託料	161,070	その他通信運搬費		185,970円	
			消費生活展		161,070円	
使用料及び賃借料	1,073,820	消費者情報システム端末借上料		793,410円		
		バス借上料（2台）		74,600円		
		会場使用料		205,810円		
備品購入費	31,360	一般事務用		31,360円		
	計	40,289,482				
経 費	消費者センター	給与費	10,005,455	@7,696,504円 × 1.3人 = 10,005,455円		
	管理運営費	需用費	1,460,730	電気料		519,180円
				ガス料		92,230円
				水道料		255,090円
				消耗品費		237,900円
				印刷製本費		245,170円
				修繕費		111,160円
				通信運搬費		187,200円
建物維持管理委託費		2,551,350円				
使用料及び賃借料	86,230		86,230円			
工事請負費	184,940	庁舎維持補修費		184,940円		
	計	14,475,905				
公衆浴場 助成事業費	負担金補助 及び交付金	26,400,000	@1,320,000円 × 20所 = 26,400,000円			

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	労働総務費	給与費	6,926,854	@7,696,504円 × 0.9人 =	6,926,854円
		職員手当等	48,790	時間外勤務手当 @2,870円 × 17時間 =	48,790円
		需用費	271,400	消耗品費	271,400円
		役務費	115,000	通信運搬費	115,000円
		委託料	12,395,500	{ 就労支援窓口等運営委託	9,969,800円
				{ セミナー・合同面接会等委託	2,425,700円
				{ 高齢者就労対策事業助成金	51,379,000円
	負担金補助及び交付金	56,779,000	{ 勤労者福祉サービスセンター等助成金	5,400,000円	
	計	76,536,544			
合計		157,701,931			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			157,701,931円		
数値			350,000人		
単位費用			451円		

経費の種類	産業経済費	測定単位	事業所数		
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	商工振興費	円			
	給与費	137,767,422	@7,696,504円 × 17.9人 = 137,767,422円		
	職員手当等	2,100,840	時間外勤務手当 @2,870円 × 732時間 = 2,100,840円		
	〔 商工業振興 助成、商工 業経営診断、 産業表彰、 計量検査事 務、商店街 組合組織化 対策等 〕	貸金	808,980	一般貸金 @8,340円 × 97人 = 808,980円	
		報償費	10,075,590	企業診断員謝礼 商工相談員・企業診断士 @18,950円 × 486回 = 9,209,700円 講習・講座講師 @10,690円 × 81時間 = 865,890円	
		旅費	260,580	普通旅費 @505円 × 516人 = 260,580円	
		需用費	2,053,390	消耗品費	1,017,490円
				印刷製本費	821,780円
				会議費	37,730円
				修繕料	176,390円
		役務費	410,880	通信運搬費	170,640円
				広告料	240,240円
		使用料及び賃借料	96,730	会場借上料及び自動車賃借料	96,730円
	委託料	1,366,930	景況調査	1,366,930円	
	備品購入費	25,170	一般事務用	25,170円	
負担金補助及び交付金	468,006,190	商店街振興費助成	85,254,480円		
		イベント助成	40,717,000円		
		商店街活性化事業費助成	11,116,000円		
		電灯料補助	21,913,480円		
		環境整備費助成	11,508,000円		
		中小企業関連資金融資あっせん事業	361,170,710円		
		商工団体運営費助成	4,070,000円		
		工業振興費助成	9,470,000円		
		産業展運営費助成	8,041,000円		
	計	622,972,702			
商工振興センター管理運営費	委託料	50,252,210	指定管理者管理運営委託 50,252,210円		

経費の種類	産業経済費		測定単位	事業所数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	観光振興費	需用費	円		
		6,706,210	印刷製本費	6,706,210円	
		委託料	6,984,990	観光調査・宣伝等委託料等	6,984,990円
		負担金補助金及び交付金	12,706,000	観光振興・物産関係等	12,706,000円
		計	26,397,200		
合	計	699,622,112			
特定財源					
合	計	0			
差引一般財源			699,622,112円		
数	値		12,000箇所		
単	位	費用	58,302円		

第6項 土木費

I 土木費の概要

第1 建築公害費

1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、土木総務費、建築行政費、建築紛争予防調整事務費及び放置自転車等対策事業費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,190,068,802円、特定財源を283,821,000円と見込み、差引一般財源所要額を906,247,802円と算定した。
この結果、単位費用を2,589円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 新たに空き家対策等事業費について、算定した。
- (2) 放置自転車等対策事業費について、事業費全体及び特定財源を見直し、算定内容を見直した。
- (3) 住宅対策費について、特定優良賃貸住宅家賃対策補助の算定内容を見直した。
- (4) その他所要の単価改定等を行った。

第2 都市整備費

1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、都市整備総務費、都市計画事務費、公有地拡大推進法施行事務費及び都市計画審議会運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を406,823,139円、特定財源を30,823,000円と見込み、差引一般財源所要額を376,000,139円と算定した。
この結果、単位費用を1,074円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 新たに中心地区まちづくり調整業務委託等に係る経費を加算するための態容補正を算定した。
- (2) 都市景観づくり事業費について、景観アドバイザー謝礼及び普及啓発に係る経費を新たに算定するなど、算定の充実を図った。
- (3) その他所要の単価改定等を行った。

第3 道路橋りょう費

1 単位費用算定の概要

- (1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路橋りょう総務費、道路維持補修費、交通災害対策費及び街路灯維持補修費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、道路面積2,322,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,427,127,188円、特定財源を1,125,522,000円と見込み、差引一般財源所要額を301,605,188円と算定した。
この結果、単位費用を130円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 街路灯維持補修費について、光熱水費及び街路灯改築費の算定内容を見直し、算定の充実を図った。
- (2) 私道整備助成金について、新たに私道の排水設備工事助成を算定するとともに、路面舗装工事助成の面積などを見直し、算定を改善した。
- (3) 土木自動車整備費について、算定を廃止し、一部経費について、道路維持補修費へ移行し、算定の充実を図った。
- (4) 平成31年度に限り、土木工事単価について算定を充実した。
- (5) その他所要の単価改定等を行った。

第4 公園費

1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「公園面積」により、公園維持管理費及び公衆便所維持管理費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、公園面積300,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を502,173,868円、特定財源を24,550,800円と見込み、差引一般財源所要額を477,623,068円と算定した。
この結果、単位費用を1,592円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 土木自動車整備費の一部経費について、公園維持管理費へ移行し、算定の充実を図った。
- (2) 平成31年度に限り、土木工事単価について算定を充実した。
- (3) その他所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	建築公害費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	土木総務費	円		
	給与費	715,774,872	@7,696,504円 × 93人 =	715,774,872円
	職員手当等	14,822,640	{ 時間外勤務手当 @2,870円 × 4,212時間 =	12,088,440円
			{ 休日給夜勤手当 @3,100円 × 882時間 =	2,734,200円
	貸金	2,502,000	一般貸金 @8,340円 × 300人 =	2,502,000円
	旅費	1,319,900	普通旅費	
			{ 近接地内 @505円 × 2,300回 =	1,161,500円
			{ 近接地外 @39,600円 × 4回 =	158,400円
	需用費	4,312,000	{ 燃料費	495,000円
			光熱水費	541,000円
			{ 電気料	237,000円
			{ 水道料	121,000円
			{ ガス代	183,000円
			消耗品費	2,138,000円
		印刷製本費	890,000円	
		会議費	18,000円	
		修繕料	230,000円	
	役務費	473,070	通信運搬費	473,070円
	委託料	39,360,600	営繕委託、土木管理業務委託、その他委託料	39,360,600円
	使用料及び賃借料	4,147,400	建築確認システムリース料等	4,147,400円
	工事請負費	1,527,000	土木詰所維持補修	1,527,000円
	備品購入費	849,000	事務用品	849,000円
	負担金補助及び交付金	250,000		250,000円
	計	785,338,482		

経費の種類	建築公害費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	建築行政費	職員手当等	2,666,490	昇降機検査業務手当 @300円 × 20回 = 6,000円 時間外勤務手当 @2,870円 × 927時間 = 2,660,490円		
		賃金	1,451,160	一般賃金 @8,340円 × 174人 = 1,451,160円		
		旅費	68,680	普通旅費 @505円 × 136回 = 68,680円		
		需用費	1,697,000	燃料費	23,000円	
				消耗品費	1,299,000円	
				印刷製本費	364,000円	
				修繕料	11,000円	
		役務費	136,920	通信運搬費	99,920円	
				保険料	37,000円	
		委託料	9,224,000	建物設備等定期点検報告業務委託等		9,224,000円
		備品購入費	77,000	各種機器等		77,000円
		負担金補助及び交付金	172,000	日本建築行政会議負担金		100,000円
				講習会負担金		72,000円
計	15,493,250	{ 特定財源（建築確認申請手数料） 14,700,000円 }				
経 費	建築紛争予防報酬	482,500	紛争調停委員 @19,300円 × 5人 × 5回 = 482,500円			
	調整事務費旅費	17,500	費用弁償 @700円 × 5人 × 5回 = 17,500円			
	需用費	91,000	一般需用費		91,000円	
	負担金補助及び交付金	80,000	連絡協議会負担金		80,000円	
	計	671,000				

経費の種類	建築公害費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準	建築審査会 運営費	報酬	1,139,400	会長 @23,100円 × 9回 = 207,900円 委員 @21,100円 × 4人 × 9回 = 759,600円 専門調査員 @19,100円 × 9回 = 171,900円			
		職員手当等	172,200	時間外勤務手当 @2,870円 × 60時間 = 172,200円			
		旅費	59,070	費用弁償 @2,600円 × 20日 = 52,000円 普通旅費 @505円 × 14回 = 7,070円			
		需用費	114,200	消耗品費 17,000円 印刷製本費 66,200円 会議費 31,000円			
		役務費	34,100	速記料 34,100円			
		負担金補助 及び交付金	156,000	全国建築審査会協議会分担金 56,000円 特別区建築審査会分担金 100,000円			
		計	1,674,970				
		的	放置自転車等 対策事業費	需用費	2,496,000	消耗品費 499,000円 印刷製本費 1,997,000円	
				役務費	821,000	通信運搬費 821,000円	
				委託料	120,047,000	放置自転車撤去等委託費、システム保守委託費 120,047,000円	
使用料及び 賃借料	1,080,000			システム機器リース料 1,080,000円			
計	124,444,000			〔特定財源(手数料)〕 @3,700円 × 12,600台 × 60% = 27,972,000円			
経 費	住宅対策費	報償費	81,600	分譲マンション管理セミナー 81,600円			
		需用費	51,000	窓口相談 51,000円			
		委託料	3,647,000	住宅基本計画策定委託 10,832,000円 × $\frac{1}{5}$ = 2,166,000円			
				分譲マンション計画修繕調査費補助委託 1,481,000円			
		負担金補助 及び交付金	16,294,000	特定優良賃貸住宅家賃対策補助 16,294,000円			
		計	20,073,600	〔特定財源〕 9,739,000円 国庫支出金 9,306,000円 都支出金 433,000円			

経費の種類	建築公害費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	区営住宅報償費	967,000	連絡員管理謝礼等	967,000円
	維持管理費需用費	2,211,000	一般需用費等	2,211,000円
	(404戸) 役務費	295,000	通信運搬費	295,000円
	委託料	81,548,000	管理業務委託費等	81,548,000円
	使用料及び賃借料	608,000	システムリース料等	608,000円
	工事請負費	15,146,000	維持補修費	15,146,000円
	計	100,775,000	{ 特定財源 国庫支出金、都支出金、 区営住宅使用料、共益費等 }	172,000,000円
準	耐震診断支援等需用費	804,500	{ 消耗品費 印刷製本費 }	302,000円 502,500円
	事業費負担金補助及び交付金	138,641,000	耐震診断等助成経費	138,641,000円
	計	139,445,500	{ 特定財源 国庫支出金 都支出金 }	58,910,000円 52,302,000円 6,608,000円
的	空き家対策等報酬	414,000	@11,500円 × 3人 × 12回 =	414,000円
	事業費報酬	317,000	@12,680円 × 25回 =	317,000円
	需用費	178,000	会議費	178,000円
	役務費	24,000	速記料	24,000円
	委託料	1,220,000	空き家相談事業委託	1,220,000円
	計	2,153,000	{ 特定財源（都支出金）	500,000円 }
合	計	1,190,068,802		

経費の種類	建築公害費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
特 定 財 源	使用料及び手数料	191,442,000	円	
			建築確認申請手数料	14,700,000円
			放置自転車撤去・保管手数料	27,972,000円
			区営住宅使用料	143,149,000円
	国庫支出金	78,040,000	区営住宅共益費・雑収入等	5,621,000円
			公営住宅建設事業等推進事業費補助	433,000円
			住宅・建築物耐震改修等事業補助金	52,302,000円
			特定優良賃貸住宅家賃対策補助金	8,147,000円
			地域住宅交付金	726,000円
	都支出金	14,339,000	公的賃貸住宅家賃低廉化事業補助金	16,432,000円
区市町村住宅マスタープラン策定補助			433,000円	
木造住宅耐震化促進事業費補助金等			6,608,000円	
公営住宅家賃対策補助金			6,798,000円	
			空き家利活用等区市町村支援事業補助金	500,000円
合計		283,821,000		
差引一般財源			906,247,802円	
数値			350,000人	
単位費用			2,589円	

経費の種類	都市整備費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	都市整備総務費	円		
	給与費	315,556,664	@7,696,504円 × 41人 =	315,556,664円
	職員手当等	1,687,560	時間外勤務手当 @2,870円 × 588時間 =	1,687,560円
	賃金	417,000	一般賃金 @8,340円 × 50人 =	417,000円
	旅費	57,065	普通旅費 @505円 × 113回 =	57,065円
	需用費	114,000		114,000円
	委託料	1,067,200	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定 10,672,000円 × 1/10 =	1,067,200円
	備品購入費 負担金補助 及び交付金	174,000 13,000,000	緑化助成経費	174,000円 13,000,000円
	計	332,073,489		
的 経	都市計画事務費	職員手当等	378,840	時間外勤務手当 @2,870円 × 132時間 = 378,840円
		賃金	300,240	一般賃金 @8,340円 × 36人 = 300,240円
		報償費	405,000	@27,000円 × 15人 = 405,000円
		旅費	141,750	{ 費用弁償 @2,590円 × 52回 = 134,680円 普通旅費 @505円 × 14回 = 7,070円
		需用費	2,739,000	2,739,000円
		役務費	2,000	通信運搬費 2,000円
		委託料	26,865,000	都市整備調査委託 21,014,000円 地区計画策定調査委託 5,851,000円
		計	30,831,830	{ 特定財源（都支出金） 2,926,000円 }
費	公有地拡大 推進法 施行事務費	職員手当等	169,330	時間外勤務手当 @2,870円 × 59時間 = 169,330円
		賃金	133,440	一般賃金 @8,340円 × 16人 = 133,440円
		旅費	18,685	普通旅費 @505円 × 37回 = 18,685円
		需用費	44,000	44,000円
		役務費	17,000	通信運搬費 17,000円
		計	382,455	

経費の種類		都市整備費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準	都市計画審議会 運営費	報酬	690,000	@11,500円 × 20人 × 3回 = 690,000円				
		職員手当等	927,010	時間外勤務手当	@2,870円 × 323時間 = 927,010円			
		旅費	11,840	費用弁償 普通旅費	@2,600円 × 3回 = 7,800円			
					@505円 × 8回 = 4,040円			
		需用費	21,000	会議費 印刷製本費	15,750円			
					5,250円			
		役務費	112,115	112,115円				
		計	1,761,965					
		的 経	都市景観づくり 事業費	報酬	396,000	@12,000円 × 11人 × 3回 = 396,000円		
				報償費	968,000	@24,200円 × 40回 = 968,000円		
需用費	27,000			会議費	27,000円			
役務費	98,000			速記料	98,000円			
委託料	3,089,400			景観計画策定委託	2,894,000円 × 1/10 = 289,400円			
				景観教育・普及啓発関係業務委託	2,800,000円			
計	4,578,400							
費	地籍調査事業費	需用費	2,035,000	2,035,000円				
		委託料	35,160,000	測量委託	35,160,000円			
		計	37,195,000	特定財源 国庫支出金 都支出金	27,897,000円			
					18,598,000円			
計		37,195,000	9,299,000円					
合計		406,823,139						
特 定 財 源	国庫支出金	18,598,000	地籍調査費負担金	18,598,000円				
	都支出金	12,225,000	国土調査事業費補助金	9,299,000円				
			防災密集地域総合整備事業補助金 (地区計画策定調査委託)	2,926,000円				
合計		30,823,000						
差引一般財源		376,000,139円						
数値		350,000人						
単位費用		1,074円						

経費の種類	道路橋りょう費	測定単位	道 路 面 積		
事業区分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的	道路橋りょう	給 与 費	円 377,128,696 @7,696,504円 × 49人 = 377,128,696円		
	総 務 費	職員手当等	9,077,810	時間外勤務手当 @2,870円 × 3,163時間 = 9,077,810円	
		賃 金	3,753,000	一般賃金 @8,340円 × 450人 = 3,753,000円	
		旅 費	1,126,150	普通旅費 @505円 × 2,230回 = 1,126,150円	
		需 用 費	6,820,000	燃料費	1,696,000円
				消耗品費	855,000円
				会議費	108,000円
				印刷製本費	3,141,000円
				修繕料	1,020,000円
		役 務 費	1,088,600	通信運搬費 1,088,600円	
		委 託 料	5,750,000	道路管理システム保守委託 5,750,000円	
		使用料及び 賃 借 料	5,120,000	道路管理センター端末機リース料	2,701,000円
				道路管理システム使用料	2,419,000円
工事請負費	10,082,000	詰所経費 10,082,000円			
備品購入費	1,957,000	一般事務用等 1,957,000円			
負担金補助 及び交付金 計	5,507,000 427,410,256	道路管理センター運営費負担金等 5,507,000円			
経 費	道路維持補修費	需 用 費	14,008,000		
			燃料費	4,731,000円	
			光熱水費	4,400,000円	
			電 気 料	水道料	1,966,000円
				消耗品費	1,377,000円
			印刷製本費	764,000円	
	修繕料	2,736,000円			
	委 託 料	227,201,000	道路維持補修、街路樹・植樹帯管理、排水ポンプ委託 227,201,000円		
	使用料及び 賃 借 料	11,369,000	自動車借上	8,299,000円	
			土木機器賃借料	3,070,000円	
工 事 請 負 費	147,538,000	道路維持工事	83,621,000円		
		土留その他雑工事	26,707,000円		
		側溝しゅんせつ工事	10,218,000円		
		側溝修繕工事	26,992,000円		
原 材 料 費	30,786,000	砕石、砂利、洗砂類、セメント、乳剤類、U字溝、 ターミックス、木材、その他 30,786,000円			
備品購入費	1,540,000	原付自転車、ベルトコンベアー、天幕その他工事用備品 1,540,000円			
計	432,442,000	{ 特定財源（道路占用料） 1,111,983,000円 }			

経費の種類	道路橋りょう費		測定単位	道路面積	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	公衆便所 維持管理費	需用費	5,749,000	光熱水費 5,560,000円 電気料 215,000円 水道料 5,345,000円 消耗品費 159,000円 修繕料 30,000円	
		役務費	19,279,000	清掃委託	19,279,000円
		工事請負費	2,565,000		2,565,000円
		計	27,593,000		
		円			
準	細街路拡幅 事業費	需用費	120,000	パンフレット印刷 120,000円	
		工事請負費	108,331,104	標準的総所要額 (1㎡当たり単価) (後退延長) @45,640円 × 2,760m × 0.86 = 108,331,104円	
的	私道整備助成金	工事請負費	35,402,400	路面舗装工事助成 標準的総所要額 (1㎡当たり単価) (助成面積) (補助率) @16,000円 × 1,300㎡ × 0.9 = 18,720,000円 排水設備工事助成 標準的総所要額 (1㎡当たり単価) (助成面積) (補助率) @66,200円 × 300㎡ × 0.84 = 16,682,400円	
		計	108,451,104		
経	交通安全施設 維持補修費	需用費	253,000	修繕料 253,000円	
		工事請負費	13,052,000	交通障害街路樹剪定 2,543,000円 ガードパイプ維持工事 10,509,000円	
		備品購入費	930,000	道路標識 465,000円 規則標識 465,000円	
		計	14,235,000		
		円			

経費の種類	道路橋りょう費		測定単位	道路面積			
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準	交通災害対策費	報酬	689,000	交通安全計画の策定			
		報償費	759,000	部外委員	@11,300円 × 5人 × 2日 = 113,000円		
				部外幹事	@9,600円 × 10人 × 6日 = 576,000円		
		需用費	986,000	地区協議会運営	@6,900円 × 110回 = 759,000円		
				消耗品費	695,000円		
				会議費	18,000円		
		委託料	1,373,500	交通安全教室の実施	@274,700円 × 5回 = 1,373,500円		
				使用料及び賃借料	28,500		
		補助金	3,042,900	会場借上	@5,700円 × 5回 = 28,500円		
				交通安全協会補助金	@1,014,300円 × 3団体 = 3,042,900円		
計	6,878,900						
道路清掃費	委託料	95,801,000	道路清掃	95,801,000円			
的 経 費	街路燈維持補修費	需用費	75,978,000	光熱水費	61,804,000円		
				LED灯	@2,184円 × 5,103基 = 11,145,000円		
					水銀灯	@6,528円 × 3,660基 = 23,892,000円	
					蛍光灯	@2,184円 × 3,293基 = 7,192,000円	
					ナトリウム灯	@18,432円 × 1,062基 = 19,575,000円	
				消耗品費	12,233,000円		
				修繕料	1,941,000円		
				工事請負費	195,064,000	街路灯改築費	@144,000円 × 1,276基 = 183,744,000円
						防犯灯設置助成	@112,000円 × 10基 = 1,120,000円
						防犯灯維持費助成	@5,100円 × 2,000基 = 10,200,000円
原材料費	872,000	工事用材料	872,000円				
備品購入費	258,000	脚立、その他工具	258,000円				
計	272,172,000						
道路占用許可	賃金	400,320	一般賃金	@8,340円 × 48人 = 400,320円			
取締事務費	需用費	36,000	一般需用費	36,000円			
			役務費	11,585			
			通信運搬費	11,585円			
			測量委託	1,992,000円			
			備品購入費	18,000			
計	2,457,905		{ 特定財源（道路占用料） 13,539,000円 }				

経費の種類		道路橋りょう費		測定単位	道路面積
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	道路認定事務費	需用費	63,000	一般需用費	63,000円
		役務費	790,623	通信運搬費	790,623円
		委託料	2,437,000	測量委託	2,437,000円
		計	3,290,623		
	バリアフリー 計画策定経費	委託料	993,000	バリアフリー基本構想の策定 基本構想策定委託 9,930,000円 × 1/10	993,000円
合 計		1,427,127,188			
特 定 財 源	使用料及び手数料	1,125,522,000	道路占用料	1,125,522,000円	
	合 計	1,125,522,000			
差引一般財源		301,605,188円			
数 値		2,322,000㎡			
単 位 費 用		130円			

経費の種類	公園費	測定単位	公園面積	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	公園維持管理費	円		
	給与費	141,230,848	@7,696,504円 × 18.35人 = 141,230,848円	
	職員手当等	1,308,720	時間外勤務手当 @2,870円 × 456時間 = 1,308,720円	
	旅費	443,390	普通旅費 @505円 × 878回 = 443,390円	
	需用費	13,096,000	消耗品費	801,000円
			光熱水費	12,139,000円
			電気料	5,954,000円
			水道料	6,185,000円
			修繕料	156,000円
	役務費	49,369,120	園内芝生管理等	48,436,570円
			通信運搬費	932,550円
	委託料	132,558,790	清掃関係委託	128,649,790円
			遊具点検委託	3,909,000円
使用料及び賃借料	1,039,000	貨物自動車借上	1,039,000円	
工事請負費	125,168,000	改良工事	117,403,000円	
		詰所経費	7,765,000円	
原材料費	1,495,000	砂利、セメント、木材、洗砂等	1,495,000円	
備品購入費	1,594,000		1,594,000円	
		特定財源（公園使用料・占用料）	24,550,800円	
計	467,302,868			
公衆便所維持管理費	需用費	4,689,000	光熱水費 2,818,000円	
			電気料 105,000円	
			水道料 2,713,000円	
			消耗品費 1,871,000円	
	役務費	29,412,000	公衆便所清掃 29,412,000円	
	工事請負費	770,000	770,000円	
	計	34,871,000		
合計	計	502,173,868		
特定財源	使用料及び手数料	24,550,800	公園使用料 @1,120,600円 × 12月 = 13,447,200円	
			公園占用料 @925,300円 × 12月 = 11,103,600円	
合計	計	24,550,800		
差引一般財源			477,623,068円	
数値			300,000㎡	
単位費用			1,592円	

第7項 教育費

I 教育費の概要

第1 小学校費

1 単位費用算定の概要

- (1) 小学校費は、測定単位「児童数」、「学級数」及び「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。
- ア 「児童数」を測定単位とするもの
児童数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、児童検診費、就学援助費等
- イ 「学級数」を測定単位とするもの
学級数と相関度の高い学校運営費（教材費、修繕費、パソコンリース料等）、特別支援学級等運営費、外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費
- ウ 「学校数」を測定単位とするもの
学校数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、パソコンリース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等
- (2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童数	24,480人	642,909,964	14,293,334	628,616,630	25,679
学級数	612学級	633,439,600	0	633,439,600	1,035,032
学校数	34校	3,264,700,723	5,700,000	3,259,000,723	95,852,962

2 本年度主要改定内容

- (1) 「児童数」を測定単位とするもの
- ・要保護準要保護児童就学援助費について、単価改定方法を見直し、算定の改善を図った。
 - ・その他所要の単価改定等を行った。
- (2) 「学級数」を測定単位とするもの
- ・所要の単価改定等を行った。
- (3) 「学校数」を測定単位とするもの
- ・学校運営費について、新たに調理従事者ノロウイルス検査に係る経費を算定した。
 - ・その他所要の単価改定等を行った。

第2 中学校費

1 単位費用算定の概要

(1) 中学校費は、測定単位「生徒数」、「学級数」及び「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。

ア 「生徒数」を測定単位とするもの

生徒数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、生徒検診費、就学援助費等

イ 「学級数」を測定単位とするもの

学級数と相関度の高い学校運営費（教材費、修繕費、パソコンリース料等）、特別支援学級等運営費、外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費

ウ 「学校数」を測定単位とするもの

学校数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、パソコンリース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
生徒数	10,800人	317,287,581	8,565,709	308,721,872	28,585
学級数	270学級	424,901,900	0	424,901,900	1,573,711
学校数	18校	1,755,982,807	0	1,755,982,807	97,554,600

2 本年度主要改定内容

(1) 「生徒数」を測定単位とするもの

- ・新たに部活動大会参加費等助成経費を算定した。
- ・要保護準要保護生徒就学援助費について、単価改定方法を見直し、算定の改善を図った。
- ・その他所要の単価改定等を行った。

(2) 「学級数」を測定単位とするもの

- ・特別支援学級等運営費について、算定を改善した。
- ・その他所要の単価改定等を行った。

(3) 「学校数」を測定単位とするもの

- ・学校運営費について、新たに調理従事者ノロウイルス検査に係る経費を算定した。
- ・その他所要の単価改定等を行った。

第3 その他の教育費

1 単位費用算定の概要

(1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「幼稚園数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

教育委員会運営費、事務局運営費、教育研究所管理運営費等

イ 「幼稚園数」を測定単位とするもの

区立幼稚園の管理運営費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

社会教育事業及び社会体育事業に要する経費

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	35,280人	946,237,995	10,221,000	936,016,995	26,531
幼稚園数	15箇所	747,373,278	96,528,000	650,845,278	43,389,685
人口	350,000人	2,499,250,767	244,374,200	2,254,876,567	6,443

2 本年度主要改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・教育相談事業費について、スクールソーシャルワーカー報酬の人数を見直し、算定の充実を図った。
- ・その他所要の単価改定等を行った。

(2) 「幼稚園数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定等を行った。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・新たにスポーツ推進計画策定経費及び学校等情報配信システム運用経費を算定した。
- ・その他所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	小学校費	測定単位	児童数
事業区分	節名	経費	内容説明
基	学校運営費	円 378,080,700	電気料 25,845,100円 ガス料 63,276,900円 水道料 118,191,200円 消耗品費 126,477,100円 印刷製本費 42,625,900円 防犯ブザー 1,664,500円
	需用費	2,291,700	洗濯代等 2,291,700円
	役務費 備品購入費 計	1,072,200 381,444,600	1,072,200円
準	結核健康診断費	報償費 107,200	結核対策委員会委員謝礼 @26,800円 × 4回 = 107,200円
	需用費	122,400	結核検診問診票 @5円 × 24,480人 = 122,400円
	委託料 計	552,099 781,699	精密検査 (直接撮影・喀痰・断層撮影) @7,563円 × 73人 = 552,099円
的	児童検診費	委託料 30,974,404	心臓検診 13,867,028円 アンケート調査 @5円 × 24,480人 = 122,400円 一次検診(心音・心電図) @2,510円 × 4,200人 = 10,542,000円 二次検診(精密検査) @11,198円 × 286人 = 3,202,628円 腎臓検診 9,926,190円 一次検診 @355円 × 24,480人 = 8,690,400円 二次検診 @355円 × 906人 = 321,630円 三次検診 @7,032円 × 130人 = 914,160円 脊柱側彎検診 4,685,186円 一次検診 @1,007円 × 4,181人 = 4,210,267円 二次検診 @6,689円 × 71人 = 474,919円 検診器具滅菌委託 2,496,000円
	要保護準要保護児童就学援助費	扶助費 200,878,242	説明(1) 参照 { 特定財源 (国庫支出金) 153,225円 }
	特別支援学級就学奨励費	扶助費 8,010,779	説明(2) 参照 { 特定財源 (国庫支出金) 4,005,389円 }
費	日本スポーツ振興センター共済掛金	負担金補助及び交付金 20,820,240	一般児童分 @945円 × 24,480人 × 0.9 = 20,820,240円 { 特定財源 (諸収入) 10,134,720円 }
	合 計	642,909,964	

経費の種類		小学校費		測定単位	児童数
事業区分	節名	経費	内容説明		
特 定 財 源	国庫支出金	4,158,614	円 要保護準要保護児童就学援助費 153,225円 特別支援学級就学奨励費 4,005,389円		
	諸収入	10,134,720	日本スポーツ振興センター共済掛金（保護者負担分） $\textcircled{460}\text{円} \times 24,480\text{人} \times 0.9 = 10,134,720\text{円}$		
	合計	14,293,334			
	差引一般財源		628,616,630円		
数	値		24,480人		
単	位	費	用	25,679円	

説明(1) 要保護準要保護児童就学援助費積算

項 目	歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
	円	円 人	円	円 人	円
学 用 品 費	_____	_____	35,428,020	@15,690 × 2,258	35,428,020
新入学学用品費等	_____	_____	17,814,880	@47,380 × 376	17,814,880
通 学 用 品 費	_____	_____	6,003,580	@3,190 × 1,882	6,003,580
通 学 費	_____	_____	243,120	@40,520 × 6	243,120
修 学 旅 行 費	147,225	@22,650 × $\frac{1}{2}$ × 13	10,860,960	@26,620 × 408	10,713,735
校宿 外泊 を 活 伴 わ 動 な 費 い	_____	_____	4,335,360	@1,920 × 2,258	7,762,130
			2,192,080	@5,830 × 376	
			1,061,730	@1,410 × 753	
			172,960	@460 × 376	
校宿 外泊 活 を 動 伴 費 う	_____	_____	2,508,600	@7,400 × 339	5,346,030
			2,837,430	@8,370 × 339	
部 活 動 費	_____	_____	293,760	@240 × 1,224	293,760
卒業記念アルバム	_____	_____	2,713,200	@6,650 × 408	2,713,200
小 計	147,225		86,465,680		86,318,455
給 食 費	_____	_____	112,735,788	(低学年) @46,046 × 753 (中学年) @49,918 × 753 (高学年) @53,823 × 752	112,735,788
保 健 医 療 費	6,000	(要)@12,000 × $\frac{1}{2}$ × 1	51,854	(要)@25,927 × 2 (準)@43,669 × 0	45,854
日本スポーツ振興 センター共済掛金	_____	_____	1,624,920	(要)@55 × 190 (準)@715 × 2,258	1,624,920
小 計	6,000		114,412,562		114,406,562
合 計	153,225		200,878,242		200,725,017

説明(2) 特別支援学級就学奨励費積算

項目	歳入		歳出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積算基礎	所要額 b	積算基礎	
	円	円	円	円 人	円
学校給食費	1,308,692	$2,617,384 \times \frac{1}{2}$	2,617,384	(低学年) $@46,046 \times \frac{1}{2} \times 36$ (中学年) $@49,918 \times \frac{1}{2} \times 35$ (高学年) $@53,823 \times \frac{1}{2} \times 34$	1,308,692
通学費	2,145,115	$4,290,230 \times \frac{1}{2}$	4,290,230	$@51,380 \times 64$ $@51,380 \times \frac{1}{2} \times 39$	2,145,115
交流学习交通費	22,050	$44,100 \times \frac{1}{2}$	44,100	$@1,050 \times 34$ $@1,050 \times \frac{1}{2} \times 16$	22,050
修学旅行費	15,885	$31,770 \times \frac{1}{2}$	31,770	$@21,180 \times \frac{1}{2} \times 3$	15,885
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	38,857	$77,715 \times \frac{1}{2}$	77,715	$@1,570 \times \frac{1}{2} \times 99$	38,858
校外活動費(宿泊を伴うもの)	19,910	$39,820 \times \frac{1}{2}$	39,820	$@3,620 \times \frac{1}{2} \times 22$	19,910
学用品費	302,630	$605,260 \times \frac{1}{2}$	605,260	$@11,420 \times \frac{1}{2} \times 106$	302,630
新入学用品費	152,250	$304,500 \times \frac{1}{2}$	304,500	$@40,600 \times \frac{1}{2} \times 15$	152,250
合計	4,005,389		8,010,779		4,005,390

経費の種類	小学校費		測定単位	学級数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	学校運営費	賃金	27,675,700	事務補助等	27,675,700円
		需用費	212,181,800	消耗品費	205,653,300円
				印刷製本費	1,070,400円
				修繕料	5,458,100円
				洗濯代等	12,234,100円
		役務費	12,234,100	洗濯代等	12,234,100円
		委託料	3,293,800	ピアノ調律等	3,293,800円
		使用料及び賃借料	169,034,400	教育用コンピュータ整備費（612台分）	44,492,400円
		備品購入費	152,612,600	普通教室冷房設備	124,542,000円
				一般備品	113,154,200円
電子黒板 @251,100円 × 123学級 =	30,885,300円				
		実物投影機 @69,700円 × 123学級 =	8,573,100円		
計	577,032,400				
経	特別支援学級等 運営費	需用費	11,784,400	特別支援教室消耗品費等 @346,600円 × 34校 =	11,784,400円
		備品購入費	1,494,800	特別支援学級の新増設	1,105,500円
				日本語学級運営	389,300円
計	13,279,200				
費	外国人 英語指導員報酬	報酬	25,418,400	外国人英語指導員報酬	
				@4,450円 × 28時間 × 6学級 × 34校 =	25,418,400円
				(5、6年)	
「総合的な 学習の時間」 推進経費	報償費	17,709,600	講師等謝礼 6,154,200円 × 4/6学年 =	4,102,800円	
			外国人英語指導員経費（3、4年） @66,700円 × 204学級 =	13,606,800円	
合計		633,439,600			
特定 財 源					
合計		0			
差引一般財源			633,439,600円		
数値			612学級		
単位費用			1,035,032円		

経費の種類	小学校費		測定単位	学校数		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	学校運営費		円			
		共済費	3,901,000	雇用保険料等	3,901,000円	
		報償費	2,016,600	教職員研修等	2,016,600円	
		交際費	2,448,000	渉外費等	2,448,000円	
		需用費	400,403,000		電気料	32,841,500円
					ガス料	51,391,600円
					水道料	164,638,200円
					消耗品費	139,398,500円
					会議費	4,866,300円
					印刷製本費	6,850,900円
					防犯器具購入費	416,000円
		役務費	37,542,200		通信運搬費	10,262,100円
					インターネット接続経費	4,658,900円
					その他	22,621,200円
		委託料	1,156,175,900		消防安全等設備保守点検	14,465,800円
学童擁護委託 (34校)	82,035,200円					
給食調理委託 (29校)	706,750,300円					
警備委託 (33校)	41,962,800円					
用務委託 (14校)	154,966,000円					
その他	33,430,700円					
非常通報装置保守委託	1,065,900円					
防犯カメラ保守委託	5,603,200円					
学校内	2,801,600円					
通学路	2,801,600円					
校務システム等整備費 (運用経費)			校務システム等整備費 (運用経費)	115,022,000円		
			調理従事者ノロウイルス検査委託	874,000円		
使用料及び賃借料	267,535,500		教育用コンピュータ整備費 (2,169.2台分)	157,700,800円		
			教員用コンピュータ整備費 (714台分)	51,907,800円		
自動車借上等			自動車借上等	50,992,100円		
			インターホン整備費	6,934,800円		
工事請負費	209,151,400		維持補修費	197,751,400円		
			通学路防犯カメラ整備費	11,400,000円		
備品購入費 負担金補助 及び交付金	171,107,700 4,250,100		備品等	171,107,700円		
				4,250,100円		

経費の種類	小学校費		測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	{ 学校運営費 }	計	円 2,254,531,400	{ 特定財源(都支出金) 11,400,000 × 1/2 = 5,700,000円 }
	学校職員費	給与費 職員手当等	669,595,848 7,860,120	@7,696,504円 × 87人 = 669,595,848円 時間外勤務手当 7,708,820円 一般事務・調理・用務 @2,870円 × 77時間 × 34校 = 7,513,660円 警備員 @2,870円 × 2時間 × 34校 = 195,160円 休日給手当 警備 151,300円
		賃金	198,160,685	調理補助 @8,340円 × 29.8日 × 5校 = 1,242,660円 心身障害児介助員 @8,340円 × 延9,360人 = 78,062,400円 スクールカウンセラー @5,500円 × 280時間 × 17校 = 26,180,000円 少人数指導 @2,555円 × 1,155時間 × 25校 = 73,775,625円 学校司書 @1,000円 × 1,050時間 × 18校 = 18,900,000円
		旅費	1,219,070	普通旅費(近接地内) 1,219,070円 一般事務・用務 @505円 × 59回 × 34校 = 1,013,030円 調理・警備 @505円 × 12回 × 34校 = 206,040円
		計	876,835,723	
	学校医報酬	報酬	80,733,600	学校医報酬 @196,400円 × 12月 × 34校 = 80,131,200円 内科医(月額) 43,100円 眼科医(月額) 43,100円 歯科医(月額) 43,100円 耳鼻咽喉科医(月額) 43,100円 薬剤師(月額) 24,000円 精神科医報酬 @50,200円 × 1人 × 12月 = 602,400円
	就学時 健康診断費	賃金 報償費 需用費 役務費 計	333,600 3,794,400 140,900 318,000 4,586,900	事務補助 @8,340円 × 4人 × 10日 = 333,600円 医師謝礼 @27,900円 × 136人 = 3,794,400円 印刷製本費 140,900円 通信運搬費 318,000円
	夏休み期間 プール指導員	報償費	6,732,000	プール指導員謝礼 @4,950円 × 延40人 × 34校 = 6,732,000円
	特別支援 教育経費	賃金 報償費 計	37,961,000 2,720,000 40,681,000	巡回指導 @2,900円 × 385時間 × 34校 = 37,961,000円 巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 34校 = 2,720,000円

経費の種類		小学校費		測定単位	学校数	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基準的 経費	学校評価 事業費	需用費	374,340	円	消耗品費	@11,010円 × 34校 = 374,340円
		役員費	225,760		通信運搬費	@6,640円 × 34校 = 225,760円
		計	600,100			
	合計		3,264,700,723			
特 定 財 源	都支出金		5,700,000		通学路防犯設備整備補助金	5,700,000円
	合計		5,700,000			
差引一般財源			3,259,000,723円			
数値			34校			
単位費用			95,852,962円			

経費の種類	中学校費		測定単位	生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	学校運営費 需用費	119,288,600	円	電気料 4,231,600円 ガス料 33,571,600円 水道料 3,198,500円 消耗品費 64,069,200円 印刷製本費 12,749,000円 防犯ブザー 1,468,700円
		備品購入費 42,400		
	計	119,331,000		
準	結核健康診断費 需用費 委託料	54,000		結核検診問診票 @5円 × 10,800人 = 54,000円
		166,386		精密検査 (直接撮影・喀痰・断層撮影) @7,563円 × 22人 = 166,386円
計	220,386			
的	生徒検診費 委託料	21,903,276	円	心臓検診 11,188,282円
				アンケート調査 @5円 × 10,800人 = 54,000円 一次検診(心音・心電図) @2,510円 × 3,682人 = 9,241,820円 二次検診 @11,198円 × 169人 = 1,892,462円 腎臓検診 4,376,824円 一次検診 @355円 × 10,800人 = 3,834,000円 二次検診 @355円 × 400人 = 142,000円 三次検診 @7,032円 × 57人 = 400,824円 脊柱側彎検診 5,275,170円 一次検診 @1,007円 × 3,910人 = 3,937,370円 二次検診 @6,689円 × 200人 = 1,337,800円 検診器具滅菌委託 1,063,000円
費	要保護準要保護 生徒就学援助費	153,463,599		説明(3) 参照 { 特定財源 (国庫支出金) 394,550円 }
	特別支援学級 就学奨励費	7,399,920		説明(4) 参照 { 特定財源 (国庫支出金) 3,699,959円 }
	日本スポーツ 振興センター 共済掛金	9,185,400		一般生徒分 @945円 × 10,800人 × 0.9 = 9,185,400円 { 特定財源 (諸収入) 4,471,200円 }

経費の種類	中学校費		測定単位	生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基準的経費	部活動大会参加負担金補助及び交付金	円		
		5,784,000	部活動助成	5,784,000円
合計		317,287,581		
特定財源	国庫支出金	4,094,509	{ 要保護準要保護生徒就学援助費 394,550円 特別支援学級就学奨励費 3,699,959円	
	諸収入	4,471,200		日本スポーツ振興センター共済掛金（保護者負担分） @460円 × 10,800人 × 0.9 = 4,471,200円
	合計	8,565,709		
差引一般財源		308,721,872円		
数値		10,800人		
単位費用		28,585円		

説明(3) 要保護準要保護生徒就学援助費積算

項 目	歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
	円	円 人	円	円 人	円
学用品費	—	—	30,115,050	@30,450 × 980 (夜)@30,450 × 9	30,115,050
体育実技用具費	—	—	267,240	@7,860 × 34	267,240
新入学学用品費等	—	—	17,680,890	@54,070 × 327	17,680,890
通学用品費	—	—	2,609,640	@3,960 × 653 (夜)@3,960 × 6	2,609,640
通学費	—	—	1,227,750	@81,850 × 6 (夜)@81,850 × 9	1,227,750
修学旅行費	394,550	@60,700 × $\frac{1}{2}$ × 13	26,687,760	@73,520 × 360 (夜)@73,520 × 3	26,293,210
校宿 泊 外 を 活 伴 わ 動 な 費 い	—	—	3,056,010	@3,090 × 980 (夜)@3,090 × 9	6,455,010
			2,392,500	@7,250 × 327 (夜)@7,250 × 3	
			821,700	@2,490 × 327 (夜)@2,490 × 3	
			184,800	@560 × 327 (夜)@560 × 3	
校宿 外 泊 を 活 伴 わ 動 な 費 い	—	—	2,356,410	@10,290 × 229	4,096,890
			1,740,480	@11,840 × 147	
部活動費	—	—	1,339,470	@1,230 × 1,080 (夜)@1,230 × 9	1,339,470
卒業記念アルバム	—	—	2,421,210	@6,670 × 360 (夜)@6,670 × 3	2,421,210
小 計	394,550	—	92,900,910	—	92,506,360
給食費	—	—	59,830,562	@60,478 × 980 (夜)@62,458 × 9	59,830,562
保健医療費	—	—	25,927	(要)@25,927 × 1 (準)@43,669 × 0	25,927
日本スポーツ振興 センター共済掛金	—	—	706,200	(要)@55 × 100 (準)@715 × 980	706,200
小 計	0	—	60,562,689	—	60,562,689
合 計	394,550	—	153,463,599	—	153,069,049

説明(4) 特別支援学級就学奨励費積算

項目	歳入		歳出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積算基礎	所要額 b	積算基礎	
	円	円	円	円	円
学校給食費	831,572	$1,663,145 \times \frac{1}{2}$	1,663,145	$@60,478 \times \frac{1}{2} \times 55$	831,573
通学費	2,057,175	$4,114,350 \times \frac{1}{2}$	4,114,350	$@91,430 \times 38$ $@91,430 \times \frac{1}{2} \times 14$	2,057,175
職場実習交通費	7,310	$14,620 \times \frac{1}{2}$	14,620	$@1,720 \times 8$ $@1,720 \times \frac{1}{2} \times 1$	7,310
交流学习交通費	17,662	$35,325 \times \frac{1}{2}$	35,325	$@1,570 \times 21$ $@1,570 \times \frac{1}{2} \times 3$	17,663
修学旅行費	226,680	$453,360 \times \frac{1}{2}$	453,360	$@56,670 \times \frac{1}{2} \times 16$	226,680
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	29,510	$59,020 \times \frac{1}{2}$	59,020	$@2,270 \times \frac{1}{2} \times 52$	29,510
校外活動費(宿泊を伴うもの)	33,550	$67,100 \times \frac{1}{2}$	67,100	$@6,100 \times \frac{1}{2} \times 22$	33,550
学用品費	306,900	$613,800 \times \frac{1}{2}$	613,800	$@22,320 \times \frac{1}{2} \times 55$	306,900
新入学用品費	189,600	$379,200 \times \frac{1}{2}$	379,200	$@47,400 \times \frac{1}{2} \times 16$	189,600
合計	3,699,959		7,399,920		3,699,961

経費の種類	中学校費		測定単位	学級数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	学校運営費	賃金	22,256,400	事務補助等	22,256,400円
		需用費	178,204,700	水道料	55,458,400円
				消耗品費	118,682,400円
				印刷製本費	309,900円
				修繕料	3,754,000円
		役務費	5,351,000	洗濯代等	5,351,000円
		委託料	3,260,400	ピアノ調律等	3,260,400円
		使用料及び賃借料	74,574,000	教育用コンピュータ整備費（270台分）	19,629,000円
		備品購入費	94,554,200	普通教室冷房設備	54,945,000円
				一般備品	77,231,000円
電子黒板 @251,100円 × 54学級 =	13,559,400円				
		実物投影機 @69,700円 × 54学級 =	3,763,800円		
計	378,200,700				
経	特別支援学級等需用費	7,800,000	特別支援教室消耗品費等 @650,000円 × 12校 =	7,800,000円	
	運営費	1,614,200	特別支援学級の新増設	635,300円	
			日本語学級運営	389,300円	
夜間学級運営			589,600円		
計	9,414,200				
費	外国人英語指導員報酬	33,388,200	外国人英語指導員報酬 年間 123,660円 × 15学級 × 18校 =	33,388,200円	
	「総合的な学習の時間」推進経費	3,898,800	講師等謝礼	3,898,800円	
	合計	424,901,900			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			424,901,900円		
数値			270学級		
単位費用			1,573,711円		

経費の種類	中学校費		測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	学校運営費	報酬	24,035,400	事務専門員報酬	@2,670,600円 × 9人 = 24,035,400円
		共済費	2,065,300	雇用保険料等	2,065,300円
		報償費	19,725,700	部活動講師謝礼等	19,725,700円
		交際費	1,512,000	渉外費等	1,512,000円
		需用費	302,743,300	電気料	38,669,500円
				ガス料	37,162,900円
				水道料	135,044,400円
				消耗品費	85,194,500円
				会議費	2,498,800円
				印刷製本費	3,952,900円
				防犯器具購入費	220,300円
		役務費	20,447,500	通信運搬費	5,122,600円
				インターネット接続経費	2,466,500円
				その他	12,858,400円
		委託料	577,979,000	消防安全等設備保守点検	7,403,700円
				給食調理委託 (17校)	414,301,900円
警備委託 (17校)	21,617,200円				
用務委託 (7校)	51,655,100円				
その他	23,013,000円				
非常通報装置保守委託	564,000円				
防犯カメラ保守委託	1,483,100円				
校務システム等整備費 (運用経費)	57,600,000円				
調理従事者ノロウイルス検査委託	341,000円				
使用料及び賃借料	148,529,000	教育用コンピュータ整備費 (1231.2台分)	89,508,200円		
		教員用コンピュータ整備費 (378台分)	27,480,600円		
		自動車借上等	27,868,900円		
		インターホン整備費	3,671,300円		
		維持補修費	116,215,700円		
工事請負費	116,215,700	維持補修費	116,215,700円		
備品購入費	143,846,300	備品等	143,846,300円		
負担金補助及び交付金	3,196,500		3,196,500円		
計	1,360,295,700				
学校職員費	給与費	253,984,632	@7,696,504円 × 33人 = 253,984,632円		

経費の種類	中学校費		測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基準	〔学校職員費〕	職員手当等	2,746,960	時間外勤務手当 2,634,660円
		賃金	73,111,875	一般事務・調理・用務 @2,870円 × 47時間 × 18校 = 2,428,020円
				警備員 @2,870円 × 4時間 × 18校 = 206,640円
		旅費	490,860	休日給手当 警備 112,300円
				調理補助 @8,340円 × 27.5日 × 1校 = 229,350円
				心身障害児介助員 @8,340円 × 延2,880人 = 24,019,200円
				少人数指導 @2,555円 × 1,155時間 × 13校 = 38,363,325円
				学校司書 @1,000円 × 1,050時間 × 10校 = 10,500,000円
				普通旅費(近接地内) 490,860円
		計	330,334,327	一般事務・用務 @505円 × 48回 × 18校 = 436,320円
調理・警備 @505円 × 6回 × 18校 = 54,540円				
経費	学校医報酬	報酬	43,024,800	学校医報酬 @196,400円 × 12月 × 18校 = 42,422,400円
	夏休み期間 プール指導員	報酬費	473,280	内科医(月額) 43,100円
				眼科医(月額) 43,100円
				歯科医(月額) 43,100円
				耳鼻咽喉科医(月額) 43,100円
				薬剤師(月額) 24,000円
				精神科医報酬 @50,200円 × 1人 × 12月 = 602,400円
	特別支援 教育経費	賃金 報酬費 計	20,097,000 1,440,000 21,537,000	巡回指導 @2,900円 × 385時間 × 18校 = 20,097,000円
				巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 18校 = 1,440,000円
学校評価 事業費	需用費 役務費 計	198,180 119,520 317,700	消耗品費 @11,010円 × 18校 = 198,180円	
			通信運搬費 @6,640円 × 18校 = 119,520円	
合計			1,755,982,807	
特定財源				
合計			0	
差引一般財源				1,755,982,807円
数値				18校
単位費用				97,554,600円

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	教育委員会 運営費	報酬	11,587,200	委員	@241,400円 × 4人 × 12月 = 11,587,200円
		旅費	1,097,800	費用弁償	1,097,800円
		交際費	396,800	委員交際費	396,800円
		需用費	453,500	消耗品費	172,500円
				会議費	99,900円
			印刷製本費	181,100円	
	負担金補助 及び交付金	84,000	委員会関係分担金	84,000円	
	計	13,619,300			
準	事務局運営費	給与費	623,416,824		@7,696,504円 × 81人 = 623,416,824円
		職員手当等	4,669,490	時間外勤務手当	@2,870円 × 1,627時間 = 4,669,490円
		賃金	2,226,780	事務補助	@8,340円 × 267人 = 2,226,780円
		旅費	1,820,390	近接地内	@505円 × 1,958回 = 988,790円
				近接地外	@39,600円 × 21人 = 831,600円
		需用費	2,539,000	消耗品費	1,158,600円
				会議費	177,700円
				印刷製本費	981,200円
				修繕料	221,500円
		役務費	363,800	通信運搬費	363,800円
		使用料及び 賃借料	121,500	自動車、会場、器材使用料	121,500円
備品購入費	406,600	図書費	223,600円		
		事務用備品	183,000円		
	負担金補助 及び交付金	84,000	事務局関係分担金	84,000円	
	計	635,648,384			
費	教科書無償 給与事務費	職員手当等	203,770	時間外勤務手当	@2,870円 × 71時間 = 203,770円
		賃金	100,080	事務補助	@8,340円 × 12人 = 100,080円
		旅費	4,545	近接地内	@505円 × 9回 = 4,545円
		需用費	50,600	印刷製本費	50,600円
		役務費	42,400	通信費	42,400円
		計	401,395		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	教育相談事業費	報酬	66,938,400	いじめ・教育相談員報酬 @212,400円 × 14人 × 12月 = 35,683,200円 適応指導教室指導員報酬 @199,200円 × 7人 × 12月 = 16,732,800円 スクールソーシャルワーカー報酬 @201,700円 × 6人 × 12月 = 14,522,400円	
		報償費	1,011,360	いじめ・教育相談員関係謝礼 @6,020円 × 14人 × 12月 = 1,011,360円	
		需用費	3,537,000	消耗品費 91,000円 印刷製本費 319,700円 適応指導教室関係需用費 3,126,300円 電気料 410,700円 ガス料 214,500円 水道料 161,200円 教材費 1,169,800円 消耗品費 351,000円 印刷製本費 819,100円	
		備品購入費	486,900	図書費 37,500円 教育相談備品 52,300円 適応指導教室備品 397,100円	
		計	71,973,660	{ 特定財源（都支出金） 14,522,400 × 1/2 = 7,261,000円 }	
		就学支援委員会	報酬	7,308,780	委員 @10,860円 × 延33人 = 358,380円 相談員 @144,800円 × 延48人 = 6,950,400円
		活動費	報償費	607,600	医師等 @21,700円 × 延28人 = 607,600円
			需用費	272,000	消耗品費 272,000円
			計	8,188,380	
			奨学資金貸付	報酬	96,320
	事業費	需用費	81,400	消耗品費 81,400円	
		役務費	21,100	通信運搬費 21,100円	
		貸付金	3,556,000	奨学資金貸付金 3,556,000円	
	計	3,754,820	{ 特定財源（諸収入） 1,333,000円 }		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	校外施設管理費	給与費	4,617,902	@7,696,504円 × 0.6人 × 1所 = 4,617,902円
		賃金	1,364,320	賄、清掃 1,364,320円
		報償費	1,339,200	管理人謝礼 1,339,200円
		旅費	98,130	連絡旅費 98,130円
		需用費	6,515,330	燃料費 1,010,060円
				電気料 2,472,280円
				ガス料 371,230円
				水道料 959,200円
				消耗品費 920,130円
				印刷製本費 62,590円
				修繕料 719,840円
		役務費	856,190	通信運搬費 398,630円
				洗濯代等 457,560円
		委託料	63,070,590	機械設備保守委託 1,557,570円
				清掃委託 5,753,920円
		警備委託 1,018,530円		
		管理運営委託（1所） 14,544,630円		
		指定管理委託（1所） 40,195,940円		
	使用料及び賃借料	1,668,160	自動車借上料 1,668,160円	
	工事請負費	2,851,090	維持補修費 1,061,610円	
			設備整備費 1,789,480円	
	備品購入費	560,220	560,220円	
	計	82,941,132		
費	科学教育センター運営費	報償費	819,680	指導講師謝礼 @12,100円 × 8人 × 2所 = 193,600円
				研究指導員謝礼 @6,020円 × 52人 × 2回 = 626,080円
		需用費	476,200	消耗品費 @114,800円 × 2所 = 229,600円
				印刷製本費 @123,300円 × 2所 = 246,600円
		備品購入費	207,400	図書費 @46,300円 × 2所 = 92,600円
			教材備品 @57,400円 × 2所 = 114,800円	
	計	1,503,280		
音楽鑑賞教室	役務費	69,600	ピアノ調律等 @34,800円 × 2回 = 69,600円	
	需用費	126,000	プログラム印刷等 @18円 × 3,500部 × 2回 = 126,000円	
	委託料	2,910,600	出演料 @1,455,300円 × 2回 = 2,910,600円	

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	〔音楽鑑賞教室〕	使用料及び借料	271,400	会場使用料 @135,700円 × 2回 = 271,400円		
		計	3,377,600			
	基 準 的	教育研究所 管理運営費	給与費	30,016,366	@7,696,504円 × 3.9人 = 30,016,366円	
			職員手当等	246,820	時間外勤務手当 @2,870円 × 86時間 = 246,820円	
			旅費	93,635	{ 近接地内 @505円 × 107回 = 54,035円 近接地外 @39,600円 × 1人 = 39,600円	
			需用費	3,308,100	燃料費	381,300円
					電気料	692,600円
					ガス料	1,001,500円
					水道料	601,700円
					消耗品費	271,600円
印刷製本費					359,400円	
役務費			505,800	{ 通信運搬費 427,900円 保険料 77,900円		
委託料	6,825,800	{ 清掃委託 4,248,300円 機械設備保守委託 147,300円 その他 2,430,200円				
工事請負費	1,592,600	維持補修費 1,592,600円				
備品購入費	393,300	研究用備品 393,300円				
計	42,982,421					
経	教育研究奨励費	旅費	1,504,800	近接地外 @39,600円 × 38人 = 1,504,800円		
		負担金補助及び交付金	1,560,000	調査研究活動奨励補助 @30,000円 × 52校 = 1,560,000円		
経	計		3,064,800			
		計	3,064,800			
費	教職員研修費	報償費	3,174,400	校長・教頭研修講師謝礼 @25,600円 × 5回 = 128,000円		
				教員研修講師謝礼 @25,600円 × 118回 = 3,020,800円		
				学校職員研修講師謝礼 @25,600円 × 1回 = 25,600円		
		旅費	169,974	研修受講旅費 @497円 × 延342人 = 169,974円		
需用費	304,600	消耗品費 304,600円				
計	3,648,974					
費	教育指導費	報償費	855,300	指導研究員謝礼 855,300円		
				旅費	557,600	{ 日額旅費 @505円 × 4人 × 80日 = 161,600円 近接地外 @39,600円 × 4人 = 158,400円 近接地外(修学旅行・移動教室) @39,600円 × 6人 = 237,600円
		計	557,600			

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔教育指導費〕	需用費	1,103,600	円	
		役務費	50,700		消耗品費 383,000円
		備品購入費	189,700		印刷製本費（研究誌・手引き） 720,600円
		計	2,756,900		通信運搬費 50,700円
					図書費 71,100円
				指導用備品 118,600円	
	教職員	報酬	1,308,000		産業医報酬 @109,000円 × 12月 = 1,308,000円
		健康管理費委託料	37,087,524		検診委託料 @17,007円 × 2,038人 = 34,660,266円
		計	38,395,524		ストレスチェック調査委託 @1,191円 × 2,038人 = 2,427,258円
	幼稚園教職員	職員手当等	169,330		時間外勤務手当 @2,870円 × 59時間 = 169,330円
需用費		19,800		各種届出用紙等印刷費 19,800円	
旅費		1,515		近接地内 @505円 × 3回 = 1,515円	
計	190,645				
的	特別区人事・厚生事務組合分担金	1,992,000		組合教育委員会共同処理分担金 1,992,000円	
	教育課程及び教科書採択事務	7,696,504		@7,696,504円 × 1人 = 7,696,504円	
経	給与費	250,750		教科書選定委員会委員・調査員謝礼 @501,500円 × 1/2 = 250,750円	
	報償費	3,244,260		事務補助 @8,340円 × 389人 = 3,244,260円	
	賃金	88,700		教科書調査用図書費 22,700円	
	需用費			教科書採択・教育課程届出用紙印刷費 66,000円	
	計	11,280,214			
費	特別支援教育経費	800,000		専門チーム委員謝礼 @20,000円 × 4人 × 10回 = 800,000円	
	日本語適応指導事業費	12,459,720		指導員謝礼 @2,730円 × 延4,564時間 = 12,459,720円	
	計	153,000		教材費 153,000円	
校庭芝生管理費	委託料	6,509,436		専門的維持管理作業経費 @1,627,359円 × 4校 = 6,509,436円 { 特定財源（都支出金）@1,627,359円 × 1/2 × 2校 = 1,627,000円 }	

経費の種類		その他の教育費		測定単位	児童生徒数		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基準的経費		円					
	いじめ問題対策委員会等経費	報酬 需用費 役員費 計	468,350 3,060 125,000 596,410	委員 消耗品費 通信運搬費	@16,150円 × 延29人 =	468,350円 3,060円 125,000円	
	合計		946,237,995				
	特定財源	都支出金		8,888,000	スクールソーシャルワーカー活用事業補助金 公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金		7,261,000円 1,627,000円
		諸収入		1,333,000	奨学資金貸付金返還金		1,333,000円
合計			10,221,000				
差引一般財源				936,016,995円			
数値				35,280人			
単位費用				26,531円			

経費の種類	その他の教育費		測定単位	幼稚園数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	区立幼稚園 管理運営費	報酬	20,016,000	園医報酬 @111,200円 × 12月 × 15箇所 = 20,016,000円 内科医 月額 24,400円 眼科医 月額 24,400円 歯科医 月額 24,400円 耳鼻咽喉科医 月額 24,400円 薬剤師 月額 13,600円
		給与費	444,473,106	@7,696,504円 × 57.75人 = 444,473,106円
		職員手当等	15,906,587	教職調整額等 13,966,187円 教員 @269,878円 × 51.75人 = 13,966,187円 義務教育等教員特別手当 @2,800円 × 57.75人 × 12月 = 1,940,400円
		賃金	135,433,260	代替職員 @8,340円 × 100日 × 5人 = 4,170,000円 心身障害幼児介助員 @8,340円 × 延15,739人 = 131,263,260円
		旅費	863,925	近接地内 @505円 × 15箇所 × 67日 = 507,525円 近接地外 @39,600円 × 9人 = 356,400円
		需用費	42,953,300	燃料費 381,500円 電気料 7,925,500円 ガス料 2,808,800円 水道料 7,665,400円 消耗品費（防犯器具購入費含む） 7,935,800円 教材費 9,976,700円 印刷製本費 1,094,600円 修繕料 5,165,000円
		役務費	8,628,900	通信運搬費 2,698,200円 洗濯代等 5,930,700円
		委託料	61,822,100	機械設備保守委託 4,792,400円 清掃委託 1,354,600円 教員健康管理委託 328,100円 用務委託 55,347,000円
		使用料及び 賃借料	3,059,400	インターホン整備費 3,059,400円
		工事請負費	9,181,900	維持補修費 9,181,900円
		備品購入費	4,503,800	教材備品 4,503,800円

経費の種類	その他の教育費		測定単位	幼稚園数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基準的経費	区立幼稚園 管理運営費	負担金補助 及び交付金	円 531,000	日本スポーツ振興センター共済掛金 @295円 × 120人 × 15箇所 = 531,000円 { 特定財源（諸収入） 288,000円 }
		計	747,373,278	
合 計		747,373,278		
特定財源	使用料及び手数料	96,240,000	{ 保育料 @4,400円 × 120人 × 15箇所 × 12月 = 95,040,000円 入園料 @1,000円 × 80人 × 15箇所 = 1,200,000円	
	諸 収 入	288,000	日本スポーツ振興センター共済掛金(保護者負担分) @160円 × 120人 × 15箇所 = 288,000円	
合 計		96,528,000		
差引一般財源		650,845,278円		
数 値		15箇所		
単 位 費 用		43,389,685円		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	社会教育総務費	報酬	1,320,000	社会教育委員報酬 @11,000円 × 10人 × 12月 =	1,320,000円	
		給与費	215,502,112	@7,696,504円 × 28人 =	215,502,112円	
		職員手当等	5,364,030	時間外勤務手当 @2,870円 × 1,869時間 =	5,364,030円	
		旅費	870,590	普通旅費	733,090円	
			近接地内	@505円 × 1,138回 =	574,690円	
				近接地外	@39,600円 × 4回 =	158,400円
			費用弁償		137,500円	
		需用費	2,244,800	消耗品費	1,204,200円	
				会議費	91,300円	
				印刷製本費	809,100円	
修繕料	140,200円					
役務費	144,500	通信運搬費	144,500円			
備品購入費	165,700	事務用備品等	165,700円			
負担金補助及び交付金	920,000	社会教育関係団体育成補助	920,000円			
計	226,531,732					
的	幼稚園就園奨励費	職員手当等	1,360,380	時間外勤務手当 @2,870円 × 474時間 =	1,360,380円	
		旅費	30,300	近接地内 @505円 × 3回 × 20箇所 =	30,300円	
		需用費	120,000	印刷製本費	120,000円	
		使用料及び賃借料負担金補助及び交付金	5,700	会場借上料	5,700円	
経	費	計	312,376,558			
		区分		私立		
				補助単価	対象者数	所要額
				円	人	円
		生活保護世帯		308,000	2	655,536
		特別区民税非課税世帯及び特別区民税所得割非課税世帯		272,000 ~ 308,000	154	44,919,452
		特別区民税所得割課税額77,100円以下の世帯		187,200 ~ 308,000	179	40,156,214
		特別区民税所得割課税額211,200円以下の世帯		62,200 ~ 308,000	995	135,294,213
		所得制限無し		154,000 308,000	567	91,351,143
		計			1,897	312,376,558
計	313,892,938	$\left\{ \text{特定財源（国庫支出金） } 312,376,558 \times \frac{1}{4} = 78,094,000\text{円} \right\}$				

経費の種類		その他の教育費		測定単位		人		口					
事業区分		節名		経費		内容		説明					
私立幼稚園		扶助費		135,208,788		施設型給付費		@358,644円 × 377人 = 135,208,788円					
施設型給付費													
〈参考〉1園当たり経費													
基	区	分	対象者数		公定価格		利用者負担額		施設型給付費	国庫支出金	都支出金	差引一般財源	
			定員	延人員	単価	加算額	金額	単価	金額	金額	全国統一費用分 1/2	全国統一費用分 1/4 地方単独費用分 1/2 J (E×0.734-G) ×1/4 (E×0.266) ×1/2	K H-I-J
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
			A×12				B×(C+D)		B×F	E-G	(E×0.734-G) ×1/2		H-I-J
			人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
準	基本分	4歳以上児	120	1,440	29,370		42,292,800	16,570	23,860,800				
		3歳児	60	720	37,170		26,762,400	16,570	11,930,400				
	加算部分1	処遇改善等加算I	4歳以上児	120	1,440	3,510		5,054,400					
			3歳児	60	720	4,550		3,276,000					
		副園長・教頭配置加算	180	2,160	640	78	1,550,880						
		3歳児配置改善加算	60	720	7,800	910	6,271,200						
		チーム保育加配加算	180	2,160	5,200	520	12,355,200						
		通園送迎加算	180	2,160	500	65	1,220,400						
		給食実施加算	180	2,160	570	39	1,315,440						
	加算部分2	冷暖房費加算	180	2,160	110		237,600						
施設機能強化推進費加算						10,800							
	合計	180				100,347,120		35,791,200	64,555,920	18,931,793	22,812,063	22,812,064	
	1人当たり経費					557,484		198,840	358,644	105,177	126,734	126,734	
経							特定財源 87,429,000円 国庫支出金 (全国統一費用分) @105,177円 × 377人 = 39,651,000円 都支出金 (全国統一費用分 地方単独費用分) @126,734円 × 377人 = 47,778,000円						
	費	青少年対策費	報酬	4,074,500		青少年委員報酬 @8,700円 × 34人 × 12月 = 3,549,600円 青少年問題協議会委員報酬 @9,050円 × 29人 × 2回 = 524,900円							
		職員手当等	307,090		時間外勤務手当 @2,870円 × 107時間 = 307,090円								
		賃金	375,300		アルバイト賃金 @8,340円 × 45人 = 375,300円								
		報償費	348,800		青少年講座・講師等謝礼 348,800円								
		旅費	548,760		普通旅費 135,760円 { 近接地内 @505円 × 112回 = 56,560円 近接地外 @39,600円 × 2回 = 79,200円								

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	〔青少年対策費〕		円	
				費用弁償 413,000円
				{ 青少年委員 @9,200円 × 34人 = 312,800円
				{ その他 100,200円
		需用費	864,600	{ 消耗品費 350,100円
				{ 印刷製本費 514,500円
		役務費	236,100	通信運搬費 236,100円
		委託料	215,400	原画作成等 215,400円
		使用料及び 賃借料 負担金補助 及び交付金	106,500	会場借上料 106,500円
			3,600,000	{ 地区活動推進費 @250,000円 × 14地区 = 3,500,000円
		{ 分担金 100,000円		
	計	10,677,050		
社 会 教 育 指 導 員 活 動 費	報酬	10,272,000	指導員報酬 @214,000円 × 4人 × 12月 = 10,272,000円	
	旅費	34,000	費用弁償 @8,500円 × 4人 = 34,000円	
	需用費	35,200	消耗品費 @8,800円 × 4人 = 35,200円	
	計	10,341,200		
学 校 施 設 開 放 事 業 費	報酬	36,925,200	指導員謝礼 @5,260円 × 135日 × 52校 = 36,925,200円	
	需用費	1,431,800	{ 消耗品費 718,100円	
			{ 修繕料 713,700円	
	工事請負費	17,487,600	施設補修費 @336,300円 × 52校 = 17,487,600円	
	備品購入費	846,300	開放用備品 846,300円	
	計	56,690,900		
放 課 後 子 ど も 教 室 推 進 事 業 費	報酬	776,000	運営委員会謝礼 776,000円	
	報酬	139,967,484	コーディネーター	
			@3,700円 × 249日 × $\frac{34}{3}$ 校 (12人) = 11,055,600円	
			教育活動サポーター @2,909,446円 × 34校 = 98,921,164円	
			{ (平日) @958円 × 3人 × 4時間 × 200日 = 2,299,200円	
			{ (土日) @958円 × 1人 × 5時間 × 49日 = 234,710円	
			@958円 × 2人 × 4時間 × 49日 = 375,536円	
			教育活動推進員 @882,080円 × 34校 = 29,990,720円	
			{ (平日) @1,480円 × 1人 × 2時間 × 200日 = 592,000円	
			{ (土日) @1,480円 × 2人 × 2時間 × 49日 = 290,080円	
需用費	3,400,000	消耗品等 @100,000円 × 34校 = 3,400,000円		
		{ 特定財源		
		{ 国支出金 1/3		
		{ 都支出金 1/3		
		110,873,600 × $\frac{2}{3}$ = 73,915,000円		
	計	144,143,484		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	学級・講座 運営費	職員手当等	404,670	時間外勤務手当 @2,870円 × 141時間 = 404,670円
		報償費	12,610,890	成人・高齢者・一般対象 @22,320円 × 56学級 × 7回 = 8,749,440円
				婦人・家庭教育 @11,010円 × 44学級 × 3回 = 1,453,320円
				青少年対象 @29,730円 × 9学級 × 9回 = 2,408,130円
		旅費	265,970	近接地内 @505円 × 74回 = 37,370円
				費用弁償 228,600円
		需用費	1,922,600	消耗品費 862,900円
				印刷製本費 1,059,700円
		役務費	159,200	通信運搬費 159,200円
		使用料及び 賃借料	685,700	自動車借上料 685,700円
	備品購入費	256,900	256,900円	
	計	16,305,930		
的	社会教育指導者 講習会費	職員手当等	100,450	時間外勤務手当 @2,870円 × 35時間 = 100,450円
		報償費	436,800	講師謝礼 @27,300円 × 16回 = 436,800円
		旅費	36,660	近接地内 @505円 × 12回 = 6,060円
				費用弁償 30,600円
		需用費	419,000	消耗品費 207,000円
				印刷製本費 212,000円
役務費	39,700	通信運搬費 39,700円		
使用料及び 賃借料	171,300	自動車借上料 171,300円		
	計	1,203,910		
経 費	文化財保護 普及事業費	報酬	465,000	文化財保護審議会委員報酬 @15,500円 × 10人 × 3回 = 465,000円
		職員手当等	198,030	時間外勤務手当 @2,870円 × 69時間 = 198,030円
		報償費	793,100	文化財調査及び文化財講座講師謝礼 793,100円
		旅費	147,755	近接地内 @505円 × 111回 = 56,055円
				費用弁償 91,700円
		需用費	1,457,100	消耗品費 345,300円
				会議費 52,100円
				印刷製本費 1,059,700円
		役務費	159,100	通信運搬費 159,100円
		委託料	1,650,400	文化財調査委託 1,650,400円
使用料及び 賃借料	102,900	自動車借上料 102,900円		
	備品購入費	171,300	事務用備品等 171,300円	

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	文化財保護 普及事業費	負担金補助 及び交付金	1,500,000	文化財保存助成等	1,500,000円
		計	6,644,685		
	成人式運営費	報償費	146,800	講演者謝礼	146,800円
		需用費	1,372,900	記念品	1,148,500円
				消耗品費	27,600円
				印刷製本費	196,800円
		委託料	178,600	装飾委託	178,600円
	使用料及び 賃借料	41,000	会場使用料	20,500円	
	計	1,739,300	器材使用料	20,500円	
	スポーツ推進 委員活動費	報酬	2,580,960	スポーツ推進委員報酬 @5,660円 × 38人 × 12月 =	2,580,960円
旅費		2,485,200	費用弁償 @5,450円 × 38人 × 12月 =	2,485,200円	
需用費		97,900	消耗品費	97,900円	
負担金補助 及び交付金		95,000	東京都スポーツ推進委員協議会分担金	95,000円	
計	5,259,060				
スポーツ推進 計画策定経費	報酬	24,200	委員報酬 @12,100円 × 20人 × $\frac{1}{10}$ =	24,200円	
	委託料	238,200	策定支援委託 @2,382,000円 × $\frac{1}{10}$ =	238,200円	
計	262,400				
スポーツ教室 運営費	職員手当等	198,030	時間外勤務手当 @2,870円 × 69時間 =	198,030円	
	報償費	4,992,000	指導員謝礼 @20,800円 × 延30種目 × 8日 =	4,992,000円	
	旅費	202,280	近接地内 @505円 × 74回 =	37,370円	
			費用弁償	164,910円	
	需用費	592,600	消耗品費	310,000円	
			印刷製本費	282,600円	
役務費	79,500	通信運搬費	79,500円		
使用料及び 賃借料	685,700	自動車借上料	685,700円		
備品購入費	171,700		171,700円		
計	6,921,810				
区民体育大会 運営費	報償費	828,200	審判・役員謝礼	828,200円	
	需用費	1,983,600	参加賞・記念品	1,068,200円	
		消耗器材	405,600円		
		印刷製本費	509,800円		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	区民体育大会 運営費	円			
		役務費	434,400	{ 通信運搬費	306,200円
				{ 筆耕翻訳料	128,200円
		委託料	359,900	装飾委託	359,900円
		使用料及び 賃借料	322,300	{ 自動車借上料	255,300円
		{ 会場使用料	67,000円		
	備品購入費	184,500	競技用器材	184,500円	
	計	4,112,900			
準	図書館管理費 (7館)	報酬	106,629,000	説明(5)参照	@3,554,300円 × 30人 = 106,629,000円
		給与費	173,940,990		@7,696,504円 × 22.6人 = 173,940,990円
		職員手当等	11,744,040	時間外勤務手当	11,744,040円
		賃金	9,040,560	図書整理	9,040,560円
		報償費	354,100		354,100円
		旅費	720,885	{ 近接地内	483,285円
				{ 近接地外	237,600円
		需用費	117,274,100	{ 燃料費	1,420,600円
				{ 電気料	17,124,800円
				{ ガス料	3,249,500円
				{ 水道料	4,865,700円
				{ 消耗品費	10,105,200円
				{ 印刷製本費	1,685,900円
				{ 図書資料費	76,740,800円
		{ 修繕料	2,081,600円		
費	社会教育施設 管理費 (2施設)	報酬	10,662,900	説明(6)参照	@3,554,300円 × 3人 = 10,662,900円
		給与費	20,010,910		@7,696,504円 × 2.6人 = 20,010,910円
		職員手当等	2,204,160		2,204,160円
		報償費	453,870		453,870円
		役務費	6,321,200	{ 通信運搬費	6,059,000円
				{ 保険料	262,200円
		委託料	336,840,600	清掃委託等	336,840,600円
		使用料及び 賃借料	43,064,300	自動車借上料等	43,064,300円
		工事請負費	24,482,900	維持補修費	24,482,900円
		備品購入費	2,196,300	書架・机等	2,196,300円
負担金補助 及び交付金	76,000	図書館関係分担金	76,000円		
	計	832,684,975			

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	社会教育施設 管理費 (2施設)	旅費	190,805	近接地内	111,605円
				近接地外	79,200円
		需用費	6,705,250	燃料費	10,270円
				電気料	3,483,630円
				ガス料	1,024,240円
				水道料	1,416,170円
				消耗品費	547,830円
				印刷製本費	33,860円
				修繕料	189,250円
		役務費	147,700	通信運搬費	140,030円
			保険料	7,670円	
	委託料	121,304,160		121,304,160円	
	使用料及び 賃借料	374,520		374,520円	
	工事請負費	1,251,420		1,251,420円	
	備品購入費	99,600		99,600円	
	計	163,405,295	{ 特定財源(使用料及び手数料)	4,936,200円 }	
	社会体育施設 管理費	委託料	560,396,010	説明(7)参照	560,396,010円
経	都民体育大会 選手派遣費	負担金補助 及び交付金	1,158,400	選手派遣費 @3,200円 × 362人 =	1,158,400円
費	学校等情報配信 システム運用 経費(小/中/幼)	委託料	1,670,000	システム運用委託	1,670,000円
合	計	2,499,250,767			

経費の種類	その他の教育費	測定単位	人口						
事業区分	節名	経費	内容説明						
特 定 財 源	使用料及び手数料	円 4,936,200	社会教育会館使用料 4,936,200円						
	国庫・都支出金	239,438,000	幼稚園就園奨励費（国） $312,376,558円 \times \frac{1}{4} = 78,094,000円$						
			施設型給付費 87,429,000円						
			<table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">国庫支出金 (全国統一費用分)</td> <td style="padding-left: 10px;">@105,177円 × 377人 = 39,651,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">都支出金 (<small>全国統一費用分</small> 地方単独費用分)</td> <td style="padding-left: 10px;">@126,734円 × 377人 = 47,778,000円</td> </tr> </table>	{	国庫支出金 (全国統一費用分)	@105,177円 × 377人 = 39,651,000円		都支出金 (<small>全国統一費用分</small> 地方単独費用分)	@126,734円 × 377人 = 47,778,000円
	{	国庫支出金 (全国統一費用分)	@105,177円 × 377人 = 39,651,000円						
	都支出金 (<small>全国統一費用分</small> 地方単独費用分)	@126,734円 × 377人 = 47,778,000円							
		放課後子ども教室推進事業費(国1/3 都1/3) $110,873,600円 \times \frac{2}{3} = 73,915,000円$							
合計		244,374,200							
差引一般財源			2,254,876,567円						
数値			350,000人						
単位費用			6,443円						

説明(5) 図書館管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	図書館管理 運営費 (中央館分)	円		
	報酬	21,325,800	管理運営補助員 @3,554,300円 × 6人 × 1館 =	21,325,800円
	給与費	40,021,821	@7,696,504円 × 5.2人 × 1館 =	40,021,821円
	職員手当等	2,686,320	時間外勤務手当 @2,870円 × 78時間 × 12月 =	2,686,320円
	報償費	354,100		354,100円
	賃金	1,809,780	図書整理 @8,340円 × 217人 =	1,809,780円
	旅費	190,300	{ 近接地内 @505円 × 220回 =	111,100円
			{ 近接地外 @39,600円 × 2回 =	79,200円
	需用費	66,093,000	{ 燃料費	1,420,600円
			{ 電気料	9,840,800円
			{ ガス料	1,651,600円
			{ 水道料	2,772,900円
			{ 消耗品費	8,062,800円
			{ 印刷製本費	1,497,200円
			{ 図書資料費	39,759,500円
			{ 修繕料	1,087,600円
	役務費	5,123,200	{ 通信運搬費	5,070,700円
			{ 保険料	52,500円
	委託料	70,530,000	{ 清掃委託	12,285,000円
			{ 機械設備保守委託	4,326,100円
		{ 警備委託	2,487,700円	
		{ 管理運営委託	16,115,300円	
		{ 窓口業務委託	20,691,200円	
		{ コンピュータ保守委託	14,624,700円	
使用料及び 賃借料	28,191,200	{ 自動車借上料	6,341,000円	
		{ コンピュータリース料	14,638,300円	
		{ フィルムライブラリー機器リース料	7,211,900円	
工事請負費	22,692,700	維持補修費	22,692,700円	
備品購入費	1,558,800	書架・机等	1,558,800円	
負担金補助 及び交付金	76,000	図書館関係分担金	76,000円	
計	260,653,021			

事業区分	節名	経費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	図書館管理 運営費 (地区館分)	報酬	85,303,200	管理運営補助員 @3,554,300円 × 6人 × 4館 = 85,303,200円
		給与費	133,919,169	@7,696,504円 × 4.35人 × 4館 = 133,919,169円
		職員手当等	9,057,720	時間外勤務手当 @2,870円 × 263時間 × 12月 = 9,057,720円
		賃金	7,230,780	図書整理 @8,340円 × 867人 = 7,230,780円
		旅費	530,585	{ 近接地内 @505円 × 737回 = 372,185円 近接地外 @39,600円 × 4回 = 158,400円
		需用費	51,181,100	{ 電気料 7,284,000円 ガス料 1,597,900円 水道料 2,092,800円 消耗品費 2,042,400円 印刷製本費 188,700円 図書資料費 36,981,300円 修繕料 994,000円
		役務費	1,198,000	{ 通信運搬費 988,300円 保険料 209,700円
		委託料	266,310,600	{ 清掃委託 10,939,600円 機械設備保守委託 5,703,600円 警備委託 2,168,800円 窓口業務委託 82,764,800円 管理運営委託(4館) 20,696,800円 指定管理委託(2館) 129,412,300円 コンピュータ保守委託 14,624,700円
		使用料及び 賃借料	14,873,100	{ 自動車借上料 234,800円 コンピューターリース料 14,638,300円
		工事請負費	1,790,200	維持補修費 1,790,200円
		備品購入費	637,500	書架・机等 637,500円
		計	572,031,954	
		合 計	832,684,975	

説明(6) 社会教育施設管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明		
基 準 的 経 費	社会教育会館 管理運営費	報 酬 給 与 費 職員手当等 報 償 費 旅 費 需 用 費	10,662,900 20,010,910 2,204,160 453,870 190,805 6,705,250	管理運営補助員 @3,554,300円 × 3人 × 1館 = 10,662,900円 @7,696,504円 × 2.6人 × 1館 = 20,010,910円 時間外勤務手当 @2,870円 × 64時間 × 1館 × 12月 = 2,204,160円 講師謝礼金等 453,870円 近接地内 @505円 × 221回 = 111,605円 近接地外 @39,600円 × 2回 = 79,200円 燃料費 10,270円 電気料 3,483,630円 ガス料 1,024,240円 水道料 1,416,170円 消耗品費 547,830円 印刷製本費 33,860円 修繕料 189,250円		
		役 務 費	147,700	通信運搬費 140,030円 保険料 7,670円		
		委 託 料	71,437,620	清掃委託 4,328,920円 警備委託 684,760円 機械設備保守委託 6,411,000円 管理運営委託(1館) 9,499,400円 指定管理委託(1館) 50,513,540円		
		使用料及び 賃借料	374,520		374,520円	
		工事請負費	1,251,420	維持補修費	1,251,420円	
		備品購入費	99,600		99,600円	
		計	113,538,755	{ 特定財源(使用料及び手数料) 4,936,200円 }		
		郷土資料館 管理運営費	委 託 料	49,866,540	指定管理委託	49,866,540円
		合 計	163,405,295			
		特 定 財 源	4,936,200			
		差 引 一 般 財 源	158,469,095			

説明(7) 社会体育施設管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	体育館管理運営 費(プール有館)	委託料 292,873,600	円 指定管理委託(2館)	292,873,600円
	体育館管理運営 費(プール無館)	委託料 53,695,910	指定管理委託(1館)	53,695,910円
	各種運動施設 管理運営費	委託料 213,826,500	指定管理委託 { 野球場 @1,510円 × 78,000m ² = 117,780,000円 運動場 @1,510円 × 38,800m ² = 58,588,000円 テニスコート @1,510円 × 9,750m ² = 14,722,500円 屋外プール @16,240円 × 1,400m ² = 22,736,000円	213,826,500円
合	計	560,396,010		

第8項 その他諸費

I その他諸費の概要

第1 公債費

- (1) 公債費は、昭和50年度以降に自治大臣又は都知事の許可（同意）を受け、平成31年5月31日までに発行した義務教育施設整備事業のうち用地取得造成事業に係る地方債（但し、統廃合のため新たに校地を取得する場合を除く）についての平成31年度における元利償還金を算定した。
- (2) 測定単位は「元利償還金」で、単位費用は1円とした。

第2 財産費

- (1) 財産費は、次の経費について算定した。
 - ア 次の特別区都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、知事が定める額
 - ・平成29年度及び平成30年度交付金に係る地方債収入相当額のうち平成31年度算定分
 - ・前年度以前に、国庫補助において国庫債務負担行為が認められた用地取得事業で、特別会計等で取得したもののについては、平成31年度に一般会計が再取得する分に係る地方債収入相当額
 - イ 平成30年度以前に締結した小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）敷地に係る平成31年度の借地料として知事が定める額
- (2) 測定単位は「年度支払額」で、単位費用は1円とした。

第3 その他行政費

- (1) 測定単位は「人口」で、単位費用は13,356円とした。
- (2) 昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		公債費		測定単位	元利償還金
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	公債元利償還金	償還金 利子 及び 割引料	228,500,000	起債元金及び利子の償還 元利償還金 228,500,000円	
			円		
合 計			228,500,000		
特 定 財 源					
合 計			0		
差引一般財源				228,500,000円	
数 値				228,500,000円	
単 位 費 用				1円	

経費の種類		財産費		測定単位	年度支払額
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	財産取得等費 使用料及び借料 公有財産購入費	円			
		54,300,000	借地料	54,300,000円	
		932,500,000	年賦支払額	932,500,000円	
合計		986,800,000			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			986,800,000円		
数値			986,800,000円		
単位費用			1円		

〈経〉 その他諸費 その他行政費（人口）

経費の種類		その他行政費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基準的経費	その他行政費	円	その他行政費			
		4,674,600,000				
合計		4,674,600,000				
特定財源						
		0				
差引一般財源		4,674,600,000円				
数値		350,000人				
単位費用		13,356円				

第2節 投資的経費

第1項 議会総務費

I 議会総務費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、地域交流施設の改築・大規模改修経費について、測定単位「人口」により算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を831,953,160円、特定財源はなく、差引一般財源所要額を831,953,160円と算定した。
この結果、単位費用を2,377円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
議会総務費	地域交流施設	23,670

3 本年度主要改定内容

- (1) 平成31年度に限り、平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 平成31年度に限り、地域交流施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他所要の単価改定を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	地域交流施設	円			
		831,953,160	(改築) 工事費 @348,100円 × 23,670㎡ × $\frac{1}{50}$ = 164,790,540円 臨時的改築工事費 494,371,620円 (大規模改修) 工事費 @7,300円 × 23,670㎡ = 172,791,000円		
合計		831,953,160			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源		831,953,160円			
数値		350,000人			
単位費用		2,377円			

第2項 民生費

I 民生費の概要

第1 社会福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、心身障害者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を299,335,320円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を299,335,320円と算定した。

この結果、単位費用を855円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
社会福祉費	心身障害者福祉施設	10,620

3 本年度主要改定内容

- (1) 平成31年度に限り、心身障害者福祉施設の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 平成31年度に限り、心身障害者福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他所要の単価改定を行った。

第2 老人福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、高齢者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は63,000人で、その所要経費を472,630,500円、特定財源を20,880,000円と見込み、差引一般財源所要額を451,754,500円と算定した。

この結果、単位費用を7,171円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
老人福祉費	高齢者福祉施設	18,250

3 本年度主要改定内容

- (1) 平成31年度に限り、高齢者福祉施設の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 平成31年度に限り、高齢者福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他所要の単価改定を行った。

第3 児童福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 児童福祉費は測定単位「15歳未満人口」により、児童福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は38,000人で、その所要経費を957,963,978円、特定財源を20,938,000円と見込み、差引一般財源所要額を937,025,978円と算定した。
この結果、単位費用を24,659円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施 設	標準事業規模(m ²)
児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 施 設	35,473

3 本年度主要改定内容

- (1) 平成31年度に限り、児童福祉施設の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 平成31年度に限り、児童福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他所要の単価改定を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	心身障害者福祉施設	円			
		299,335,320	(改築) 工事費 @348,100円 × 10,620㎡ × $\frac{1}{50}$ = 73,936,440円 臨時的改築工事費 147,872,880円 (大規模改修) 工事費 @7,300円 × 10,620㎡ = 77,526,000円		
合計		299,335,320			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			299,335,320円		
数値			350,000人		
単位費用			855円		

〈投〉 民生費 老人福祉費（65歳以上人口）

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	高齢者福祉施設	円			
		472,634,500	(改築) 工事費 @348,100円 × 18,250㎡ × $\frac{1}{50}$ = 127,056,500円 臨時的改築工事費 212,353,000円 (大規模改修) 工事費 @7,300円 × 18,250㎡ = 133,225,000円		
合計		472,634,500			
特定財源	高齢者福祉施設 都支出金 (特別養護老人ホーム)	20,880,000	工事費 @522,000,000円 × 2所 × $\frac{1}{50}$ = 20,880,000円		
合計		20,880,000			
差引一般財源		451,754,500円			
数値		63,000人			
単位費用		7,171円			

〈投〉 民生費 児童福祉費（15歳未満人口）

経費の種類	児童福祉費	測定単位	15歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	児童福祉施設	957,963,978	円 (改築) 工事費 @348,100円 × 35,473㎡ × $\frac{1}{50}$ = 246,963,026円 臨時的改築工事費 452,048,052円 (大規模改修) 工事費 @7,300円 × 35,473㎡ = 258,952,900円
	合計	957,963,978	
特定財源	児童福祉施設 都支出金（児童館）	14,801,000	工事費 @55,505,000円 × $\frac{2}{3}$ = 37,003,000円 @37,003,000円 × 20所 × $\frac{1}{50}$ = 14,801,000円
	国庫支出金及び都支出金 （放課後児童クラブ）	6,137,000	工事費 @27,078,000円 × $\frac{2}{3}$ = 18,052,000円 @18,052,000円 × 17所 × $\frac{1}{50}$ = 6,137,000円
合計		20,938,000	
差引一般財源			937,025,978円
数値			38,000人
単位費用			24,659円

第3項 衛生費

I 衛生費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により保健衛生施設の改築等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を200,120,600円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を200,120,600円と算定した。
この結果、単位費用を572円とした。

2 標準団体行政規模

経費の種類	施設	年度事業量(m ²)
衛生費	保健衛生施設	7,100

3 本年度主要改定内容

- (1) 平成31年度に限り、保健衛生施設の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 平成31年度に限り、保健衛生施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他所要の単価改定を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	保健衛生施設	円 200,120,600	(改築) 工事費 @348,100円 × 7,100㎡ × $\frac{1}{50}$ = 49,430,200円 臨時的改築工事費 98,860,400円 (大規模改修) 工事費 @7,300円 × 7,100㎡ = 51,830,000円
		合 計	200,120,600
特 定 財 源			
	合 計	0	
差引一般財源		200,120,600円	
数 値		350,000人	
単 位 費 用		572円	

第4項 清掃費

I 清掃費の概要

第1 収集作業費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により清掃事務所及び清掃事業所の改築・大規模改修に要する経費と清掃車庫の大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を114,544,000円、特定財源はなく、差引一般財源所要額を114,544,000円と算定した。
この結果、単位費用を327円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
収集作業費	清掃事務所及び清掃事業所	4,000
	車庫	1,800

3 本年度主要改定内容

- (1) 平成31年度に限り、平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 平成31年度に限り、清掃事務所及び清掃事業所の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他所要の単価改定を行った。

第2 処理処分費

1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により清掃工場の改築等に要する経費、元利償還金に要する経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,264,658,180円、特定財源を540,790,240円と見込み、差引一般財源所要額を723,867,940円と算定した。
この結果、単位費用を2,068円とした。

2 本年度主要改定内容

所要の単価改定を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	収集作業費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	清掃事務所及び 清掃事業所	円 112,744,000	(改築) 工事費 $@348,100円 \times 4,000m^2 \times \frac{1}{50} = 27,848,000円$ 臨時的改築工事費 (大規模改修) 工事費 $@7,300円 \times 4,000m^2 = 29,200,000円$
	車庫	1,800,000	(大規模改修) 工事費 $@20,000円 \times 1,800m^2 \times \frac{1}{20} = 1,800,000円$
合 計		114,544,000	
特 定 財 源			
合 計		0	
差引一般財源		114,544,000円	
数 値		350,000人	
単 位 費 用		327円	

経費の種類	処 理 処 分 費	測 定 単 位	人	口	
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容	説 明	
基 準 的 経 費	清 掃 工 場 そ の 他 施 設	円 837,909,620	(改 築) 工 事 費 @33,166,225,000円 × $\frac{1}{50}$ = 663,324,500円 (不燃プラント更新) 工 事 費 @1,708,167,000円 × $\frac{1}{50}$ = 34,163,340円 (保安施設整備経費)		
		元 利 償 還 金	426,748,560	(元利償還金)	426,748,560円
		合 計	1,264,658,180		
特 定 財 源	国 庫 支 出 金 特 別 区 債	160,221,580	(改 築) (不燃プラント更新)	153,040,060円 7,181,520円	
		380,568,660	(改 築) (不燃プラント更新)	359,101,900円 21,466,760円	
		合 計	540,790,240		
差 引 一 般 財 源		723,867,940円			
数 値		350,000人			
単 位 費 用		2,068円			

第5項 経済労働費

I 経済労働費の概要

第1 生活経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者及び商工振興施設の改築・大規模改修経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人で、その所要経費を90,195,200円、特定財源はなく、差引一般財源所要額を90,195,200円と算定した。

この結果、単位費用を258円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
生活経済費	消費者及び商工振興施設	3,200

3 本年度主要改定内容

- (1) 平成31年度に限り、平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 平成31年度に限り、消費者及び商工振興施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他所要の単価改定を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	消費者及び 商工振興施設	円			
		90,195,200	(改築) 工事費 @348,100円 × 3,200㎡ × $\frac{1}{50}$ = 22,278,400円 臨時的改築工事費 44,556,800円 (大規模改修) 工事費 @7,300円 × 3,200㎡ = 23,360,000円		
合計		90,195,200			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			90,195,200円		
数値			350,000人		
単位費用			258円		

第6項 土木費

I 土木費の概要

第1 建築公害費

1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、区営住宅の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を580,526,140円、特定財源を137,819,700円、差引一般財源所要額を442,706,440円と算定した。

この結果、単位費用を1,265円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
建築公害費	区営住宅	28,280

3 本年度主要改定内容

- (1) 新たに空き家等の除却・解体・改修経費の態容補正を算定した。
- (2) 平成31年度に限り、区営住宅の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (3) 平成31年度に限り、区営住宅の臨時的改築工事費を算定した。
- (4) その他所要の単価改定を行った。

第2 都市整備費

1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、まちづくりに要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を156,384,000円、特定財源を84,653,000円、差引一般財源所要額を71,731,000円と算定した。

この結果、単位費用を205円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 新たに鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業について、まちづくり事業費の態容補正として算定した。
また、沿道環境整備事業について、まちづくり事業費の態容補正から廃止した。
- (2) その他所要の単価改定を行った。

第3 道路橋りょう費

1 単位費用算定の概要

- (1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路改良、交通安全施設整備及びガードパイプ取替等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区道路面積は2,322,000㎡で、その所要経費を479,275,020円、特定財源はなく、差引一般財源所要額を479,275,020円と算定した。

この結果、単位費用を206円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(㎡)
道路橋りょう費	道路改良	2,322,000
	道路緑化	
	透水性舗装等	
	橋りょう架替	
	交通安全施設	
	ガードパイプ	
	公衆便所	(270)

3 本年度主要改定内容

- (1) 平成31年度に限り、土木工事単価について算定を充実した。
- (2) 平成31年度に限り、公衆便所の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (3) 平成31年度に限り、公衆便所の臨時的改築工事費を算定した。
- (4) その他所要の単価改定を行った。

第4 公園費

1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「人口」により、公園の造成等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を715,924,655円、特定財源を136,966,300円、差引一般財源所要額を578,958,355円と算定した。

この結果、単位費用を1,654円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
公園費	公園 (新設工事費)	1,500
	公園 (新設用地費)	400
	公園 (改修工事費)	300,000
	公衆便所	(2,160)

3 本年度主要改定内容

- (1) 新設用地費の年度事業量について、算定内容を見直した。
- (2) 新たに公園の改修工事費を算定するとともに、都市計画交付金により算定された公園事業の改修に要する経費を減算するための態容補正を算定した。
- (3) 公園の新設工事単価について、算定の充実を図った。
- (4) 平成31年度に限り、公衆便所の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (5) 平成31年度に限り、公衆便所の臨時的改築工事費を算定した。
- (6) その他所要の単価改定を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		建築公害費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	区 営 住 宅	円			
		580,526,140	(改築) 工事費 @348,100円/㎡ × 70㎡ × $\frac{1}{50}$ × 404戸 = 196,885,360円 臨時的改築工事費 177,196,780円 (大規模改修) 工事費 @7,300円/㎡ × 70㎡ × 404戸 = 206,444,000円		
合 計		580,526,140			
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	88,598,400	社会資本整備総合交付金	88,598,400円	
	都 支 出 金	49,221,300	公営住宅整備事業補助金	49,221,300円	
	合 計	137,819,700			
差 引 一 般 財 源		442,706,440円			
数 値		350,000人			
単 位 費 用		1,265円			

経費の種類		都市整備費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	まちづくり 事業費	円	住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型） の一部（用地取得経費を除く） 都市防災不燃化促進事業（都・国制度分） 市街地再開発事業（基本計画作成費）		
		156,384,000			
合 計		156,384,000			
特 定 財 源	国庫支出金・都支出金	84,653,000	84,653,000円		
合 計		84,653,000			
差引一般財源			71,731,000円		
数 値			350,000人		
単 位 費 用			205円		

経費の種類		道路橋りょう費		測定単位	道路面積	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	道路改良	366,876,000	円	工事費 (改良単価) (実施率) $@13,700\text{円}/\text{m}^2 \times 2,322,000\text{m}^2 \times \frac{1}{90} = 353,460,000\text{円}$ 透水性舗装等工事費 (加算額) $@520\text{円}/\text{m}^2 \times 2,322,000\text{m}^2 \times \frac{1}{90} = 13,416,000\text{円}$		
	道路緑化	23,041,000		街路樹、植樹帯等整備		23,041,000円
	交通安全 施設整備	46,448,000		交通安全施設整備		46,448,000円
	ガードパイプ 取替	27,864,000		工事費	(取替単価) (実施面積)	$@12\text{円}/\text{m}^2 \times 2,322,000\text{m}^2 = 27,864,000\text{円}$
	公衆便所	15,046,020		(改築) 工事費 $@777,100\text{円}/\text{m}^2 \times 18\text{m}^2 \times \frac{1}{50} \times 15\text{箇所} = 4,196,340\text{円}$ 臨時的改築工事費 8,392,680円 (大規模改修) 工事費 $@9,100\text{円}/\text{m}^2 \times 18\text{m}^2 \times 15\text{箇所} = 2,457,000\text{円}$		
合 計		479,275,020				
特 定 財 源						
合 計		0				
差引一般財源				479,275,020円		
数 値				2,322,000m ²		
単 位 費 用				206円		

経費の種類		公園費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	公園	468,200,000	円 (新設) 工事費 @33,000円/㎡ × 1,500㎡ = 49,500,000円 用地費 @428,000円/㎡ × 400㎡ = 171,200,000円 (改修) 工事費 $@33,000\text{円}/\text{m}^2 \times 300,000\text{m}^2 \times \frac{1}{40} = 247,500,000\text{円}$		
	公衆便所	120,368,160	(改築) 工事費 $@777,100\text{円}/\text{m}^2 \times 18\text{m}^2 \times \frac{1}{50} \times 120\text{箇所} = 33,570,720\text{円}$ 臨時的改築工事費 67,141,440円 (大規模改修) 工事費 @9,100円/㎡ × 18㎡ × 120箇所 = 19,656,000円		
	元利償還金	127,356,495	元利償還需要額 127,356,495円		
	合計	715,924,655			
特 定 財 源	国庫支出金	11,990,300	公園事業費国庫補助金 $\left[\begin{array}{l} \text{国庫} \\ \text{補助率} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{国庫採択} \\ \text{見込率} \end{array} \right]$ 新設工事費 $@33,000\text{円}/\text{m}^2 \times 1,500\text{m}^2 \times \frac{1}{2} \times 0.05 = 1,237,500\text{円}$ 新設用地費 $@428,000\text{円}/\text{m}^2 \times 400\text{m}^2 \times \frac{1}{3} \times 0.08 = 4,565,300\text{円}$ 改修工事費 $@33,000\text{円}/\text{m}^2 \times 300,000\text{m}^2 \times \frac{1}{2} \times 0.05 \times \frac{1}{40} = 6,187,500\text{円}$		
	特別区債	124,976,000	用地費 $166,634,700\text{円} \times 0.75 = 124,976,000\text{円}$		
合計	136,966,300				
差引一般財源		578,958,355円			
数値		350,000人			
単位費用		1,654円			

第7項 教育費

I 教育費の概要

第1 小学校費

1 単位費用算定の概要

- (1) 小学校費は、測定単位「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。
小学校及び義務教育学校（前期課程）の義務教育施設の大規模改修、改築（雨水有効利用設備を含む）及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、小学校数34校とした。
- (3) 標準区の所要経費を 5,526,512,200円、特定財源を 710,079,000円と見込み、差引一般財源所要額を 4,816,433,200円と算定した。この結果、単位費用を 141,659,800円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 平成31年度に限り、義務教育施設の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 平成31年度に限り、小学校の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他所要の単価改定を行った。

第2 中学校費

1 単位費用算定の概要

- (1) 中学校費は、測定単位「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。
中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の義務教育施設の大規模改修、改築（雨水有効利用設備を含む）及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、中学校数18校とした。
- (3) 標準区の所要経費を 3,175,232,900円、特定財源を 405,578,000円と見込み、差引一般財源所要額を 2,769,654,900円と算定した。この結果、単位費用を 153,869,717円とした。

2 本年度主要改定内容

- (1) 密度補正について、特別支援教室に係る算定を改善した。
- (2) 平成31年度に限り、義務教育施設の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- (3) 平成31年度に限り、中学校の臨時的改築工事費を算定した。
- (4) その他所要の単価改定を行った。

第3 その他の教育費

1 単位費用算定の概要

(1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「園児数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

小中学校の校外施設の大規模改修及び改築に要する経費

イ 「園児数」を測定単位とするもの

区立幼稚園の大規模改修及び改築に要する経費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

生涯学習関連施設及び各種運動施設の大規模改修及び改築に要する経費

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	35,280人	169,116,000	0	169,116,000	4,794
園児数	1,800人	342,584,500	13,216,000	329,368,500	182,983
人口	350,000人	1,093,858,480	17,320,000	1,076,538,480	3,076

2 本年度主要改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・平成31年度に限り、校外施設の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- ・平成31年度に限り、校外施設の臨時的改築工事費を算定した。
- ・その他所要の単価改定を行った。

(2) 「園児数」を測定単位とするもの

- ・平成31年度に限り、幼稚園の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- ・平成31年度に限り、幼稚園の臨時的改築工事費を算定した。
- ・その他所要の単価改定を行った。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・平成31年度に限り、生涯学習関連施設及び各種運動施設の平成26、27年度の2か年における単価上昇率を反映した経費を臨時的に算定した。
- ・平成31年度に限り、生涯学習関連施設及び各種運動施設の臨時的改築工事費を算定した。
- ・その他所要の単価改定を行った。

3 標準事業規模

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
その他の教育費	校外施設	6,000

(2) 「園児数」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
その他の教育費	幼稚園	10,875

(3) 「人口」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
その他の教育費	生涯学習関連施設	35,300
	各種運動施設	136,220

II 積算の内容

次頁より

参 考

1 義務教育施設大規模改修経費積算内訳

区分	小学校	中学校	特別支援学校 及び養護学園
	1校当たり所要額	1校当たり所要額	1施設当たり所要額
	千円	千円	千円
校舎	15,690	16,935	7,047
給食室	1,433	1,434	1,434
屋内運動場	2,571	2,428	1,453
プール	593	645	499
校庭	1,602	2,205	1,602
フェンス	593	668	593
計	22,482	24,315	12,628

2 耐用年数及び標準事業規模

区分	耐用年数	標準事業規模			備考
		小学校	中学校	特別支援学校 及び養護学園	
	年	m ²	m ²	m ²	
校舎	47	5,540	6,086	1,800	国庫補助基準面積
給食室	47	319	266	266	国庫補助基準面積
屋内運動場	44	1,215	1,138	629	財調算定面積
プール	30	630	700	504	財調算定面積を基準とし、モデル設定
校庭	40	4,000	5,600	4,000	現況保有面積の平均
フェンス (金網面積)	50	670	756	670	現況保有校地面積の平均値を基準とし、モデル設定

経費の種類	小学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	義務教育施設 改 築	円 4,410,867,200	(校舎) 建設費 242,800円 × 5,540㎡ = 1,345,112,000円 取壊し経費 16,900円 × 5,540㎡ = 93,626,000円 仮設校舎建設費 28,000円 × 5,000㎡ = 140,000,000円 給食室設置経費 153,746,000円 × 1校 = 153,746,000円 計 1,732,484,000円 1,732,484,000円 × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 1,253,286,300円 (屋内運動場) 建設費 276,500円 × 1,215㎡ = 335,947,500円 取壊し経費 15,100円 × 1,215㎡ = 18,346,500円 計 354,294,000円 354,294,000円 × $\frac{1}{44}$ × 34校 = 273,772,600円 (プール) 建設費 289,800円 × 250㎡ = 72,450,000円 取壊し経費 21,900円 × 250㎡ = 5,475,000円 内蔵経費 36,300円 × 250㎡ = 9,075,000円 計 87,000,000円 87,000,000円 × $\frac{1}{30}$ × 34校 = 98,600,000円 (雨水有効利用設備) 2,400円 × 5,540㎡ × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 9,618,400円 (臨時的改築工事費) 2,775,589,900円
		764,388,000	校舎 15,690,000円 給食室 1,433,000円 屋内運動場 2,571,000円 プール 593,000円 校庭 1,602,000円 フェンス 593,000円 計 22,482,000円 22,482,000円 × 34校 = 764,388,000円

経費の種類		小学校費		測定単位	学校数	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	元利償還金		円 351,257,000	(元利償還金) 351,257,000円		
	合 計		5,526,512,200			
特 定	国 庫 支 出 金		344,781,000	校舎建設費		
				$182,300円 \times 5,540m^2 \times \frac{1}{3} = 336,647,333円$		
				$336,647,333円 \times \frac{1}{47} \times 34校 = 243,532,000円$		
				給食室設置経費		
				$237,000円 \times 319m^2 \times \frac{1}{3} = 25,201,000円$		
				$25,201,000円 \times \frac{1}{47} \times 34校 = 18,230,000円$		
				屋内運動場建設費		
$213,100円 \times 1,215m^2 \times \frac{1}{3} = 86,305,500円$						
財 源	特 別 区 債		365,298,000	校舎建設費		
				$86,305,500円 \times \frac{1}{44} \times 34校 = 66,690,000円$		
				プール建設費		
				$172,900円 \times 250m^2 \times \frac{1}{3} = 14,408,333円$		
$14,408,333円 \times \frac{1}{30} \times 34校 = 16,329,000円$						
校舎建設債						
$182,300円 \times 5,540m^2 \times \frac{2}{3} \times 0.75 = 504,971,000円$						
$504,971,000円 \times \frac{1}{47} \times 34校 = 365,298,000円$						
合 計			710,079,000			
差引一般財源		4,816,433,200円				
数 値		34校				
単 位 費 用		141,659,800円				

経費の種類	中学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	義務教育施設 改 築	円	
		2,480,772,900	(校舎)
			建設費 242,800円 × 6,086㎡ = 1,477,680,800円
			取壊し経費 16,900円 × 6,086㎡ = 102,853,400円
			仮設校舎建設費 28,000円 × 5,609㎡ = 157,052,000円
			給食室設置経費 143,434,000円 × 1校 = 143,434,000円
			計 1,881,020,200円
			$1,881,020,200円 \times \frac{1}{47} \times 18校 = 720,390,700円$
			(屋内運動場)
			建設費 276,500円 × 1,138㎡ = 314,657,000円
			取壊し経費 15,100円 × 1,138㎡ = 17,183,800円
			計 331,840,800円
			$331,840,800円 \times \frac{1}{44} \times 18校 = 135,753,100円$
	(プール)		
	建設費 289,800円 × 300㎡ = 86,940,000円		
	取壊し経費 21,900円 × 300㎡ = 6,570,000円		
	内蔵経費 36,300円 × 300㎡ = 10,890,000円		
	計 104,400,000円		
	$104,400,000円 \times \frac{1}{30} \times 18校 = 62,640,000円$		
	(雨水有効利用設備)		
	$2,400円 \times 6,086㎡ \times \frac{1}{47} \times 18校 = 5,593,900円$		
	(臨時的改築工事費)		
	1,556,395,200円		
	大規模改修	437,670,000	校舎 16,935,000円
			給食室 1,434,000円
			屋内運動場 2,428,000円
			プール 645,000円
			校庭 2,205,000円
			フェンス 668,000円
			計 24,315,000円
			$24,315,000円 \times 18校 = 437,670,000円$

経費の種類		中学校費		測定単位	学校数	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基準的経費	元利償還金		円 256,790,000	(元利償還金) 256,790,000円		
	合計		3,175,232,900			
特定	国庫支出金		193,125,000	校舎建設費		
				$182,300円 \times 6,086m^2 \times \frac{1}{3} = 369,825,933円$ $369,825,933円 \times \frac{1}{47} \times 18校 = 141,635,000円$		
財源	特別区債		212,453,000	給食室設置経費		
				$237,000円 \times 266m^2 \times \frac{1}{3} = 21,014,000円$ $21,014,000円 \times \frac{1}{47} \times 18校 = 8,047,000円$		
源				屋内運動場建設費		
				$213,100円 \times 1,138m^2 \times \frac{1}{3} = 80,835,933円$ $80,835,933円 \times \frac{1}{44} \times 18校 = 33,069,000円$		
				プール建設費		
				$172,900円 \times 300m^2 \times \frac{1}{3} = 17,290,000円$ $17,290,000円 \times \frac{1}{30} \times 18校 = 10,374,000円$		
				校舎建設債		
				$182,300円 \times 6,086m^2 \times \frac{2}{3} \times 0.75 = 554,738,900円$ $554,738,900円 \times \frac{1}{47} \times 18校 = 212,453,000円$		
合計			405,578,000			
差引一般財源		2,769,654,900円				
数値		18校				
単位費用		153,869,717円				

〈投〉 教育費 その他の教育費（児童生徒数）

経費の種類		その他の教育費		測定単位	児童生徒数		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	校 外 施 設	円					
		125,316,000	(改築)				
			工事費	$348,100円 \times 6,000m^2 \times \frac{1}{50} =$	41,772,000円		
			臨時的改築工事費		83,544,000円		
		43,800,000	(大規模改修)				
			工事費	$7,300円 \times 6,000m^2 =$	43,800,000円		
合 計		169,116,000					
特 定 財 源							
合 計		0					
差引一般財源		169,116,000円					
数 値		35,280人					
単 位 費 用		4,794円					

〈投〉 教育費 その他の教育費（園児数）

経費の種類		その他の教育費		測定単位	園児数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	幼稚園	円				
		263,197,000	(改築)			
			工事費	$348,100円 \times 10,875m^2 \times \frac{1}{50} = 75,711,750円$		
			臨時的改築工事費			187,485,250円
		79,387,500	(大規模改修)			
			工事費	$7,300円 \times 10,875m^2 = 79,387,500円$		
合 計		342,584,500				
特 定 財 源	国庫支出金	13,216,000	園舎建設費			
				$182,300円 \times 10,875m^2 \times \frac{1}{3} = 660,837,500円$		
				$660,837,500円 \times \frac{1}{50} = 13,216,000円$		
合 計		13,216,000				
差引一般財源			329,368,500円			
数 値			1,800人			
単 位 費 用			182,983円			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	生涯学習 関連施設	円 702,634,800	(改築)			
			工事費	$348,100円 \times 35,300m^2 \times \frac{1}{50} =$	245,758,600円	
			臨時的改築工事費		456,876,200円	
		257,690,000	(大規模改修)			
			工事費	$7,300円 \times 35,300m^2 =$	257,690,000円	
的 経 費	各種運動施設	97,621,440	(改築)			
			工事費			
			屋外プール (建設費)	$289,800円 \times 2,100m^2 \times \frac{1}{30} =$	20,286,000円	
			屋外プール (取壊し経費)	$21,900円 \times 2,100m^2 \times \frac{1}{30} =$	1,533,000円	
			管理棟等	$348,100円 \times 1,540m^2 \times \frac{1}{50} =$	10,721,480円	
			臨時的改築工事費		65,080,960円	
		35,912,240	(大規模改修)			
			工事費			
			野球場	$3,700円 \times 78,650m^2 \times \frac{1}{30} =$	9,700,170円	
			運動場	$3,700円 \times 42,680m^2 \times \frac{1}{30} =$	5,263,870円	
			テニスコート	$12,600円 \times 11,250m^2 \times \frac{1}{30} =$	4,725,000円	
			屋外プール	$2,372円 \times 2,100m^2 =$	4,981,200円	
			管理棟等	$7,300円 \times 1,540m^2 =$	11,242,000円	
合 計		1,093,858,480				
特 定 財 源	国庫支出金	17,320,000	体育館建設費			
				$172,700円 \times 11,500m^2 \times \frac{1}{3} =$	662,016,667円	
				$662,016,667円 \times \frac{1}{50} =$	13,240,000円	

経費の種類	その他の教育費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
特 定 財 源	〔国庫支出金〕	円	プール建設費	
			$765,000円 \times 800m^2 \times \frac{1}{3} = 204,000,000円$ $204,000,000円 \times \frac{1}{50} = 4,080,000円$	
合計		17,320,000		
差引一般財源		1,076,538,480円		
数値		350,000人		
単位費用		3,076円		

第 3 部

補 正 係 数

第1章 概要

基準財政需要額は、単位費用に測定単位の補正後の数値を乗ずるという形で算定される。単位費用は標準的団体について算定されているが、各特別区における単位当たりの費用は、各特別区の社会的、経済的、地理的諸条件の相違等によって差異がある。このように各種の要素によって当該特別区と標準的団体との間に、質的量的差異があるとき、この差異を基準財政需要額に反映させるために、測定単位の数値に一定の係数を乗じて補正する方法が補正である。そして、この係数が補正係数である。

したがって、基準財政需要額は、測定単位の数値を補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該特別区について、合算して算定することとなる。この場合、測定単位の数値を補正する事項として、「種別補正」、「段階補正」、「密度補正」、「態容補正」の4つの種類が考えられている。

このうち、二以上の補正を合わせて行う場合には、事項ごとに算定した率を連乗又は加算して得た率による（費目別適用方法については第3章を参照）。

以下、各補正について概略を述べることとするが、個々の行政費目ごとに適用される補正係数の算出基礎については、第5章で詳述する。

第2章 補正係数の種類

第1節 種別補正

1 目的

測定単位に種別があり、その種別ごとの単位当たり経費に差があるものについて、その差の割合により補正する。

2 補正係数の一般的算式

種別	単位当たり経費	補正係数	
A	a 円	1.00	基準となる種別Aに係る単位当たり経費 a 円を単位費用とし、単
B	b 円	$\frac{b}{a}$	位費用に対する他の種別に係る単位当たり経費の率をもって種別
C	c 円	$\frac{c}{a}$	補正係数とする。

第2節 段階補正

1 目的

測定単位の数値の多少により単位当たり経費が逡減又は逡増するものについて、超過累進又は超過累退の方法により補正する。

2 補正係数の一般的算式

段階補正係数 (α) は、次の算式で求められる。

$$\alpha = \frac{X \pm \sum \Delta x_n d_n}{X \pm \sum \Delta x_n}$$

$X \pm \sum \Delta x_n = x$ ……測定単位の数値

X ……標準区の数値

Δx_n ……n 段階目の数値の増減差

d_n ……n 段階目の補正率

符号：+ …… $X < x$ ；- …… $X > x$ のとき

補正率 (d_n) は、次の算式で求められる。

- i 標準区の数値を超える段階（数値の増加により逡減するもの）

$$d_n = \frac{\sum \Delta x_n A - (X + \sum \Delta x_n) \Delta b_n - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

A ……単位費用

Δb_n ……n 段階目の減少する単位費用の額

- ii 標準区の数値に満たない段階（数値の減少により逡増するもの）

$$d_n = \frac{(X + \sum \Delta x_n) \Delta b_n - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

Δb_n ……n 段階目の増加する単位費用の額

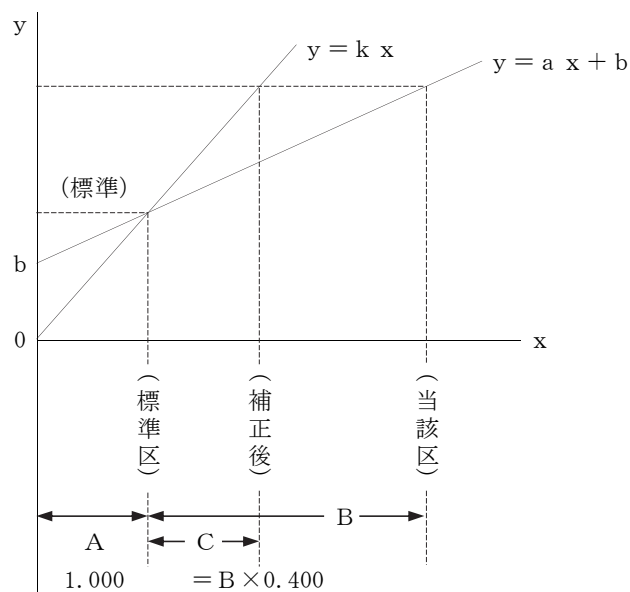
段階ごとに補正する方法は次のとおりである。

ア 測定単位の数値が標準区の数値以上のとき、

(図例) 補正率を0.400 として

当該区の数値 $A + B$

当該区の段階ごとに補正した数値 $A + C = A + B \times 0.400$

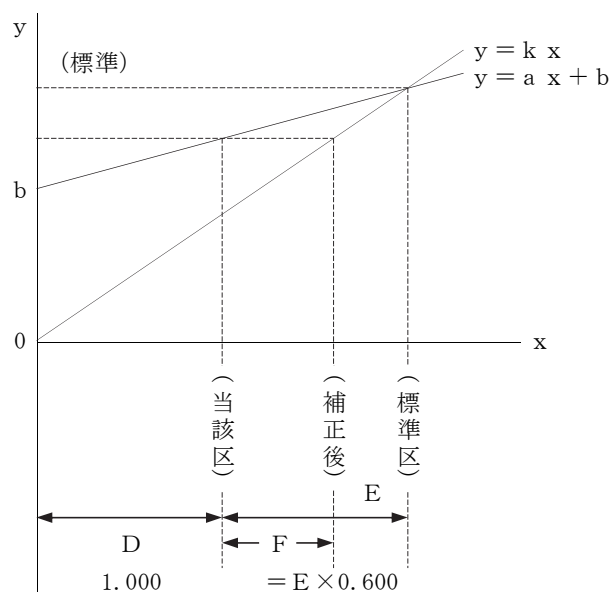


イ 測定単位の数値が標準区の数値未満のとき、

(図例) 補正率を0.600 として

当該区の数値 D

当該区の段階ごとに補正した数値 $D + F = D + E \times 0.600$



第3節 密度補正

1 目 的

密度の大小により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについては、超過累進又は超過累退等の方法により補正する。なお、密度補正は、次の3種類に類別できる。

- (1) 標準区の密度と各特別区の密度との差異により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、逓減又は逓増の補正を行うもの
- (2) 標準経費に算入された事業量に係る数値を基準として、各特別区の当該事業量に係る数値の増減により割増又は割減の補正を行うもの
- (3) 測定単位の数値に対する算入しようとする経費の事業量に係る数値の割合により割増の補正を行うもの

2 補正係数の一般的算式

$$\beta \text{ I} = 1 + \left(\frac{m}{M} k - 1 \right) S$$

M…………標準密度

m…………密度

k…………乗率

S…………単位費用に占める影響する経費の割合

$$\beta \text{ II} = 1 + \left(\frac{n}{x} k - \frac{N}{X} \right) \frac{B}{A}$$

X…………標準区の数値

x…………当該区の数値

N…………標準区の仕事量数値

n…………当該区の仕事量数値

k…………乗率

A…………単位費用

B…………仕事量数値1単位当たり経費

$$\beta \text{ III} = 1 + \frac{n \cdot B \cdot \frac{1}{A} \cdot k}{x}$$

符号 $\beta \text{ II}$ に同じ

第4節 態容補正

1 目 的

各特別区の法律的、地域的、その他の態容による行政の質的量的差異により単位当たり経費が割高又は割安となるものについて、割増又は割減の方法により補正する。

2 補正係数の一般的算式

$$r = 1 + \frac{b}{Ax}$$

A……………単位費用

x……………当該区の数值

b……………当該区の付加すべき事業費

第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び連乗加算の方法

1 経常的経費

経費の種類	測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法	
議会総務費	人口		○	○	○	段階補正係数 + (密度補正係数 - 1) + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅲ係数 - 1)	
民 生 費	社会福祉費	人口	○	○	○	段階補正係数 + (密度補正Ⅰ係数 - 1) + (密度補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
	老人福祉費	65歳以上人口	○	○	○	段階補正係数 + (密度補正Ⅰ係数 - 1) + (密度補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
	生活保護費	被保護者数	○	○	○	段階補正係数 + (密度補正係数 - 1) + (態容補正係数 - 1)	
	児童福祉費	18歳未満人口		○	○	○	段階補正係数 + (密度補正Ⅰ係数 - 1) + (密度補正Ⅱ係数 - 1) + (密度補正Ⅲ係数 - 1) + (密度補正Ⅳ係数 - 1) + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)
		区立保育所 入所児童数			○	○	密度補正Ⅰ係数 + (密度補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正係数 - 1)
		私立保育所 入所児童数			○		
国民健康保険 事業助成費	被保険者数		○		○	段階補正係数 + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅲ係数 - 1)	
後期高齢者医療 制度事業助成費	被保険者数		○		○	段階補正係数 + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
衛生費	人口		○	○	○	段階補正係数 + (密度補正係数 - 1) + (態容補正係数 - 1)	
清 掃 費	清掃総務費	人口	○				
	収集作業費	人口	○	○	○	段階補正係数 × 密度補正係数 + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
	収集車両費	人口	○	○	○	段階補正係数 × 密度補正係数 × 態容補正Ⅰ係数 + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
	処理処分費	人口	○		○	段階補正係数 + (態容補正係数 - 1)	
経済労働 費	生活経済費	人口	○		○	段階補正係数 + (態容補正係数 - 1)	
	産業経済費	事業所数	○		○	段階補正係数 + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
土 木 費	建築公害費	人口	○		○	段階補正係数 + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
	都市整備費	人口	○		○	段階補正係数 + (態容補正係数 - 1)	
	道路橋りょう費	道路面積	○	○	○	段階補正係数 × 密度補正係数 + (態容補正係数 - 1)	
	公園費	公園面積	○	○			
教 育 費	小学校費	児童数			○		
		学級数					
		学校数			○	態容補正Ⅰ係数 + (態容補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅲ係数 - 1)	
	中学校費	生徒数			○		

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
教 育 費	〔中学校費〕	学級数					
		学校数				○	態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		幼稚園数				○	
		人口		○	○	○	段階補正係数＋（密度補正Ⅰ係数－１）＋（密度補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅰ係数－１）＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）
その 他 諸 費	公債費	元利償還金					
	財産費	年度支払額					
	その他行政費	人口				○	

2 投資的経費

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
	議会総務費	人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
民 生 費	社会福祉費	人口				○	
	老人福祉費	65歳以上人口		○	○	○	{段階補正係数＋（密度補正係数－１）}×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）
	児童福祉費	15歳未満人口		○	○	○	{段階補正係数＋（密度補正係数－１）}×態容補正係数
	衛生費	人口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）
清掃費	収集作業費	人口		○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－１）＋（態容補正Ⅱ係数－１）
	処理処分費	人口					
経 営 費	生活経済費	人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
土 木 費	建築公害費	人口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－１）
	都市整備費	人口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－１）
	道路橋りょう費	道路面積	○		○	○	密度補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－１）＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）
	公園費	人口				○	態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）
教 育 費	小学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）＋（態容補正Ⅳ係数－１）
	中学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		園児数					○
		人口		○			○

第4章 行政費目ごとの固定費一覧

1 経常的経費

経費の種類 (測定単位)	事業区分	固定費 (A)	総経費 (B)	固定費割合 (A/B)
議会総務費 (人口)	議会運営費、区議会事務局運営費の一部(事業費の一部及び給与費11.29人分)、一般管理事務費の一部(事業費の一部、給与費145.68人分)、総合教育会議、企画調査費、行政評価事務費、財政管理費、電子計算事務費の一部、施設予約システム経費の一部、総合行政ネットワーク(LGWAN)運営経費、情報セキュリティクラウド運用経費の一部、自治体中間サーバ・プラットフォーム運用経費の一部、都区市町村電子自治体運営経費の一部、人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国市長会負担金の一部、全国市議会議長会負担金の一部、法務管理費の一部、指定管理者選定等経費の一部、広報広聴費の一部、情報公開・個人情報保護事業費の一部、災害対策費の一部(防災対策、災害応急対策、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の一部、総合防災訓練の一部、水害対策経費、震災予防対策(防災普及広報等経費)の一部、震災予防対策(起震車運行等経費)の一部、帰宅困難者対策用食料等の備蓄の一部、防災行政無線システム維持管理費の一部、水位雨量観測システム維持管理費の一部、被災者生活再建支援システム運用経費の一部)、国民保護法関連事業経費、安全安心まちづくり推進事業費の一部、特別職職員費、非常勤職員公務災害補償費、職員共済組合給与費負担金の一部、職員共済組合業務経理負担金の一部、職員選考試験費の一部、職員昇任選考費、職員健康管理費の一部、職員被服貸与費の一部、職員互助組合等交付金の一部、職員研修費の一部、財産管理費、車両維持管理費の一部、庁舎維持管理費の一部、区立施設定期点検調査費の一部、自治体総合賠償責任保険費の一部、区民関係等事務費の一部、住民基本台帳整備費の一部、住民基本台帳ネットワークシステム運営費の一部、出張所管理運営費の一部、地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費、地域総合防災センター管理運営費、区民センター管理運営費、地域センター管理運営費の一部、男女共同センター管理運営費、外国人生活支援等事業費、平和普及活動事業費、男女共同参画事業費、人権啓発事業費、会計管理費、新地方公会計制度運用経費、賦課徴収費の一部(事業費の一部及び給与費の31.44人分)、公金取扱手数料の一部、選挙管理委員会費の一部(事業費及び給与費4.64人分)、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙執行費の一部、区長及び区議会議員選挙公営費の一部、監査委員費の一部(事業費の一部及び給与費4.47人分)、退職手当費の一部(30人分)、再任用(短時間)職員経費の一部(再任用64.37人分)	円	円	
		4,439,686,137	9,021,933,511	0.492
民生費	社会福祉費 (人口)	社会福祉総務費の一部(事業費及び給与費4.40人分)、地域福祉計画作成、婦人相談員設置費、地域社会福祉協議会育成費、宿泊所等管理運営費、知的障害者福祉事業管理費の一部、障害者自立支援協議会運営費、共同生活援助等事業費の一部、身体障害者福祉事業管理費の一部、障害者就労支援事業費、障害認定審査会の一部、障害福祉計画作成、地域活動支援センター運営費の一部、国民年金事務費の一部(事業費の一部、給与費3.40人分)		
		348,545,148	4,915,473,929	0.071

経費の種類 (測定単位)	事業区分	固定費 (A)	総経費 (B)	固定費割合 (A/B)
老人福祉費 (65歳以上人口)	老人福祉事業総務費の一部(事業費及び給与費17.89人分)、老人福祉施設管理運営費の一部(2所分)、老人福祉センター管理運営費の一部(0.125所分)、介護保険事業助成費の一部	円 228,694,545	円 4,393,231,626	0.052
生活保護費 (被保護者数)	給与費11.81人分	90,895,712	1,401,327,216	0.065
児童福祉費 (18歳未満人口)	児童福祉総務費の一部(事業費及び給与費34.35人分)、区立母子生活支援施設管理運営費、児童館管理運営費の一部(6所分)、子ども家庭支援センター運営費(先駆型)、子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費、地域型保育給付費の一部、地域子ども・子育て支援事業費の一部、認証保育所運営費等事業費の一部(A型2所分)、保育士等キャリアアップ補助事業費の一部、学校等情報配信システム運用経費(保育所)の一部	959,344,582	6,967,148,280	0.138
国民健康保険事業助成費 (被保険者数)	国民健康保険総務費の一部(事業費の一部及び給与費20.31人分)	159,956,056	1,393,224,426	0.115
後期高齢者医療制度事業助成費 (被保険者数)	後期高齢者医療制度事業総務費の一部(事業費の一部及び給与費5.95人分)	61,652,319	2,585,569,062	0.024
衛生費 (人口)	衛生総務費の一部(事業費の一部及び給与費47.25人分)、保健所管理運営費、リサイクルセンター管理運営費、健康増進計画・食育推進計画策定費、休日・準夜等診療事業費の一部(委託料のうち休日診療事業委託費6単位、準夜診療事業委託費2単位、休日歯科診療事業委託費を除く)、自殺防止対策事業費、予防接種費の一部、後天性免疫不全症候群対策費の一部(キャンペーン委託費)、風しん抗体検査事業費の一部、結核健康診断等事業費の一部、保健栄養費、健康づくりフォローアップ指導事業費、公害保健対策費、食品衛生費の一部(事業費の85.1%分)、医薬費(医療監視・献血対策等)、医薬費(薬事監視等)の一部、医薬費(衛生試験所登録等)、環境施策推進費の一部(環境計画推進費等)、鳥獣被害対策事業費の一部	616,565,128	3,339,620,561	0.185
清掃費 (人口)	総務管理費の一部(事業費の一部及び給与費6.67人分)、普及啓発費の一部	57,866,162	158,138,861	0.366
収集作業費 (人口)	管理運営費の一部(事業費の一部及び給与費21.92人分)、作業運営費の一部、資源回収事業費の一部、集団回収事業費の一部	282,706,572	1,864,948,554	0.152
収集車両費 (人口)	車両維持運営費の一部(事業費の一部及び給与費3.00人分)、車両雇上費の一部、車両購入費の一部	77,714,204	514,154,699	0.151
処分処分費 (人口)	最終処分委託料の一部	69,304,347	878,756,833	0.079
経済労働費 (人口)	消費者対策事業諸費の一部(事業費の一部及び給与費2.80人分)、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費の一部、労働総務費の一部(事業費の一部及び給与費0.50人分)	87,753,921	157,701,931	0.556
産業経済費 (事業所数)	商工振興費の一部(給与費9.00人分)、商工振興センター管理運営費、観光振興費	145,917,946	699,622,112	0.209

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 (A)	総経費 (B)	固定費割合 (A/B)
土木費	建築公害費 (人口)	土木総務費の一部(事業費の一部及び給与費36.44人分)、日本建築行政会議負担金、建築紛争予防調整事務費、建築審査会運営費の一部、放置自転車等対策事業費の一部、住宅対策費の一部、区営住宅維持管理費の一部、耐震診断支援等事業費の一部、空き家対策事業費の一部	円 314,153,601	円 906,247,802	0.347
	都市整備費 (人口)	都市整備総務費の一部(事業費及び給与費5.68人分)、都市計画事務費の一部、都市計画審議会運営費、都市景観づくり事業費の一部、地籍調査事業費	84,979,333	376,000,139	0.226
	道路橋りょう費 (道路面積)	道路橋りょう総務費の一部(事業費の一部及び給与費6.07人分)、道路維持補修費の一部、公衆便所維持管理費、交通災害対策費の一部、道路清掃費の一部、街路灯維持補修費の一部	255,766,679	301,605,188	0.848
	公園費 (公園面積)	公園維持管理費の一部(事業費の一部及び給与費14.56人分)、公衆便所維持管理費の一部	197,866,738	477,623,068	0.414
教育費	中学校費 (生徒数)	部活動大会参加費等助成経費の一部	112,000	308,721,872	0.000
	その他の教育費 (児童生徒数)	教育委員会運営費、事務局運営費の一部(給与費30.95人分)、教育相談事業費の一部、就学支援委員会活動費の一部、校外施設管理費、科学教育センター運営費、音楽鑑賞教室、教育研究所管理運営費、教職員健康管理費の一部、幼稚園教職員人事事務、特別区人事・厚生事務組合分担金、教育課程及び教科書採択事務、特別支援教育経費、日本語適応指導事業費の一部、校庭芝生管理費、いじめ問題対策委員会等経費	413,421,577	936,016,995	0.442
	その他の教育費 (人口)	社会教育総務費の一部(事業費及び給与費12.77人分)、社会教育指導員活動費、放課後子ども教室推進事業費の一部、スポーツ推進委員活動費の一部、スポーツ推進計画策定経費、図書館管理運営費(中央館分)、社会教育施設管理費の一部(社会教育会館管理運営費、郷土資料館管理運営費の一部)、社会体育施設管理費の一部(体育館管理運営費(プール無館)、各種運動施設管理運営費の一部)、都民体育大会選手派遣費、学校等情報配信システム運用経費の一部	604,557,762	2,254,876,567	0.268

※ 中学校費(生徒数)の固定費割合は0.000以下

2 投資的経費

経費の種類 (測定単位)	事業区分	固定費 (A)	総経費 (B)	固定費割合 (A/B)
議会総務費 (人 口)	地域交流施設の改築及び大規模改修経費	円 831,953,160	円 831,953,160	1.000
民生費 老人福祉費 (65歳以上人口)	高齢者福祉施設の改築及び大規模改修経費の一部 (2,281㎡分)	56,463,124	451,754,500	0.125
民生費 児童福祉費 (15歳未満人口)	児童福祉施設の改築及び大規模改修経費の一部 (4,328㎡分)	114,324,935	937,025,978	0.122
衛生費 衛生費 (人 口)	保健衛生施設の改築及び大規模改修経費の一部 (3,550㎡分)	100,060,300	200,120,600	0.500
清掃費 収集作業費 (人 口)	清掃事務所及び清掃事業所の改築及び大規模改修経費の一部 (1,800㎡分)	50,734,800	114,544,000	0.443
経済労働費 生活経済費 (人 口)	消費者及び商工振興施設の改築及び大規模改修経費	90,195,200	90,195,200	1.000
土木費 建築公害費 (人 口)	区営住宅の改築及び大規模改修経費の一部 (97戸分)	106,249,543	442,706,440	0.240
土木費 都市整備費 (人 口)	まちづくり事業費の一部 (調査・計画作成費分)	56,278,106	71,731,000	0.785
教育費 その他の教育費 (児童生徒数)	校外施設の改築及び大規模改修経費	169,116,000	169,116,000	1.000
教育費 その他の教育費 (人 口)	生涯学習関連施設の改築及び大規模改修経費の一部 (12,625㎡分)、各種運動施設の改築及び大規模改修経費の一部 (運動場の一部 (9,700㎡分)、屋外プール)	415,393,790	1,076,538,480	0.386

第5章 行政費目ごとの補正係数説明

第1節 経常的経費

第1項 議会総務費

第1 議会総務費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区の戸籍人口比率に対する当該区の戸籍人口比率の割合により住民基本台帳整備費の割増又は割減の補正をするものである。

総務管理業務は、企画・電算・総務・区民・戸籍等の業務を含むが、戸籍業務の所要職員数は戸籍人口比率に応じて異なること、また、戸籍業務担当の職員数に対する戸籍人口比率の変動の影響する割合（影響度）が3/10であることから下記の算式により補正係数を求める。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区戸籍人口}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right) \times \frac{\text{戸籍人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区議会総務費}}$$
$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{371,700\text{人}}{350,000\text{人}}} - 1 \right) \times \frac{204,236,757\text{円}}{9,021,933,511\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.021 + 0.977$$

$\left(\frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度4月1日現在における当該特別区の戸籍記載人口

(3) 積算内訳

$$\begin{aligned} \text{戸籍人口により影響を受ける経費} &= \text{戸籍関係人件費の比例分} \times \text{影響率} + \text{戸籍関係事業費} \\ &= 584,241,618\text{円} \times 0.30 + 28,964,272\text{円} = 204,236,757\text{円} \end{aligned}$$

2 態容補正（I）

(1) 目的

昼間人口比率により、災害対策費の一部を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{標準区災害対策費のうちBに掲げる事業費}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + (A - 1) \times \frac{86,418,317\text{円}}{350,000\text{人} \times 25,777\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.010$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.00未満	1.0	5.00以上 8.00未満	3.5
1.00以上 1.25未満	1.5	8.00以上 12.00未満	4.0
1.25以上 1.75未満	2.0	12.00以上 15.00未満	4.5
1.75以上 3.00未満	2.5	15.00以上	5.0
3.00以上 5.00未満	3.0		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	補正係数	昼間人口比率	補正係数
1.00未満	1.000	5.00以上 8.00未満	1.025
1.00以上 1.25未満	1.005	8.00以上 12.00未満	1.030
1.25以上 1.75未満	1.010	12.00以上 15.00未満	1.035
1.75以上 3.00未満	1.015	15.00以上	1.040
3.00以上 5.00未満	1.020		

B：総合防災訓練の一部・災害用食料の備蓄（避難所用）・生活必需品の備蓄・
災害用医薬品及び医療資器材等の備蓄

（注） 昼間人口比率とは、平成27年国勢調査の結果による昼間人口（常住人口に当該特別区の区域内で就業又は就学する15歳以上の者の数を加えた数から当該特別区の区域外で就業又は就学する15歳以上の者の数を控除した人口をいう。）を常住人口で除して得た率をいう。

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

退職手当について、各区の退職対象者の状況に応じて補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (B - 1) \times \frac{A \times \frac{\text{標準区退職手当費の比例費}}{\text{標準区人口}} + \text{標準区退職手当費の固定費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \frac{A \times \frac{1,140,961,200\text{円}}{350,000\text{人}} + 551,464,580\text{円}}{A \times 25,777\text{円}}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \left[0.126 + \frac{21,394}{A} \right]$$

$\left(\frac{21,394}{A} \right)$ 又はBに小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A : 測定単位の数値（当該区の人口）

B : 次の算式により求められる数

$$B = \frac{\frac{b}{a}}{\frac{\sum b}{\sum a}} = \frac{b}{a} \times \frac{\sum a}{\sum b}$$

a : 当該年度の前年度の4月1日現在における各区の全職員数

b : 当該年度の前年度の4月1日現在における年齢が48歳～58歳までの各区の職員数

$\sum a$: 当該年度の前年度の4月1日現在における各区の全職員数を合算した数

$\sum b$: 当該年度の前年度の4月1日現在における年齢が48歳～58歳までの各区の職員数を合算した数

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

人口区分に応じた議員定数により、議会運営に係る経費の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B - \text{標準区議会運営費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B - 561,771,028\text{円}}{A \times 25,777\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：人口区分に対応する次の表に定める議会運営費

人口区分		議員定数	議会運営費
以上	以下		
50,000	99,999	25	359,438,690 円
100,000	199,999	31	440,371,625
200,000	299,999	34	480,838,093
300,000	499,999	40	561,771,028
500,000	899,999	47	656,192,786
900,000		50	696,659,254

第2項 民生費

第1 社会福祉費（人口）

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目的

心身障害者福祉手当支給件数及び難病手当支給件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{\text{標準区心身障害者福祉手当支給件数} + \text{標準区難病手当支給件数}}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区心身障害者福祉手当支給費}}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(36,708\text{件} + 21,564\text{件})}{350,000\text{人}}} \times 1.004 - 1 \right] \times \frac{906,928,180\text{円}}{4,915,473,929\text{円}}$$

$$= \frac{B+C}{A} \times 1.113 + 0.815$$

($\frac{B+C}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A:測定単位の数値(当該区の人口)

B:当該区の前前年度における心身障害者福祉手当の支給件数

C:当該区の前前年度における難病手当の支給件数

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区生活保護受給者のレセプト件数}}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区自立支援医療費（更生医療）} \times a}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400\text{件}}{350,000\text{人}}} \times 1.129 - 1 \right] \times \frac{132,390,900\text{円} \times 0.550}{4,915,473,929\text{円}} = \frac{B}{A} \times 4.181 + 0.985$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数

a：更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数の比率 0.550

3 態容補正（I）

(1) 目的

福祉型児童発達支援センター（知的障害児）の管理運営経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{福祉型児童発達支援センター（知的障害児）1人あたり費用}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 3,396,191\text{円}}{A \times 14,044\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の4月1日現在の区立福祉型児童発達支援センター（知的障害児）の通所定員数

(3) 算出内訳

福祉型児童発達支援センター（知的障害児）

区分	節名	金額	
基 準 的 的	管 理 費	報 酬	1,930,560 円
		給 与 費	115,447,560
		職 員 手 当 等	5,176,500
		賃 金	2,969,040
		報 償 費	45,780
		旅 費	117,665
		需 用 費	7,472,420
		役 務 費	399,360
		委 託 料	1,218,170
		使用料及び賃借料	1,559,760
		工 事 請 負 費	1,266,660
		原 材 料 費	56,940
		備 品 購 入 費	244,170
		負担金補助及び交付金	20,000
		公 課 費	70,000
		計	137,994,585
経 費	児 童 保 護 費	旅 費	73,730
		需 用 費	6,176,550
		役 務 費	76,600
		委 託 料	54,820
		使用料及び賃借料	223,610
		備 品 購 入 費	404,040
		負担金補助及び交付金	3,000
計	7,012,350		
合 計		145,006,935	
特定財源	都 支 出 金	43,121,200	
差 引	一 般 財 源	101,885,735	
通 所 定 員		30 人	
通 所 定 員 1 人 当 た り 経 費		3,396,191	

4 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

福祉サービス安定化事業に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 14,044\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における福祉サービス安定化事業に係る経費として知事が算定した額

第2 老人福祉費（65歳以上人口）

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{3,919,190,724\text{円}}{4,393,231,626\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.862 + 0.108$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

老人福祉施設入所措置者数の多少により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置者数}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{141人}{63,000人}} - 1 \right] \times \frac{245,346,357円}{4,393,231,626円} = \frac{B}{A} \times 24.953 + 0.944$$

$\frac{B}{A}$ （—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該区の4月1日現在における老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第11条第1項第1号の規定による老人福祉施設入所措置者数

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 69,734円}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費として知事が算定した額

4 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び軽費老人ホームの運営に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 69,734円}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における区立高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び区立軽費老人ホーム（A型、B型及びケアハウス）の運営に係る経費として知事が算定した額

第3 生活保護費（被保護者数）

1 密度補正

(1) 目的

各種扶助件数の多少により、生活保護費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{生活扶助費} \\ \text{うち比例費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{住宅扶助費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} + \left[\frac{\frac{D}{A}}{\frac{d}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{教育扶助費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} \\
 & + \left[\frac{\frac{E}{A}}{\frac{e}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち医療} \\ \text{扶助(入院)費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} + \left[\frac{\frac{F}{A}}{\frac{f}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち医療} \\ \text{扶助(入院外)費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} + \left[\frac{\frac{G}{A}}{\frac{g}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{介護扶助費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} \\
 & + \left[\frac{\frac{H}{A}}{\frac{h}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち法} \S \\ \text{73ケース扶助費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} \\
 & = 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{527,081,252}{1,401,327,216} + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{1,500}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{260,431,226}{1,401,327,216} + \left[\frac{\frac{D}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \\
 & \times \frac{7,856,512}{1,401,327,216} + \left[\frac{\frac{E}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{255,202,042}{1,401,327,216} + \left[\frac{\frac{F}{A}}{\frac{2,600}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{210,049,017}{1,401,327,216} \\
 & + \left[\frac{\frac{G}{A}}{\frac{300}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{29,030,894}{1,401,327,216} + \left[\frac{\frac{H}{A}}{\frac{750}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{20,780,561}{1,401,327,216} \\
 & = \frac{B \times 1.330 + C \times 0.942 + D \times 0.284 + E \times 9.227 + F \times 0.438 + G \times 0.525 + H \times 0.150}{A} + 0.065
 \end{aligned}$$

(B × 1.330、C × 0.942、…………… H × 0.150 は、小数点以下四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値（当該区の被保護者数）	a : 標準区被保護者数
B : Aのうち、生活扶助件数	b : aのうち、生活扶助件数
C : " 住宅扶助件数	c : " 住宅扶助件数
D : " 教育扶助件数	d : " 教育扶助件数
E : " 医療扶助（入院）件数	e : " 医療扶助（入院）件数
F : " 医療扶助（入院外）件数	f : " 医療扶助（入院外）件数
G : " 介護扶助件数	g : " 介護扶助件数
H : " 法 § 73ケース扶助件数	h : " 法 § 73ケース扶助件数

(3) 算出内訳

区 分	所 要 経 費 (A)	特 定 財 源 (B)	差 引 一 般 財 源 (A) - (B)
生活扶助	給与費 (19.52人) 150,235,759	円	円
	その他 1,649,574,205	1,181,833,000	617,976,964
	計 1,799,809,964		
うち比例費	給与費 (7.71人) 59,340,047		
	その他 1,649,574,205	1,181,833,000	527,081,252
	計 1,708,914,252		
住宅扶助	給与費 (5.37人) 41,330,226		
	その他 876,402,000	657,301,000	260,431,226
	計 917,732,226		
教育扶助	給与費 (0.54人) 4,156,112		
	その他 14,801,400	11,101,000	7,856,512
	計 18,957,512		
医療扶助 (入院)	給与費 (0.54人) 4,156,112		
	その他 1,004,180,930	753,135,000	255,202,042
	計 1,008,337,042		
医療扶助 (入院外)	給与費 (9.32人) 71,731,417		
	その他 553,269,600	414,952,000	210,049,017
	計 625,001,017		
介護扶助	給与費 (1.06人) 8,158,294		
	その他 83,487,600	62,615,000	29,030,894
	計 91,645,894		
法第73条の規 定による扶助	給与費 (2.70人) 20,780,561		
	その他 0	0	20,780,561
	計 20,780,561		
計	給与費 (39.05人) 300,548,481		(α)
	その他 4,181,715,735	3,080,937,000	1,401,327,216
	計 4,482,264,216		

2 態容補正

(1) 目 的

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第73条の規定による被保護者数（都負担ケース）の当該特別区人口に占める割合の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B \times C}{A} \right)$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保護者数）

B：Aのうち、生活保護法第73条の規定により都がその費用の一部を負担した被保護者の数

C：Bを当該年度の4月1日現在における人口で除して得た数

（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に対応する下表に定める率

人口1人当たり法第73条 ケース被保護者数	率
0.005人未満	0.000
0.005人以上	0.075

第4 児童福祉費（18歳未満人口、区立保育所入所児童数、私立保育所入所児童数）

「18歳未満人口」を測定単位とするもの

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{48,600 \text{人}}{47,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,557,359,411 \text{円}}{6,967,148,280 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.633 + 0.346$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

児童育成手当支給件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童育成手当支給件数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童育成手当支給に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{38,400\text{件}}{47,000\text{人}}} \times 1.019 - 1 \right] \times \frac{535,644,895\text{円}}{6,967,148,280\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.096 + 0.923$$

$\frac{B}{A}$ (—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の平成28年度及び平成29年度における児童育成手当の1年当たり平均支給件数（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

3 密度補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童扶養手当受給世帯数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童扶養手当給付事業に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,037\text{世帯}}{47,000\text{人}}} \times 1.016 - 1 \right] \times \frac{812,380,759\text{円}}{6,967,148,280\text{円}} = \frac{B}{A} \times 2.733 + 0.883$$

$\frac{B}{A}$ (—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の平成28年度及び平成29年度各年度の3月31日現在の児童扶養手当受給世帯数の平均値（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

4 密度補正 (IV)

(1) 目的

ひとり親家庭医療費助成件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口 (日本人人口)}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区ひとり親家庭医療費助成に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400 \text{世帯}}{47,000 \text{人}}} \times 1.000 - 1 \right] \times \frac{102,418,633 \text{円}}{6,967,148,280 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.494 + 0.985$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の4月1日現在の児童扶養手当受給世帯数（生活保護受給世帯及び中国残留邦人等生活支援給付受給世帯を除く。）

5 態容補正 (I)

(1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費（2・3号認定分）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$= 1 + \frac{B \times \left[\begin{array}{l} \text{2号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{l} \text{2号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + D \times \left[\begin{array}{l} \text{3号認定の} \\ \text{1・2歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + E \times \left[\begin{array}{l} \text{3号認定の} \\ \text{零歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right]}{A \times \text{単 位 費 用}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 971,700 \text{円} + C \times 1,279,710 \text{円} + D \times 2,321,110 \text{円} + E \times 4,158,300 \text{円}}{A \times 148,237 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数

D：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数

E：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園管理運営費（1園あたり経費）

区分	節名	金額
基準的 経費	区立認定こども園報酬	23,251,920円
	管理運営費給与費	138,537,072
	職員手当等	4,935,658
	賃金	5,746,750
	報償費	139,390
	旅費	90,395
	需用費	15,371,520
	役務費	679,350
	委託料	32,229,910
	使用料及び賃借料	825,610
	工事請負費	709,610
	備品購入費	492,930
	負担金補助及び交付金	35,400
	計	223,045,515
特定財源	都支出金	367,040
	諸収入	19,200
	計	386,240
差引一般財源（1園あたり経費）		222,659,275
数	値（1園あたり定員）	120人
数	値（1園あたり定員補正後）	223人
1人あたり経費		998,472

1人あたり経費（認定区分、歳児別）

認定区分	歳児別	補正率	1人あたり経費（円）		
			経費	利用者負担額	差引一般財源
2号認定	4歳以上児	1.321	1,318,980	347,280	971,700
	3歳児	1.682	1,679,430	399,720	1,279,710
3号認定	1・2歳児	2.867	2,862,620	541,510	2,321,110
	零歳児	4.707	4,699,810	541,510	4,158,300

6 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

私立認定こども園の施設型給付費等に係る経費（2・3号認定分）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & B \times \left[\begin{array}{l} 2号認定の \\ 4歳以上児に \\ 係る1人あたり \\ 加算経費 \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{l} 2号認定の \\ 3歳児に \\ 係る1人あたり \\ 加算経費 \end{array} \right] + D \times \left[\begin{array}{l} 3号認定の \\ 1・2歳児に \\ 係る1人あたり \\ 加算経費 \end{array} \right] + E \times \left[\begin{array}{l} 3号認定の \\ 零歳児に \\ 係る1人あたり \\ 加算経費 \end{array} \right] \\
 & + F \times \left[\begin{array}{l} 2・3号認定の \\ 児童に係る \\ 1人あたり \\ 加算経費 \end{array} \right] \\
 & = 1 + \frac{A \times \text{単 位 費 用}}{A \times 148,237\text{円}} \\
 & B \times 99,960\text{円} + C \times 137,840\text{円} + D \times 254,700\text{円} + E \times 499,900\text{円} \\
 & + F \times 468,820\text{円}
 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）
- B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数
- C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数
- D：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数
- E：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数
- F：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2・3号認定を受けた児童の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費等（1園当たり経費(2・3号認定分)）

区	分	対象者数		公定価格/区加算額			利用者負担額		国庫支出金	都支出金	差引一般財源	
		定員	延人員	単価	加算率	金額	単価	金額	(3歳以上1/2、3歳未満 52.875/100)	(3歳以上1/4、3歳未満 23.5625/100)		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
		人	人	円	%、円	円	円	円	(E-G) × 1/2 または 52.875/100	(E-G) × 1/4 または 23.5625/100	E-G-H-I	
		円										
基 国 本 分 制 度 的 経 費	基 準 時 間	4歳以上児	29	348	54,720		19,042,560	28,940	10,071,120			
		3歳児	16	192	62,370		11,975,040	33,310	6,395,520			
		1・2歳児	23	276	119,230		32,907,480	45,126	12,454,776			
		零歳児	6	72	195,770		14,095,440	45,126	3,249,072			
	短 時 間	4歳以上児	3	36	48,290		1,738,440	28,940	1,041,840			
		3歳児	2	24	55,940		1,342,560	33,310	799,440			
		1・2歳児	1	12	112,800		1,353,600	45,126	541,512			
	処 遇 改 善 等 加 算 I	4歳以上児	29	348	470	13	2,126,280					
		3歳児	16	192	540	13	1,347,840					
		1・2歳児	23	276	1,080	13	3,875,040					
		零歳児	6	72	1,840	13	1,722,240					
	短 時 間	4歳以上児	3	36	410	13	191,880					
		3歳児	2	24	480	13	149,760					
		1・2歳児	1	12	1,020	13	159,120					
	加 算 1	三歳児配置改善加算	18	216	7,650	910	1,848,960					
	加 算 2	処 遇 改 善 等 加 算 II	①(6人)	80	960	1,860		1,785,600				
			②(3人)	80	960	110		105,600				
		冷 暖 房 費 加 算			105,600		105,600					
		施 設 機 能 強 化 推 進 費 加 算			26,000		26,000					
	小		計				95,899,040		34,553,280	31,761,000	14,793,000	14,791,760
区 加 算 分	職 員 処 遇 等 加 算	80	960	12,650		12,144,000					12,144,000	
	施 設 維 持 管 理 ・ 健 康 管 理 等 加 算	80	960	3,454		3,315,840					3,315,840	
	児 童 処 遇 等 加 算	80	960	2,610		2,505,600					2,505,600	
	特 例 保 育 加 算 (零歳児、障害児、11時間保育)	80	960	20,354		19,539,840					19,539,840	
	小	計				37,505,280					37,505,280	
合		計				133,404,320		34,553,280	31,761,000	14,793,000	52,297,040	

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認 定 区 分	歳 児 別	1人当たり経費（円）			
		公 定 価 格 / 区 加 算 額	利 用 者 負 担 額	国 庫 支 出 金 都 支 出 金	差 引 一 般 財 源
2 号 認 定	4歳以上児	747,140	347,280	299,900	99,960
	3歳児	951,080	399,720	413,520	137,840
3 号 認 定	1・2歳児	1,620,930	541,510	824,720	254,700
	零歳児	2,661,570	541,510	1,620,160	499,900
2・3号認定	全年齢（区加算）	468,820	-	-	468,820

「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正 (I)

(1) 目的

区立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の区立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の区立保育所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[\frac{\text{3歳未満児}}{\text{1人あたり経費}} \right] - \left[\frac{\text{3歳以上児}}{\text{1人あたり経費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{1,156人}{3,400人} \right) \times \frac{2,006,718円 - 904,198円}{1,279,054円} = \frac{B}{A} \times 0.862 + 0.707$$

$\frac{B}{A}$
 (—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：Aのうち3歳未満の者の数（ただし、障害児は3歳未満とみなす。）

2 密度補正 (II)

(1) 目的

保育所1所当たりの固定的経費を算定するための補正を行うものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\text{保育所1所当たり固定的経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{34所}{3,400人} \right) \times \frac{@7,696,504円 \times 2.737人}{1,279,054円} = \frac{B}{A} \times 16.469 + 0.835$$

$\frac{B}{A}$
 (—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：当該年度の4月1日現在における区立保育所（区立認定こども園を除く。）数

3 態容補正

(1) 目的

零歳児保育に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times (\text{零歳児保育特別対策事業に係る1施設当たりの加算経費})}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 9,556,353円}{A \times 1,279,054円}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：当該年度の4月1日現在において零歳児保育事業を実施している区立保育所（区立認定こども園を除く。）数

(3) 算出内訳

区立保育所零歳児保育事業加算分

区	分	節名	経費	説明
基 準 的 経 費	区立保育所管理運営費 (零歳児保育事業加算分)	報酬	517,200	嘱託医手当加算 @43,100円 × 1人 × 12月 = 517,200円
		給与費	5,387,553	保健師の増配置 @7,696,504円 × 0.5人 = 3,848,252円 調理員の増配置 @7,696,504円 × 0.2人 = 1,539,301円
		賃金	3,651,600	保健師 @3,300,000円 × 0.5人 = 1,650,000円 調理員 @2,502,000円 × 0.8人 = 2,001,600円
		計	9,556,353	
		一般財源		9,556,353

「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

私立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の私立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の私立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区私立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区私立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[\frac{\text{3歳未満児}}{\text{1人あたり経費}} \right] - \left[\frac{\text{3歳以上児}}{\text{1人あたり経費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{374人}{1,100人} \right) \times \frac{772,416円 - 590,986円}{652,680円} = \frac{B}{A} \times 0.278 + 0.905$$

（ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の私立保育所（私立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：Aのうち3歳未満の者の数（ただし、障害児は3歳未満とみなす。）

第5 国民健康保険事業助成費（被保険者数）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

保険料軽減被保険者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right) \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$
$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{92,555\text{人}}{113,780\text{人}}} - 1 \right) \times \frac{484,528,640\text{円}}{1,393,224,426\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.4275 + 0.6522$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3第1項の規定に基づく、前々年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた一般被保険者の数

a：標準区における医療分、後期高齢者支援金分、介護分の軽減対象者数（合計数） 92,555人

2 態容補正（Ⅱ） ※平成35年度までの時限算定

(1) 目的

国民健康保険制度改革に伴い、平成29年度当初算定額を基準として、影響を調整するための補正を行うものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B}{A \times 12,245}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：当該年度における平成29年度当初算定額からの激変緩和措置額として知事が算定した額

3 態容補正（Ⅲ） ※平成35年度までの時限算定

(1) 目的

東京都国民健康保険事業費納付金において行われる激変緩和措置の影響を調整するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times \text{単位費用}} = 1 - \frac{B}{A \times 12,245}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：東京都国民健康保険事業費納付金において行われた激変緩和措置の影響を調整する額として知事が算定した額

第6 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

低所得者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right) \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（低所得者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{24,502\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right) \times \frac{120,215,440\text{円}}{2,585,569,062\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0645 + 0.9535$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第99条第1項に基づく、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（低所得者分）： 24,502 人

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right) \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（旧被用者保険の被扶養者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{174\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right) \times \frac{711,120\text{円}}{2,585,569,062\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0537 + 0.9997$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：法第99条第2項に基づく、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（旧被用者保険の被扶養者分）： 174 人

第3項 衛生費

第1 衛生費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

食品衛生監視施設数及び環境監視施設数の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区施設数}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区衛生総務費給与費} \times \text{変動費比率}}{\text{標準区衛生費}}$$
$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{18,025\text{所}}{350,000\text{人}}} - 1 \right) \times \frac{995,696,722\text{円} \times 0.161}{3,339,620,561\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.932 + 0.952$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度の3月31日現在における食品衛生監視施設の数に、環境監視施設の数に3.838を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加算した数

2 態容補正

(1) 目的

公害健康被害補償法(昭和48年法律第111号)の適用を受ける特別区の公害健康被害補償事業に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区患者数}} + \text{固定費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times \frac{63,025,126\text{円}}{1,470\text{人}} + 8,376,510\text{円}}{A \times 9,542\text{円}}$$
$$= 1 + \frac{B \times 42,874 + 8,376,510}{A \times 9,542}$$

算式の符号

A：公害健康被害補償法第2条の規定により地域指定を受けた特別区における測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の前々年度の3月31日現在における当該区の被認定患者数

比例費：公害健康被害補償事業費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：公害健康被害補償事業費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 公害健康被害補償事業費の積算内訳

公害健康被害補償給付支給事務費

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	給 与 費	44,639,723円		44,639,723円
	報 酬	5,472,860円	1,713,010円	3,759,850円
	職 員 手 当 等	949,970円	297,340円	652,630円
	賃 金	116,760円	36,550円	80,210円
	報 償 費	2,710,370円	848,350円	1,862,020円
	旅 費	37,370円	11,700円	25,670円
	需 用 費	790,770円	247,510円	543,260円
	役 務 費	6,557,260円	2,052,420円	4,504,840円
	委 託 料	33,783,680円	10,574,290円	23,209,390円
	使用料及び賃借料	1,897,850円	594,030円	1,303,820円
	負担金補助及び交付金	51,977円	16,270円	35,707円
	扶 助 費	103,954円	32,540円	71,414円
合 計		97,112,544円	16,424,010円	80,688,534円
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	26,236,000円	8,211,870円	18,024,130円
差 引 一 般 財 源		70,876,544円	8,212,140円	62,664,404円

公害保健福祉事業費

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	報 酬	607,080円	190,020円	417,060円
	職 員 手 当 等	381,710円	119,480円	262,230円
	報 償 費	69,800円	21,850円	47,950円
	旅 費	9,090円	2,850円	6,240円
	需 用 費	21,400円	6,700円	14,700円
	役 務 費	129,860円	40,650円	89,210円
	委 託 料	121,690円	38,090円	83,600円
	使用料及び賃借料	6,430円	2,010円	4,420円
	負担金補助及び交付金	753,032円	235,700円	517,332円
合 計		2,100,092円	657,350円	1,442,742円
特 定 財 源	分 担 金 及 び 負 担 金	1,575,000円	492,980円	1,082,020円
差 引 一 般 財 源		525,092円	164,370円	360,722円

差引一般財源合計		71,401,636円	8,376,510円	63,025,126円
----------	--	-------------	------------	-------------

第4項 清掃費

第1 収集作業費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集作業経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right) \times \frac{\text{平成28年度の標準区の事業系ごみ量相当量}}{\text{平成28年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000\text{箇所}}{350,000\text{人}}} - 1 \right) \times \frac{5,295\text{ t}}{66,474\text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.323 + 0.920$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：平成28年4月1日現在における当該区の人口

B：平成28年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：平成28年度の標準区人口

D：平成28年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

平成28年度の標準区の事業系ごみ量相当量（5,295 t）は、平成28年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（211,799,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（40.0円/kg）で除して算出する。

2 態容補正（I）

(1) 目的

不燃ごみに係る中継作業経費について、不燃ごみの中継量等に応じて加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times C + D + E}{A \times 5,328\text{円（単位費用）}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：不燃ごみ中継施設の不燃ごみ搬入量（t）として知事が算定した量

C：不燃ごみ中継施設の運営及び運搬経費として知事が算定した額

D：不燃ごみ中継施設の施設維持経費として知事が算定した額

E：当該年度における不燃ごみ中継施設の用地賃借料として知事が算定した額

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

事業系ごみの廃棄物処理手数料について、事業所数に応じて割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 5,328 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：事業所数に応じた廃棄物処理手数料の補正額として知事が算定した額

第2 収集車両費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集車両経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right) \times \frac{\text{平成28年度の標準区の事業系ごみ量相当量}}{\text{平成28年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right) \times \frac{5,295 \text{ t}}{66,474 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.323 + 0.920$$

$\left(\frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：平成28年4月1日現在における当該区の人口

B：平成28年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：平成28年度の標準区人口

D：平成28年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

平成28年度の標準区の事業系ごみ量相当量（5,295 t）は、平成28年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（211,799,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（40.0円/kg）で除して算出する。

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

収集作業形態により、収集車両経費の割増補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{B}{A}$$

算式の符号

A：標準区の収集作業形態による必要車両台数 30台

B：当該区の収集作業形態による必要車両台数として知事が算定した台数

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

し尿の収集運搬経費について、加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,469 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度におけるし尿収集運搬実績経費として知事が算定した額

第3 処理処分費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

標準算定額と清掃一部事務組合に対する分担金との差額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 2,511 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃一部事務組合分担金との調整額として知事が算定した額

第5項 経済労働費

第1 生活経済費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

勤労福祉会館の管理運営費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 48,533,000\text{円}}{A \times 451\text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在における勤労福祉会館の数

第2 産業経済費（事業所数）

1 態容補正（I）

(1) 目的

農業委員会の運営経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 18,993,546\text{円}}{A \times 58,302\text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の実業所数）

B：当該年度の4月1日現在における農業委員会の数

(3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農業委員会運営費	報 酬	5,996,400円
		給 与 費	10,775,106円
		職 員 手 当 等	152,110円
		賃 金	583,800円
		旅 費	737,640円
		交 際 費	100,000円
		需 用 費	953,290円
		負担金補助及び交付金	70,200円
	計	19,368,546円	
特 定 財 源		都 支 出 金	375,000円
差 引 一 般 財 源			18,993,546円

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

農漁業振興に係る経費について、農漁業世帯数に応じて加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 174,652 \text{円 (1世帯当たりの経費)}}{A \times 58,302 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の事業所数）

B：農林業センサス（平成27年2月1日現在）による当該区の区域内の農業世帯の数と、漁業センサス（平成25年11月1日現在）による当該区の区域内の漁業世帯の数とを合算した数

(3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農漁業振興経費 〔病虫害防除、 品評会、 都市農家育成等〕	給 与 費	65,420,284円
		職 員 手 当 等	634,270円
		報 償 費	240,430円
		旅 費	109,585円
		需 用 費	1,830,130円
		役 務 費	326,970円
		委 託 料	8,154,580円
		負担金補助及び交付金 計	10,610,000円 87,326,249円
特 定 財 源			0円
差 引 一 般 財 源			87,326,249円
数 値			500世帯
1 世 帯 当 たり 経 費			174,652円

第6項 土木費

第1 建築公害費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

特別区が設置管理している自転車駐車場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 1,865 \text{円 (1m}^2\text{当たり経費)}}{A \times 2,589 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在において設置されている自転車駐車場の面積

積算内訳（1m²当たりの経費）

区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	区営駐車場 維持管理費	円	光熱水費 { 電気料 151,120円 水道料 14,530円 修繕料 19,910円 その他 91,410円
		需用費 276,970	
		役務費 81,370	
		委託料 3,412,600	
		使用料及び賃借料 652,520	
		工事請負費 85,630	
計 4,509,090			
特定財源	駐車場使用料	3,669,750	@8,155円 × 450m ² = 3,669,750円
差引一般財源		839,340円	
数値		450 m ²	
1 m ² 当たり経費		1,865円	

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

空港対策に要する経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 2,589 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における空港対策に要する経費として知事が算定した額

第2 都市整備費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

中心地区まちづくり調整業務等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,074 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における中心地区まちづくり調整業務に要する経費として、知事が算定した額

（参考）

措置基準 …… 対象事業は、都市再生緊急整備地域又は特定都市再生緊急整備地域であること、また、当該地域に策定された地域整備方針に基づく「都市再生特別地区」、「民間都市再生事業計画」、「都市再生緊急整備協議会」又は「国際競争拠点都市整備事業」のもとで進められる都市開発事業又は公共施設整備事業であること。

対象期間は、該当する事業の都市計画決定後、事業完了までとする。

対象経費は、行政等の各機関との連携・調整業務に係る経費として、会議体の委員やアドバイザーに対する報酬、共済費及び報償費、また、事業に関わる様々な主体の連携・調整を行う業務委託料とし、事業費から特定財源を差し引いた区の一般財源の2分の1を措置する。

第3 道路橋りょう費（道路面積）

1 種別補正

(1) 目的

道路幅員による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 補正係数算出表

区 分		8.5m以上 (平均14m)	6.5m～8.5m (平均7.5m)	4.5m～6.5m (平均5.5m)	4.5m未満 (平均3.5m)	橋りょう
		円	円	円	円	円
基 準 的 経 費	側溝維持補修費	18,103,520	33,360,320	45,227,420	70,760,670	—
	交通安全施設維持補修費	12,189,345	10,786,825	14,235,000	5,936,950	—
	その他	990,536,072	990,536,072	990,536,072	990,536,072	—
	計	1,020,828,937	1,034,683,217	1,049,998,492	1,067,233,692	12,108,000
費	給与費	377,128,696	377,128,696	377,128,696	377,128,696	7,696,504
	合計	1,397,957,633	1,411,811,913	1,427,127,188	1,444,362,388	19,804,504
特定財源		1,125,522,000	1,125,522,000	1,125,522,000	1,125,522,000	0
差引一般財源		272,435,633	286,289,913	301,605,188	318,840,388	19,804,504
数 値 (㎡)		2,322,000	2,322,000	2,322,000	2,322,000	17,500
単位当たり経費		117	123	130	137	1,132
補正係数		0.900	0.946	1.000	1.054	8.708

イ 橋りょう維持補修費の積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	橋りょう維持補修費 { 橋りょう面積 } 17,500㎡	給 与 費	7,696,504 円
		需 用 費	494,000
		委 託 料	3,509,000
		使用料及び賃借料	193,000
		工 事 請 負 費	7,581,000
		原 材 料 費	331,000
		(事 業 費 計)	(12,108,000)
一 般 財 源	—	19,804,504	

2 密度補正

(1) 目 的

道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積の割合の多少により、細街路拡幅事業費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

標準区の道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積比率を、0.20379 (473,204/2,322,000)とする。

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{0.20379} - 1 \right) \times \frac{108,451,104\text{円}}{301,605,188\text{円}}$$

$$= \frac{B}{A} \times 1.764 + 0.64$$

($\frac{B}{A}$ 及び $\frac{B}{A} \times 1.764$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の種別補正前の道路面積)

B : 当該年度の4月1日現在における幅員が4.5m未満の道路面積

3 態容補正

(1) 目 的

特別区が設置管理している排水場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 7,808,960\text{円} + C \times 9,735,640\text{円} + D \times 11,673,440\text{円})}{A \times 130\text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の種別補正後の道路面積)

B : 当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力 (m³/分) が100以上150未満の排水場の数

C : 当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力 (m³/分) が150以上300未満の排水場の数

D : 当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力 (m³/分) が300以上の排水場の数

積算内訳（1排水場当たり経費）

区 分			100～150m ³ /分	150～300m ³ /分	300m ³ /分以上
基 準 的 経 費	排 水 場 維持管理費	職 員 手 当 等	160,720 円	160,720 円	160,720 円
		旅 費	4,040	4,040	4,040
		需 用 費	304,730	521,660	1,088,080
		委 託 料	4,581,320	5,477,670	6,374,040
		使用料及び賃借料	16,110	16,110	16,110
		工 事 請 負 費	2,540,560	3,192,700	3,506,470
		原 材 料 費	100,740	181,370	261,990
		備 品 購 入 費	100,740	181,370	261,990
計			7,808,960	9,735,640	11,673,440
一 般 財 源			7,808,960	9,735,640	11,673,440

(参考) 措置基準

※ 排水場とは、雨水等を直接河川に放流する施設で、停電時にも稼働する機能を有するものをいう。

(下水道管へのポンプアップや雨水貯留施設は本排水場補正に含まれない。)

※ 小規模な排水施設は、標準算定の委託料で算定する。

第4 公園費（公園面積）

1 種別補正

(1) 目 的

公園を、河川敷に設置された公園、それ以外の公園（一般公園という。）、児童遊園に分け、経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

区 分	一 般 公 園	河川敷公園	児 童 遊 園
単位当たり経費	1,219 円	628 円	1,366 円
補 正 係 数	1.000	0.515	1.121

(3) 積算内訳

ア 一般公園

区 分	節 名	経 費 (円)	内 容 説 明
基 準 的 経 費	一 般 公 園	給 与 費	@7,696,504円 × 3.79人 = 29,169,750円
	維持管理費	事 業 費	
		計	
特 定 財 源		24,550,800 円	
差 引 一 般 財 源		365,561,970 円	
数 値		300,000 m ²	
単 位 当 た り 経 費		1,219 円	

イ 河川敷公園

区分	節名	経費(円)	内容説明
基準的経費	河川敷公園維持管理費	給与費 1,847,161	@7,696,504円 × 0.24人 = 1,847,161円
		職員手当等 611,310	時間外勤務手当 @2,870円 × 213時間 = 611,310円
		旅費 123,725	普通旅費 @505円 × 245回 = 123,725円
		需用費 1,531,000	電気料 670,000円 水道料 749,000円 消耗品費 94,000円 修繕料 18,000円
		役務費 9,504,840	
		委託料 17,658,000	
		使用料及び借賃料 93,000	貨物自動車借上料
		工事請負費 27,147,000	改良工事
		原材料費 353,000	砂利、セメント、木材等
		備品購入費 341,000	
	計 59,210,036		
特定財源	使用料及び手数料	6,451,200	公園使用料・占用料 @537,600円 × 12月 = 6,451,200円
差引一般財源			52,758,836円
数値			84,000㎡
単位費用			628円

ウ 児童遊園

区分	節名	経費(円)	内容説明	
基準的経費	児童遊園維持管理費	給与費 2,924,672	@7,696,504円 × 0.38人 = 2,924,672円	
		需用費 1,972,000	電気料 863,000円 水道料 966,000円 消耗品費 119,000円 修繕料 24,000円	
		役務費 8,671,790		
		委託料 13,300,000		
		工事請負費 10,780,000	金属柵、遊具等施設改修工事	
		原材料費 1,834,000	砂利、材木、金網等	
		備品購入費 1,484,000		
		計 40,966,462		
	差引一般財源			40,966,462円
	数値			30,000㎡
単位費用			1,366円	

第7項 教育費

第1 小学校費（児童数、学校数）

「児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

準要保護児童数の多少により要保護・準要保護児童就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left(\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{\text{標準区準要保護児童数}}{\text{標準区児童数}} \right) \times \frac{\text{準要保護児童1人当たり経費}}{\text{単位費用}} \\
 &= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{2,258\text{人}}{24,480\text{人}} \right) \times \frac{88,895\text{円}}{25,679\text{円}} \\
 &= \left(\frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 1.731 + 0.681 \\
 & \left(\frac{B}{A} \text{及び} \frac{D}{C} \text{に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。} \right)
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：平成29年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

B：Aのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：平成30年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

D：Cのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ）の児童数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{B \times \text{児童数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} \right. \\
 & \left. + \text{固定費（給与費）比率} - 1 \right\} \times \frac{\text{標準区小学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} \\
 & + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} \\
 &= 1 + \left\{ \left(\frac{B \times 0.287 + C \times 0.690}{A} + 0.023 \right) - 1 \right\} \times \frac{669,595,848\text{円}}{34\text{校} \times 95,852,962\text{円}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \\
 & \times \frac{706,750,300\text{円}}{34\text{校} \times 95,852,962\text{円}} + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{154,966,000\text{円}}{34\text{校} \times 95,852,962\text{円}}
 \end{aligned}$$

$$= \frac{B \times 0.0590 + C \times 0.1894 + D \times 0.2169}{A} + 0.5347$$

$$\left(B \times 0.0590、C \times 0.1894、D \times 0.2169 \text{ 及び } \frac{B \times 0.0590 + C \times 0.1894 + D \times 0.2169}{A} \right)$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	801人以上 1,200人以下	1.20
301人以上 500人以下	0.80	1,201人以上 1,700人以下	1.40
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.60

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から養護学園学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
15学級以下	0.67	24学級以上 32学級以下	1.67
16学級以上 20学級以下	1.00	33学級以上	2.00
21学級以上 23学級以下	1.33		

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	801人以上 1,200人以下	1.19
301人以上 500人以下	0.81	1,201人以上 1,700人以下	1.38
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.57

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

特別支援学校及び養護学園の管理運営費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left(B \times \frac{\text{特別支援学校1校}}{\text{当たり経費}} + C \times \frac{\text{養護学園1園}}{\text{当たり経費}} \right)}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 59,916,231\text{円} + C \times 73,000,288\text{円})}{A \times 95,852,962\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校数（休校を除く。）

C：当該年度の4月1日現在における区立養護学園数

(3) 算出内訳

特別支援学校

区分	節名	金額	
基 準 的 経 費	特別支援学校報酬	2,959,200円	
	管理運営費	給与費	30,786,016円
		職員手当等	3,240,600円
		賃金	15,072,465円
		旅費	155,720円
		需用費	4,803,600円
		役務費	512,200円
		委託料	148,700円
		工事請負費	1,608,600円
		備品購入費	580,100円
		使用料及び借賃	49,030円
合計	59,916,231円		
特定財源	0円		
差引一般財源	59,916,231円		
特別支援学校1校当たり経費	59,916,231円		

養護学園

区分	節名	金額	
基 準 的 経 費	養護学園報酬	2,959,200円	
	管理運営費	給与費	43,870,073円
		職員手当等	3,240,600円
		賃金	15,072,465円
		旅費	155,720円
		需用費	4,803,600円
		役務費	512,200円
		委託料	148,700円
		工事請負費	1,608,600円
		備品購入費	580,100円
		使用料及び借賃	49,030円
合計	73,000,288円		
特定財源	0円		
差引一般財源	73,000,288円		
養護学園1園当たり経費	73,000,288円		

3 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B - A) \times 0.9 + (C - B) \times 0.6 + (D - C) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：平成30年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

C：平成29年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

D：平成28年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

※1 (B - A)、(C - B) 及び (D - C) が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上かつD以上のときは、(B - A)、(C - B) 及び (D - C) はいずれも0とする。

※2 0.9は初年度、0.6は第2年度、0.3は第3年度の算入率である。

第2 中学校費（生徒数、学校数）

「生徒数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

準要保護生徒数の多少により要保護・準要保護生徒就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{\text{標準区準要保護生徒数}}{\text{標準区生徒数}} \right) \times \frac{\text{準要保護生徒1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{980\text{人}}{10,800\text{人}} \right) \times \frac{156,193\text{円}}{28,585\text{円}}$$

$$= \left(\frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 2.732 + 0.504$$

（ $\frac{B}{A}$ 及び $\frac{D}{C}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：平成29年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

B：Aのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：平成30年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

D：Cのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ）の生徒数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \left(\frac{B \times \text{生徒数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} + \text{固定費（給与費）比率} \right) - 1 \right\} \times \frac{\text{標準区中学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$+ \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left\{ \left(\frac{B \times 0.151 + C \times 0.667}{A} + 0.182 \right) - 1 \right\} \times \frac{253,984,632\text{円}}{18\text{校} \times 97,554,600\text{円}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right)$$

$$\times \frac{414,301,900\text{円}}{18\text{校} \times 97,554,600\text{円}} + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{51,655,100\text{円}}{18\text{校} \times 97,554,600\text{円}}$$

$$= \frac{B \times 0.0218 + C \times 0.1258 + D \times 0.2359}{A} + 0.6165$$

$$\left(B \times 0.0218、C \times 0.1258、D \times 0.2359 \text{ 及び} \frac{B \times 0.0218 + C \times 0.1258 + D \times 0.2359}{A} \right)$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.6を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	901人以上 1,300人以下	1.40
301人以上 500人以下	0.80	1,301人以上 1,700人以下	1.60
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.80
701人以上 900人以下	1.20		

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から夜間学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級（夜間学級を除く。）の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
19学級以下	1.00	30学級以上 40学級以下	2.00
20学級以上 29学級以下	1.50	41学級以上	2.50

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.62を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	901人以上 1,300人以下	1.38
301人以上 500人以下	0.81	1,301人以上 1,700人以下	1.57
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.76
701人以上 900人以下	1.19		

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B - A) \times 0.9 + (C - B) \times 0.6 + (D - C) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：平成30年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

C：平成29年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

D：平成28年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

※1 (B-A)、(C-B)及び(D-C)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上かつD以上のときは、(B-A)、(C-B)及び(D-C)はいずれも0とする。

※2 0.9は初年度、0.6は第2年度、0.3は第3年度の算入率である。

第3 その他の教育費（幼稚園数、人口）

「幼稚園数」を測定単位とするもの

1 態容補正

(1) 目的

幼稚園の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区幼稚園管理運営費のうち給与費及び教職調整額等} \cdot \text{教員特別手当}}{\text{標準区幼稚園管理運営費}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{460,379,693\text{円}}{650,845,278\text{円}} = \frac{B \times 0.707}{A} + 0.293$$

(B × 0.707 に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の幼稚園（休園及び区立認定こども園を除く。以下Bに同じ。）数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立幼稚園について、幼稚園ごとにその学級数に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区分	率	区分	率
1学級	0.60	7学級	2.00
2学級	0.80	8学級	2.20
3学級	1.00	9学級	2.40
4学級	1.20	10学級	2.60
5学級	1.40	11学級	2.80
6学級	1.80	12学級	3.00

「人口」を測定単位とするもの

1 密度補正（I）

(1) 目的

幼稚園就園奨励措置を受ける者の多少により幼稚園就園奨励費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区奨励措置幼稚園児数}}{\text{標準区人口}} \right) \times \frac{\text{奨励措置幼稚園児1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{1,897\text{人}}{350,000\text{人}} \right) \times \frac{123,502\text{円}}{6,443\text{円}} = \frac{B \times 19.17}{A} + 0.896$$

(B × 19.17 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：平成30年4月1日現在における住民基本台帳人口

B：平成30年度において、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱により幼稚園就園奨励措置を受けた者の数

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園の園児の多少により施設型給付費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区施設型給付費対象園児数}}{\text{標準区人口}} \right) \times \frac{\text{園児1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{377\text{人}}{350,000\text{人}} \right) \times \frac{126,734\text{円}}{6,443\text{円}} = \frac{B \times 19.67}{A} + 0.979$$

(B × 19.67 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の5月1日現在における当該区の区域内の私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたもの（認定こども園を除く。）に限る。）の園児の数

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

昼間人口比率により図書館管理費を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{図書館管理運営費（地区館分）}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{572,031,954\text{円}}{350,000\text{人} \times 6,443\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.254$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.0	6.00以上 10.00未満	3.0
1.25以上 1.75未満	1.5	10.00以上 15.00未満	3.5
1.75以上 3.00未満	2.0	15.00以上	4.0
3.00以上 6.00未満	2.5		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	1.508
1.25以上 1.75未満	1.127	10.00以上 15.00未満	1.635
1.75以上 3.00未満	1.254	15.00以上	1.762
3.00以上 6.00未満	1.381		

(注) 昼間人口比率：「議会総務費」(人口)の態容補正(I)の説明欄参照

4 態容補正(II)

(1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費(1号認定分)を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left(\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right) + C \times \left(\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right)}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 945,420円 + C \times 1,314,100円)}{A \times 6,443円}$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園管理運営費(1園当たり経費)

差引一般財源(1園当たり経費)	222,659,275
数 値(1園当たり定員)	120人
数 値(1園当たり定員補正後)	223人
1人当たり経費	998,470

(注) 内訳：「民生費」(18歳未満人口)の態容補正(I)の(3)算出内訳参照

1人当たり経費(認定区分、歳児別)

認定区分	歳児別	補正率	1人当たり経費(円)		
			経費	利用者負担額	差引一般財源
1号認定	4歳以上児	1.000	998,470	53,050	945,420
	3歳児	1.370	1,367,900	53,800	1,314,100

5 態容補正 (Ⅲ)

(1) 目 的

私立認定こども園の施設型給付費に係る経費 (1号認定分) を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left[\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 129,260\text{円} + C \times 195,430\text{円})}{A \times 6,443\text{円}}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の人口)

B : 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C : 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費 (1園当たり経費(1号認定分))

区 分	対象者数		公定価格			利用者負担額		国庫支出金	都支出金	差引一般財源	
	定員	延人員	単価	加算額	金額	単価	金額	全国統一費用分1/2	全国統一費用分1/4 地方単独費用分1/2	J	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	E-G-H-I	
基 準 的 分 1 経 費	4歳以上児	80	960	26,700		25,632,000	16,570	15,907,200			
	3歳児	40	480	34,500		16,560,000	16,570	7,953,600			
	処遇改善 等加算Ⅰ	4歳以上児	80	960	3,250		3,120,000				
		3歳児	40	480	4,160		1,996,800				
	副園長・教頭配置加算	120	1,440	960	117	1,550,880					
	学級編成調整加配加算	120	1,440	3,900	390	6,177,600					
	3歳児配置改善加算	40	480	7,800	910	4,180,800					
	チーム保育加配加算	120	1,440	7,800	780	12,355,200					
	給食実施加算	120	1,440	920	104	1,474,560					
	事務職員雇上費加算	120	1,440	650	80	1,051,200					
	冷暖房費加算	120	1,440	110		158,400					
	施設機能強化推進費加算					21,600					
	処遇改善 等加算Ⅱ	①(6人)	120	1,440	1,241		1,787,040				
		②(4人)	120	1,440	104		149,760				
合 計					76,215,840		23,860,800	16,040,813	18,157,110	18,157,117	

1人当たり経費 (認定区分、歳児別)

認定区分	歳児別	1人当たり経費 (円)			
		公定価格	利用者負担額	国庫支出金 都支出金	差引一般財源
1号認定	4歳以上児	565,450	198,840	237,350	129,260
	3歳児	774,490	198,840	380,220	195,430

第8項 その他諸費

第1 その他行政費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

その他行政費の100分の60を人口により、100分の15を昼間人口により、100分の25を経常的経費単位費用分の総額に対する当該特別区の当該経費の占める割合により算出する。

$$1 + \left\{ \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right) \times 0.15 + \left(\frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right) \times 0.25 \right\}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該特別区の昼間人口（平成27年国勢調査結果による。以下同じ。）

C：当該特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額

a：各特別区の測定単位の数値を合算した数

b：各特別区の昼間人口を合算した数

c：各特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額を合算した額

第2節 投資的経費

1 低地係数（I）及び地価係数

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差及び用地費の単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（I）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	率	説 明			
		主体等・基礎・設計	特別基礎	計	率
墨田区、江東区、荒川区、 足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	331,400円/㎡	23,200円/㎡	354,600円/㎡ ① ②	$\frac{\text{①}}{\text{②}}$ 1.070 ③
千代田区、中央区、台東区、 大田区、北区、板橋区	1.030	331,400円/㎡	9,940円/㎡	341,340円/㎡ ④ ⑤	$\frac{\text{④}}{\text{⑤}}$ 1.030 ③
そ の 他 の 特 別 区	1.000	331,400円/㎡	—	331,400円/㎡ ⑥	1.000

イ 用地につき、知事が定める係数（以下「地価係数」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める用地費の割合（以下「用地費率」という。）に乗じて算出する。

算式

態 容 補 正

$$1 + \alpha (A - 1) + \beta (B - 1)$$

アの式 イの式

算式の符号

A：低地係数（I）

B：地価係数

α ：工事費率

β ：用地費率

2 低地係数（Ⅱ）

(1) 目的

義務教育施設の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（Ⅱ）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	区 名	率
低 地 地 区	墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.033
山 手 地 区	その他の特別区	1.000

算式

$$1 + \alpha (A - 1)$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

α ：工事費率

第1項 議会総務費

第1 議会総務費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区議会総務費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 659,162,160\text{円}}{831,953,160\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 659,162,160\text{円} - 659,162,160\text{円}}{831,953,160\text{円}} \\ & = 1 + 0.792 \times A - 0.792 \\ & = 0.792 \times A + 0.208 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.055
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.024
その他の特別区	1.000	1.000

第2項 民生費

第1 社会福祉費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区社会福祉費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 221,809,320\text{円}}{299,335,320\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 221,809,320\text{円} - 221,809,320\text{円}}{299,335,320\text{円}} \\ & = 1 + 0.741 \times A - 0.741 \\ & = 0.741 \times A + 0.259 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.052
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.022
その他の特別区	1.000	1.000

第2 老人福祉費（65歳以上人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区と同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{395,291,376\text{円}}{451,754,500\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.845 + 0.125$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。)

2 態容補正（I）

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区老人福祉費}} \right\}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 318,529,500\text{円}}{451,754,500\text{円}} \right\}$$

$$= 1 + \frac{A \times 318,529,500\text{円} - 318,529,500\text{円}}{451,754,500\text{円}}$$

$$= 1 + 0.705 \times A - 0.705$$

$$= 0.705 \times A + 0.295$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.049
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.021
その他の特別区	1.000	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）の整備費、改築経費、大規模改修経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 7,171\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅の整備費、改築経費、大規模改修経費として知事が算定した額

第3 児童福祉費（15歳未満人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区15歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{39,300\text{人}}{38,000\text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{822,701,043\text{円}}{937,025,978\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.849 + 0.122$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。)

2 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区児童福祉費}} \right\} \\
 & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 678,073,078\text{円}}{937,025,978\text{円}} \right\} \\
 & = 1 + \frac{A \times 678,073,078\text{円} - 678,073,078\text{円}}{937,025,978\text{円}} \\
 & = 1 + 0.724 \times A - 0.724 \\
 & = 0.724 \times A + 0.276
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.051
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.022
その他の特別区	1.000	1.000

第3項 衛生費

第1 衛生費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

低地係数（Ⅰ）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区衛生費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 148,290,600\text{円}}{200,120,600\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 148,290,600\text{円} - 148,290,600\text{円}}{200,120,600\text{円}} \\ & = 1 + 0.741 \times A - 0.741 \\ & = 0.741 \times A + 0.259 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

したがって、補正係数は低地係数（Ⅰ）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（Ⅰ）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.052
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.022
その他の特別区	1.000	1.000

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

老人保健施設の整備費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 572\text{円（単位費用）}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における老人保健施設の整備費として知事が算定した額

第4項 清掃費

第1 収集作業費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

車庫整備に伴う用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 327 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃事業移管に伴う車庫整備に要した用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料等について当該年度経費として知事が算定した額

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 327 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費として知事が算定した額

第5項 経済労働費

第1 生活経済費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区生活経済費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 66,835,200\text{円}}{90,195,200\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 66,835,200\text{円} - 66,835,200\text{円}}{90,195,200\text{円}} \\ & = 1 + 0.741 \times A - 0.741 \\ & = 0.741 \times A + 0.259 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.052
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.022
その他の特別区	1.000	1.000

第6項 土木費

第1 建築公害費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

空き家等対策等事業費に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,265 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における空き家等の除却・解体・改修（国庫補助又は都補助対象事業に限る）に要する経費として、知事が算定した額

第2 都市整備費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

まちづくりに要する事業費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B + C + D}{A \times 205 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型）の一部に係る用地取得経費として、知事が算定した額

C：当該年度の前年度における都心共同住宅供給事業、防災生活圈促進事業、都市防災不燃化促進事業（特別区制度分）、優良建築物等整備事業、地区計画促進事業、都市再生交通拠点整備事業、都市再生総合整備事業、鉄道駅総合改善事業、鉄道駅エレベーター等整備事業、鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業、ホームドア等整備促進事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、不燃化推進特定整備事業及び防災生活道路整備・不燃化促進事業に要する経費、首都圏新都市鉄道株出資金並びに雨水流出抑制事業助成金として、知事が算定した額

D：当該年度の前年度における街路整備事業、雨水流出抑制貯留施設建設事業、自転車駐車場整備事業及び自動車駐車場整備事業に要する整備費として、知事が算定した額

第3 道路橋りょう費（道路面積）

1 種別補正

(1) 目的

道路幅員ごとに1㎡当たりの工事単価が異なるので、幅員種別ごとにその単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 補正係数算出表

幅員別種別	道路改良 (A)	ガードパイプ (B)	㎡当り単価 (A) + (B)	補正係数
8.5m以上 (平均14m)	19,600円/㎡×1/90(実施率) =218円	21,600円/m ×1m/14㎡(道路1㎡当たり ガードパイプの設置延長) ×2 (両側) ×0.2(設置率)×1/65(実施率) =9円	227円 (a)	(a)/(c) 1.384
6.5m以上 8.5m未満 (平均7.5m)	15,900円/㎡×1/90= 177円	21,600円/m ×1m/7.5㎡×2 (両側) ×0.2×1/65=18円	195円 (b)	(b)/(c) 1.189
4.5m以上 6.5m未満 (平均5.5m)	13,700円/㎡×1/90= 152円	21,600円/m ×1m/5.5㎡×1 (片側) ×0.2×1/65=12円	164円 (c)	(c)/(c) 1.000
4.5m未満 (平均3.5m)	12,500円/㎡×1/90= 139円		139円 (d)	(d)/(c) 0.848
橋りょうの 種別	鋼橋	535,000円/㎡×1/50= 10,700円	10,700円 (e)	(e)/(c) 65.244
	木橋・石橋 コンクリート橋	293,900円/㎡×1/50= 5,878円	5,878円 (f)	(f)/(c) 35.841

(注) 1橋当たりの基準面積は、鋼橋250㎡、その他の橋りょう50㎡である。

2 密度補正

(1) 目的

交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 11,329円 + C \times 27円 + D \times 24円) - A \times 20円}{A \times 206円 \quad (\text{単位費用})}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の初日に属する年の前年及び前々年に発生した交通事故件数の合計

C：平成27年国勢調査による人口集中地区人口

D：当該年度の前年度の4月1日現在における当該区が管理する改良済道路延長の数値

(注) 20円：単位費用のうち交通安全施設整備分

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 206 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費として、知事が算定した額

(参考)

措置基準 …… 特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業（原則として片側幅員2m未満の道路を除く。）について、前年度の実績の4分の3を措置する。

なお、平成30年度については、本事業に要する経費を都市計画交付金の交付対象とする。

4 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 206 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：排水場に排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費として知事が算定した額

(参考)

措置基準 …… 一の更新事業及び撤去事業で、排水場の維持管理費（経常的経費の態容補正）の工事請負費の年額を超える場合に措置する。

5 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

都市計画交付金により算定された道路事業の更新及び改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 206 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の前年度における道路事業の更新・改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

第4 公園費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

ア 用地費に係る単価に差があるので、その差を補正するものである。

イ 地域間の公園保有状況の格差を是正するため、1人当たり公園面積を指標として必要投資額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$\left[1 + (A-1) \times \frac{\text{用地費} + \text{元利償還金}}{\text{標準区公園費}} \right] \times B$$

$$= \left[1 + (A-1) \times \frac{41,658,700\text{円} + 127,356,495\text{円}}{578,958,355\text{円}} \right] \times B$$

$$= \left[1 + (A-1) \times 0.292 \right] \times B = (A \times 0.292 + 0.708) \times B$$

($A \times 0.292$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：地価係数

B：次の表に定める1人当たりの公園面積〔当該年度の前年度4月1日現在における東京都公園調書に記載された当該特別区内の区立公園、区立児童遊園、都立公園(海上公園を除く。)、国民公園その他都市公園に準じる公園の総面積(1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を同日現在における住民基本台帳人口で除して得た面積(0.1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。〕に対応する率

一人当たり公園面積	率
1.5㎡以下	1.286
1.6㎡以上 1.7㎡以下	1.212
1.8㎡以上 1.9㎡以下	1.129
2.0㎡以上 2.1㎡以下	1.059
2.2㎡以上 4.4㎡以下	1.000
4.5㎡以上	0.561

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

都市計画交付金により算定された公園事業の改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 1,654\text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における公園事業の改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

第7項 教育費

第1 小学校費（学校数）

1 密度補正

(1) 目的

学級数の多少により小学校費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区学級数}}{\text{標準区学校数}}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{612\text{学級}}{34\text{校}}} = \frac{B}{A} \div 18$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校（休校を除く。以下小学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する小学校については、1校につき1学級を加える。)

2 態容補正（I）

(1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。

低地係数（II）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含)建設経費}}{\text{標準区小学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{1,495,392,500\text{円}}{4,816,433,200\text{円}}$$

$$= A \times 0.3105 + 0.6895$$

($A \times 0.3105$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（II）

区分	区名	率
低地地区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

3 態容補正（II）

(1) 目的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & (B \times C \times 242,800 + D \times 44,383,000 + E \times 153,746,000 - E \times 75,603,000 \times \frac{1}{2} \\ & + F \times 16,900 + G \times 28,000 + H \times 1,001,000 - I \times 182,300 \times \frac{1}{2} \\ & - I \times 182,300 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 335,947,500 - J \times 258,916,500 \times \frac{1}{2} - K \\ & + L \times 72,450,000 - L \times 43,225,000 \times \frac{1}{3} + M \times 9,075,000 + N) \\ & \times \frac{1}{A \times 141,659,800 \text{円 (単位費用)}} + 1 \end{aligned}$$

算式の符号

- A : 測定単位の数値 (当該区の小学校及び義務教育学校の学校数)
- B : 知事が算定した小学校及び義務教育学校 (前期課程) 校舎の新增築面積
- C : 低地係数 (Ⅱ)
- D : 知事が算定した小学校及び義務教育学校の新設校数
- E : 知事が算定した給食室の建設を要する学校数
- F : 知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積
- G : 知事が算定した工事用仮設校舎面積
- H : 知事が算定した防火戸設置数
- I : Bに係る国庫支出金対象面積
- J : 知事が算定した屋内運動場の新設棟数
- K : 屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額
- L : 知事が算定した学校プールの新設基数
- M : Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数
- N : 知事が算定した元利償還金相当額

4 態容補正 (Ⅲ)

(1) 目的

特別支援学校及び養護学園の改修・改築経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{特別支援学校及び養護学園1施設当たり経費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 28,768,700 \text{円}}{A \times 141,659,800 \text{円}}$$

算式の符号

- A : 測定単位の数値 (当該区の小学校及び義務教育学校の学校数)
- B : 当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校 (休校を除く。以下同じ。) 及び当該年度の4月1日現在における区立養護学園の数

(3) 算出内訳

特別支援学校及び養護学園

区分	節名	金額	
基 準 的 経 費	義務教育施設	(改 修 事 業)	
	大規模改修	校 舎	7,047,000 円
		給 食 室	1,434,000 円
		屋 内 運 動 場	1,453,000 円
		プ ー ル	499,000 円
		校 庭	1,602,000 円
		フ ェ ン ス	593,000 円
	改 築	(校 舎)	
		建 設 費	9,298,700 円
		取 壊 し 経 費	647,200 円
		仮 設 校 舎 建 設 費	1,072,300 円
		給 食 室 設 置 経 費	3,051,800 円
		(屋 内 運 動 場)	
		建 設 費	3,949,800 円
		取 壊 し 経 費	215,900 円
		(プ ー ル)	
		建 設 費	1,932,000 円
	取 壊 し 経 費	146,000 円	
	合 計		32,941,700 円
	特 定 財 源	国庫支出金	校 舎 建 設 費
給 食 室 設 置 経 費			447,000 円
屋 内 運 動 場 建 設 費			1,015,000 円
プ ー ル 建 設 費			384,000 円
合 計			4,173,000 円
差 引 一 般 財 源		28,768,700 円	
特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園 1 施 設 当 た り 経 費		28,768,700 円	

5 態容補正 (IV)

(1) 目 的

特別支援学校施設（校舎・屋内運動場・学校プール）等の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & (B \times C \times 242,800 + D \times 44,383,000 + E \times 143,434,000 - E \times 63,042,000 \times \frac{1}{2} \\
 & + F \times 42,363,000 + G \times 1,001,000 - H \times 182,300 \times \frac{1}{2} - H \times 182,300 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} \\
 & + I \times 173,918,500 - I \times 134,039,900 \times \frac{1}{2} - J + K \times 267,000 \\
 & - L \times 182,300 \times \frac{1}{2} - L \times 182,300 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + M \times 57,960,000 \\
 & - M \times 34,580,000 \times \frac{1}{3} + N \times 7,260,000 + O) \times \frac{1}{A \times 141,659,800 \text{円 (単位費用)}} + 1
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）

B：知事が算定した特別支援学校校舎の新增築面積

C：次の表に定める特別支援学校校舎の建設地域ごとの率

特別支援学校校舎の建設地域	率
墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
その他の特別区・特別区以外の地域	1.000

D：知事が算定した特別支援学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した活性汚泥槽の設置を要する学校数

G：知事が算定した防火戸設置数

H：Bに係る国庫支出金対象面積

I：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

J：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

K：知事が算定した寄宿舎の建設面積

L：Kに係る国庫支出金対象面積

M：知事が算定した学校プールの新設基数

N：Mのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

O：知事が算定した元利償還金相当額

第2 中学校費（学校数）

1 密度補正

(1) 目的

学級数の多少により中学校費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区学級数}}{\text{標準区学校数}}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{270\text{学級}}{18\text{校}}} = \frac{B}{A} \div 15$$

$\left(\frac{B}{A}\right)$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校（休校を除く。以下中学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する中学校については、1校につき1学級を加える。）

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。
低地係数（Ⅱ）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含)建設経費}}{\text{標準区中学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{869,704,000\text{円}}{2,769,654,900\text{円}}$$

$$= A \times 0.3140 + 0.6860$$

（A × 0.3140 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

区分	区名	率
低地地区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\left(B \times C \times 242,800 + D \times 56,754,000 + E \times 143,434,000 - E \times 63,042,000 \times \frac{1}{2} \right. \\ \left. + F \times 16,900 + G \times 28,000 + H \times 1,001,000 - I \times 182,300 \times \frac{1}{2} \right. \\ \left. - I \times 182,300 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 314,657,000 - J \times 242,507,800 \times \frac{1}{2} - K \right. \\ \left. + L \times 86,940,000 - L \times 51,870,000 \times \frac{1}{3} + M \times 10,890,000 + N \right) \\ \times \frac{1}{A \times 153,869,717\text{円(単位費用)}} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数）

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）校舎の新増築面積

C：低地係数（Ⅱ）

D：知事が算定した中学校、義務教育学校及び中等教育学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積

G：知事が算定した工事用仮設校舎面積

H：知事が算定した防火戸設置数

I：Bに係る国庫支出金対象面積

J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

L：知事が算定した学校プールの新設基数

M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

N：知事が算定した元利償還金相当額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

武道場の新築・改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\left(B \times 276,500 - B \times 126,300 \times \frac{1}{3} + C \times 116,640,000 \times \frac{1}{44} - C \times 50,520,000 \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{44} + C \times 800,000 \right) \times \frac{1}{A \times 153,869,717 \text{円(単位費用)}} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数)

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の新築面積

C：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の設置校数

第3 その他の教育費（園児数、人口）

「園児数」を測定単位とするもの

1 態容補正

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。低地係数（Ⅰ）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{改築工事費}}{\text{標準区その他の教育費(園児数)}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{249,981,000 \text{円}}{329,368,500 \text{円}}$$
$$= A \times 0.759 + 0.241$$

(A × 0.759 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

「人口」を測定単位とするもの

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する（低地係数（Ⅰ）の説明と同じ）とともに、昼間人口による需要増加に対処するために経費の一部について割増の補正をするものである。なお、昼間人口比率の多少により影響を受ける経費は、改築経費及び大規模改修経費のうち図書館（地区館）にかかる経費（全て比例費）とする。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & \left[\frac{\text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受けない経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{大規模改修を除く工事費のうち固定費} \right] \times (B-1) \\
 & + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{1} \\
 & + \frac{\text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (B \times C - 1)}{1} + \frac{\text{大規模改修経費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (C - 1)}{1} \\
 & + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{1} + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{1} \\
 & = 1 + \frac{\left[340,566,490\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 251,596,750\text{円} \right] \times (B-1)}{661,144,690\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 415,393,790\text{円}} \\
 & + \frac{125,316,000\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} \times (B \times C - 1)}{661,144,690\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 415,393,790\text{円}} + \frac{43,800,000\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} \times (C - 1)}{661,144,690\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 415,393,790\text{円}} \\
 & = 1 + \frac{(973 \times A + 251,596,750) \times (B-1)}{1,889 \times A + 415,393,790} + \frac{358 \times A \times (B \times C - 1)}{1,889 \times A + 415,393,790} \\
 & + \frac{125 \times A \times (C - 1)}{1,889 \times A + 415,393,790} \\
 & = 1 + \frac{B \times (973 \times A + 251,596,750) - (973 \times A + 251,596,750) + 358 \times A \times B \times C - 358 \times A}{1,889 \times A + 415,393,790} \\
 & + \frac{125 \times A \times C - 125 \times A}{1,889 \times A + 415,393,790}
 \end{aligned}$$

(B × (973 × A + 251,596,750) 、 358 × A × B × C 及び 125 × A × C に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値(当該区の人口)

B : 低地係数 (I)

C : 昼間人口比率に対応する次の表の率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	3.000
1.25以上 1.75未満	1.500	10.00以上 15.00未満	3.500
1.75以上 3.00未満	2.000	15.00以上	4.000
3.00以上 6.00未満	2.500		

(注) 昼間人口比率 : 「議会総務費」 (人口) の態容補正 (I) (経常) の説明欄参照

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

区立認定こども園（1号認定分）の改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{1 \text{施設当たり改築工事費}}{1 \text{施設当たり経費}} \right] \times C \times 1 \text{人当たり経費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{5,177,762 \text{円}}{11,755,062 \text{円}} \right] \times C \times 141,627 \text{円}}{A \times 3,076 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 0.440 + 0.560) \times C \times 141,627}{A \times 3,076}$$

（B × 0.440 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：低地係数（Ⅰ）

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた者の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園（1・2号認定分）

区 分		金 額
基準的経費	大規模改修	6,577,300円
	改築	6,272,762円
	合計	12,850,062円
特定財源	国庫支出金 園舎建設費	1,095,000円
	合計	1,095,000円
差引一般財源	1施設当たり経費	11,755,062円
対象者数（1・2号認定）		83人
1人当たり経費		141,627円

第 4 部

資 料 編

平成31年度 都区財政調整方針

平成31年1月30日
都区協議会

平成31年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

記

第一 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

第二 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

第三 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案及び予算案を平成31年第一回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、平成31年度測定単位の数値の確認を待って行う。

平成 31 年度 都区財政調整

(単位：百万円、%)

区 分		平成 31 年度 当初見込ア	平成 30 年度 当初見込イ	差引増△減 ウ=ア-イ	増減率 エ=ウ/イ	備 考	
交 付 金 の 総 額	調 整 税	固 定 資 産 税	1,267,478	1,230,907	36,571	3.0	
		市町村民税法人分	688,436	623,550	64,886	10.4	
		特別土地保有税	10	10	0	0.0	
		計	1,955,924	1,854,467	101,457	5.5	
		条 例 で 定 め る 割 合	55%	55%	—	—	
		当 年 度 分	1,075,758	1,019,957	55,801	5.5	
		精 算 分	6,217	2,820	3,397	—	
		計 A	1,081,975	1,022,777	59,198	5.8	
	内 訳	普通交付金分 A×95%	1,027,877	971,638	56,239	5.8	
		特別交付金分 A×5%	54,098	51,139	2,959	5.8	
基 準 財 政 収 入 額 B		1,165,313	1,131,526	33,787	3.0		
特 別 区 税	特 別 区 民 税	877,799	843,500	34,299	4.1		
	軽 自 動 車 税	3,301	3,299	2	0.1		
	軽自動車税環境性能割	45	—	45	皆増		
	特別区たばこ税	64,370	62,927	1,443	2.3		
	鈷 産 税	0	0	0			
	小 計	945,515	909,726	35,789	3.9		
	利 子 割 交 付 金	2,808	2,527	281	11.1		
	配 当 割 交 付 金	14,286	12,131	2,155	17.8		
	株式等譲渡所得割交付金	9,142	8,397	745	8.9		
	地方消費税交付金	165,603	167,533	△ 1,930	△ 1.2		
	ゴルフ場利用税交付金	32	33	△ 1	△ 3.0		
	自動車取得税交付金	3,228	6,760	△ 3,532	△ 52.2		
	環境性能割交付金	1,140	—	1,140	皆増		
	地方特例交付金	5,130	4,798	332	6.9		
	計	1,146,884	1,111,905	34,979	3.1		
	地方揮発油譲与税	3,705	3,794	△ 89	△ 2.3		
	自動車重量譲与税	9,826	9,033	793	8.8		
	航空機燃料譲与税	956	945	11	1.2		
	交通安全対策特別交付金	971	1,021	△ 50	△ 4.9		
	合 計	1,162,342	1,126,698	35,644	3.2		
	特別区民税特例加減算額	△ 8,339	△ 6,614	△ 1,725	—		
	地方消費税交付金特例加算額	11,310	11,442	△ 132	△ 1.2		
基 準 財 政 需 要 額 C		2,193,190	2,103,164	90,026	4.3		
	経 常 的 経 費	1,839,990	1,877,363	△ 37,373	△ 2.0		
	投 資 的 経 費	353,200	225,801	127,399	56.4		
	差 引 C-B	1,027,877	971,638	56,239	5.8		
交 付 額	普 通 交 付 金	1,027,877	971,638	56,239	5.8		
	特 別 交 付 金	54,098	51,139	2,959	5.8		
	計	1,081,975	1,022,777	59,198	5.8		